

# **令和 2 年度 施策評価結果**

## **(令和元年度決算)**

**尼　　崎　　市**

**令和 2 年 8 月**





# — 目次 —

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| <b>1 施策評価とは</b>                | 1   |
| (1) 総合計画と施策評価                  | 1   |
| (2) 施策評価の目的                    | 3   |
| (3) 評価手法                       | 3   |
| (4) 施策評価結果の活用                  | 5   |
| <b>2 「まちの通信簿」</b>              | 8   |
| (1) 「まちの通信簿」とは                 | 8   |
| (2) 総合指標によるまちづくりの評価            | 9   |
| (3) 4つの「ありたいまち」に向けた主要取組項目ごとの評価 | 14  |
| (4) 総合評価                       | 23  |
| <b>3 新型コロナウイルス感染症への対応</b>      | 27  |
| <b>4 施策評価結果を踏まえて</b>           | 32  |
| <b>5 施策別の評価</b>                | 34  |
| <b>施策評価表の見方</b>                | 35  |
| <b>施策01【地域コミュニティ】</b>          | 37  |
| <b>施策02【生涯学習】</b>              | 41  |
| <b>施策03【学校教育】</b>              | 45  |
| <b>施策04【子ども・子育て支援】</b>         | 53  |
| <b>施策05【人権尊重・多文化共生】</b>        | 61  |
| <b>施策06【地域福祉】</b>              | 65  |
| <b>施策07【高齢者支援】</b>             | 71  |
| <b>施策08【障害者支援】</b>             | 75  |
| <b>施策09【生活支援】</b>              | 81  |
| <b>施策10【健康支援】</b>              | 85  |
| <b>施策11【消防・防災】</b>             | 93  |
| <b>施策12【生活安全】</b>              | 99  |
| <b>施策13【地域経済の活性化・雇用就労支援】</b>   | 105 |
| <b>施策14【魅力創造・発信】</b>           | 113 |
| <b>施策15【環境保全・創造】</b>           | 121 |
| <b>施策16【住環境・都市機能】</b>          | 127 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 6 行政運営の評価                 | 134 |
| 行政運営評価表の見方                | 135 |
| 行政運営 1（ともにまちづくりを進めるために）   | 137 |
| 行政運営 2（市民生活を支え続けるために）     | 139 |
| 行政運営 3（行政運営の実効力を高めていくために） | 141 |

## 《参考資料》

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 市民意識調査結果                 | 144 |
| (1) 調査の目的                | 145 |
| (2) 実施概要                 | 145 |
| (3) 調査結果                 | 145 |
| (4) 傾向区分                 | 146 |
| 施策別事務事業一覧表               | 148 |
| 施策別事務事業一覧表の見方            | 149 |
| 施策 0 1 【地域コミュニティ】        | 151 |
| 施策 0 2 【生涯学習】            | 153 |
| 施策 0 3 【学校教育】            | 155 |
| 施策 0 4 【子ども・子育て支援】       | 159 |
| 施策 0 5 【人権尊重・多文化共生】      | 163 |
| 施策 0 6 【地域福祉】            | 163 |
| 施策 0 7 【高齢者支援】           | 165 |
| 施策 0 8 【障害者支援】           | 169 |
| 施策 0 9 【生活支援】            | 171 |
| 施策 1 0 【健康支援】            | 173 |
| 施策 1 1 【消防・防災】           | 177 |
| 施策 1 2 【生活安全】            | 179 |
| 施策 1 3 【地域経済の活性化・雇用就労支援】 | 181 |
| 施策 1 4 【魅力創造・発信】         | 183 |
| 施策 1 5 【環境保全・創造】         | 185 |
| 施策 1 6 【住環境・都市機能】        | 187 |

# 1 施策評価とは

## (1) 総合計画と施策評価

本市では、平成25年に策定した総合計画「まちづくり構想」において、市民、事業者、行政がまちづくりを進めていく上で共有する将来のまちの姿を4つの「ありたいまち」として示しています。また、「前期まちづくり基本計画」(以下、「前期計画」)においては、施策ごとに取組の方向性を示すとともに、特に重点的に取り組む方向性を、「ありたいまち」ごとに主要取組項目として示しその実現に向け取組を進めてきました。

取組を進めるにあたっては、各年度の取組状況を振り返り、事業の見直しや新たな政策立案につなげるために「施策評価」を実施し、各施策別の評価に加え、主要取組項目ごとの「成果と課題」や「今後の取組方針」について確認し、次年度の予算編成につなげてきました。

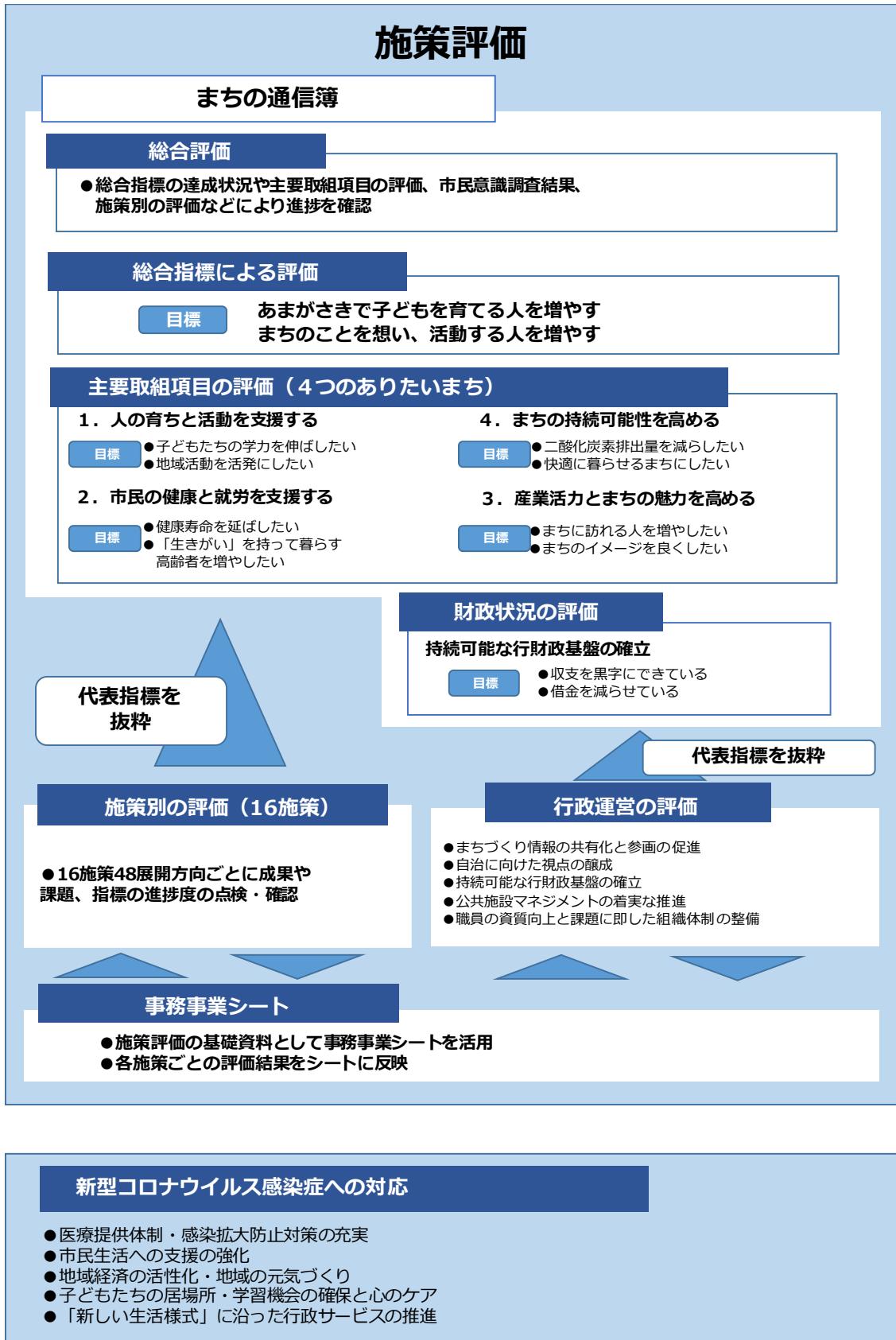
前期計画策定以降、施策評価を毎年度実施する中で、本市の最重要課題である「ファミリー世帯の定住・転入促進」に資するものを中心に、今後、「4つのありたいまち」の実現に向け、施策間の連携を図りつつ重点的に取り組んでいくべき項目について整理されてきたことから、平成30年度に策定した後期まちづくり基本計画（以下、「後期計画」）においては、計画期間中に継続して取り組む、より具体的な取組の方向性を「主要取組項目」として示しています。

こうした中、後期計画における施策評価では、各施策の評価、とりわけ、「主要取組項目」の評価において施策間連携をより意識するとともに、まちづくりの根幹となる「行政運営」についても評価を実施しています。

また、「主要取組項目」ならびに、まちづくり全体の進捗を確認するための目標と指標を定め、それらの評価結果を「まちの通信簿」としてまとめ、公表していきます。

なお、今年度については新型コロナウイルス感染症への対応といった視点ももって評価を実施しており、その評価結果については「まちの通信簿」とは別にまとるとともに、今後の対応方針を示しています。（P27【新型コロナウイルス感染症への対応】参照）

【図1 施策評価の構成】



## (2) 施策評価の目的

### ① 総合計画・総合戦略の進捗確認

本市のまちづくりの長期的な指針である、総合計画で定める4つの「ありたいまち」に向けた取組について、毎年度決算時に振り返り、成果や課題、達成状況などについて評価を行います。

### ② 効果的・効率的なまちづくりの推進

関連する施策間の連携を意識して取組状況等を評価し、今後の取組方針等を確認することに加え、一定の方向性を持った複数の事務事業の目的である「施策」という一段上位のくくりから俯瞰的に眺めて事務事業の重複度合いや優先度を評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルトを行うなど、より効果的・効率的なまちづくりの推進を図ります。

### ③ 意識の共有

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて、目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人ひとりが目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげます。

### ④ 市民の市政参画の推進

まちづくりの進捗を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政への参画を進めようとするものです。

## (3) 評価手法

### ① 施策別の評価

後期計画に掲げる16施策を構成する48展開方向ごとに、総合戦略の観点や市民意識調査結果、目標指標の進捗状況等を踏まえて評価します。

| 評価方法        | 内 容   |
|-------------|---|
| 市民意識調査      | 市内在住の満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出し、郵送にて実施した市民意識調査結果 |
| 担当局評価（一次評価） | 市民意識調査や目標指標の進捗状況等を踏まえた、施策の主たる担当局による評価           |
| 市長評価（評価結果）  | 施策の主たる担当局による評価を受けての市長による評価                      |

（P6【図3 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係】

及び【図4 総合戦略の3つの基本目標と総合戦略を支える6つの政策分野】参照）

## ② 行政運営の評価

持続可能な行財政基盤の確立、公共施設の再配置、職員の人材育成といった、「施策」に分類されない「行政運営」について、後期計画期間における目標指標の進捗状況や中長期的な目標に対する取組状況等を踏まえて、担当局評価及び市長評価を一体的に行います。

## ③ 主要取組項目の評価

「主要取組項目」を推進していくにあたっては、めざす方向性に沿って関連する施策の連携を図っていくことが不可欠です。後期計画においては、その施策間連携のイメージを「歯車」で表現しており、施策間の連携を意識して行った各施策における評価結果や指標の推移を踏まえて、「主要取組項目」ごとの評価を行います。

なお、施策間連携を確認した項目については、「主要取組項目」ごとの評価において示しています。

## ④ 総合指標によるまちづくりの評価

本市では、「ファミリー世帯の定住・転入促進」を重視するとともに、単に尼崎で暮らす人を増やすだけでなく、市内外の本市に関わりを持つすべての人が、まちに対する「誇り」や「愛着」を感じ、まちの一員として、まちの魅力を伝えたり、活動に参加したりする「あまらぶ」な人となるよう、「シチズンシップの向上とシビックプライドの醸成」に向けた取組を進めています。

そこで、「あまがさきで子どもを育てる人を増やす」と「まちのことを想い、活動する人を増やす」という2つの『総合的なまちづくりの目標』を定めるとともに、それらの目標に対する取組の進捗を測るため、「ファミリー世帯の転出超過数」と「市民参画指数」を『総合指標』として設定し、評価を行います。

## ⑤ 総合評価

総合指標によるまちづくりの評価を踏まえ、主要取組項目、施策別や行政運営の評価とあわせ、まちづくりについての総合的な評価を行います。

## (4) 施策評価結果の活用

### ① 施策評価結果の公表

施策別、行政運営、主要取組項目ごとの評価及び総合指標によるまちづくりの評価の結果に加え、それら結果を踏まえた「総合評価」等について、「施策評価結果」としてとりまとめて公表します。

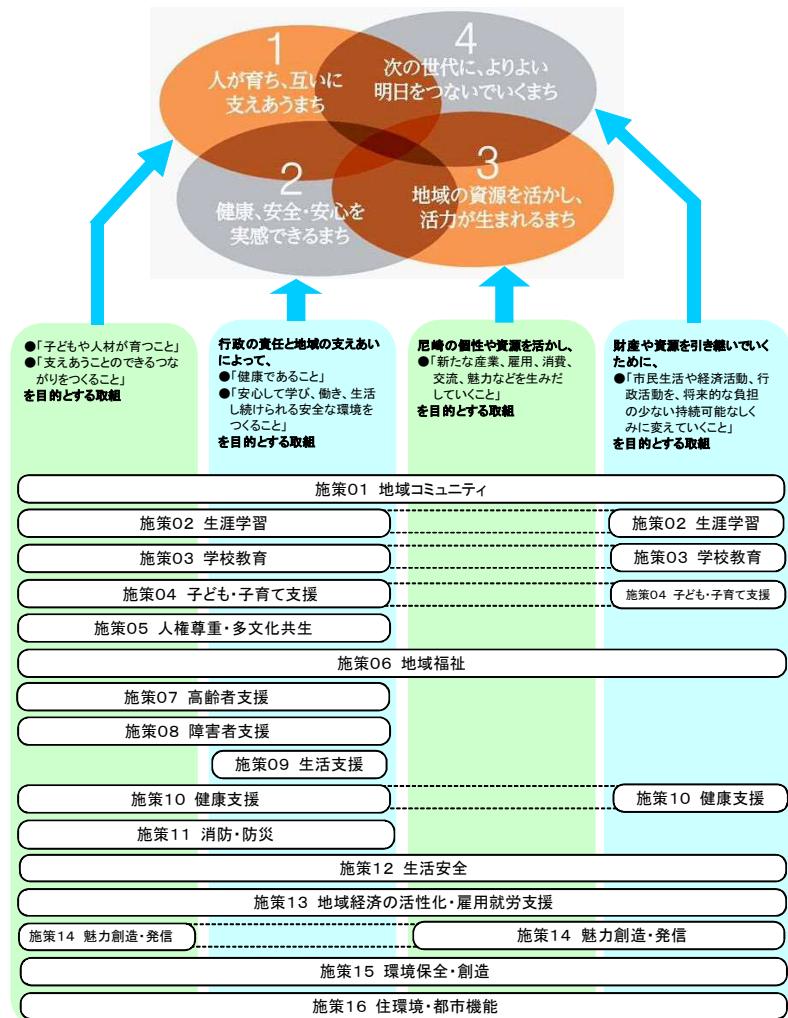
### ② 施策評価結果の反映

施策評価結果は、市議会に決算審査の附属資料としてお示しし、評価結果を踏まえた意見（提言）をいただくとともに、次年度の予算編成につなげていきます。

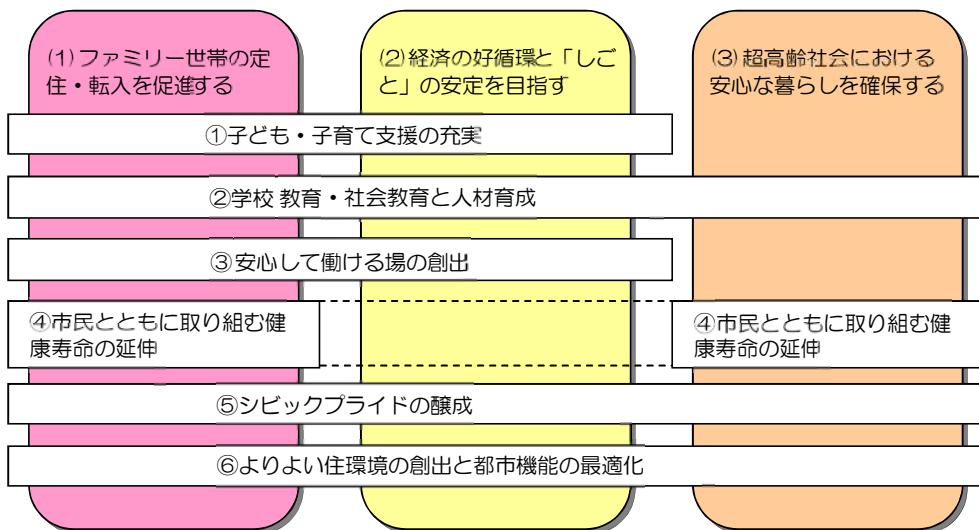
【図2 施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】



【図3 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係】



【図4 総合戦略の3つの基本目標と総合戦略を支える6つの政策分野】



※上記6つの政策分野については、各施策評価表に関連を表記しています。

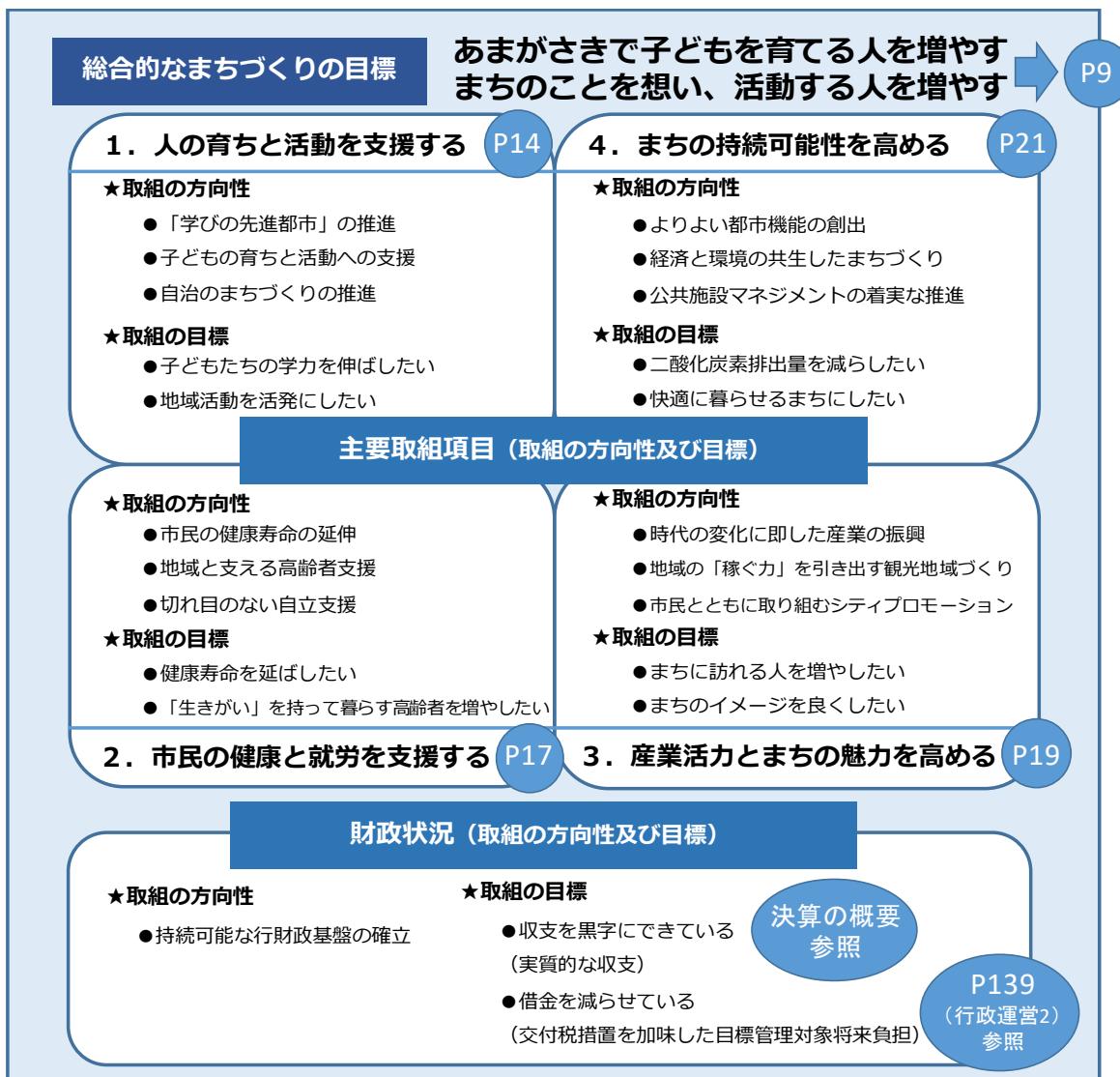
(このページは白紙です。)

## 2 「まちの通信簿」

### (1) 「まちの通信簿」とは

まちづくりの進捗を総合的に評価し、市民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、「総合指標によるまちづくりの評価」や「4つの『ありたいまち』」に向けた主要取組項目ごとの評価、「全体を通じての総合評価」をまとめたものが「まちの通信簿」です。

【図5 「まちの通信簿」の構成】



## (2) 総合指標によるまちづくりの評価

### ① あまがさきで子どもを育てる人を増やす

【目 標】あまがさきで子どもを育てる人を増やす

【指 標】ファミリー世帯の転出超過数

あまがさきで子どもを育てる人の増加に向け、ファミリー世帯の転出超過世帯数を平成26年の382世帯から半減させることをめざします。

| 方向性 | 基準値   | 推移    |       | 目標値   |
|-----|-------|-------|-------|-------|
|     | H26年  | H30年  | R1年   | R4年   |
| ➡   | 382世帯 | 257世帯 | 292世帯 | 191世帯 |

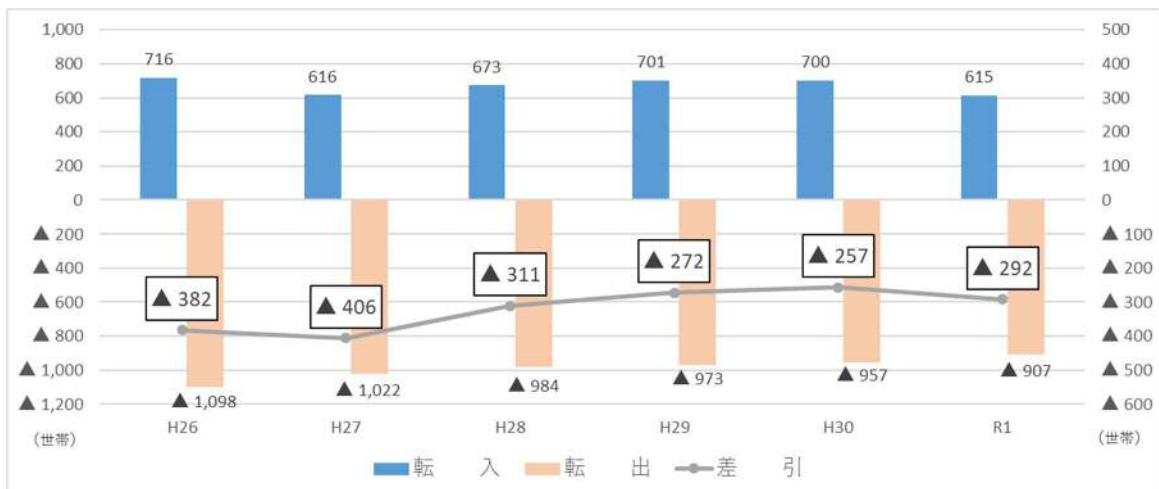
令和元年のファミリー世帯の転出超過数は292世帯となり、前年より35世帯増加しました。ファミリー世帯の転出超過数は平成27年から3年連続で減少し改善傾向にありましたが、目標である基準値からの半減に向けてはやや悪化する結果となりました。

この主な要因としては、市外から転入する世帯が615世帯と前年の700世帯から85世帯減少しており、JR塚口駅前の大規模な住宅開発が終了した影響を受けたものと推測されます。

一方、市外へ転出する世帯については、907世帯と調査を開始した平成26年から5年連続で減少しました。

ファミリー世帯の転出超過数については住宅供給の影響などによりやや悪化したものの、市外へ転出する世帯は引き続き減少傾向にあり、「子どもを育てるまち」として本市を選ぶ世帯が増えている傾向にあるものと考えられます。

【図6 本市の社会動態の推移（ファミリー世帯）】



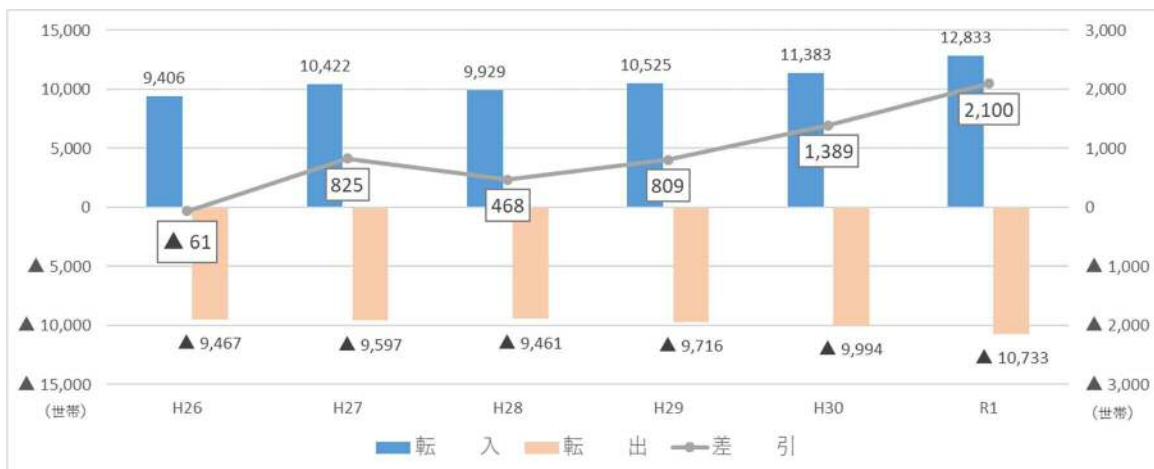
本市の人口については、令和元年において年間増減数が76人の増と2年連続の増加となりました。これは、自然動態（出生数－死亡数）が1,441人の減となったものの、社会動態（転入数－転出数）が4年連続の転入超過で1,517人の増となり、自然動態の減少を上回ったことによるものです。

転入超過の要因としては、近年、若い世代の転入が大幅に増加していることによるものであり、本市は、通勤の利便性などで選ばれている傾向が見て取れます。

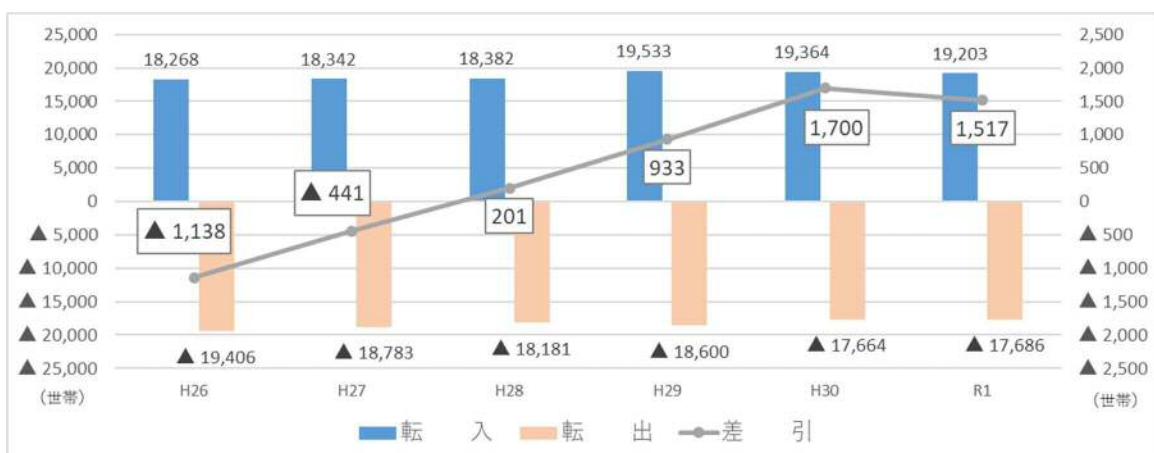
引き続き、就職や結婚を機に本市に住まわれた若い世代の方々が、ファミリー世帯になってからも住み続けていただけるよう教育や子育て支援など多様な取組を総合的に進めていきます。

加えて、ファミリー世帯を中心とした市外からの転入者の増加を目指し、これまでの取組により変貌しつつある本市の姿、そして住宅地としての本市の魅力を市外にも効果的に発信していくとともに、受け皿としての良好な住宅が供給されるようなまちづくりについても検討していく必要があります。

【図7 本市の社会動態の推移（単身世帯）】



【図8 本市の社会動態の推移】



## ② まちのことを想い、活動する人を増やす

【目標】まちのことを想い、活動する人を増やす

【指標】市民参画指数

市民一人ひとりのまちを推奨する意欲、まちの活動に参加する意欲、その活動に感謝する意欲の上昇により、定住人口だけでなくまちの担い手の増加をめざします。

| 方向性 | 基準値   | 推移    |      | 目標値  |
|-----|-------|-------|------|------|
|     | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R4年度 |
| ↗   | 39.0  | 42.8  | 43.5 | 50.6 |

※東海大学 河井孝仁教授が提唱する「地域参画総量」を参考に設定。計算方法はP 13 参照。

|        | 地域推奨意欲 |     |     | 地域活動意欲 |      |     | 地域活動感謝意欲 |     |      |     |     |     |
|--------|--------|-----|-----|--------|------|-----|----------|-----|------|-----|-----|-----|
|        | 低い     | 普通  | 高い  | 低い     | 普通   | 高い  | 低い       | 普通  | 高い   |     |     |     |
| H30    | 35.5   | 50% | 29% | 21%    | 23.0 | 67% | 20%      | 13% | 70.0 | 19% | 22% | 59% |
| R1     | 37.5   | 47% | 31% | 22%    | 21.0 | 69% | 20%      | 11% | 72.0 | 17% | 22% | 61% |
| R1-H30 | 2.0    | ▲3% | 2%  | 1%     | ▲2.0 | 2%  | 0%       | ▲2% | 2.0  | ▲2% | 0%  | 2%  |

令和元年度の市民参画指数は43.5となり、前年度と比べほぼ横ばいで推移しました。

指標を構成する3つの意欲も、前年度と比べ概ね横ばいとなっており、引き続き「地域活動感謝意欲」が高い数値を維持している一方で、「地域推奨意欲」と「地域活動意欲」が低い数値となっています。

昨年から数値が減少した「地域活動意欲」では、「低い」の回答の理由として「魅力的な催しが見つからない」が最も多くなっており、多様な活動機会を創出するとともにその情報をより分かりやすく発信することが必要です。

また、市民参画指数の設定時に参考とした「地域参画総量」の考え方によると、まちに愛着を持つといった「地域推奨意欲」を高めることが、まちの活動に参加しようという「地域活動意欲」につながるといわれています。

3つの意欲を年代別に比較した場合、「地域活動意欲」は年代ごとの差はほとんど見られないものの、「地域推奨意欲」は20歳代、30歳代においてやや高い傾向が見られます。

こういったまちへの愛着を持つ若年世代を増やしていくことで、地域における活動の担い手が増加するとともに、それらの活動が学びや自己の成長へつながり、まちへの愛着がさらに高まるといった好循環が生まれ、ファミリー世帯の定住につながっていくことを目指し取組を推進していきます。

## 市外地域推奨意欲とあまらぶ指数

### 【市外地域推奨意欲】

|          |      | 市外地域推奨意欲 |     |     |
|----------|------|----------|-----|-----|
|          |      | 低い       | 普通  | 高い  |
| H3O      | 22.5 | 65%      | 25% | 10% |
| R1       | 20.5 | 66%      | 27% | 7%  |
| R1 - H3O | ▲2.0 | 1%       | 2%  | ▲3% |

令和元年度の「市外地域推奨意欲」は、前年度と比較して「高い」の回答が減少しており、尼崎の魅力を勧めたいと感じる市外の方が減ったものと考えられます。尼崎城をはじめとする地域資源はもちろんのこと、高い利便性などの暮らしやすさの魅力や、治安や環境などの課題解決の取組を、テレビやネットなど市外の方が情報を取り得しやすい媒体を積極的に活用して発信するなど、イメージと現実のギャップを埋める取組をさらに進める必要があります。

#### ＜市外地域推奨意欲とは＞

「ファミリー世帯の定住・転入促進」に向け、市外の方へも尼崎の魅力や課題解決に向けた取組について、広く正確に伝えていく必要があり、その進捗を測るため、市外のファミリー世帯予備軍（尼崎市への転入が多い神戸市、大阪市、西宮市の20・30代の未婚もしくは既婚で子どもがない方）に対して、「尼崎を誰かに勧めたい意欲」をお伺いするもの。

### 【あまらぶ指数】

| 指標名    | 基準値（H29） | H3O  | 現在値（R1） | 目標値（R4） |
|--------|----------|------|---------|---------|
| あまらぶ指数 | 33.7     | 37.7 | 37.7    | 46.5    |

令和元年度の「あまらぶ指数」は、前年度と同じ数値となりました。これは、市外地域推奨意欲は減少したものの、市民参画指数が増加したためです。この指数を高めていくため、市内外のターゲットを意識した広報や、積極的なSNSの活用など、戦略的な情報発信を全庁的に行っていく必要があります。

#### ＜あまらぶ指数とは＞

「市民参画指数」を構成する3つの意欲に、「市外地域推奨意欲」を加えて平均したもので、シティプロモーションの成果指標として設定し、進捗を確認していくもの。

市民参画指数



市外地域  
推奨意欲

あまらぶ指数

## 【市民参画指数・あまらぶ指数の考え方】

### ＜市民参画指数＞

- ① 市民意識調査において、3つの意欲を短期間で変化を捉えやすいよう、0～10の11段階でお伺いし、回答の0～5を「低い」、6、7を「普通」、8～10を「高い」と分類する。

| 地域推奨意欲 |      |     | 地域活動意欲 |      |     | 地域活動感謝意欲 |      |     |
|--------|------|-----|--------|------|-----|----------|------|-----|
| ①低い    | 0～5  | 66% | ①低い    | 0～5  | 71% | ①低い      | 0～5  | 16% |
| ②普通    | 6、7  | 19% | ②普通    | 6、7  | 19% | ②普通      | 6、7  | 22% |
| ③高い    | 8～10 | 15% | ③高い    | 8～10 | 10% | ③高い      | 8～10 | 62% |

- ② 意欲が低いことが高い意欲を減退させるため、意欲が「高い」から「低い」を差し引き、▲100%の場合を「0」、0%を「50」、100%を「100」とする段階的な数値で表す。

$$\text{③} 15\% - \text{①} 66\% = \blacktriangle 51\% \quad \text{③} 10\% - \text{①} 71\% = \blacktriangle 61\% \quad \text{③} 62\% - \text{①} 16\% = 46\%$$



|        |      |        |      |          |      |
|--------|------|--------|------|----------|------|
| 地域推奨意欲 | 24.5 | 地域活動意欲 | 19.5 | 地域活動感謝意欲 | 73.0 |
|--------|------|--------|------|----------|------|

- ③ 「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」の平均を市民参画指数とする。

### 市民参画指数（基準値）

$$((\text{地域推奨意欲 } 24.5) + (\text{地域活動意欲 } 19.5) + (\text{地域活動感謝意欲 } 73.0)) \div 3 = 39.0$$

### ＜あまらぶ指数＞

- ① 市外在住のファミリー世帯予備軍を対象としたネットアンケート調査において、「尼崎の魅力を誰かに勧めたい」という意欲をお伺いし、市民参画指数と同様に分類、差を算出し、その結果を段階的な数値で表す。

| 市外地域推奨意欲                           |      |     |
|------------------------------------|------|-----|
| ①低い                                | 0～5  | 71% |
| ②普通                                | 6、7  | 22% |
| ③高い                                | 8～10 | 7%  |
| ③7\% - ①71\% = \blacktriangle 64\% |      |     |

$$\text{市外地域推奨意欲 } 18.0$$

- ② 市民の「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」に市外の方の「市外地域推奨意欲」を加え、平均したものを「あまらぶ指数」とする。

### あまらぶ指数（基準値）

$$((\text{地域推奨意欲 } 24.5) + (\text{地域活動意欲 } 19.5) + (\text{地域活動感謝意欲 } 73.0) + (\text{市外地域推奨意欲 } 18.0)) \div 4 = 33.7$$

### ＜目標値の考え方＞

市民及び市外の方の選択が、「5（低い）」から「6（普通）」となった場合の数値を目指す。

### (3) 4つの「ありたいまち」に向けた主要取組項目ごとの評価

#### ① 人の育ちと活動を支援する

【目 標】子どもたちの学力を伸ばしたい

【指 標】学力調査における平均正答率の全国との比較（施策3－1）

家庭学習の習慣化などに取り組み、全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較において、あまさきの子どもの学力が全国平均を超えることをめざします。

| 方向性 | 基準値                     | 推移                       |                          | 目標値    |
|-----|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------|
|     | H28年度                   | H30年度                    | R1年度                     | R4年度   |
| ↑   | (小6) △1～△3<br>(中3) 0～△4 | (小6) △3～△4<br>(中3) △1～△2 | (小6) △2～△4<br>(中3) △1～△3 | 全国平均以上 |

【目 標】地域活動を活発にしたい

【指 標】社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合（施策1－1, 1－2）

市民等の主体的な学習や活動を支援することで市民等がさまざまな地域の活動に参加し、身近な地域の魅力を高めていくこと（市民意識調査で「地域活動に参加している」と回答する割合）をめざします。

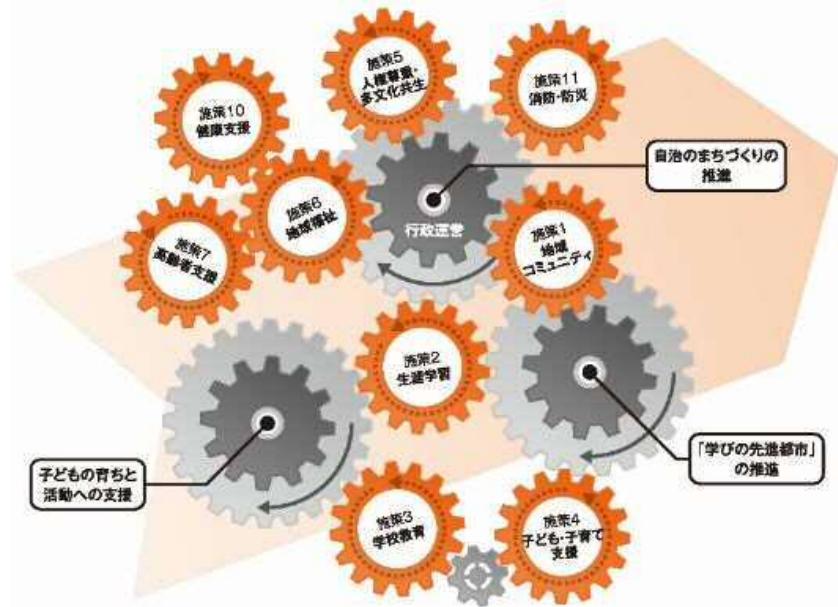
| 方向性 | 基準値   | 推移    |       | 目標値   |
|-----|-------|-------|-------|-------|
|     | H28年度 | H30年度 | R1年度  | R4年度  |
| ↑   | 24.1% | 17.6% | 19.3% | 30.0% |

毎年4月に実施する全国学力調査における全国平均との差は横ばいの状況が続いているが、平成31年2月に「基礎学力の底上げに向けた方針」を策定し、全ての小・中学校で短時間学習（帯学習）等に取り組むなど、成果のあった学校の取組を全市に広げて基礎学力の定着を図った結果、全国学力調査の後に実施した「あまっ子ステップ・アップ調査」では、特に小学校において学力向上ならびに学校間の差の縮小傾向がみられました。引き続き、中学校においても効果が得られるよう、継続して学力定着に取り組んでいきます。

また不登校児童生徒の割合が増加傾向にあるなか、県内初となる公設民営の教育支援室を新たに設置するなど、個々が抱える困難に応じた取組を進めてきました。今後も引き続き、一人ひとりに寄り添った教育を進めるため、学校以外での居場所や学習環境の確保などについても充実を図るとともに、ひきこもり青少年に対するより効果的な支援策を構築する必要があります。

地域活動に参加している市民の割合は、昨年度から上昇しているものの、令和4年度の目標達成に向けては、地域で活動している方々との関係づくりや地域においてお互いの顔の見える関係を築いていくための学びや交流の場づくりに取り組む必要があります。また、地域担当職員については配置から1年がたち役割に対する認識が深まってきており、今後も、コーディネーター役として地域の信頼を得られるよう取り組む必要があります。

## 主要取組項目① 施策間の連携イメージ



### 【施策間連携の確認項目】

#### ●子どもの育ちと活動への支援

| 施策  | 展開方向 | 評価結果  | 施策   | 展開方向 | 評価結果  |
|-----|------|---|------|------|---|
| 施策3 | 02   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー入門講座を保健所と連携し実施するなど取組が進んでおり、今後も引き続き思春期特有の心理的なサポートを個々に応じて実施していく。</li> </ul>  | 施策10 | 02   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防対策については、教育委員会などの関係部局と連携し、引き続き若年層に対する援助希求能力の向上を図るとともに、個々のケースに対し、それぞれの役割分担を明確化する中で、多角的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>                                   |
| 施策4 | 03   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との意見交換や保育施設等とのネットワークの拡大などに取り組む中で、令和元年10月1日にいくしあを開設することができた。</li> </ul>  | 施策8  | 01   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いくしあの開設にあたっては、障害のある児童の支援機関と意見交換を行い、情報共有を図ることができた。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童専門ケースワーカーの育成については、福祉の現場で経験を積んでいくことが重要であることから、南北保健福祉センターと連携した人材育成を進めていく。</li> </ul>  | 施策9  | 02   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大による長期休校にともない、要保護児童を対象に、南北保健福祉センターのケースワーカーといくしあの児童ケースワーカーが連携して同行訪問を実施し、子どもの食が確保されているか等の生活状況の確認を行うことで、対象者との関係構築につなげることができた。</li> </ul> |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策について、学校の長期休業に伴い実施した「あまっ子お弁当クーポン事業」がきっかけとなり、これまで関わることができなかつた家庭とのつながりを持つことができた。コロナ禍でのこの経験を活かし、今後も関係性を作るための様々なアプローチ手法について検討していく。</li> </ul> |      |      |   |

## ●自治のまちづくりの推進

| 施策  | 展開方向 | 評価結果  | 施策   | 展開方向 | 評価結果  |
|-----|------|---|------|------|---|
| 施策1 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域担当職員が研修等を通じて本市の取組や事業を幅広く把握することでコーディネート機能を発揮し課題解決を実践していく。また、みんなの尼崎大学のようなプラットホーム機能についても全局的に活かせるよう取り組んでいく。</li> </ul>              | 施策16 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家などのまちの課題における実態把握については、他都市の実施手法を参考にする中で、まずは地域振興センターと連携して取り組むなど、多様な把握手法について検討を進めていく。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の情報を公開しエリアごとに検索できるシステムの構築に際しては、登録する情報の精査を行うことを通じて関係部局との連携を強めるとともに、地域の人々に情報を公開し、活用してもらうことを通じて、地域の人同士もつながっていくことを目指す。</li> </ul> |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の情報を公開しエリアごとに検索できるシステムの構築に際しては、様々な地域資源を把握し公開することで、地域住民誰もが情報を取得しやすくするとともに、システムを通じて情報が共有されることで、分野を越えた地域活動やその担い手がつながり、連携が深まるよう取組を進める。</li> </ul> |
| 施策2 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援と学びの連携については、防災や感染症対策など具体的なテーマを通じて、住民同士の地域課題の共有を図るとともに、市民としての主体的な学びと実践が融合した取組を進める。</li> </ul>                                | 施策11 | O3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での防災訓練の実施にあたっては、災害時の避難所等において発生する人権問題をテーマとした講座を合わせて行うなど、実践に加え学びの場としても活用されるような実施手法を推進する。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発・教育については、新型コロナウイルス感染症の影響や災害時における避難所運営など、具体的な事例に即した学習についても重視していく。</li> </ul>   |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発・教育については、新型コロナウイルス感染症の影響や災害時における避難所運営など、具体的な事例に即した学習についても重視していく。</li> </ul>   |

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

## ② 市民の健康と就労を支援する

【目 標】健康寿命を延ばしたい

【指 標】健康寿命の伸び（施策10－1）

生活習慣病予防などに取り組み、市民が自立して日常生活を送れる期間（健康寿命）の延伸をめざし、平均寿命を上回る健康寿命の増加をめざします。

【平均寿命（H29⇒H30） 男性79.54歳⇒80.04歳 女性86.46歳⇒86.92歳】

【健康寿命（H29⇒H30） 男性78.00歳⇒78.44歳 女性83.02歳⇒83.46歳】

| 方向性   | 基準値  | 推移   |  | 目標値                         |
|---|--|--|--|-----------------------------|
|   | H27年度  | H29年度  | H30年度  | R4年度                        |
|  | 男性 77.68歳<br>(△1.67歳)<br>女性 82.68歳<br>(△3.47歳) | 男性 78.00歳<br>(△1.54歳)<br>女性 83.02歳<br>(△3.44歳) | 男性 78.44歳<br>(△1.60歳)<br>女性 83.46歳<br>(△3.46歳) | 平均寿命の増加分を<br>上回る健康寿命の<br>増加 |

※カッコ内は「健康寿命」と「平均寿命」との差

【目 標】「生きがい」を持って暮らす高齢者を増やしたい

【指 標】生きがいを持つ高齢者の割合（施策7－1）

介護予防などの取組により、身体の健康維持に加え、「生きがい」を持ち社会とのかかわりを持って生活する高齢者（市民意識調査で「生きがいを感じることがある」と回答する割合）を増やします。

| 方向性  | 基準値   | 推移    |       | 目標値   |
|--|-------|-------|-------|-------|
|  | H28年度 | H30年度 | R1年度  | R4年度  |
|  | 64.0% | 64.3% | 66.3% | 75.9% |

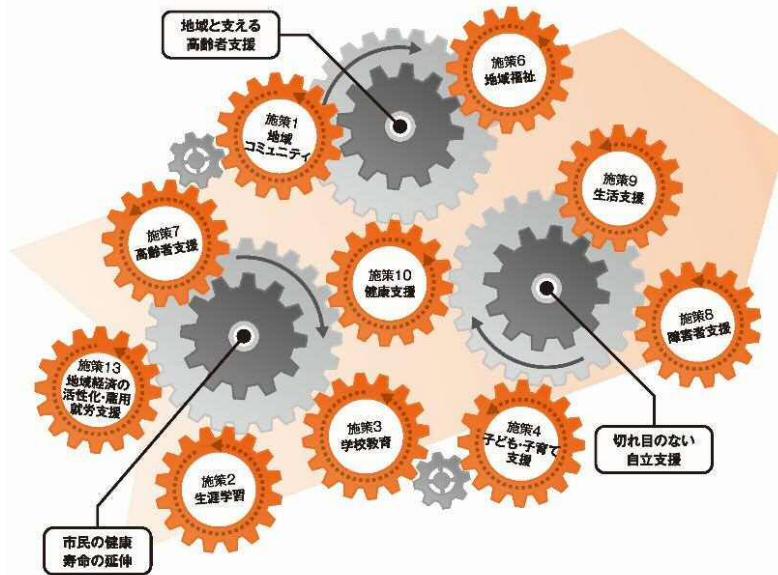
介護予防対策においては、引き続き「いきいき100歳体操」の取組を広げるとともに、地域の集い場に通っていない人や介護予防の取組を先導するリーダーを対象とした「元気づくり工房」など新たなメニューを開始したことにより、介護予防メニューを実践する高齢者が増加しています。

生きがいを持つ高齢者の割合については横ばいの状況にあるなか、これらの取組が身近な地域でどのように実施されているのかをわかりやすく公開し、多くの方に気軽に参加していただくことで、介護予防のみならず社会参加の促進につなぎ、生きがいを持つ高齢者の割合の増加を目指します。

一方で、健康寿命と平均寿命は男女ともに伸びていますが差は縮まっておらず、引き続き、気付き支援型のケアや介護予防・重度化防止の取組を進め、高齢者の行動変容によって得られる生活の質の向上について市民と共有していきます。あわせて、保健分野における健康支援や疾病予防との連携を強化したヘルスアップ尼崎戦略推進会議の取組を推進するとともに、医療保険データと介護予防事業の関係について分析を行い、効果的な施策について検討を進めていきます。

また、今後訪れる高齢化のピークを見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護サービスの提供体制の確保や様々な手法・主体による見守り活動実施地域の拡大などに向けて取り組んでいきます。

## 主要取組項目② 施策間の連携イメージ



### 【施策間連携の確認項目】

#### ●市民の健康寿命の延伸

| 施策   | 展開方向 | 評価結果  | 施策  | 展開方向 | 評価結果  |
|------|------|---|-----|------|---|
| 施策10 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康寿命の延伸に向けては、国民健康保険加入者のデータ分析に加え、今後は、高齢化のピークを見据え、後期高齢者医療制度の加入者のデータについても分析を進めていくとともに、介護予防事業と医療の関係を分析し、持続可能で効果的な事業の展開にもつなげていく。</li> </ul> | 施策7 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防については、今後もその効果について医療・介護両面の側面から分析し、より効果的な事業実施につなげる。</li> </ul> |

#### ●地域と支える高齢者支援

| 施策  | 展開方向 | 評価結果  | 施策  | 展開方向 | 評価結果  |
|-----|------|---|-----|------|---|
| 施策6 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域担当職員と市社協の地域福祉活動専門員が連携し、ボランティア活動を希望する「むすぶ」登録者等に対して、見守りなど様々な地域活動の具体的な活動を紹介することで、潜在的な地域福祉活動の担い手を活動へつなげていく。</li> </ul> | 施策1 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地域担当職員と市社協の地域福祉活動専門員が連携することで、ボランティア活動を希望する「むすぶ」登録者など、市民活動の新たな担い手とつなげていく。</li> </ul>   |
|     | O2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の見守り活動の名簿については避難行動要支援者名簿と一括して管理・運用し、避難行動要支援者名簿を活用して地域の見守り活動が全市域で実施されるよう、地域振興センターや市社協と連携して取組を進める。</li> </ul>        |     | O3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者名簿については、地域の見守り活動の名簿と一括して管理・運用し、その名簿を活用して地域の見守り活動が実施されるよう推進していく。</li> </ul>   |
| 施策7 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>100歳体操や心地よいサロンなど地域における介護予防活動の見える化を進めるとともに、介護予防活動への参加動機の分析に基づく対象者への効果的な情報発信を一括して行うことで、介護予防活動へのさらなる参加を促進する。</li> </ul> | 施策1 | O1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源の情報を公開し、エリアごとに検索できるシステムの構築に際しては、登録する情報の精査を行うことを通じて関係部局との連携を強めるとともに、地域の人々に情報を公開し、活用してもらうことを通じて、地域の人同士もつながっていくことを目指す。</li> </ul> |

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

### ③ 産業活力とまちの魅力を高める

【目標】まちに訪れる人を増やしたい

【指標】市内の観光客入込客数（施策14－2）

尼崎城再建を契機にした、地域一体となった「観光地域づくり」の取組により、イベントや観光等でまちに訪れる人を増やします。

| 方向性   | 基準値     | 推移      |         | 目標値   |
|---|---------|---------|---------|-------|
|   | H28年度   | H30年度   | R1年度    | R4年度  |
|  | 240.3万人 | 242.5万人 | 259.7万人 | 280万人 |

【目標】まちのイメージを良くしたい

【指標】尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合（施策14－1）

戦略的にまちの魅力を発信し、都市のイメージ向上（市民意識調査で「尼崎市のイメージが良くなった」と回答する割合）をめざします。

| 方向性   | 基準値   | 推移    |       | 目標値   |
|---|-------|-------|-------|-------|
|   | H28年度 | H30年度 | R1年度  | R4年度  |
|  | 42.6% | 52.6% | 58.9% | 66.0% |

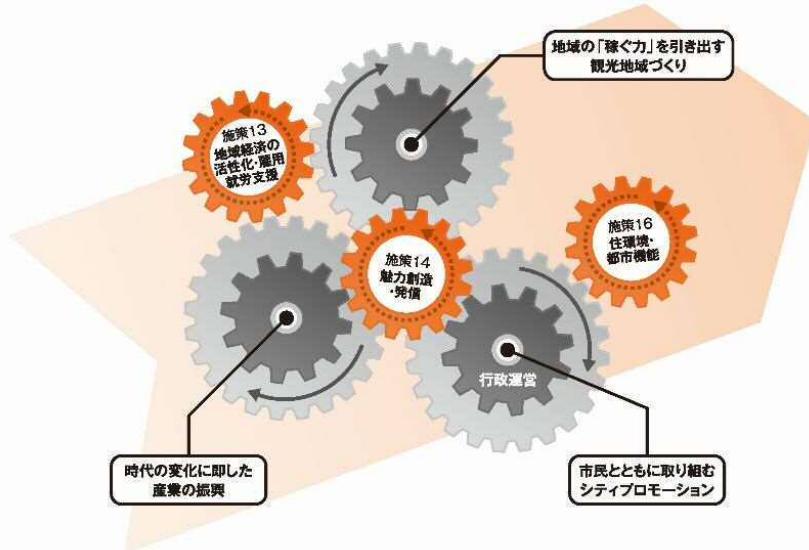
平成31年3月に尼崎城がオープンし、様々なメディアにも取り上げられたことや多様なイベントを実施したことなどにより、観光客入込客数は平成28年度の実績を2年連続で上回りました。

しかしながら、尼崎城の有料入城者数は14.6万人と、新型コロナウイルス感染拡大の影響により臨時休館したことで目標値（15.7万人）を下回るなど、本市を訪れる人の増加に向けては今後も厳しい状況が続くことが想定されることから、今年10月の歴史博物館の開館を契機として、本市に存在する様々な魅力を持つ地域資源を積極的かつ効果的に市内外にPRしていきます。あわせて、体制を強化した（一社）あまがさき観光局とも連携し、効果的なイベントや情報発信を行うことで地域経済の回復や、民間事業者の新たなビジネスモデルへの転換に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

市民意識調査において、まちのイメージがよくなったと回答する市民の割合は昨年度に引き続き大幅に上昇しています。

これは、尼崎城のオープンや「本当に住みやすい街大賞2018 in 関西」に選ばれたことなどをきっかけにメディアに取り上げられる機会が増えるなか、駅前の再開発など従前からの取組が改めて評価されているものです。こうしたことからこれまで築いてきたまちの魅力や取組を効果的に発信していくことが非常に重要であり、引き続き、広く周知していくなどの取組を通じ、定住・転入の促進につなげていきます。

### 主要取組項目③ 施策間の連携イメージ



#### 【施策間連携の確認項目】

##### ●市民とともに取り組むシティプロモーション

| 施策   | 展開方向 | 評価結果  | 施策 | 展開方向 | 評価結果 |   |
|------|------|---|----|------|------|---|
| 施策16 | O2   | ・今年度改定する住宅マスタープランについては、本市における地域特性、施策の効果等を踏まえ、市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進していく。 | ↔  | 施策14 | O1   | ・まちの魅力を定住・転入の促進につなげていくため、今年度改定し、本市の多様な住宅地の特徴を生かしたプランディングなどを掲げる住宅マスタープランの取組に沿って、尼崎らしい暮らしづくりを「尼ノ國」サイトなどを活用して周知していく。 |

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

#### ④ まちの持続可能性を高める

【目標】二酸化炭素排出量を減らしたい

【指標】市内における二酸化炭素の年間排出量（民生家庭十業務部門）（施策15-2）

再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、誰もが実施できる取組の推進により、市内の二酸化炭素の排出量（民生家庭・業務部門）を減らします。

| 方向性   | 基準値     | 推移      |                | 目標値   |
|---|---------|---------|----------------|-------|
|   | H27年度   | H29年度   | H30年度          | R2年度  |
|  | 1,114千t | 1,079千t | 900千t<br>(速報値) | 746千t |

【目標】快適に暮らせるまちにしたい

【指標】現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合（施策16-1, 16-2）

安心して暮らせる住環境の確保に取り組み、暮らしやすいと実感している人（市民意識調査で「現在の住環境が暮らしやすい」と回答する割合）を増やします。

| 方向性   | 基準値   | 推移    |       | 目標値   |
|---|-------|-------|-------|-------|
|   | H28年度 | H30年度 | R1年度  | R4年度  |
|  | 83.5% | 83.4% | 82.0% | 90.0% |

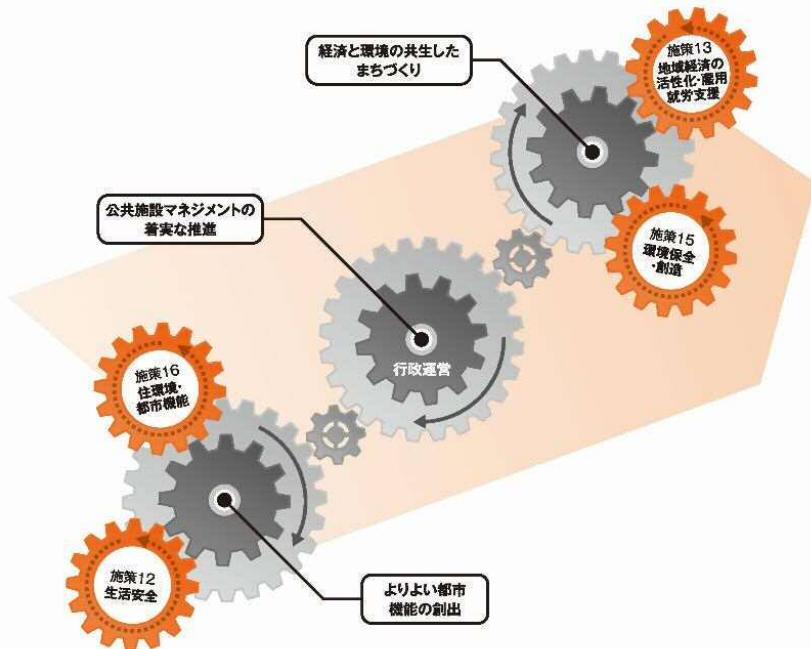
本市における二酸化炭素の年間排出量は減少傾向にあるものの、民生家庭・業務部門においては目標値を下回っています。「ECO未来都市・尼崎」の取組については共同宣言から10年の節目を迎えました。今後も引き続き、環境と共生する持続可能なまちの形成を目指していくにあたっては、これまでの取組を発展させる形でSDGsの推進に取り組んでいきます。

焼却対象ごみ量や1人あたりの燃やすごみ量は減少傾向にありますが、今後更新を迎えるごみ処理施設を適正な施設規模にするためにも、生産・流通過程における発生・排出のさらなる抑制に取り組むとともに、市民に対しても、ごみの減量を促す取組を引き続き実施していきます。

また、クリーンなエネルギーの市内での積極的な活用については、クリーンセンターの廃棄物発電で生じたCO<sub>2</sub>排出係数ゼロの電力をまずは歴史博物館などの公共施設において活用し、来館者の意識啓発に取り組み、市内事業者への活用につなげていきます。

現在の住環境を快適で暮らしやすいと感じている市民の割合は昨年度より減少したものの依然として高位で推移しています。一方、新築分譲住宅に占めるゆとりある住まいの割合が減少傾向にあるため、「ファミリー世帯の定住・転入促進」に向けては、住環境に関する課題の分析を行うとともに、本市の多様な住宅地の特徴をブランディングし広く周知するなど、効果的な取組について検討を進めていく必要があります。

#### 主要取組項目④ 施策間の連携イメージ



#### 【施策間連携の確認項目】

##### ●よりよい都市機能の創出

| 施策   | 展開方向 | 評価結果   | 施策 | 展開方向 | 評価結果 |  |
|------|------|--|----|------|------|--|
| 施策16 | O3   | ・「あまレポ」については、道路の維持管理業務の改善につながるよう運用していくこととしているが、今後は災害情報を収集するツールとしても関係部局と活用に向けて検討を進める。 | ↔  | 施策11 | O2   | ・自然災害時に迅速な対応を図るためにも、「尼崎市役所（公式）Twitter」に寄せられた災害情報や、道路等の危険箇所通報システム「あまレポ」等の情報を、速やかに一元化する仕組みを構築する。 |

##### ●経済と環境の共生したまちづくり

| 施策   | 展開方向 | 評価結果  | 施策 | 展開方向 | 評価結果 |   |
|------|------|---|----|------|------|---|
| 施策15 | O2   | ・クールチョイスについては、「省エネ家電に買い替える」「公共交通機関を使う」など、具体的な行動を分かりやすく周知し浸透させていく必要があり、今後はSDGs地域ポイント制度も活用するなかで、取組を進めていく。 | ↔  | 施策13 | O1   | ・「ECO未来都市・尼崎」の取組については、産業5団体と本市のAG6による共同宣言から10年の節目を迎えた。今後は、これまでの取組を発展させる形でSDGsの推進に向けた提案を行い、市民・事業者にとって分かりやすく、参加しやすい取組を検討・発信していく必要がある。 |

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

#### (4) 総合評価

- 本市における人口の増減数は2年連続の増加、社会動態は4年連続の増加となりました。一方で、まちづくりの総合指標である「ファミリー世帯の転出超過数」は、目標の達成には至っていません。ファミリー世帯の転出数は減少傾向にあるものの、転入数については大規模住宅開発の影響がみられます。
- 「住みやすいまち」として評価され、「本市のイメージが良くなつた」と感じる人の割合が前年度に比べ6ポイント以上上昇している状況を継続していくため、今後もまちの魅力を発信していくとともに、本市の多様な住宅地の特徴をブランディングしていくなど、ファミリー世帯向けの良好な住宅が供給されるまちづくりを進めていく必要があります。
- 市民意識調査においては全施策において満足度が上昇しており、本市の課題に対する長年にわたる総合的な取組に一定の成果がみられますが、「学校教育」の満足度は依然として低い状況にあります。子どもの学力については、「あまっ子ステップ・アップ調査」で小学校における学力向上の成果がみられており、今後も取組を継続するとともに、中学校におけるより一層の学力定着に取り組む必要があります。
- また、昨年度には子どもの育ち支援センター（いくしあ）とユース交流センター（あまぼーと・アマブラリ）がオープンしました。引き続き、不登校や若年者のひきこもりに対する支援、「学びと育ち研究所」の活用をはじめとする本市独自の教育、子育てと子どもの育ちを支える取組を進めていくとともに、それらについて広く発信していくことも重要です。
- 市民意識調査における「地域活動に参加している人」の割合は昨年度からは改善されましたが伸び悩んでいる状況にあります。昨年度から本格化させた新たな地域振興体制のもとで、地域における顔の見える関係を築くための学びや交流の場づくりに取り組み、地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを目指します。
- また、今後も高齢者の増加が続きます。高齢者の地域活動意欲の向上や地域活動への参加を促すためにも、居場所づくりや介護予防活動の見える化を進めるとともに、安心して年齢を重ねられるよう、地域における見守りを充実させていく必要があります。
- 加えて、本市では「協働契約」の導入や「特定非営利活動促進基金」の設置など、より多様な主体がまちづくりに参画し強みを發揮しやすい制度の構築に取り組んでおり、創業支援オフィスアビーズにおける取組などとあわせて、まちの課題解決や新たなビジネスに挑戦する人を応援する取組を進めています。市内における事業の展開を契機にまちへの関心や愛着の醸成につながるケースもあるとともに、まちの魅力向上と発信にもつながることから、

引き続き、多様な主体の活動を促進し、よりよいパートナーシップを構築できる市行政を推進します。

- 市財政については、長年にわたる行財政改革の取組により財政規律と必要な投資の両立を図る段階に入っていましたが、ここ数年の市財政を支えてきた堅調な税収について今後厳しくなっていくことが想定されることから、そのような状況を見据えた優先順位の整理やさらなる事業の精査の必要性が増しています。
- 行財政改革「未来へつなぐプロジェクト」で掲げた「都市の体質転換」に向けては好循環の兆しがようやく出てきています。引き続き、不断の行財政改革に取り組むとともに、住環境などのハード、人のつながりといったソフトの両面から市民の住まいと暮らしを支えるまちづくりを推進し、市内外に発信していくことで定住・転入の促進につなげていきます。

## 令和2年度 まちの通信簿



評価方法

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 昨年度と比較して、目標に近づいている場合 → | 昨年度と比較して、目標に近づいていない場合 → |
|------------------------|-------------------------|

### 4つの「ありたいまち」に向けた主要取組項目のようす

| 項目             | 目標  | H30年度                          | 現在値<br>(R1年度)                  | 評価                                 |
|----------------|---|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| ①人の育成と活動を支援する  | 子どもたちの学力を伸ばしたい<br><br>全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較において、あまがさきの子どもの学力が全国平均を超えることをめざします。(令和4年度)   |                                | (小6)<br>△3～△4<br>(中3)<br>△1～△2 | (小6)<br>△2～△4<br>(中3)<br>△1～△3<br> |
|                | 地域活動を活発にしたい<br><br>市民意識調査で「地域活動に参加している」と回答する割合30.0%をめざします。(令和4年度)   | 17.6%                          | 19.3%                          |                                    |
| ②市民の健康と労働を支援する | 健康寿命を延ばしたい<br><br>平均寿命の增加分を上回る健康寿命の増加をめざします。<br>(令和4年度)<br>【平均寿命(H29⇒H30) 男性79.54歳 ⇒80.04歳 女性86.46歳 ⇒86.92歳】<br>【健康寿命(H29⇒H30) 男性78.00歳 ⇒78.44歳 女性83.02歳 ⇒83.46歳】 | 男性△1.54歳<br>女性△3.44歳<br>(H29年) | 男性△1.60歳<br>女性△3.46歳<br>(H30年) |                                    |
|                | 「生きがい」を持って暮らす高齢者を増やしたい<br><br>市民意識調査で「生きがいを感じることがある」と回答する割合75.9%をめざします。(令和4年度)  | 64.3%                          | 66.3%                          |                                    |
| ③まちの魅力を高める     | まちに訪れる人を増やしたい<br><br>尼崎城再建を契機にした、地域一体となった「観光地域づくり」の取組により、イベントや観光等でまちに訪れる人を280万人に増やします。(令和4年度)   | 242.5<br>万人                    | 259.7<br>万人                    |                                    |
|                | まちのイメージを良くしたい<br><br>市民意識調査で「尼崎市のイメージが良くなった」と回答する割合66.0%をめざします。(令和4年度)  | 52.6%                          | 58.9%                          |                                    |
| ④まちの持続可能性を高める  | 二酸化炭素排出量を減らしたい<br><br>再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、誰もが実施できる取組の推進により、市内の二酸化炭素の排出量(民生家庭・業務部門)を746千tに減らします。(令和2年度)  | 1,079千t<br>(H29年度)             | 900千t<br>(H30年度<br>速報値)        |                                    |
|                | 快適に暮らせるまちにしたい<br><br>市民意識調査で「現在の住環境が暮らしやすい」と回答する割合90.0%をめざします。(令和4年度)   | 83.4%                          | 82.0%                          |                                    |

### 財政のようす

| 項目           | 目標  | H30年度       | 現在値<br>(R1年度)            | 評価 |
|--------------|---|-------------|--------------------------|----|
| 持続可能な行政基盤の確立 | 収支を黒字にできている<br><br>市の貯金である基金を取り崩すことなく毎年度収支均衡を確保できるよう、更なる構造改善に取り組みます。(令和4年度)   | 26.0<br>億円  | 21.3<br>億円               |    |
|              | 借金を減らせている<br><br>必要な未来への投資と将来の負担のバランスを取りながら、着実に将来負担の抑制を進めます。(令和4年度に1,100億円以下) | 1,399<br>億円 | 1,275<br>億円<br>(R2.2月時点) |    |

## 総合指標

### あまがさきで子どもを育てる人を増やす

ファミリー世帯(5歳未満の子どもがいる世帯)の転出超過傾向は、本市の最重要課題の1つです。課題解決に向け、教育や治安・マナーの向上などに取り組み、まずはその超過世帯数の半減をめざします。

#### ■ファミリー世帯の転出超過数

| 基準値<br>(H26年) | H30年      | 現在値<br>(R1年) | 目標値<br>(R4年) |
|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 382<br>世帯     | 257<br>世帯 | 292<br>世帯    | 191<br>世帯    |

- ・ファミリー世帯の転出超過数は292世帯となり、前年より35世帯増加。目標である基準値からの半減に向けてはやや悪化。
- ・市外へ転出するファミリー世帯については、調査を開始した平成26年から5年連続で減少。
- ・本市の人口は、若い世代の転入が大幅に増加し2年連続の増加、社会動態も4年連続の増加。



- ・就職や結婚を機に本市に住まわれた若い世代の方々が、ファミリー世帯になってからも住み続けていただけるよう教育や子育て支援など多様な取組を総合的に進めるに加えて、変貌しつつある本市の姿や住宅地としての本市の魅力を市外にも効果的に発信するとともに、良好な住宅が供給されるようなまちづくりについても検討が必要です。

### まちのことを想い、活動する人を増やす

今後のまちづくりには、自分もまちの一員としてまちづくりに参画する人、また、その活動に感謝する人、まちの魅力を伝える人を増やすことが重要です。まちに「誇り」と「愛着」を感じ、「まちのことを想い、活動する人」があふれるまちをめざします。

#### ■市民参画指数

| 基準値<br>(H29年度) | H30年度 | 現在値<br>(R1年度) | 目標値<br>(R4年度) |
|----------------|-------|---------------|---------------|
| 39.0           | 42.8  | 43.5          | 50.6          |

- ・令和元年度の市民参画指数は43.5となり前年度と比べほぼ横ばいで推移。
- ・引き続き「地域活動感謝意欲」が高い数値を維持している一方で、「地域推奨意欲」と「地域活動意欲」が低い。
- ・「地域推奨意欲」は20歳代、30歳代においてやや高い傾向が見られる。



- ・まちへの愛着を持つ若年世代を増やしていくことで、地域における活動の担い手づくりを進めるとともに、それらの活動が学びや自己の成長へつながり、まちへの愛着がさらに高まるといった好循環を生み出し、ファミリー世帯の定住につなげていくことが必要です。

## まとめ

○人口は2年連続で増加、社会動態は4年連続で増加したものの、「ファミリー世帯の転出超過数」は、目標の達成には至っていません。そうした中、今後もまちの魅力を発信していくとともに、ファミリー世帯向けの良好な住宅が供給されるようなまちづくりを進めています。

○市民意識調査における「地域活動に参加している人」の割合は昨年度からは改善されました但伸び悩んでいる状況にあります。そのため、新たな地域振興体制のもとで、地域における顔の見える関係を築くための学びや交流の場づくりに力を入れ、地域発意の課題解決や魅力向上につながるよう取組を進めます。また、今後も高齢者の増加が続くため、高齢者の地域活動意欲の向上や地域活動への参加を促すためにも、居場所づくりや地域における見守りを充実させていきます。

○まちの課題解決や新たなビジネスに挑戦するなど事業の展開を契機にまちへの関心や愛着の醸成につながるケースがあります。そのことがまちの魅力向上と発信にもつながることから、引き続き、多様な主体の活動を促進し、よりよいパートナーシップを構築できる市行政を推進します。

○行財政改革「未来へつなぐプロジェクト」で掲げた「都市の体質転換」に向け好循環の兆しがようやく出てきています。引き続き、不断の行財政改革に取り組むとともに、住環境などのハード、人のつながりといったソフトの両面から市民の住まいと暮らしを支えるまちづくりを推進し、市内外に発信していくことで定住・転入の促進につなげていきます。

### 3 新型コロナウイルス感染症への対応

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出抑制や人と人との接触機会の低減により、市民生活や地域経済は深刻かつ甚大な影響を受ける状況にあります。本市においてはこれまで感染拡大防止に対応すべく保健・医療体制の充実強化を図るとともに、緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小の影響を受けた市民・事業者や学校が長期休業となつた児童生徒への支援など、各種施策を実施してきました。

感染拡大の影響はより脆弱な分野において諸所の課題やリスクとして顕在化しており、さらなる感染拡大の懸念や市民の生活様式の変化、経済・雇用情勢の動向を的確に捉え引き続き必要な施策を展開していくとともに、市民生活のみならず行政運営についてもウィズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式を見据えた変革に向けた取組にも着手する必要があります。

こうした視点を踏まえ、今年度の施策評価においては各施策の新型コロナウイルス感染症に対する取組も含めた評価を行い、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた「五つの柱」により対応していくことを確認しました。

- ① 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実
- ② 市民生活への支援の強化
- ③ 地域経済の活性化・地域の元気づくり
- ④ 子どもたちの居場所・学習機会の確保と心のケア
- ⑤ 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に適切に対応していくとともに、その経験や教訓をもとに新たな社会構造への変化に柔軟に適応していくよう、市民・事業者・行政が一致団結し、オールあまがさきでこの局面を乗り越えられるよう取組を進めています。

## ① 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実

感染拡大への早期対応に重要である迅速なPCR検査の実施など新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、従前より保健所と衛生研究所が備わっていた本市の強みが発揮されることとなりました。引き続き、市中医療機関による医療体制の確保のほか、尼崎医師会と連携したPCR検査の増強や民間検査機関の活用など検査体制を充実するとともに、保健所の体制強化を図っていきます。

また、社会福祉施設等のサービス提供体制の確保や衛生用品の調達・配布はもとより、避難所運営時の感染拡大防止に向けて、避難所対策についてのガイドラインを作成するなど、「新しい生活様式」による今後の感染拡大への対応を着実に進め、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいきます。

| 施策   | 展開方向 | 評価結果   |
|------|------|--|
| 施策7  | O2   | ・新型コロナウイルス感染症の影響下において必要なサービス等が維持できるよう、事業所の運営状況の把握や相談への対応、衛生用品の調達・配布など介護サービス等提供体制の確保に向けた取組を推進する。                            |
| 施策8  | O1   | ・新型コロナウイルス感染症の影響下において必要なサービス等が維持できるよう、事業所の運営状況の把握や相談への対応、衛生用品の調達・配布などサービス等提供体制の確保に向けた取組を推進する。                              |
| 施策10 | O2   | ・新型コロナウイルス感染拡大防止については、本市が従来より設置している衛生研究所において、主体的にPCR検査を実施するとともに、尼崎市医師会と連携し、帰国者・接触者外来を設置するなど、迅速に感染拡大防止の体制を構築できた。            |
|      | O3   | ・今後も、新型コロナウイルス感染拡大に対応する取組として、さらなる検査体制の充実を図るとともに、新しい生活様式を見据えた感染予防に係る普及・啓発を推進する。   |
| 施策11 | O2   | ・避難所が過密になり、新型コロナウイルスなどの感染症がまん延するといった複合被害を防止するため、避難所対策についてのガイドラインを作成した。今後、防災訓練で活用する中で、体温計の持参など新たな避難時の心得について市民等への周知に取り組んでいく。 |

## ② 市民生活への支援の強化

新たな生活様式や活動自粛、またそれに伴う経済活動の抑制により、離職・収入減などといった課題に直面し、支援を必要とする市民が急増しています。対象者の傾向等を分析するとともに、早期自立に向けた切れ目のない就労支援等を実施するために関係部局が連携し、一人ひとりに寄り添った支援に取り組む必要があります。

| 施策   | 展開方向 | 評価結果   |
|------|------|--|
| 施策2  | O1   | ・地域活動支援と学びの連携については、防災や感染症対策など具体的なテーマを通じて、住民同士の地域課題の共有を図るとともに、市民としての主体的な学びと実践が融合した取組を進める。                             |
| 施策5  | O1   | ・新型コロナウイルス感染症の影響下において改めて顕在化した人権問題について、関係団体と連携を図りながら取り組んでいく。  |
|      |      | ・外国籍住民への情報発信や支援手法については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた実態把握に努める中で、支援策を検討していく。  |
| 施策7  | O1   | ・介護予防活動については感染症対策下における取組の経験を活かし、必要に応じて在宅でも継続して実施できるよう支援を行う。  |
| 施策8  | O3   | ・新型コロナウイルス感染症対策として遠隔手話通訳サービスの導入に向け取り組んでいく。今後はこういった感染症対策の経験を踏まえ、災害時対応も含めたコミュニケーション支援の取組を推進する。                         |
| 施策9  | O1   | ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活に困窮する人の新規相談件数が増加する中、これまで以上に関係部局と連携し、迅速に必要な支援を届けることが重要である。                                     |
|      | O2   | ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減や失業などにより、今後、生活保護の相談・申請件数が増加することが予想されることから、引き続き個々のケースに寄り添った相談・支援を実施し、早期自立につなげていく必要がある。         |
| 施策10 | O4   | ・保険料収納率については10年間上昇が続いている。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援が必要な被保険者に対しては支援制度を周知するとともに、引き続き、収納率の向上に努める。                       |
| 施策11 | O2   | ・新型コロナウイルス感染症対策においてICTの活用が注目される中、アナログの戸別受信機や防災ラジオに代わる情報伝達手段については、Vアラートの導入を見送ったことを機に、費用対効果を検証しながら、抜本的に見直す必要がある。       |
|      | O3   | ・平常時の見守り活動を通して避難行動要支援者と支援者がつながることで、災害時や感染症発生時等有事の際にも見守り機能を発揮でき、災害時には避難支援につながる取組へと展開する。                               |
| 施策12 | O3   | ・消費生活相談については、業務直営化の機を捉え、新型コロナウイルス感染症に関する詐欺被害の未然防止等の時宜に応じた効果的な啓発や、関係部局との連携・情報共有による迅速な相談対応を実施するなど、さらなる支援の強化に向けた取組を進める。 |
| 施策13 | O3   | ・不本意非正規雇用労働者への支援については、新型コロナウイルス感染症の雇用情勢への影響も踏まえながら、調査等を通じて必要な施策を検討していく必要がある。   |
|      | O4   | ・フリーランスとして働く人についても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、その活躍を支援していく必要がある。  |

### ③ 地域経済の活性化・地域の元気づくり

緊急事態宣言をはじめとする経済活動の抑制は、事業者の事業継続においてかつてない影響を与えました。一方で感染拡大防止のためのＩＣＴ技術等を活用した新たな企業活動の展開は、新たな財やサービス等の創出の機会となっています。

従業員の雇用を守り事業を継続している事業主への支援はもとより、機を捉えた新たなビジネスモデルに取り組む事業主への支援も実施し、社会経済構造の変化により柔軟に対応していただくことで地域経済の元気づくりに取り組みます。

| 施策   | 展開方向 | 評価結果   |
|------|------|--|
| 施策2  | O2   | ・新型コロナウイルス感染症の影響によりオリンピック・パラリンピックについては開催延期となつたが、引き続きスポーツの普及・振興を図り、市民の健康の保持・増進につなげていく。  |
| 施策13 | O1   | ・市内事業所における新型コロナウイルス感染症の影響については、（公財）尼崎地域産業活性化機構とも連携して実態調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、業種別にウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた取組を検討していく。  |
|      | O2   | ・実践型インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンラインの活用など新たな取組にも挑戦し、市内事業者の魅力体感・課題解決や人材確保の機会を広げていく。   |
| 施策14 | O2   | ・尼崎城については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で臨時休館したこともあり、目標の有料入城者数には届かなかつたものの、様々な観光関連イベントを実施したことにより、多くの人の来城につながった。<br>・今後は、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、本市や伊丹市など近隣5市による「日本酒」をテーマとしたストーリーの日本遺産への認定や歴史博物館の開館を機に、国・県の景気回復キャンペーンとも連携しながら、落ち込んだ観光客入込客数の回復や地域の周遊促進を図る取組を実施する。 |
|      | O3   | ・文化振興については、コロナ禍の取組としてオンライン展示A-Lab@Homeを実施した経験を活かし、Web環境を通じた情報発信を、本市の文化・芸術・芸能の新たなPR手法として位置づけ、今後の文化事業の実施における活用を検討するとともに、観光施策においても同様の情報発信手法について検討していく。<br>・新型コロナウイルス感染症の状況を見定めつつ、尼子騒兵衛展を開催するなど、全国へ尼崎の魅力・文化資源を発信し、市内外の交流や観光地域づくりを促進する取組を進めいく。    |
| 施策16 | O3   | ・モビリティ・マネジメントの推進に向けては、新型コロナウイルス感染対策の機を捉え、公共交通などへの誘導のみならず、密閉、密集、密接を防ぐための取組として、自転車やウォーキングへの転換についても検討を進めていく。  |

#### ④ 子どもたちの居場所・学習機会の確保と心のケア

学校の長期臨時休業というこれまでに経験したことのない影響を受けた子どもたちの課題に対しては、学習環境の整備や要保護児童家庭への関わりなど、新型コロナウイルス感染拡大防止を機に新たな取組を進めています。今後、その成果と課題を整理し、より効果的な取組につなげていきます。

| 施策         | 展開方向     | 評価結果  |
|------------|----------|---|
| 施策2<br>施策5 | O1<br>O2 | ・人権啓発・教育については、新型コロナウイルス感染症の影響や災害時における避難所運営など、具体的な事例に即した学習についても重視していく。   |
| 施策3        | O1       | ・GIGAスクール構想の実現に向け、ICTを活用した学習の活用事例を積み重ね、学校間で積極的に共有する。また今後のより効果的な活用につなげるため、新型コロナウイルスの影響下で実施したICTの取組における成果と課題を整理していく。                      |
|            |          | ・新型コロナウイルス感染症に伴う学校休業措置等による子どもへの影響については、学びと育ち研究所で分析し、今後新たな感染症が流行した際に活用できるよう備えていく。  |
| 施策4        | O3       | ・要保護児童対策について、学校の長期休業に伴い実施した「あまっ子お弁当クーポン事業」がきっかけとなり、これまで関わることができなかつた家庭とのつながりを持つことができた。コロナ禍でのこの経験を活かし、今後も関係性を作るための様々なアプローチ手法について検討していく。   |
| 施策9        | O2       | ・新型コロナウイルス感染拡大による長期休校にともない、要保護児童を対象に、南北保健福祉センターのケースワーカーといくしあの児童ケースワーカーが連携して同行訪問を実施し、子どもの食が確保されているか等の生活状況の確認を行うことで、対象者との関係構築につなげることができた。 |
|            |          | ・今後もコロナ禍でのこの経験を活かし、対象者に寄り添いながら、関係性を深めていく手法について検討を進める。   |

#### ⑤ 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進

行政サービスの提供体制については、日々の新型コロナウイルス感染症対策業務を通して得た経験をもとに、「新しい生活様式」に沿った社会変化に適応したものへと転換を図っていきます。あわせて、従来の慣行やシステムを前提とした行政体制や意識を変革することにより、市民サービスの向上はもとより、働き方改革に資する取組についても進める必要があります。

| 施策    | 展開方向 | 評価結果   |
|-------|------|--|
| 行政運営3 |      | ・窓口業務の改善として、マイナンバー等を活用したオンライン申請を推進する。  |
|       |      | ・業務委託のリスク管理手法についての取組を進めるとともに、各業務における正副担当の仕組みを活用すること等により、災害等非常時における在宅勤務等柔軟な勤務体制の実現性を高めるほか、必要な業務の継続のため、事業の中止等により捻出できる人員を把握し、必要な部署へ円滑に配置できる体制を構築する。 |
|       |      | ・感染拡大防止策として特例的に実施した在宅勤務制度などについて、効果や課題などを検証し、その結果を基に、多様な働き方の実現に資する制度や仕組みの構築について検討していく。  |
|       |      | ・研修へWeb会議システムや動画配信の活用を進めるなど、働き方改革に資する取り組む。   |

## 4 施策評価結果を踏まえて

令和3年度に向けては、本市を取り巻く状況の改善傾向を今後も継続し、総合目標の達成に向けたしっかりとした流れとすることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特に以下の課題に対応するものについて、選択・集中して取り組んでいくこととします。

また、課題への対応にあたっては、行政サービスの提供体制におけるウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた視点についても取り入れ、事業の構築と両輪で進めていきます。（「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進（コロナ対応⑤））

なお、今年度の評価結果を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年度中から国の交付金等を活用しながら対応していきます。

### ●子どもたちの育ちに寄り添った取組

〈取組の方向性〉

「学びの先進都市」の推進（主要取組項目①）

子どもの育ちと活動への支援（主要取組項目①）

〈コロナ対応の方向性〉

子どもたちの居場所・学習機会の確保と心のケア（コロナ対応④）

### ●高齢者を支える地域づくりに向けた取組

〈取組の方向性〉

地域と支える高齢者支援（主要取組項目②）

〈コロナ対応の方向性〉

市民生活への支援の強化（コロナ対応②）

### ●地域経済の回復に向けた取組

〈取組の方向性〉

切れ目のない自立支援（主要取組項目②）

時代の変化に即した産業の振興（主要取組項目③）

〈コロナ対応の方向性〉

市民生活への支援の強化（コロナ対応②）

地域経済の活性化・地域の元気づくり（コロナ対応③）

### ●住環境の向上と魅力発信に資する取組

〈取組の方向性〉

市民とともに取り組むシティプロモーション（主要取組項目③）

よりよい都市機能の創出（主要取組項目④）

〈コロナ対応の方向性〉

地域経済の活性化・地域の元気づくり（コロナ対応③）

※4つの主要取組項目ごとの取組の方向性はP 8 参照

※新型コロナウイルス感染拡大の影響による対応の方向性はP 27 参照

(このページは白紙です。)

## 5 施策別の評価

- 施策 01 【地域コミュニティ】
- 施策 02 【生涯学習】
- 施策 03 【学校教育】
- 施策 04 【子ども・子育て支援】
- 施策 05 【人権尊重・多文化共生】
- 施策 06 【地域福祉】
- 施策 07 【高齢者支援】
- 施策 08 【障害者支援】
- 施策 09 【生活支援】
- 施策 10 【健康支援】
- 施策 11 【消防・防災】
- 施策 12 【生活安全】
- 施策 13 【地域経済の活性化・雇用就労支援】
- 施策 14 【魅力創造・発信】
- 施策 15 【環境保全・創造】
- 施策 16 【住環境・都市機能】

## 【施策評価表の見方】

### 1 基本情報

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| 施策名  |  | 展開方向 |  |
| 主担当局 |  |      |  |

### 2 目標指標

| 指 標 名 | 方向 | 目標値<br>(R4) | 実績値 |     |     |     |     |     | 進捗率<br>(R1) |
|-------|----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|
|       |    |             | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |             |
| A     |    |             |     |     |     |     |     |     |             |
| B     |    |             |     |     |     |     |     |     |             |
| C     |    |             |     |     |     |     |     |     |             |
| D     |    |             |     |     |     |     |     |     |             |

展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、総合計画の後期計画(まちづくり基本計画)期間の最終年度の令和4年度とし、現時点での進捗率を示しています。  
 【進捗率について】100%を上回るものを100%、0%を下回るものを0%として記載しています。  
 ・指標の方向性が「↑」の場合  $\frac{\text{R1実績値}}{\text{目標値}}$   
 ・指標の方向性が「→」かつ目指すべき方向性が「+」  $\frac{\text{R1実績値}}{\text{目標値}}$   
 ・指標の方向性が「↓」の場合  $\frac{\text{目標値}}{\text{R1実績値}}$   
 ・指標の方向性が「→」かつ目指すべき方向性が「-」  
 (目標値が0の場合は、進捗率は「-」)

### 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと 総合戦略

尼崎版総合戦略における「6つの政策分野」の該当番号を記載しています。

総合計画に定める「行政が取り組んでいくこと」の分類別に、平成31年4月から令和2年3月末までの主要な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題について主担当局が記載しています(担当局評価)。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   | 直近3カ年（平成30年度～令和2年度予算）における主な主要事業を5つまで記載しています。 |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)

#### 項目内容

##### ●重要度

H29年度 第 位 / 16施策 H30年度 第 位 / 16施策 R1年度 第 位 / 16施策

当該施策の市民意識調査の結果から、各々の重要度と満足度の順位について、記載しています。

##### ●満足度

また、重要度と満足度の点数については、経年変化が視覚的に追えるよう、グラフで表記しています。

### 6 評価結果

#### 令和2年度の取組

左記「これまでの取組の成果と課題」を受けて、今後の課題等を踏まえ、令和2年度に取り組んでいる事項について主担当局が記載しています。

目標指標の達成状況、市民意識調査、担当局評価の内容を踏まえ、市長評価結果を記載しています。

#### 主要事業の提案につながる項目

「これまでの取組の成果と課題」や「令和2年度の取組」を踏まえ、次年度において「主要事業の提案につながる項目」について主担当局が記載しています。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |             |      |                                     |
|------|-------------|------|-------------------------------------|
| 施策名  | 01 地域コミュニティ | 展開方向 | 01 多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。 |
| 主担当局 | 総合政策局       |      |                                     |

### 2 目標指標

| 指標名                             | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|---------------------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                                 |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 市政に関心がある市民の割合                 | ↑  | 60.0    | %   | —    | 55.5 | 51.8 | 53.5 | 49.8 | 51.1  | 54.7 |         |
| B 市政に対する関心が、以前より高まっている市民の割合     | ↑  | 50.0    | %   | 37.6 | 38.3 | 36.0 | 34.1 | 30.5 | 35.3  | 35.6 |         |
| C 社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合 | ↑  | 30.0    | %   | —    | —    | —    | 24.1 | 19.9 | 17.6  | 19.3 |         |
| D 生涯学習プラザ利用率                    | ↑  | 38.0    | %   | 35.4 | 35.1 | 35.0 | 35.0 | 35.1 | 34.8  | 33.2 |         |
| E                               |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■地域分権型社会に向けた取組 総合戦略 ②・⑤

##### 【地域とともにある職員づくり】

(目的)自治のまちづくりを目指す地域担当職員には、「地域を支えるスタッフとして、積極的に市民とつながり、ともに考え、行動できる」、「個人や様々な団体が活躍できる場や仕組みづくりに取り組みながら、多様な人や活動をつなぐことができる」、「まちづくりに関する様々な情報を収集し、地域発意の課題解決や魅力向上の取組を支援できる」といった役割が求められており、そういった職員像に近づけるよう育成を行う。

(成果)①主に地域担当職員を対象とし、グループ学習の会である地域担当主事会を13回、ファシリテーションスキルを学ぶ研修を8回実施したほか、人権についての感度を高めるフィールドワークや各種団体が実施する研修への派遣などにより、延べ330人の受講があった。研修を通して学んだことにより、地域に出る際の心構えができたり、目標が明確化したといった声があったほか、地域の会議の活性化の支援ができたといった事例が生まれた。

(課題)①研修を通して得た地域担当職員の気づきを引き継ぎ、積み上げていく必要がある。

①座学やグループワークを中心に得た気づきを基に、実践的な学びに展開していくような研修を実施する必要がある。

##### 【地域課題の解決に向けた地域との関係づくり】

(目的)地域で活動している方々との関係づくりとともに、地域においてお互いの顔の見える関係を築いていくための学びや交流の場づくりに取り組む。そうした中で将来的に、学びと活動が循環し、地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを目指す。

(成果)②地域担当職員が地域の様々な主体と顔の見える関係づくりを進める中で得た情報、気づきを基に、令和元年度新たに計上した地域予算も活用して、地域との協働による防災マニュアル作りなどを企画、実施し、学びや交流の場づくり、地域活動の情報発信などを行うとともに、各地域振興センター間での情報共有に努めた。(目標指標A・B・C・D)

(課題)②地域予算是、顔の見える関係づくりが引き続き促進され、学びと活動の循環や、地域発意の課題解決等の取組を支えるものとして、そのあり方の検討が必要である。

②地域担当職員が関係者をつなげることにより、情報の共有や個別課題の解決に至った事例もあるが、関係づくりについては、今後もより一層進めしていく必要がある。

②高齢者や子ども等地域福祉に関する活動や居場所等、地域の情報について、関係者や市民と共有していく必要がある。

②全市的な課題である自治会のない地域への対応や、青少年の居場所、防災、高齢者の見守りなどについても、地域の実情に応じ、関係部局と連携して取り組んでいく必要がある。

##### 【生涯学習プラザの運営】

(目的)市民主体の開かれた施設として、市民が生涯にわたって教養の向上等を図ることができるよう、また、相互に協力して学びを活かした活動をすることができるように地域を支える。

(成果)③利用基準を旧地区会館並みに緩和したこと、指定管理者制度を導入し、利用の手続きの利便性を向上させたこと、一部施設を建替えたことなどにより、公民館由来の施設については、利用率が上昇した。(H30年度35.86%→R1年度36.49%+0.63ポイント)(目標指標D)

④関係部局と連携し、子どもの育ち支援センターとユース交流センターとの連携により、学習支援の事業や、青少年の居場所づくり事業を実施した。

(課題)③生涯学習プラザへの再編により、600を超える予約システムIDの新規発行があったが、全てが新しい利用者であるかの検証ができておらず、より詳細な利用情報の収集が必要である。また、こうした新規利用のニーズを踏まえて、設置目的の範囲内で利用基準の緩和を図るなど、多様でたくさんの市民の集いの場とする必要がある。

③ロビーなどの共用スペースを交流の場として活用するなど、利用者同士でプラザの活用策を考える場づくりを進め、市民主体の施設としての展開を進める必要がある。

④みんなの尼崎大学として行う取組、関係部局が実施する取組との関係性を整理し、さらなる連携を進める必要がある。

### 3 主要事業一覧

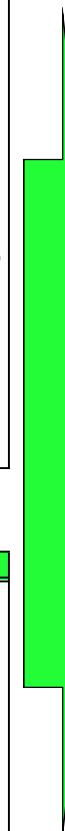
| 令和2年度 主要事業名         |                              |
|---------------------|------------------------------|
| 1                   | 生涯学習プラザ等整備事業(大庄南生涯学習プラザ整備事業) |
| 2                   |                              |
| 3                   |                              |
| 4                   |                              |
| 5                   |                              |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                              |
| 1                   | 特色ある地域活動推進事業                 |
| 2                   | 生涯学習推進事業                     |
| 3                   | 地域とともにある職員研修事業               |
| 4                   |                              |
| 5                   |                              |
| 平成30年度 主要事業名        |                              |
| 1                   | 地域振興体制の再構築関係事業               |
| 2                   |                              |
| 3                   |                              |
| 4                   |                              |
| 5                   |                              |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【地域とともにある職員づくり】  |
| ①地域担当主事会については、メンバーの入れ替わりがある中で、前年度の気づきの振り返りを実施し、より学びを深化させていく。<br>①地域のキーパーソンを通じて地域の課題の現場を知るようなより実践的な研修を実施する。   |
| 【地域課題の解決に向けた地域との関係づくり】   |
| ②地域予算は、これまでの取組実績や地域の実情などを踏まえて検証を行い、必要に応じて、そのあり方について見直しを行う。<br>②地域担当職員は引き続き、地域の方々と顔の見える関係づくりに努め、情報を共有しながら、地域の実情や課題に応じ、その解決に向けた取組を進めていく。<br>②関係部局と連携し、地域資源の情報を公開しエリアごとに検索できるシステムの構築や、地域の実情や課題に応じた対応に取り組んでいく。 |
| 【生涯学習プラザの運営】   |
| ③貸室利用時に提出される報告様式の工夫や、利用基準のさらなる緩和などにより、多様でたくさんの利用者が集う場とともに、新しい利用者も含め、主体的に施設に関わっていけるような場づくりを展開していく。<br>④みんなの尼崎大学の位置づけを整理することに合わせて、他の関係部局の実施する取組と生涯学習プラザにおける取組とのさらなる連携に向けて取り組む。                               |
| 【新型コロナウイルス感染症に関する取組】   |
| ⑤各地域課は、新型コロナウイルス感染症にかかる寄り添い型・ワンストップ型の総合サポートセンターのサテライトとして支援機能を発揮する。   |



- ・地域担当職員の配置から1年がたち、実地での経験に加えファシリテーション研修や主事会を活発に行うことで、役割に対する認識が深まってきた。引き続き、コーディネーター役として、地域の信頼を得られるよう取り組んでいく。
- ・地域担当職員が研修等を通じて本市の取組や事業を幅広く把握することでコーディネート機能を発揮し課題解決を実践していく。また、みんなの尼崎大学のようなプラットホーム機能についても全庁的に活かせるよう取り組んでいく。
- ・市民活動の新たな担い手とつながっていくため、地域担当職員のより柔軟な勤務体制について検討していく。また、担い手との関係性をより強めていくため、専用のスマートフォン等を活用した情報共有を強化していく。
- ・引き続き、地域担当職員と市社協の地域福祉活動専門員が連携することで、ボランティア活動を希望する「むすぶ」登録者など、市民活動の新たな担い手とつながっていく。
- ・地域資源の情報を公開しエリアごとに検索できるシステムの構築に際しては、登録する情報の精査を行うことを通じて関係部局との連携を強めるとともに、地域の人に情報を公開し、活用してもらうことを通じて、地域の人同士もつながっていくことを目指す。
- ・地域予算については、各地域での使途の共有や公表を通じて、地域の声をその活用に反映させることができる仕組みを目指す。

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
|                |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |             |      |   |
|------|-------------|------|---|
| 施策名  | 01 地域コミュニティ | 展開方向 | 02 地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。 |
| 主担当局 | 総合政策局       |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                              | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|----------------------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                                  |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合  | ↑  | 30.0    | %   | —    | —    | —    | 24.1 | 19.9 | 17.6  | 19.3 |         |
| B 社会福祉協議会の加入率                    | ↑  | 60.0    | %   | 57.1 | 55.9 | 54.8 | 54.6 | 52.7 | 50.9  | 49.3 |         |
| C あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数     | ↑  | 55      | 団体  | 48   | 54   | 51   | 57   | 53   | 49    | 57   |         |
| D 地域活動の中で生涯学習の成果が活かせていると感じる市民の割合 | ↑  | 6.4     | %   | 4.4  | 7.2  | 7.5  | 7.3  | 4.6  | 3.8   | 3.2  |         |
| E                                |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと  |  | ■地域コミュニティの形成のための支援 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総合戦略 (2)・(5)  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【地域活動の担い手づくりと地域活動の促進】   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)市民と行政または市民同士の相互理解が深まり、多様な主体による協働の取組につながるような交流や対話、活動の機会づくりに取り組むとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場づくりに努める。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)①市民の地域活動の初期段階を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」については、応募団体の固定化等の課題を踏まえ、申請年数の上限を設けたり、継続年数によって補助割合を変動する等により、市民団体を育成し、事業の自立を促す制度に見直しを行った。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②尼崎市社会福祉協議会(市社協)への加入率は減少傾向となっているが、様々な加入促進の取組を継続して行っている。(目標指標A・B)  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③地域広報活動推進制度による地域への市政情報の発信については、各種事業等のポスター掲示のほか、チラシの回覧も実施した。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④取組が固定化している市民運動推進委員会については、役員会において、そのあり方を再確認し、年度ごとにテーマを設定して全市一体的な取組を行うこと、団体からの情報発信や情報共有により、構成団体間の連携を強化していくことなどの見直しを行った。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤市内の特定非営利活動を促進するため、ふるさと納税等による寄付金を活用した仕組みをNPO法人を対象として構築した。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥提案型協働事業制度・提案型事業委託制度について、制度の一本化及び提案支援の強化等の改善を施した「市民提案制度」を構築した。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)①平成30年度に比べ、新たな団体からの申請は増加したが、補助を受ける団体が一部固定化している傾向がある。地域活動の新たな担い手を発掘するとともに、補助対象事業については、事業の自立に向けた支援を行う必要がある。(目標指標C)  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②市社協等における地域活動の担い手の高齢化のほか、若い世代が自治会へ加入しないことや、自治会が存在していない地域があることなどが引き続き課題となっており、学びと交流の場づくり等を通じた新たな担い手の発掘や活動支援を継続して行う必要がある。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④地域振興センターが事務局を担う各地区的市民運動推進協議会については、市民運動推進委員会と連携して取組を進めるとともに、各地域の特性に応じた取組を継続して進めていく必要がある。また、六星会(各地区会)については、規約上、会員の加入制限を廃止する等、改善が図られているが、今後は、六星会(各地区会)が実施するべき事業等についても精査していく必要がある。               |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥制度が一層活用されるには、効果的な周知及び運用とともに、地域社会の課題や事業構築の手法についての学びの機会の提供などの取組が必要である。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【福祉会館】  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)福祉会館を用いて、地域住民のコミュニティ活動の促進を図る。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑦地域住民のコミュニティ活動を支えるため、自主財源確保に向けた取組として、希望する福祉会館には自販機の設置等ができるよう、契約書の雛型について見直しを行った。また、外観調査や使用実態調査により各館の現状確認を行った。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑦引き続き、利用実態やニーズ、施設の状態など個別の状況を十分に把握する必要がある。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【尼崎市民まつり】   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)市の誕生を祝い、市民相互の親睦と連帯意識を高め、市の発展を図る。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑧令和元年度は5年ぶりに尼崎市役所周辺に会場を戻し、早期より広報を始められたことにより、1日開催としては直近5年では最高の延べ68,000人という来場者数であった。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑧令和元年度については多くの来場者があり、会場内がかなり混雑したため、今後の開催に向けては更なる安全面の配慮が必要である。また、何か市民まつりの代名詞となる催しができれば、より魅力ある市民まつりにつながると考えられる。行政として引き続き、尼崎市民まつり協議会事務局を運営していくが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、来場者の安全を第一に考えて対応する必要がある。 |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 行政が取り組んでいくこと ■地域コミュニティ活動を担う人材の育成  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総合戦略 (2)・(5)  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【みんなの尼崎大学及びシチズンシップ教育の取組】  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)地域づくりに取り組む「人づくり」に向け、みんなの尼崎大学がプラットホームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。併せて、若年層を中心ターゲットに、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。                      |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑨市内の学びの場をめぐってつなぐ「オープンキャンパス」と、まちで活動したい人の相談・交流の場「みんなの相談室」により、市民の学びと活動のステップアップをサポートしたほか、学びの成果を生かす活動の場として、講座を初の完全公募とした「みんなのサマーセミナー」、大学祭「まちじゅう学祭」を通じて市民等が知識や経験を教え学び合うことができた。(目標指標D)            |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑩まちの課題解決策を考えるカードゲーム「ATTF2」によりシチズンシップを高める出張授業と職員、教職員向けの指導者研修を実施した。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑪府内への働きかけとして、新採研修で「ATTF2」を、また3年目の職員を対象に、神戸市つなぐ課職員や地域で活動する団体に会う研修を実施した。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑨「みんなのサマーセミナー」や「ATTF2」が他都市で注目され展開されるなど、プログラムについては評価が高い一方で、事業としての位置づけや目指す姿の共有が十分ではない。みんなの尼崎大学が今後も継続して機能していくためには、改めて議論が必要である。   |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑩講座主催者にIDを発行して登録してもらうという「授業検索ページ」については、時代に応じた費用対効果の検証が必要である。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑪カードゲームが貸出制のため実施のハードルが高く、職員の出張授業を中心とした展開には規模・期間ともに限界がある。  |  |                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                            |
|---------------------|----------------------------|
| 1                   | 特定非営利活動促進事業                |
| 2                   | 市民提案制度関係事業                 |
| 3                   |                            |
| 4                   |                            |
| 5                   |                            |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                            |
| 1                   | 尼崎市社会福祉協議会補助金(地域広報活動推進補助金) |
| 2                   |                            |
| 3                   |                            |
| 4                   |                            |
| 5                   |                            |
| 平成30年度 主要事業名        |                            |
| 1                   | あまがさき市民まつり事業補助金            |
| 2                   | 特色ある地域活動推進事業               |
| 3                   | みんなの尼崎大学事業                 |
| 4                   |                            |
| 5                   |                            |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| 【地域活動の担い手づくりと地域活動の促進】   |
| ①見直しを行ったあまがさきチャレンジまちづくり事業を効果的に運用するとともに、補助金以外の支援策についても検討を行う。   |
| ②市社協と連携した加入促進の取組や、学びと交流の場づくり等を通じた新たな手の発掘などの取組を行う。   |
| ④市民運動推進委員会で決めたテーマに沿って、全市一体となり取組を行う。また、六星会が実施すべき事業等について六星会と協議を行う。  |
| ⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受けている人たちへの支援を行う市民活動団体も対象とし、市民等からの寄付を受け付けるなど、柔軟な対応を行う。  |
| ⑥制度の魅力の積極的なPRや、新型コロナウイルス感染症に対応した提案テーマ設定等の適時性を意識した募集、提案者との丁寧な協議及び調整に努めるなど、効果的な運用を行う。   |
| ⑥地域社会の課題や事業構築の手法についての学びの機会の提供といった、提案の促進を図るためにの方策について、検討を行う。   |
| 【福祉会館】  |
| ⑦利用実態やニーズ、施設の状態など個別の状況を十分に把握した上で、必要な支援策の検討を行う。  |
| 【尼崎市民まつり】   |
| ⑧10月4日に市役所周辺で開催予定の市民まつりは、多くの来場者により会場内が混雑することに加え、新型コロナウイルス感染症の状況から引き続き、いわゆる3密を避ける必要があること、準備状況、経費面、参加者の安全面を総合的に考慮し、開催中止を決定した。 |
| 【みんなの尼崎大学及びシチズンシップ教育の取組】  |
| ⑨みんなの尼崎大学の位置づけを整理し、今後の方向性を検討する。   |
| ⑨新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントや事業の実施が制約される中でも、市民の学ぶ機会の確保として、人権に関する学習や啓発、オンライン等での発信など、工夫の上で実施する。                                     |
| ⑩⑪「みんなの相談室」の本庁開催(職員向け)を通じて、都市基盤や社会福祉といった困難な社会課題に対する新しい協働事例を生み出す。  |
| ⑩新型コロナウイルス感染症の影響を受けて学校での実施が難しくなる中、PR動画を作成するとともに、希望によって一般の方へも貸出するなど、さらなる普及に向けて取り組む。  |

| 主要事業の提案につながる項目                             |
|--|
| 【地域活動の担い手づくりと地域活動の促進】                      |
| ⑥市民提案制度の活用促進に向けた学びの提供及び実現化促進の取組を行う。        |
| 【みんなの尼崎大学及びシチズンシップ教育の取組】                   |
| ⑨「授業検索ページ」については、他の関連サイトとの関係性の整理を含め、見直しを行う。 |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |  |
|------|---------|------|--|
| 施策名  | 02 生涯学習 | 展開方向 | 01 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しきみづくりを進めます。 |
| 主担当局 | 教育委員会   |      |  |

## 2 目標指標

| 指 標 名            | 方 向 | 目標値<br>(R4) | 実績値  |      |       |       |       |       |       |       | 進捗率<br>(R1) |
|------------------|-----|-------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
|                  |     |             | H25  | H26  | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |             |
| A 学習を活かせる講座の受講者数 | ↑   | 1,715 人     | —    | —    | 1,593 | 1,633 | 1,879 | 2,080 | 2,216 |       | 100%        |
| B 地域学校協働本部の実施校数  | ↑   | 41 校        | —    | —    | —     | 7     | 18    | 30    | 36    |       | 87.8%       |
| C 図書の貸出し冊数       | ↑   | 156万 冊      | 140万 | 137万 | 153万  | 152万  | 156万  | 146万  | 146万  |       | 93.6%       |
|                  |     |             |      |      |       |       |       |       |       |       |             |
|                  |     |             |      |      |       |       |       |       |       |       |             |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|   |      |   |
|---|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進  | 総合戦略 | ② |
| 【学校教育と社会教育の連携の推進】   |      |   |
| (目的)地域の方々の活動や学習の成果を活かすとともに、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みづくりを促進し、学校を核とした活動を通じて地域のつながり・教育力の向上・地域の活性化を図る。  |      |   |
| (成果)①地域学校協働活動が継続的・発展的に展開されるよう、研修会・交流会の実施や地域学校協働活動推進員、校長、地域課、社会教育課による推進会議を開催した。実践活動としては、昔あそび・稻刈り体験や防災教室など、学校を核として地域と学校が連携・協働して一体となった様々な取組が、子どもたちの豊かな学びや経験の提供につながっている。また、令和2年4月に地域学校協働本部を小学校全校に設置することができた。(目標指標B) |      |   |
| (課題)①「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向け、教職員全体への意識啓発、制度の浸透等に取り組み、これまで以上に地域と学校の連携を深めていく必要がある。   |      |   |
| 【地域活動支援と学びの連携】  |      |   |
| (目的)これまで公民館が実施してきた事業を継承しつつ、生涯にわたる様々な学びの機会を提供し、地域のつながり・地域の活性化等を図る。   |      |   |
| (成果)②各地域振興センターの取組の中で、事業目的等を改めて見直しながら、振り返りも重視して事業の実施を行うことができたほか、市民自らが講師となり、自らの学びを他者に伝え、お互いに学ぶ取組が増えている。   |      |   |
| ③各地域振興センターの取組の中で情報発信等を含めて実施できるようになったことで、ボランティア活動をはじめ、地域活動との連携が行いやすくなった。   |      |   |
| ④生涯学習情報誌「あまナビ」については、生涯学習プラザ開設にあたり特集を組むほか、各地域課の生涯学習の取組を紹介するため特集ページを企画した。   |      |   |
| (課題)②事業の進捗確認を行い、評価・振り返りを行うための指標が必要である。  |      |   |
| ②③生涯学習プラザでの取組だけでなく、様々な主体が提供する学びの情報把握に取り組む必要がある。   |      |   |

|   |      |   |
|---|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■公共施設・地域資源等の活用による学習支援  | 総合戦略 | ② |
| 【図書館の利用促進】  |      |   |
| (目的)市民の教養、文化、調査、研究、レクリエーション等多様な要求を適時、適切に援助し、貸出や閲覧に供するための図書及び視聴覚資料並びに逐次刊行物を購入し、適正な図書館の運営を図る。   |      |   |
| (成果)⑤限られた予算の中で、利用者のニーズに応えるよう選書を行い、図書等を購入した。特に令和元年10月に開館したユース交流センター図書室では、青少年対象の図書に重点を置いた選書を行った。また、市民の調査相談の求めに応じ、図書資料等を基にしたレファレンスを適切に行なった。(目標指標C) |      |   |
| (課題)⑤市民1人当たりの貸出冊数及び図書購入費が、阪神間各市並びに類似都市と比較して依然として低水準にあるため、利用率の向上に向け検討が必要である。   |      |   |
| 【市民の読書意欲の向上】  |      |   |
| (目的)市民の読書意欲を高めるため、各種図書館事業を実施する。特に子どもたちやその保護者などに対しては、読書習慣への動機づけを図るための事業を、ボランティアとの協働により実施する。  |      |   |
| (成果)⑥親子や妊婦を対象とした講座や児童対象の行事をボランティアとの協働により行った。また、城内まちづくり推進事業と連携して市立図書館開館100周年事業を実施し、読書の推進とシビックプライドの醸成を図ることができた。(目標指標C)                            |      |   |
| (課題)⑥普段は図書館を利用しない層の来館促進につながるよう行事の企画を検討していく必要がある。また、おはなしボランティアと協働し、幅広い世代の担い手の養成に向け取り組んでいく必要がある。  |      |   |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |          |
|-------------|----------|
| 1           | 学社連携推進事業 |
| 2           |          |
| 3           |          |
| 4           |          |
| 5           |          |

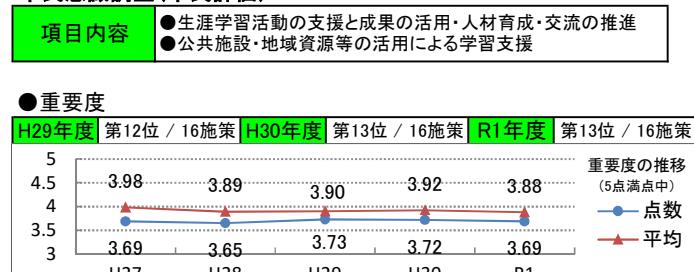
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |          |
|--------------|----------|
| 1            | 学社連携推進事業 |
| 2            |          |
| 3            |          |
| 4            |          |
| 5            |          |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【学校教育と社会教育の連携の推進】  
①「地域とともにある学校づくり」について周知を図るため、教職員やPTA・地域住民への研修や出前講座を実施する。また、学校運営に地域の人々の参画を進めることで、モデル校において「コミュニティ・スクール」を導入し、ノウハウを蓄積する。

【地域活動支援と学びの連携】  
②③新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見据えながら、事業再開に向けて、生涯学習プラザ全体として、事業目的を改めて整理共有する中で、新たな指標を設定し、事業の進捗を行なながら取組を進める。

【図書館の利用促進】  
⑤市内の学校園等への団体貸出などにより利用を促進し、児童生徒が図書に親しむ契機や機会の創出を図る。また、貸出促進につながるよう、図書館内のサイレンの整備や図書の見せ方について、より一層の工夫を行う。  
⑥新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休館の機会を捉え、今後の図書館サービスのより一層の充実に取り組むとともに、図書館の運営方針について、関係者からの意見を踏まえ素案を作成し、令和3年4月からの施行を目指す。

【市民の読書意欲の向上】  
⑥市内の学校等と連携した事業の実施に取り組み、市民の来館促進を図る。

- ・地域学校協働本部については全校に設置することができた。今後も地域と連携しながら様々な学びや活動の場につなげていく。
- ・地域活動支援と学びの連携については、防災や感染症対策など具体的なテーマを通じて、住民同士の地域課題の共有を図るとともに、市民としての主体的な学びと実践が融合した取組を進める。
- ・人権啓発・教育については、新型コロナウイルス感染症の影響や災害時における避難所運営など、具体的な事例に即した学習についても重視していく。
- ・図書館の運営方針の検討にあたっては、貸出冊数の増加のみならず、公の施設としての役割を改めて整理し、目標を定める。また、尼崎城や歴史博物館とも連携し、図書館サービスの一層の充実に取り組む。
- ・生涯学習情報誌「あまナビ」については、引き続き関係部局と連携し、「学び」の情報を効果的に発信していく。

**主要事業の提案につながる項目**

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |         |      |   |
|------|---------|------|---|
| 施策名  | 02 生涯学習 | 展開方向 | 02 健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。 |
| 主担当局 | 教育委員会   |      |   |

### 2 目標指標

| 指標名                         | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値     |         |         |         |         |         |         | 進捗率(R1) |
|-----------------------------|----|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                             |    | H25     | H26 | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2～R4   |         |         |
| A 健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合 | ↑  | 49.0    | %   | —       | —       | —       | 46.2    | 47.0    | 45.2    | 45.8    |         |
| B 誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数     | ↑  | 72,049  | 人   | 80,257  | 66,980  | 68,029  | 67,316  | 63,960  | 69,407  | 68,728  |         |
| C 生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数     | ↑  | 18,379  | 人   | 14,784  | 14,294  | 13,135  | 12,516  | 9,973   | 9,330   | 10,862  |         |
| D 学校開放利用者数                  | ↑  | 809,529 | 人   | 677,323 | 689,578 | 690,150 | 737,741 | 748,986 | 736,569 | 689,939 |         |
| E 地区体育館等利用者数                | ↑  | 456,050 | 人   | 407,715 | 405,533 | 412,669 | 401,034 | 402,173 | 388,179 | 363,379 |         |

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■運動やスポーツによる市民の健康づくり 総合戦略 ④  
【市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進】

(目的)様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。  
(成績)①誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めるための指針として、令和2年度から10年間を計画期間とする尼崎市スポーツ推進計画を策定するとともに、計画の進捗管理を行うための指標を設定した。健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合は45.8%となり、昨年度と比べ0.6%の増となった。また、市民のスポーツへの興味・関心を高めるため、東京オリンピックでは聖火リレーの実施に向けた準備やのぼり・懸垂幕を掲出し、東京パラリンピックでは応援事業の実施に向け、兵庫県と調整するほか、協力団体等と開催場所や実施方法について意見交換を行った。(目標指標A)

(課題)①スポーツを行っている市民の割合を高めるためには、東京オリンピック・パラリンピックや聖火リレー等と関連する市民の関心が高いスポーツ施策に取り組む必要がある。

#### 【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

(目的)各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高めることにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図る。

(成績)②全国大会の誘致を行っている「スポーツのまち尼崎」促進事業では、昨年度より1大会多い9大会を実施した。また観戦者数を増加させるため、大会ポスターを掲示する公共施設を増やした結果、観戦者数は900人増加し31,045人となった。その一方で、体育協会会長杯・市長旗大会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となつたため、参加者数が1,623人減少した。(目標指標B)

(課題)②「スポーツのまち尼崎」促進事業において、事業の認知度を高め、観戦者数を増加させるためには、より一層情報発信を強化する必要がある。

#### 【生涯スポーツによる健康づくりの推進】

(目的)市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場を提供することにより、市民スポーツの振興、市民の健康増進やコミュニティの形成促進を図る。

(成績)③スポーツ推進委員によるスポーツ要請指導事業において、市スポーツ関係団体への広報により、事業の周知を行った結果、要請数が昨年度より3件多い17件となり、参加者数も1,361人増加した。また、さわやか地域スポーツ活動事業(グラウンド・ゴルフ、ペタンク)の参加者数は5,354人となり、昨年度と比較し305人増加した。(目標指標C)

(課題)③さわやか地域スポーツ活動において、高齢者の参加が多くなっているが、子育て・働く世代の参加がほとんど見られない。

#### 【学校スポーツ施設の開放によるスポーツ活動の推進】

(目的)市民スポーツの拠点である、小・中・特別支援学校のスポーツ施設(グラウンド、体育館及び柔剣道場)を市民に開放することにより、市民が気軽に運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを図る。

(成績)④利用者の増加のため、あまよう特別支援学校において、新たに学校開放を実施し、その利用人数は1,095人であった。しかし、3月に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、約1ヶ月間利用を休止したため、利用人数は昨年度と比較し46,630人減少し、689,939人となった。(目標指標D)

(課題)④中学校では、小学校に比べ依然として利用率が低い状況にあるため、利用率の向上が必要である。

#### 【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】

(目的)地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。

(成績)⑤尼崎市スポーツ振興事業団が実施しているサルーススポーツ教室において、昨年度と比較し教室の種類を増やし、より利用者のニーズに対応した事業を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止による約1か月間の休館により、利用人数は昨年度と比較し24,800人減の363,379人となった。(目標指標E)

(課題)⑤利用者のニーズに合わせて事業の見直しを行い、参加者数の増加に努めているが、利用者からは、施設の老朽化についての意見が多く出ており、対応が必要である。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                      |
|-------------|----------------------|
| 1           | サンシビック尼崎予防保全事業       |
| 2           | (仮称)健康ふれあい体育館整備事業    |
| 3           | オリンピックを契機としたスポーツ推進事業 |
| 4           | パラリンピック応援事業          |
| 5           |                      |

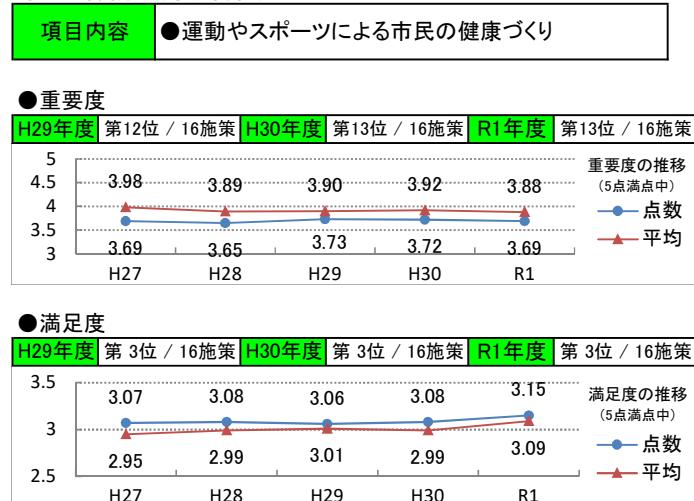
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進】  
①新型コロナウイルス感染症防止の観点から開催が延期となった東京オリンピック・パラリンピックについては、聖火リレーや応援事業の実施に向けた調整を進めしていくとともに、広報を積極的に行うことにより、市民の大会に対する更なる機運醸成を図る。また、ワールドマスターズゲームズ2021関西についても、市民の関心を高めることができるように、大会に関連するイベントや情報発信に力を入れる。

【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】  
②「スポーツのまち尼崎」促進事業において、ホームページ等に大会の写真を掲載し大会の様子を発信することにより、多くの市民に興味・関心を持ってもらい、観戦者数の増加につなげる。

【生涯スポーツによる健康づくりの推進】  
③さわやか地域スポーツ活動において、親子で参加しやすい時間帯や場所での実施を検討する。

【学校スポーツ施設の開放によるスポーツ活動の推進】  
④中学校の利用率向上に向け、学校行事等のない曜日や時間帯で中学校のスポーツ施設が利用できるよう検討を進める。

【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】  
⑤旧耐震施設である武庫体育館については、老人福祉センターとの機能を統合した(仮称)健康ふれあい体育館の整備に向け、設計業務及び環境影響調査等を実施する。サンシビック尼崎については、施設の大規模改修に向けた設計業務を実施する。

**主要事業の提案につながる項目**

【市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進】  
①国際的なスポーツイベントである東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ関西を控えているため、これらを契機に更なる市民スポーツの普及・振興を図る。

・各種スポーツに関するイベントについては、規模や開催頻度などを工夫し、より魅力的なものにしていく。

・新型コロナウイルス感染症の影響によりオリンピック・パラリンピックについては開催期となつたが、引き続きスポーツの普及・振興を図り、市民の健康の保持・増進につなげていく。

・老人福祉センターと地区体育館の機能を統合する(仮称)健康ふれあい体育館の整備を機に、高齢者に対してはフレイル予防を実施するなど、各年代に即した事業を展開し、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進める。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |                                |
|------|---------|------|--------------------------------|
| 施策名  | 03 学校教育 | 展開方向 | 01 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。 |
| 主担当局 | 教育委員会   |      |                                |

## 2 目標指標

| 指標名                             | 方向 | 目標値<br>(R4)                      | 実績値  |                          |                          |                          |                          |                          |                            |                          | 進捗率<br>(R1) |  |
|---------------------------------|----|----------------------------------|------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------|--|
|                                 |    |                                  | H25  | H26                      | H27                      | H28                      | H29                      | H30                      | R1                         | R2～R4                    |             |  |
| A 学力調査における平均正答率の全国との比較(知識)      | ↑  | 全国平均以上<br>(小)国64算67<br>(中)国73数60 | ポイント | 国61 算76<br>国73 数60       | 国70 算76<br>国78 数75       | 国67 算74<br>国75 数63       | 国70 算77<br>国74 数62       | 国72 算76<br>国75 数64       | 国68 算61<br>国75 数64         | 国60 算65<br>国70 数58       |             |  |
| B 学力調査における平均正答率の全国との比較(活用)      | ↑  |                                  | ポイント | 国46 算54<br>国62 数36       | 国52 算55<br>国48 数57       | 国63 算42<br>国64 数39       | 国55 算45<br>国63 数42       | 国55 算43<br>国70 数46       | 国51 算49<br>国60 数45         |                          |             |  |
| C 授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合        | ↑  | 小85.0以上<br>中75.0以上               | %    | 国73.1算73.5<br>国68.6数70.3 | 国72.3算73.3<br>国69.3数67.8 | 国74.2算77.5<br>国73.4数66.5 | 国72.9算75.7<br>国70.0数65.7 | 国74.9算74.0<br>国71.9数60.5 | 理84.5 算78.6<br>理66.6 数61.3 | 国78.1算78.5<br>国75.7数65.6 |             |  |
| D 家で、自分で計画を立て勉強をしていると答えた児童生徒の割合 | ↑  | 小85.0以上<br>中75.0以上               | %    | 小 46.6<br>中 38.3         | 小 47.4<br>中 37.3         | 小 47.3<br>中 42.7         | 小 49.9<br>中 41.0         | 小 51.1<br>中 43.3         | 小 55.8<br>中 39.0           | 小 60.5<br>中 42.5         |             |  |
| E 小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点       | ↑  | 県平均値<br>(小)53.2<br>(中)44.3       | ポイント | 小 49.0<br>中 41.5         | 小 50.5<br>中 38.0         | 小 50.5<br>中 39.5         | 小 50.5<br>中 40.0         | 小 50.0<br>中 41.0         | 小 51.5<br>中 40.2           |                          |             |  |

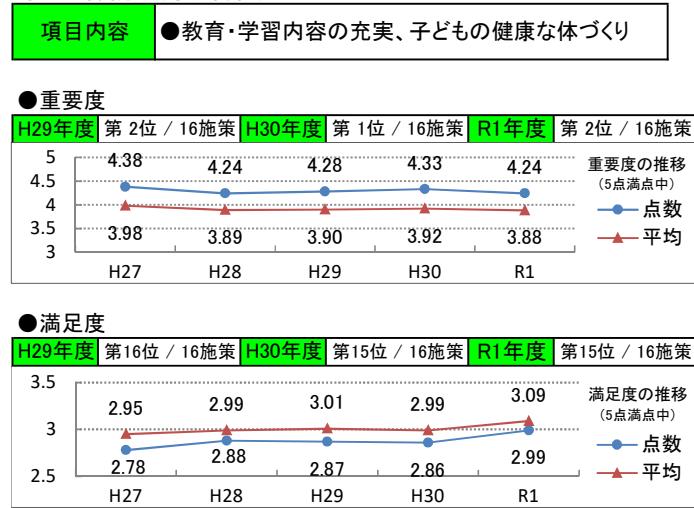
## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | ② |
| 【確かな学力の育成】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (目的)学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場のICT整備等を通じて、子どもたちが変化に柔軟に対応し、これから社会を生き抜くことができる力を育成する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (成果)①全ての小・中学校で放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個をサポートする人材を配置し、つまずきに対して早期に対応した。そうした中、「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果の経年変化を比較したところ、小学校においては学力向上の成果がみられた。(目標指標A・B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ②全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手(ALT)を派遣するとともに、外国語活動の授業支援として、外国語活動指導補助員(JTE)を小学校に配置した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ③「高等学校特色づくり推進事業」では、市立高等学校3校がそれぞれの特色を活かした取組(尼崎:学力向上、尼崎双星:音楽類型レベルアップ、琴ノ浦:自立支援)のほか、民間企業等と連携した課題解決型学習に取り組んだ。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ④ICTコンサルタントの専門的知見をもとに、校内通信ネットワーク環境や校務用及び児童生徒用パソコンの配置をはじめとする教育ICT環境整備について、必要となる児童生徒用パソコン台数や校務効率化の手法の検討を行ったうえで、実施案の作成を行った。なお、令和元年12月下旬に国から示されたGIGAスクール構想への対応を行うため、実施案の一部変更を行い通信環境等については令和元年度2月補正で国庫補助を活用し令和2年度に整備を行う予定とともに、児童生徒一人一台端末の整備手法の検討を行った。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑤教員の授業準備等の一部をスクール・サポート・スタッフが担うことにより、教員が子どもたちに向き合う時間が増えた。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (課題)①「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、一部の学年・教科において、D層が30%以上という結果が見られた。主体的・対話的で深い学びに関する項目について、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小72.5%、中58.7%(全国との比較: 小-3.3%、中-3.4%)であった。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を取り巻く環境の変化に対応する必要がある。(目標指標A・B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ②令和2年度から全面実施される新学習指導要領において、小学校5・6年で外国語が必修となることを踏まえて、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図る必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ③琴ノ浦高等学校において、発達障害等特別な支援を要する生徒数が増加し、従来の自立支援を目的としたスタディサポートだけでは授業に参加できない生徒が出ており、それらの生徒への今まで以上の支援が必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ④分かりやすい授業の実施と児童生徒の情報活用能力の育成の視点から、授業におけるICT機器の効果的な活用方法の検討や、新しい課題の解決に向けた先進的な研究を行う必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑤全小学校及び特別支援学校への週20時間の配置から、配置時間の拡大や中学校への配置について今後検討していく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 【学びと育ち研究所】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (目的)子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていけるよう、多様な実践、中長期的な効果測定を行い、科学的根拠(エビデンス)に基づく政策立案に活かす。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (成果)⑥中長期的な取組であることから、引き続きあまっ子ステップ・アップ調査等のデータの蓄積・分析を行った。令和元年度は、尼崎市が実施してきた計算科(そろばん授業)の効果検証等を行い、その結果も踏まえて事業の見直しを行うなど、研究成果の活用を進めた。また、早生まれの子どもとそれ以外の子どもとの間に見られる相対年齢効果を解消するための、小学校での実践や、就学前教育施設の保育環境の評価(エカーズ調査)を行うなど、実践研究も含めた取組を進めた。なお、令和元年度末時点で、6名の研究員が10のテーマで研究中である。◎テーマ:「教育環境が学力に与える影響」「就学前教育の質が就学後の学力や健康に与える影響」など。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (課題)⑥研究テーマを現場のニーズに合わせて設定するなど、成果を政策立案に結び付けていくための取組が必要である。また、研究所の取組は、他市に先駆けた事業であり、本市の魅力として、引き続き発信していく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 【健やかな体の育成】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (目的)体育・スポーツ活動の取組を促進し、体力・運動能力の向上を図るとともに、食育を通して生活改善の取組を推進し、望ましい生活習慣を育成する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (成果)⑦児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組については、体育研究会が中心となり、教員研修や授業研究などを行い、体育授業の改善に努めた。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑧学校給食費の公会計の実施に向け、徴収管理システムに関する必要な経費の予算計上を行うなど公会計化の移行準備を推進した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑨中学校給食の実施に向けた取組については、PFI法に基づき、給食センターの整備・運営を行う事業者の選定を行い、事業者と事業契約を締結し設計に着手するとともに、各中学校に配膳室を整備するための設計を完了した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (課題)⑦全国や兵庫県の平均と比較すると、走・跳・投・柔軟性・持久力に課題が見られることから、体力、運動能力、運動意欲の向上に取り組む必要がある。(目標指標E)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑨給食センターの整備を進める上で周辺住民の理解が必要不可欠である。また、学校現場から教員の参画を求める、実効性のある各種マニュアル等を作成するために必要となる複数の会議を運営していくほか、先行して取組を進める小学校給食公会計化に併せて、中学校給食においても必要となる手続き等を遅滞なく進めていく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |

### 3 主要事業一覧

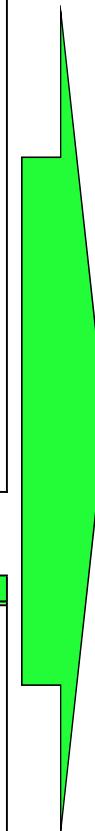
| 令和2年度 主要事業名                        |  |
|------------------------------------|--|
| 1 教育ICT環境整備推進事業                    |  |
| 2 英語教育推進事業                         |  |
| 3 未来の学び研究事業（「ICT等を活用した学習モデル」の研究事業） |  |
| 4 体力向上事業                           |  |
| 5 学校給食費徴収管理関係事業（学校給食費の公会計化）        |  |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名                |  |
| 1 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費            |  |
| 2 学力定着支援事業                         |  |
| 3 教育ICT環境整備推進事業                    |  |
| 4 授業改善推進事業                         |  |
| 5 理数探求事業                           |  |
| 平成30年度 主要事業名                       |  |
| 1 中学校給食準備事業                        |  |
| 2 あまっ子ステップ・アップ調査事業                 |  |
| 3 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費            |  |
| 4 教員指導力向上事業                        |  |
| 5 学びの先進研究サポート事業                    |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |  |
|---|--|
| 【確かな学力の育成】  |  |
| ①「基礎学力の底上げに向けた方針」、「尼崎市版 授業改善の視点」に基づく取組の継続・徹底に努めるとともに、中学校においては、中学校版学力向上の手引きの作成を進めます。インクルーシブ教育システムの構築に向け、尼崎市特別支援教育基本方針を策定する。  |  |
| ②ALTを15名から23名に増員する。また、中学2年生におけるコミュニケーション力調査を実施する。   |  |
| ③琴ノ浦高等学校において、通級による指導実践研究事業を実施する。  |  |
| ④ICT活用研究部会およびSTEAM教育研究部会において、プログラミング教育におけるICT機器等を活用した効果的な学習モデル等の研究を行う。また、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業に対する措置として、自学自習環境の充実のためオンライン学習支援システムを導入する。  |  |
| 【学びと育ち研究所】  |  |
| ⑥データの蓄積・分析に加え、相対年齢効果の解消や保育環境の質の向上等、各研究テーマにおいて具体的な実践研究に着手する。また、進歩に応じて研究の成果を政策立案に活用していくとともに、研究の成果について広く発信していく。また、研究員を増員し、体制の強化を図る。併せて、新型コロナウイルスにより学校等が休校になった影響を将来的に分析できるよう、データの整備を行う。 |  |
| 【健やかな体の育成】  |  |
| ⑦全ての小・中学校での体力テストを実施するとともに、スポーツに関する専門的知識を持った指導員を小学校へ派遣する。また、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業の影響を踏まえた、児童生徒の運動意欲や体力、運動能力の向上に向けた取組を進めます。  |  |
| ⑨着工に係る建設地周辺住民の理解を求めるための説明会等を行う。また、「中学校給食運営会議」を設置し、給食費の設定等、給食に関する運営事項を協議するほか、給食指導マニュアルを策定する。   |  |



|   |
|---|
| ・GIGAスクール構想の実現に向け、ICTを活用した学習の活用事例を積み重ね、学校間で積極的に共有する。また今後より効果的な活用につなげるため、新型コロナウイルスの影響下で実施したICTの取組における成果と課題を整理していく。 |
| ・新型コロナウイルス感染症に伴う学校休業措置等による子どもへの影響については、学びと育ち研究所で分析し、今後新たな感染症が流行した際に活用できるよう備えていく。                                  |
| ・インクルーシブ教育においては、学び方に多様性があることを尊重し、個人が持っている能力や個性を伸ばしていく視点も取り入れ、授業の効果的な実施手法や学習環境のあり方について検討していく。                      |
| ・スクール・サポート・スタッフについては、各学校に配置したことによる効果の検証を行ったうえで、引き続き学校全体における効果的な体制の検討を行う。  |

| 主要事業の提案につながる項目   |  |
|--|--|
| 【確かな学力の育成】   |  |
| ①モデル事業等、実験的に導入した新しい教育手法の特徴や成果と課題、また、今年度作成する中学校版学力向上の手引きを踏まえ、更なる学力向上施策の展開を図る。 |  |
| ③市立高等学校については、いじめ・体罰防止に引き続き取り組むとともに、カリキュラムの見直しを検討する。                          |  |
| ⑤スクール・サポート・スタッフの配置拡大を検討する。   |  |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |                                   |
|------|---------|------|-----------------------------------|
| 施策名  | 03 学校教育 | 展開方向 | 02 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。 |
| 主担当局 | 教育委員会   |      |                                   |

## 2 目標指標

| 指標名  | 方向 | 目標値<br>(R4)                        | 実績値 |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   | 進捗率<br>(R1) |
|--|----|------------------------------------|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------|
|  |    |                                    | H25 | H26              | H27              | H28              | H29              | H30              | R1               | R2～R4             |             |
| A 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合                | ↑  | 全国平均以上<br>(小)81.2<br>(中)74.1       | %   | 小 67.3<br>中 55.3 | 小 72.5<br>中 60.6 | 小 71.7<br>中 64.6 | 小 71.3<br>中 64.3 | 小 72.2<br>中 64.1 | 小 83.4<br>中 77.5 | 小 79.2<br>中 72.1  |             |
| B 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合         | ↑  | 全国平均以上<br>(小)97.1<br>(中)95.1       | %   | 小 93.6<br>中 93.4 | 小 94.6<br>中 92.5 | 小 94.0<br>中 93.4 | 小 94.9<br>中 91.7 | 小 93.4<br>中 91.7 | 小 95.2<br>中 94.2 | 小 95.9<br>中 93.9  |             |
| C 「地域や社会を良くするために何をするべきか考えことがある」と答えた児童生徒の割合 | ↑  | 全国平均以上<br>(小)54.5<br>(中)39.4       | %   | 小 30.9<br>中 19.7 | 小 34.9<br>中 21.4 | 小 36.2<br>中 22.8 | —                | 小 32.5<br>中 22.9 | 小 39.8<br>中 27.6 | 小 41.5<br>中 28.2  |             |
| D 不登校児童生徒の割合                               | ↓  | 全国平均以下<br>H30(小)0.65<br>H30(中)4.30 | %   | 小 0.64<br>中 4.17 | 小 0.56<br>中 4.21 | 小 0.55<br>中 4.03 | 小 0.66<br>中 4.46 | 小 0.81<br>中 3.92 | 小 0.86<br>中 5.19 | 小 1.10<br>中 5.50  |             |
| E 不登校児童生徒における教育支援室及びサテライト教室に通級している割合       | ↑  | (小)5以上<br>(中)10以上                  | %   | 小 3.55<br>中 4.20 | 小 0.81<br>中 5.40 | 小 0<br>中 4.91    | 小 0.70<br>中 3.45 | 小 3.45<br>中 9.14 | 小 2.17<br>中 7.14 | 小 6.44<br>中 11.65 |             |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■心のケア・心の教育の充実

総合戦略 ②

#### 【教育相談の実施】

(目的)いじめや不登校、虐待等、子どもが関わる課題は依然として憂慮すべき状況にあるため、子ども、保護者、教職員、市民等を対象にした相談業務や支援活動を通じて、不安や悩み、課題の解消等を図る。

(成果)①スクールソーシャルワーク推進事業では、迅速な対応に努めたことで活動件数が増加し、学校における認知度も向上した。

②いじめの当事者や傍観者が躊躇せず教育委員会に匿名報告できるアプリを導入するとともに、いじめの脱傍観者授業を全中学校で実施し、匿名報告アプリへの登録件数は188件であった。(目標指標B)

③教育相談事業では、子どもの育ち支援センター(いくしあ)内でカウンセラーが関係部局と連携することで、虐待や発達課題に関係する事案への支援を行うことができた。

(課題)①スクールソーシャルワーカーが現在の6名体制では全ての小・中学校に関与することができなかった。

②匿名報告アプリへの登録を本人の自主性及び家庭に任せていることから、登録件数が少ない状況であった。

③教育相談事業では、ここ5年間で相談件数が毎年減っているため、より一層の充実した事業に見直す必要がある。

#### 【教育支援室の運営】

(目的)不登校児童生徒を対象として学校以外の学びの場及び居場所として運営するとともに、不登校児童生徒個々の状況に合わせた段階的な支援を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立を目指す。

(成果)④いくしあ内に「教育支援室ほっとすてつぶEAST」を設置するとともに、地域総合センター水堂内に公設民営の「教育支援室ほっとすてつぶWEST」を設置し、両教室とも定員を満たした。また、「サテライト教室」を火曜日の午前と水曜日の午後に固定し、琴城分校では週を通して開設したこと、利用者が増加した(H31:27人→R2:48人)。さらに保護者支援として「不登校の子をもつ親のつどい」を年2回実施した。(目標指標D・E)

(課題)④「教育支援室」については、通級者が固定化され、社会的自立に向けた次の動きにつなげることが難しかった。また、登録をしたもの、継続的な通級につながらなかった児童生徒もいた。

#### 【いじめ防止等に向けた取組】

(目的)本市で発生した中学生の自死事案に関する、「尼崎市いじめ対策審議会」(第三者委員会)の提言を踏まえ、今後、二度と同様の事案が発生しないようするため、誰もがごしやすい学校の環境づくりに努める。

(成果)⑤小学校36校、中学校15校、高等学校3校で民間業者や警察等関係機関を講師として情報モラル研修を実施した。また、小学校5校、中学校5校は、すでに校内でスマートフォン(スマホ)の利用についてのルールを策定している。(目標指標B)

⑥管理職を対象に「危機管理マネジメント研修」、「危機管理事例研修」、「学校での事前予防～自殺予防教育の考え方～」、また、生徒指導担当者を対象に「いじめ対応策の持つ意味」、「SNS対応研修」、「ゲートキーパー入門講座」の研修を実施した。また、各学校では伝達研修を実施することで、教職員へ研修内容を周知した。さらに、年2回の学校訪問で各校の取組の確認、助言を行い、リーフレットや手引きを作成し啓発に努めた。また2学期からは市内統一のアンケートを実施した。それらの成果もあり、いじめ認知件数は大幅に増加した。(目標指標B)

⑦ユース交流センターにおいては、日々の子どもたちとの関わりの中で、いじめについての相談を受けるなど、いじめの早期発見につながった。

⑧いじめ問題対策連絡協議会においては、行政、学校、関係機関、地域関係団体が集まり、いじめについての情報共有のほか、いじめ対策の取組についてワークショップ形式で意見交換を行った。

(課題)⑤小学生のスマホ持率が増加し、スマホを介したトラブルやネットいじめも起きている。早い時期から児童自身がスマホの扱いについて学び、情報モラルを身につける必要がある。また、保護者が情報モラルについての研修等を受ける機会は少なく、学校が企画しても参加者がごく一部に限られているのが現状である。

⑥管理職や生徒指導担当者を対象にいじめ予防研修を実施したが、学校によって温度差がある。指導の徹底のため、引き続き行っていく必要がある。個々の教職員にも温度差があり、管理職や教職員の感度を一層高める内容の研修をする必要がある。一部の教職員だけで対応し、校内で十分に情報共有されていないケースがある。

⑦⑧教職員をはじめとする子どもに関わるすべての職員及び、地域、関係機関が、連携していじめ問題への対策について取り組んでいく必要がある。

#### 【体罰根絶に向けた取組】

(目的)研修体系に基いた各種の研修を実施することにより、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、学校現場において教職員の意識の改革、意識の醸成、意欲向上を図り、体罰根絶に努める。

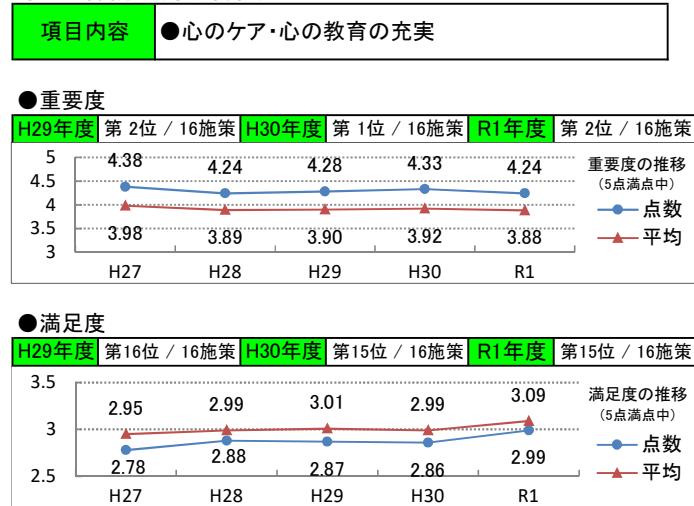
(成果)⑨兵庫県教育委員会が作成した「No ! 体罰」を幼稚園、小・中・高・特別支援学校の全教職員へ配布し、校内研修を実施した。また、該当教職員への研修、該当校の教職員への研修を継続的に実施した。

(課題)⑨一層の教職員の意識改革などのため、管理職や教職員、部活動関係職員と対象を絞って研修を実施していく必要がある。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名                 |  |
|-----------------------------|--|
| 1 教職員研修事業(体罰防止研修)           |  |
| 2 心の教育相談事業(匿名報告アプリ「STOPit」) |  |
| 3 情報モラル教育支援員派遣事業            |  |
| 4 心の教育相談事業(スクールソーシャルワークの拡充) |  |
| 5                           |  |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名         |  |
| 1 教育支援室運営事業                 |  |
| 2 不登校対策事業                   |  |
| 3                           |  |
| 4                           |  |
| 5                           |  |
| 平成30年度 主要事業名                |  |
| 1                           |  |
| 2                           |  |
| 3                           |  |
| 4                           |  |
| 5                           |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |  |
|--|--|
| 【教育相談の実施】  |  |
| ①スクールソーシャルワーカーの増員により、全ての小・中学校に関与できるように対応していく。  |  |
| ②多様な機会を通じて登録を促すとともに、高等学校への事業拡充を行い、相談体制の強化を図る。  |  |
| ③いくしあ内での連携を強化するとともに、学校等における相談活動の充実を図る。   |  |
| 【教育支援室の運営】   |  |
| ④不登校児童生徒のニーズを丁寧に聞き取り、在籍校とも連携しながら、段階的な社会的自立等につなげていく。  |  |
| 【いじめ防止等に向けた取組】   |  |
| ⑤市内全ての小学校に専門的知識を有する支援員を派遣し出前授業を行い、授業を通して児童の情報モラルを向上させ、スマホ等の利用に際して、必要なルールを主体的に考えていくための一助とする。                      |  |
| ⑥教育委員会による学校訪問を行い、校内体制作りへの指導・助言を行うとともに、アンケートの適切な実施時期について検討する。また、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業により生活リズム等が乱れた児童生徒の心のケアに努める。 |  |
| ⑦いくしあやユース交流センターで、いじめの相談対応や、早期発見に努めるほか、いじめ問題対策連絡協議会で出た意見を踏まえ、地域の居場所作りや相談体制の充実など、いじめ対策の更なる効果的な取組について引き続き検討を進める。    |  |
| 【体罰根絶に向けた取組】   |  |
| ⑨外部の専門機関に委託し、3年間を集中期間として、対象を明確にした体罰防止へ向けた教職員研修を特別研修として実施する。  |  |

| 主要事業の提案につながる項目   |  |
|--|--|
| 【教育支援室の運営】   |  |
| ④学校以外の学びの場及び居場所について、受け入れ人数の拡大に向けた検討を行う。                |  |
| 【いじめ防止等に向けた取組】   |  |
| ⑥いじめ問題対策協議会等で出た意見を踏まえ、いじめ対策をより充実させるための体制づくりについて検討を進める。 |  |

### 6 評価結果

- ・教育相談については、スクールソーシャルワーカーを増員及び学校に配置するなど、顔の見える関係を作りつつあり、活動件数や認知度が増加している。引き続き、相談体制の強化に加え、スクールソーシャルワーカーの人材確保に向けたより適切な勤務・雇用形態や研修の充実について検討を進める。
- ・不登校児童生徒に対する学校以外の学びの場や居場所を拡充するため、教育支援室を南部地域にも設置し、不登校となっている児童生徒の参加者の増や継続的な通級を目指すとともに、通級者の社会的自立に資する取組を強化していく。
- ・いじめ防止等に向けた取組については、匿名報告アプリSTOPitを必要となったときに迷いなく利用できるよう継続的にその仕組みや操作方法を周知していく。
- ・また、ゲートキーパー入門講座を保健所と連携し実施するなど取組が進んでおり、今後も引き続き思春期特有の心理的なサポートを個々に応じて実施していく。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |  |
|------|---------|------|--|
| 施策名  | 03 学校教育 | 展開方向 | 03 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。 |
| 主担当局 | 教育委員会   |      |  |

## 2 目標指標

| 指標名   | 方向 | 目標値(R4)                        |                  | 実績値              |                  |              |                  |                  |                  |  | 進捗率(R1)            |
|---|----|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|------------------|------------------|------------------|--|--------------------|
|   |    | H25                            | H26              | H27              | H28              | H29          | H30              | R1               | R2～R4            |  |                    |
| A 学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合   | ↑  | 50.0 %                         | 35.7             | 30.4             | 33.1             | 27.4         | 25.1             | 23.6             | 25.5             |  | 51.0%              |
| B 学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値 | ↑  | 4.0 点                          | 3.2              | 3.3              | 3.4              | 3.4          | 3.4              | 3.2              | 3.2              |  | 80.0%              |
| C 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合                              | ↑  | 小57.0以上<br>中53.0以上 %           | 47.5<br>44.2     | 53.6<br>45.8     | 53.3<br>45.2     | 60.3<br>56.9 | 52.6<br>49.4     | 54.0<br>46.0     | —                |  | —                  |
| D 「地域や社会を良くするために何をすべきか考えことがある」と答えた児童生徒の割合                           | ↑  | 全国平均以上<br>(小)54.5<br>(中)39.4 % | 小 30.9<br>中 19.7 | 小 34.9<br>中 21.4 | 小 36.2<br>中 22.8 | —            | 小 32.5<br>中 22.9 | 小 39.8<br>中 27.6 | 小 41.5<br>中 28.2 |  | 小 76.1%<br>中 71.6% |
| E のびよ尼っ子健全育成事業への参加者数  | ↑  | 82,850 人                       | 79,732           | 80,374           | 81,026           | 80,008       | 79,923           | 79,462           | 79,952           |  | 96.5%              |

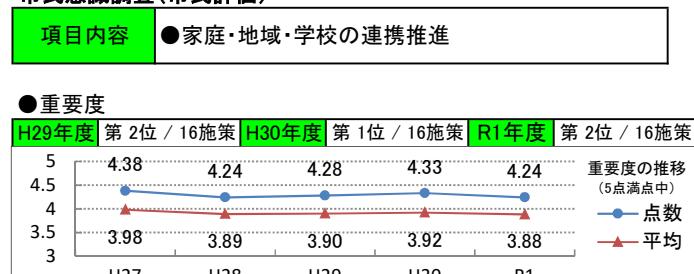
## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 行政が取り組んでいくこと ■家庭・地域・学校の連携推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ② |
| 【幼稚園教育の振興】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するため策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げた以下6つの柱を推進する。(1)遊びを通じた学びを推進し、後伸びする力を育むための複数学級、(2)幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携推進、(3)特設学級の充実、(4)発達に関する専門機能の強化、(5)家庭教育の支援、(6)幼保一体化や預かり保育等、幼児教育制度の研究 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)①モデル10地区での幼保小連携に取り組み、より多くの実践例を蓄積するとともに、公立・私立の就学前施設と公立小学校教員らを対象とした意見交換会の開催など、幼児期と児童期の学びの滑らかな接続を推進した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②各市立幼稚園への特別支援教育専門相談員の派遣や体験保育などを実施し、在園児だけではなく市内の就学前子どもの子育て支援を推進した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)①幼保小連携推進事業において、これまでの実績としては、それぞれの参加に対する意識に違いが見られ、特に小学校の参加傾向が低く、取組意義の認識度にも幼保とは温度差を感じられる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②小・中学校と同様に、就学前施設においても特別な支援を要する子どもが増えており、それぞれの子どもに適した教育の環境づくりに取り組む必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【就学前教育のあり方の検討】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)市立幼稚園だけに限らず、関係部局と連携して、今後の市内の就学前教育のあり方を整理する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)③令和元年度、こども青少年本部会議において、本市就学前教育のあり方について検討が必要なことを確認し、こども青少年局、教育委員会事務局において協議を進めた。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)③平成24年の尼崎市立幼稚園教育振興プログラム策定時とは、就学前教育を取り巻く状況や共働き世帯の増加により保育のニーズが急激に変化しており、市立幼稚園の役割等、今後の就学前教育のあり方を検討する必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【市立幼稚園一時預かり事業】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)働きながら子育てする家庭等の支援や子育てに不安やストレスを抱える保護者の負担軽減を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)④通常の保育日だけではなく、令和元年度からは長期休業日においても一時預かりを市立幼稚園9園全園で実施した。1園あたりの平均利用者数は、平成30年度1,545人、令和元年度1,711人であった。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)④会計年度任用職員制度の開始により、一時預かり事業補助員の週あたりの勤務時間が短縮されたため、長期休業期間における安定的な一時預かり実施について、勤務体制などを整える必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【地域とともにある学校園づくり】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域との連携・協働を一層進めていくとともに、地域と一緒に子どもたちを育む「地域とともにある学校」へ転換していく必要がある。施設及び運営面の両方において地域に開放が可能な学校施設を積極的に地域に開放し、開かれた学校づくりを進めるとともに学校と地域の協働体制の推進を図る。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)⑤ホームページや各地域振興センターと協力し、学校地域開放のPRを行い、使用実績の増加を図った。結果、令和2年1月末現在で4校28件の使用があり(昨年度より1校2件増)、使用校数及び件数が増加した。使用の主な内容は、学習会、競技かるた、マネー講座、書初め等である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑥市民向け体験イベント「まなびを学ぶ会」を開催した。小・中学校で教師経験のある指導主事が市民を対象に授業を行い、現在学校で行われている授業を実際に体験してもらい、学校の教育活動に关心を持つ機会を設けた。(目標指標A・B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)⑤ホームページの掲載、各地域振興センターとの協力やポスター作製などのPRを行った結果、使用校数及び件数が増加したが、一層の利用促進に努める必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |              |
|---------------------|--------------|
| 1                   |              |
| 2                   |              |
| 3                   |              |
| 4                   |              |
| 5                   |              |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |              |
| 1                   | 市立幼稚園一時預かり事業 |
| 2                   |              |
| 3                   |              |
| 4                   |              |
| 5                   |              |
| 平成30年度 主要事業名        |              |
| 1                   | 幼稚園教育振興事業    |
| 2                   |              |
| 3                   |              |
| 4                   |              |
| 5                   |              |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| 【幼稚園教育の振興】<br>①幼保小連携推進事業については、小学校からの参加者をはじめ、各参加者の取組姿勢の変革に資し、事業成果を高めるため、令和元年度に引き続き、市内を10地区に分けて各地区ごとに事業を推進する中で、参加者全員が積極的に取り組むことを促す。今までの公立幼保小での連携の枠を超えて、私立幼稚園等の参加を募るほか、年間スケジュールを早い段階で、各校園所に発信するなど、公開授業等に参加しやすい環境づくりに取り組む。<br>②特別な支援を要する子どもの対応については公私立の療育施設との連携や研究を進め、特別な支援を要する子どもに適した教育の環境づくりの検討を行う。 |
| 【就学前教育のあり方の検討】<br>③市立幼稚園としての役割を持続的に果たすため、認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、市立幼稚園の再配置などについて、関係者等多方面の意見も聞く中で、今後の就学前教育のあり方を検討する。  |
| 【市立幼稚園一時預かり事業】<br>④引き続き、長期休業日を含む通年での一時預かりを実施し、働きながら子育てる家庭等を支援する。  |
| 【地域とともにある学校園づくり】<br>⑤各地域振興センターや、地域開放実施校に設置された地域学校協働本部等と連携する中で、地域とともにある学校園づくりを推進し、学校園の地域開放を積極的に促す。また、実績と課題の検証を行う。  |

| 主要事業の提案につながる項目   |
|--|
| 【就学前教育のあり方の検討】<br>③市立幼稚園としての役割を持続的に果たすため、認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、市立幼稚園の再配置などについて、関係者等多方面の意見も聞く中で、今後の就学前教育のあり方を検討する。 |
|  |

### 6 評価結果

- ・学校施設の地域開放については、これまでの利用の実績や課題の検証を踏まえ、方針を定めていく必要がある。
- ・引き続き、地域振興センターと連携し、積極的に地域のニーズを掘り起こし、利用につなげていく。また、利用を広げていくことで地域とともにある学校に向けて転換していく。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |                                       |
|------|---------|------|---------------------------------------|
| 施策名  | 03 学校教育 | 展開方向 | 04 子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。 |
| 主担当局 | 教育委員会   |      |                                       |

## 2 目標指標

| 指標名                | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|--------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                    |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 小学校における洋式トイレの整備率 | ↑  | 100     | %   | 74.4 | 78.6 | 81.0 | 85.3 | 90.2 | 92.7  | 92.7 | 92.7%   |
| B 学校耐震化率(小・中)      | ↑  | 100     | %   | 71.3 | 82.0 | 96.5 | 96.5 | 99.7 | 99.7  | 100  | 100%    |
| C 小学校給食室整備率        | ↑  | 100     | %   | 68.2 | 79.1 | 93.0 | 93.0 | 97.7 | 100   | 100  | 100%    |
| D                  |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |
| E                  |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|   |        |
|---|--------|
| 行政が取り組んでいくこと ■安全な教育環境の確保  | 総合戦略 ② |
| <b>【学校施設マネジメント計画の策定】</b>  |        |
| (目的)本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することが必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図ることを目的として策定する。 |        |
| (成績)①施設の改築や改修の予定、トータルコストの縮減手法など、学校施設の適切なマネジメントのための検討を行った。   |        |
| (②)学校園において老朽化に伴う整備工事(屋上防水改修、プール設備修繕等)を実施した。また、園田南小学校校舎増築、成良中学校琴城分校移転整備及び各校種のブロック塀の改修等を実施した。なお、成良中学校琴城分校移転整備の完成により小・中学校の耐震化率が100%になった。(目標指標B)  |        |
| (課題)①全庁的な他の公共施設との整合性を図るとともに、財政負担を踏まえた検討を行う必要がある。  |        |
| ②入札不調や建設資材、設備機器類の不足等、今後新たな課題への対応が必要である。   |        |
| <b>【衛生的なトイレの整備】</b>   |        |
| (目的)小学校のトイレ整備については内装を全面改修するとともに、給排水、設備管などの設備も全面改修し、湿式のトイレを乾式のトイレへ改修(ドライ化)するもの。便器についても和式から洋式に改修し、児童が利用しやすい、清潔で明るいトイレで衛生的かつ健康的な学校生活環境を整備する。   |        |
| (成績)③平成25年度から小学校のトイレの整備(ドライ化)に取り組み、これまで10校実施し、床・壁・間仕切りの改修に加え、洋式便器を設置した。トイレ棟1棟以上を整備した学校の割合は92.7%。全便器数のうち洋式便器化された割合は62.8%である。(目標指標A)  |        |
| (課題)④トイレ整備には多額の経費がかかることから、国庫補助金の活用が必要であり、財政負担を考慮した計画的な整備が必要である。令和元年度に入札不調となった竹谷小については補正予算などの対応が必要である。   |        |
| <b>【学校環境における危機管理】</b>   |        |
| (目的)児童生徒が安心安全な環境で学校生活を過ごす。  |        |
| (成績)④全ての小学校及びあまよう特別支援学校において、カメラ付きインターホンや遠隔施錠システム、安全管理員、防犯カメラなどを活用し、一定の安全環境の最適化を図ることができた。  |        |
| (課題)④平成13年に設置した「県警ホットライン」や、平成16年に設置した「遠隔操作式施錠装置」、「カメラ付きインターホン」が、いずれも老朽化が進んでいることから、順次、取替工事に着手していかなければならない。   |        |
| <b>【校務員業務の執行体制の見直し】</b>   |        |
| (目的)児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導などにあたることができるよう、学校の環境整備を行う。   |        |
| (成績)⑤平成30年度までは、正規職員1名、臨時の任用職員1名の各校2人体制を基本とし、学校の環境整備を行ってきた。令和元年8月から難波小学校、立花南小学校及び大成中学校の3校の校務員業務を民間事業者に委託した。同社には他市での実績があり、学校の要望にも十分に応えることができ、学校からの評価は高く、地域からも好評を得ている。                             |        |
| (課題)⑤令和元年8月からの実績を踏まえ、安定的な体制での業務の委託化を進める必要がある。   |        |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |           |
|-------------|-----------|
| 1           | 熱中症予防対策事業 |
| 2           |           |
| 3           |           |
| 4           |           |
| 5           |           |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                |
|---------------------|----------------|
| 1                   | 学校安全関係事業       |
| 2                   | 校務員業務の執行体制の見直し |
| 3                   |                |
| 4                   |                |
| 5                   |                |

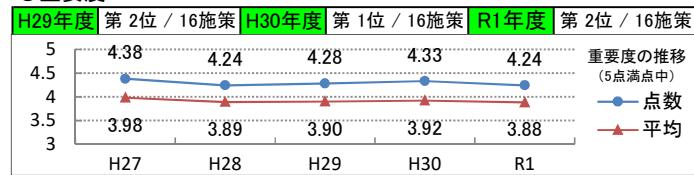
  

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

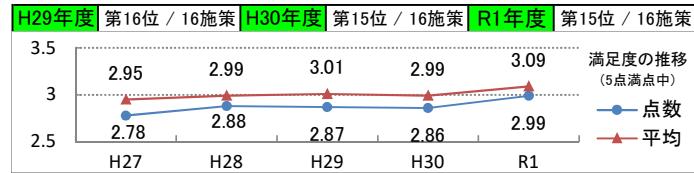
### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●安全な教育環境の確保 |
|------|-------------|
|------|-------------|

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| <b>【学校施設マネジメント計画の策定】</b><br>①関係部局と連携し、「学校施設のマネジメント計画」に基づいて実施計画の策定を検討する。なお、将来の児童生徒数を見据えたうえで、多目的な活用方法も検討する。<br>②学校において老朽化に伴う整備工事(外壁改修、屋上防水改修等)を実施する。また、中学校配膳室整備、ブロック塀の改修等に取り組む。                            |
| <b>【衛生的なトイレの整備】</b><br>③未整備校の明城小、武庫南小、竹谷小の整備を進めるとともに、中学校・幼稚園の取組についても検討していく。  |
| <b>【学校環境における危機管理】</b><br>④「県警ホットライン(2台/校)」の取替工事を実施する。また、防犯カメラを含めたこれらの学校安全関係機器について、学校に対し管理運用の徹底を図り、これまで以上に安心安全な学校環境を整える。また、学校園で起こる事故に対しては、再発防止のため、学校園からの報告項目を充実させ、検証と原因分析を行い、全ての学校園に対する情報提供と防止策の周知、徹底を行う。 |
| <b>【校務員業務の執行体制の見直し】</b><br>⑤令和元年度に引き続き、難波小学校、立花南小学校、大成中学校の3校を民間事業者に委託する。   |

| 主要事業の提案につながる項目   |
|--|
| <b>【校務員業務の執行体制の見直し】</b><br>⑤民間事業者への委託について、一定の評価があったことから、令和3年度に向けて委託校数拡大について検討する。 |
|  |

### 6 評価結果

|   |
|---|
| ・学校施設のマネジメント計画に基づき実施計画を検討する際は、地域とともにある学校園を目指す上で施設の多目的な活用など中長期的な視点も取り入れ検討を進める。 |
|   |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |              |      |                                     |
|------|--------------|------|-------------------------------------|
| 施策名  | 04 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 01 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。 |
| 主担当局 | こども青少年局      |      |                                     |

## 2 目標指標

| 指標名                                | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|------------------------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                                    |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合 | ↑  | 54.4    | %   | 46.4 | 47.7 | 48.9 | 48.4 | 49.3 | 48.2  | 51.9 |         |
| B 妊娠11週以内の届出率                      | ↑  | 100     | %   | 93.2 | 94.6 | 94.9 | 95.5 | 95.9 | 96.6  | 96.7 |         |
| C こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率                | ↑  | 100     | %   | 86.3 | 89.4 | 89.7 | 90.8 | 90.5 | 90.8  | 91.7 |         |
| D 子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度   | ↑  | 100     | %   | 100  | 94.6 | 100  | 93.5 | 89.4 | 89.8  | 98.0 |         |
| E 乳幼児健康診査受診率                       | ↑  | 97.0    | %   | 94.0 | 94.0 | 94.3 | 94.5 | 95.6 | 95.7  | 96.5 |         |
|                                    |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      | 99.5%   |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援   |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | ① |
| 【子どもの育ち支援条例の推進】   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (目的)子どもの思いや考えを聞くとともに、子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう子育てコミュニティワーカーによる情報提供等の働きかけや、ワークショップの開催などを行うことにより、子どもの育ち支援条例の基本理念の実現を目指す。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (成果)①地域における子ども食堂などの居場所が33箇所から35箇所へ増加した。居場所の設置にあたっては、子育てコミュニティワーカーが情報提供などの側面支援を行い、また、居場所に次代の担い手となる若い世代が参画していくよう研修会を2回実施し、計105名の参加を得た。(目標指標A・D)   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (②ヤングケアラー(サポートが必要な祖父母、親、兄弟等がいるために、家事、家族の世話、介護、感情面のサポート、通訳などを担っている18歳以下の子ども)に対する支援を行う上で、キーパーソンとなる福祉・保健・教育関係の職員や地域の子育て支援者等を集め、事例検討会を2回実施し、計68名が参加し、参加者の意識を高めるとともに、支援者間の連携強化を図った。(目標指標A・D) |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (③ティーンズミーティング開催事業においては、多様な年代や家庭環境の子どもたちの思いや考えを聞くことができた。また、参加した子どもたちが話し合いを通じて、お互いの考え方や悩みを共有することができ、大人たちと関わる機会を設けることができた。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (課題)①②③地域社会全体で子どもの育ちを支えていくために、当事者である子どもたちの意見を参考にしながら、地域の関係団体や関係部局と連携した取組を進める必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 【ファミリーサポートセンター運営事業】   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (目的)育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (成果)④令和元年5月から本庁舎にセンター窓口を開設したことにより、こどもなんでも相談での来庁者、保育所や児童ホームの入所手続等での来庁者が、同一フロアでファミリーサポートの説明を受け登録することができるなど利便性が向上した結果、新規会員登録件数が増加し、利用件数も増加した。(H30利用件数 1,600件⇒R1利用件数1,851件)                 |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (課題)④登録後コーディネートまでに時間を要するため、急に援助が必要となった場合に対応が困難である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (成果)⑤産婦の支援ニーズに関する調査を行い、年間の要支援産婦は965人と把握した。また、尼崎市社会福祉協議会(市社協)や尼崎市助産師会と意見交換を行い、課題を共有し産後ケア(訪問型)事業を施策立案した。(目標指標A・C)   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑥母子健康包括支援センターにおける妊娠期からの子育て支援では、地域での子育ての孤立を防ぐためには妊娠期からの取組が必要であることから、地域振興センターや市社協と連携に向けた協議を行った。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑦令和元年8月より電子母子手帳アプリの運用を開始し、各種事業の情報を発信し(登録者数2,053人3/31時点)、令和2年度からの母子健康手帳の表紙デザインを公募により決定した。また、多胎妊婦への妊婦健診追加助成を行った(R1:59件)。(目標指標B)   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑧新生児聴覚検査結果について調査を行った結果、未受検率、受検不明率とも国調査より低い水準であった。また、平成29年度の乳幼児健診を検証したところ、新生児聴覚検査未受検者の中に健診で聴覚障害の疑いと判定された児がいたが、早期に医療機関につながっていることがわかった。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑨乳幼児健診の受診率は、前年度に比べ上昇した(乳児 H30:97.1%→R1:97.4%・幼児 H30:94.3%→R1:95.7%)。未受診児対策として、ワーキングチームを立ち上げ、子どもの育ち支援センター(いくしあ)との連携方法を検討し、受診勧奨を強化するためのマニュアルを作成した。(目標指標E)                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑩いくしあ・保健・教育ワーキングにおいて、保健部といくしあでそれぞれ所管する発達相談事業の連携を円滑に行うため体制整備を図った。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑪平成30年7月以降、大都市圏を中心に風疹患者が急増したことを受け、市独自の取組として、風疹の抗体が十分でない妊娠を希望する女性及びその同居者等を対象に予防接種費用の一部助成を行った。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑫子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、対象世帯の経済的負担の軽減を行った。また、乳幼児等医療において、令和元年7月から就学前児(1~6歳児)の所得制限を撤廃したことにより、新たに2,726人(令和2年3月末現在)が助成の対象となり、より多くの子育て世帯の支援につながった。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| (課題)⑤産後に心身の不調、授乳困難や育児不安を抱える産婦に対し、退院直後からすみやかに事業を導入できるよう準備が必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑥地域では出産後、子育て世代が集う場はあるが、妊娠期から地域で集う場が少なく、妊産婦が交流する場づくり等、妊娠期から子育て支援について地域ぐるみの取組が必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑧引き続き、聴力障害の早期発見・療育につなげる取組の検証を行なながら、支援していくことが必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑨未受検児のうち、児童においては電話や訪問を行うも、地域保健課による状況把握が困難な割合が約30%を占めているため、作成したマニュアルに基づきいくしあと連携することで、子どもの成長発達の確認や子育て支援に取り組む必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑩特に療育教室に参加した保護者の72.5%が子どもの行動に困っていると感じており、保護者の感じる育てにくさを軽減する取組が必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| ⑫近隣市との比較において、助成内容に差があるため、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |             |
|-------------|-------------|
| 1           | 産後ケア(訪問型)事業 |
| 2           |             |
| 3           |             |
| 4           |             |
| 5           |             |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| 1                   | 乳幼児等医療費助成事業                          |
| 2                   | ファミリーサポートセンター運営事業                    |
| 3                   | 風しん予防接種推進事業(妊娠を希望する女性等への予防接種費用の一部助成) |
| 4                   | 妊婦健診事業(多胎妊婦への追加助成)                   |
| 5                   | 母子健康手帳作成事業(電子母子手帳の導入)                |

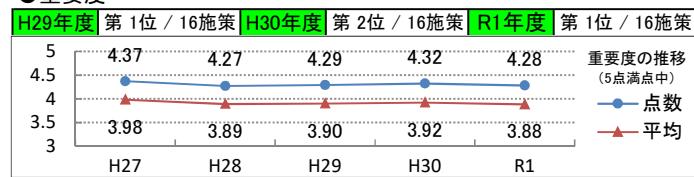
  

| 平成30年度 主要事業名 |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 1            | 利用者支援事業                              |
| 2            | 母子健康包括支援センター事業(子育て世代包括支援センター(母子保健型)) |
| 3            |                                      |
| 4            |                                      |
| 5            |                                      |

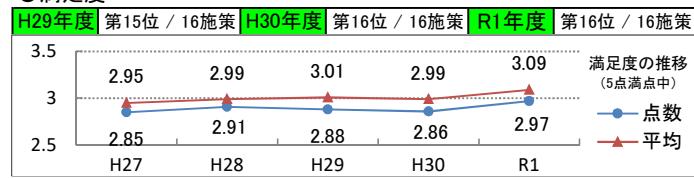
### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援 |      |      |      |      |
|------|------------------------------|------|------|------|------|
|      | 4.37                         | 4.27 | 4.29 | 4.32 | 4.28 |

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【子どもの育ち支援条例の推進】<br>①②引き続きヤングケアラーの事例検討会等を実施し、さらなる周知・啓発に努めていくほか、これまで実施できていなかった具体的な支援やネットワークの構築について検討する。<br>③ティーンズミーティングにおいては、子どもたちの主体性を養いながら、行政の実施する施策に対し、関心を高めていく。また、より具体的な行政課題をテーマとして設定し、子どもの意見を聴く仕組みを構築する。  |
| 【ファミリーサポートセンター運営事業】<br>④市ホームページや子育て関係冊子等で本庁舎センター窓口の利便性をPRとともに、保育所や児童ホームの入所手続所管課等との連携を図る。<br>④登録申請時に緊急度の確認を行い、緊急度の高い方については、コーディネートまでの日程を短縮するよう取り組んでいく。  |
| 【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】<br>⑤令和2年10月の事業開始に向けて、関係機関との調整を行い、市民への周知を行うことで退院直後からスムーズに利用できるシステムの構築を行う。<br>⑥地域振興センターや市社協等と連携しながら、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援につなげていく。<br>⑦把握された未受検者への受検勧奨と乳児健診でのスクリーニングを行っていくとともに、未受検者を減らす支援のあり方を検討していく。<br>⑧未受検児への積極的な受検勧奨を行うとともに、状況把握が困難な児には、いくしあと連携した働きかけを行っていく。<br>⑨引き続きいくしあと関係機関との連携を深めていく。また保護者が子どもとの関わり方を学ぶ場となるよう既存事業を見直す。<br>⑩制度拡充による利用状況及び、転入・転出を行ったファミリー世帯などを対象としたアンケート調査結果と助成内容の関係性を分析するなどし、近隣市の状況や本市の財政状況を踏まえた上で、持続可能な制度について引き続き検討する。 |
| 主要事業の提案につながる項目   |

|   |
|---|
| ●乳幼児健診の受診率については、積極的な受診勧奨の取組を進める中で上昇を続けている。引き続き、未受検児対応マニュアルに基づき、さらなる受診勧奨を進めていくとともに、いくしあと連携し必要な支援につなげていく。     |
| ・妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援については、生涯学習プラザにおいてマタニティセミナーを実施し、地域でのつながりを持つ場を提供するなど、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援につながる取組を推進していく。 |
| ・子どもの人権を尊重した子どもの育成については、ティーンズミーティング等における、子どもたちの主体性を養う取組はもとより、大人が子どもの主体性を尊重する意識をより醸成する取組を促進する必要がある。          |
| ・また、ヤングケアラー支援については、学校現場や地域との連携を強め、実態把握に努めるとともに、専門家や支援者等との意見交換を進める中で、今後の支援策を検討していく。                          |

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |              |      |  |
|------|--------------|------|--|
| 施策名  | 04 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 02 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。 |
| 主担当局 | こども青少年局      |      |  |

### 2 目標指標

| 指 標 名                  | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率<br>(R1) |
|------------------------|-----|-------------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|-------------|
|                        |     | H25         | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |             |
| A 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)   | ↓   | 0           | 人   | 502  | 332  | 295  | 440  | 624  | 671   | 895  | —           |
| B 保育施設待機児童数(翌年度当初)     | ↓   | 0           | 人   | 80   | 68   | 47   | 87   | 156  | 148   | 236  | —           |
| C 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点) | ↓   | 0           | 人   | 144  | 179  | 377  | 344  | 355  | 403   | 380  | —           |
| D こどもクラブの登録児童率         | ↑   | 40.0        | %   | 32.0 | 33.3 | 34.1 | 35.5 | 35.2 | 35.4  | 34.8 | 87.0%       |
| E                      |     |             |     |      |      |      |      |      |       |      |             |

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■保育事業、放課後児童対策等による支援 総合戦略 ①

#### 【保育事業】

(目的)定員増に加え、定員の弾力化の推進により、令和3年4月に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。

(成果)①保育士の確保・定着化を図るために、新卒保育士確保事業として、48園・110人の新卒保育士等に対し10万円の補助を行った。また、保育士奨学金返済支援事業を開始し、24園・64人の保育士に対して補助を行った。そのほか、宿舎借り上げ支援事業(33園、79人)の継続実施や、子どもを持つ保育士に対して、児童ホームへの優先入所につながる施策を実施した。加えて、保育士確保のためのプロモーションビデオを作成し、YouTubeで公開した。また、保育の質の向上策として小規模保育事業所への巡回支援事業や法人保育施設の保育士を対象とするキャリアアップ研修(13回)等を実施した。

②保育の量確保事業等については、小規模保育事業の公募により、5箇所81人の定員を確保するとともに、既存の私立保育所への保育環境改善事業による30人の定員増や、認可保育所を2箇所開設するなど、前年4月と比べ334人の定員増が図られた。また、保育施設において、弾力枠を活用して定員を超える106人の受入を行った。認可保育所の公募等により、令和3年4月までに252人の定員増を確保した。

③公立保育所の民間移管については、第4次公立保育所民間移管計画に基づき、塚口北の民間移管を行うとともに、移管に向けて富松の引継ぎ等の事務や神崎の移管法人の選定、元浜の民間移管手続きを開始した。

④未入所児童の解消を目的に、未入所児童132人の保護者に対しアフターフォローコールを実施し、未入所児童88人の解消につなげた。

⑤令和元年10月から幼児教育・保育の無償化制度が開始し、保育施設等に通う3～5歳児の保育料が無償となった。また無償化の対象とならない10～2歳児の保育料利用者負担額のあり方の検討を行い、これらの階層について格差の大きい部分の細分化を行い、当該階層の利用者における負担感の軽減を図ることとした。一方で、保育料の徴収については債権管理推進計画の目標収納率の達成に向けて、収納体制の確保を図った。

⑥保育施設(94園)に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品等購入経費に対する補助を行った。また、認可保育施設の利用を自粛した方の保育料を日割りとし、利用者の負担を軽減した。

(課題)①喫緊の課題として保育士不足が挙げられ、保育士確保策の充実や就労継続につなげる為の支援(処遇改善、業務軽減等)が必要である。また、令和2年3月に策定したわいわいキッズプランあまがさきの4つの方向性のうち、子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくりにおいて、質の高い就学前教育・保育を提供するため、今後の手法や体制等のあり方について検討を進める必要がある。

②④幼児教育・保育の無償化の影響等により、保育需要は増加しているが、社会的背景として少子化傾向にあるため、今後の保育需要の動向を踏まえる中で、事業計画に基づき効果的な待機児童対策に取り組む必要がある。加えて保育需要については、北部が不足、南部が過剰といった地域性や1.2歳児に不足があり、利用調整が難しくなっているため、特に保育需要が高い地域における低年齢児の受入が進むよう具体的な受入促進策が必要である。また、施設整備における進捗管理を徹底する必要がある。(目標指標A・B)

#### 【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】

(目的)児童ホームにおいては、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導、余暇指導を行う。また、こどもクラブにおいては、小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。

(成果)⑦待機児童が多かった園田南児童ホームは、教室の活用により定員拡大を行った。また民間児童ホームは、放課後児童クラブ設置促進事業等により175人の定員増を図った。更に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、民間児童ホームに対し、小学校の臨時休業に伴い午前中から開所するための追加経費の補助を行うとともに、児童ホームの利用を自粛した方に対する児童育成料の負担軽減を実施した。

⑧保護者の働き方やニーズの多様化に対応するため、モデル的に36箇所のこどもクラブで夏季休業期間における昼食対応を実施し、利用者ニーズの把握や運営に係る課題の検証等を行った。(目標指標D)

(課題)⑦待機児童の解消に向けて引き続き、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員拡大に取り組む必要がある。また老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善、指導員の確保が課題である。また、児童ホームのおやつについては、国の放課後児童クラブ運営指針において、市による提供とされているとともに、父母会から、市による提供について、要望がある。(目標指標C)

⑧こどもクラブの昼食時間帯の開室について、職員の休憩場所の確保や長時間参加する児童のために図書等の充実が必要である。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                        |
|-------------|------------------------|
| 1           | 保育の量確保事業               |
| 2           | 保育環境改善事業               |
| 3           | 保育料利用者負担に係る階層の見直し(細分化) |
| 4           | 保育所入所事務AI活用事業          |
| 5           | 保育士確保・保育の質の向上事業        |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1                   | 保育の量確保事業           |
| 2                   | 保育環境改善事業           |
| 3                   | 放課後児童健全育成事業所運営費補助金 |
| 4                   | 児童ホーム整備事業          |
| 5                   | 保育士奨学金返済支援事業補助金    |

| 平成30年度 主要事業名 |                    |
|--------------|--------------------|
| 1            | 保育の量確保事業           |
| 2            | 保育環境改善事業           |
| 3            | 児童ホーム整備事業          |
| 4            | 新卒保育士確保事業          |
| 5            | 放課後児童健全育成事業所運営費補助金 |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |  |
|--|--|
| <b>【保育事業】</b>  |  |
| ①保育士確保事業については、これまで新卒保育士のみを対象としていた就労支援補助金を潜在保育士にも拡大するほか、ハローワーク等と連携した就職フェアについては、より利便性の高い開催場所での実施等、更なる内容の充実を図る。また、保育士配置の特例を拡充することにより受入児童の増につなげる。更に、現在実施している研修を潜在保育士向けにも拡充する。また、巡回支援の対象を認可外保育施設にも拡充するとともに、キャリアアップ研修を5分野から7分野に拡充するなど、更なる保育の質の向上を図る。加えて、就学前教育・保育のあり方について、教育委員会事務局と連携を図りつつ検討を進める。 |  |
| ②事業計画に基づく認可保育所等の公募については、建設用地として市有地等の活用を含めた法人の参入促進を図るほか、認定こども園化等による定員増のための施設整備補助を行う。既存の私立保育所では、定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。   |  |
| ③富松を令和2年4月に民間に移管する。また、神崎の引継ぎや元浜の移管法人の選定等を進めるとともに、七松の民間移管手続きを開始する。  |  |
| ④利用調整事務をより正確かつ迅速に行うためAIシステムを活用し、事務の省力化・入所児童の増を図る。また、未入所児童の保護者に引き続きアフターフォローコールを実施し未入所児童の減少につなげる。  |  |
| ⑥保育施設等の新型コロナウイルス感染防止等に係る支援及び感染者が発生した場合の感染拡大防止策を迅速に講じる。   |  |
| <b>【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】</b>   |  |
| ⑦老朽化したプレハブ児童ホームについて、学校等と協議し、教室へ移転する。民間児童ホームについては、補助事業の拡充等により、事業者の参入促進を図る。また、市によるおやつの提供に向けて検討するほか、わいわいキッズプランあまがさきに基づき、児童ホーム・こどもクラブのあり方についても検討する。  |  |
| ⑧新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、96箇所の各現場との迅速かつ的確な情報伝達方法等のあり方や、マスクや消毒液等の備蓄について検討する。  |  |
| ⑨新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昼食時間帯の開室など児童の長時間参加につながる取組の実施については、当面の間延期する。  |  |

| 主要事業の提案につながる項目   |  |
|--|--|
| <b>【保育事業】</b>  |  |
| ①私立保育所等の理解・協力を得ながら更なる定員の弾力化を促進するため、保育士不足に対応した確保策や就労継続などにつながる更なる支援を検討する。                        |  |
| ②今後の保育需要の動向を見据えた上で、早期の待機児童解消のため、引き続き、効果的な認可保育所や小規模保育事業の公募等を行う。                                 |  |
| ③令和3年度に神崎保育所の民間移管を行う。  |  |
| ⑤収納体制を確保し、滞納処分を含め保育料徴収の更なる強化を図る。   |  |
| <b>【放課後児童対策(児童ホーム)】</b>  |  |
| ⑦定員増等の観点からも、校舎を活用した公設児童ホームの整備等について、教育委員会等と調整を行う。また、指導員の確保方策、市によるおやつの提供及び民間児童ホームの利用促進策について検討する。 |  |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |              |      |                                     |
|------|--------------|------|-------------------------------------|
| 施策名  | 04 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 03 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。 |
| 主担当局 | こども青少年局      |      |                                     |

## 2 目標指標

| 指 標 名                              | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値    |        |        |        |        |        |        | 進捗率<br>(R1) |
|------------------------------------|-----|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
|                                    |     | H25         | H26 | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2～R4  |        |             |
| A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合 | ↑   | 54.4        | %   | 46.4   | 47.7   | 48.9   | 48.4   | 49.3   | 48.2   | 51.9   |             |
| B 要保護児童に関する個別ケース検討件数               | ↑   | 332         | 件   | 244    | 258    | 264    | 286    | 293    | 416    | 391    |             |
| C 要保護児童対策地域協議会の相談件数                | →   | —           | 件   | 1,556  | 1,827  | 2,397  | 2,506  | 2,423  | 2,566  | 2,709  |             |
| D ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数(累計)      | ↑   | 78          | 件   | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 6      |             |
| E 少年補導委員による補導活動の延べ人数               | ↑   | 17,760      | 人   | 16,853 | 17,463 | 16,679 | 16,690 | 16,141 | 16,305 | 15,701 |             |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと   |  | ■支援を必要とする子ども・家庭への支援 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総合戦略 ①   |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【子どもの育ち支援センターの運営】  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)様々な困難や課題を有する子どもに対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。<br>(成果)①児童福祉法上の子ども家庭総合支援拠点として子どもの育ち支援センター「いくしあ」を開設した。開設後の相談は約400件/月、12月の来所者調査では対応内容等についての満足度平均値は78.6%であった。(目標指標A)<br>②つどいの広場、認可外保育施設等59か所を訪問し、ネットワークの強化を図るとともに、「いくしあオープン会議(61名参加)」「いくしあ専門家会議」を実施し、関係機関とのネットワークや保護者支援の重要性等、内外から求められる「いくしあ像」について整理を行った。<br>③西宮こども家庭センターへの職員派遣研修(2人)、支援者としてのあり方研修等、人材育成を精力的に行った。<br>④専門の相談員による初回相談を適切に対応した。また、いくしあ内外の専門的な機関へ適切につなげていくためのマニュアルを作成した。<br>⑤発達特性のある子ども244人に、相談や心理検査及び診察を実施したほか学校園等に専門職員が訪問し、助言等の支援を行った。<br>(課題)①②いくしあの周知やネットワークの強化を図り、市民ニーズや関係機関、専門家の意見を聴き、運営に活かす必要がある。<br>③児童虐待の相談件数が増加する中、いくしあ職員の人材育成を行い、児童虐待防止の取組をさらに強化する必要がある。<br>⑤就学後の子どもの相談割合が多いことから、早期発見・早期支援につながる取組が必要である。 |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【要保護児童等の対応】  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)児童虐待防止等に関する関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。<br>(成果)⑥要保護児童対策地域協議会(要対協)を開催し、緊密な連携・協力を図り、適切な支援に努めた。また、西宮こども家庭センターとの連携のため、県、市共通認識のもと作成されたアセスメントシートの本格運用を始めた。(目標指標B・C)<br>⑦支援の進捗管理を行う実務者会において、虐待の重症度が中度以上のケースについては、重点的に支援経過を追っていくため、モニタリング管理の継続と児童ごとに重症度別にケース管理を行い、関係機関の見守り意識を高め、協力体制を促すことができた。(中度以上のモニタリング延べ人数ー令和元年度:177件)また、外部研修(99回)や週1回の課ミーティングを通して児童CWの人材育成に努めた。<br>(課題)⑥⑦要対協管理対象ケース数が多い中で、支援を必要とするケースに対し速やかに見極めを行い支援を届ける必要がある。相談のあった家庭ごとに対応も異なる中で知識は研修で得られるものの、児童CWの経験が浅いこともあり知識を使いこなすまでのスキルに至っておらず、適切な対応に戸惑い、支援のタイミングが遅れることがある。<br>⑧児童相談所とのさらなる連携に向けた人材育成を行う必要がある。<br>⑨新型コロナウイルス感染予防にかかる学校休校措置により、生活困窮、ネグレクト等の理由で食事を摂ることが困難な児童等に対する食事支援が必要となった。                      |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【ひきこもり青少年への支援】   |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)市内のあらゆる青少年が社会性を身につけ、自己肯定感を育むことを目指す。<br>(成果)⑩概ね15歳から20歳までの「ひきこもり」等の青少年とその保護者を対象に、ユース相談支援事業を1月から開始した。全中学3年生へのチラシの配付、教育委員会と連携し不登校の中学生3年生の家庭訪問時に案内を行った。問合せ17件、申請6件に対し、アウトリーチの手法を取り入れ、19回の相談支援を行った。(目標指標D)<br>(課題)⑩申請件数が少なかったため、抜本的な事業周知の改善と申請誘導が必要である。また、重層的な支援を行っていく上で関係機関とのネットワーク化や基礎情報となる不登校情報のいくしあ電子システム上のデータ化が早急に必要である。<br>⑩支援に関する職員の人材育成及びスキルアップが必要である。  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【非行化防止】  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)問題行動を起こしている青少年の早期発見・早期指導を行い、青少年の非行化を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。<br>(成果)⑪補導委員による市域全体での青少年の見守り、補導活動を行うほか、教員OB嘱託員による補導活動において対応した青少年について、学校、家庭と連携を図り、指導を行った。また、インターネットの普及により青少年の問題行動が見えにくくなっている中、健全育成会議等で情報交換を行うとともに、青少年の健全育成・非行化防止について補導委員向け研修や市民啓発を行った。(目標指標E)<br>(課題)⑪補導委員の担い手が減少する中、活動の効率化につながる見直しを図ったが、登下校の子どもの安全の確保や児童虐待等については、地域による見守りが益々重要となっており、より効果的な活動内容へ見直す必要がある。   |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【子どもの人権擁護のための取組】   |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)体罰等の人権侵害から子どもたちを守るため、必要な措置を講じるほか、そのための仕組みについても調査・検討する。<br>(成果)⑫体罰等の調査を学校、公立保育所及び児童ホーム・こどもクラブにおいて実施した。<br>(課題)⑫引き続き体罰根絶に向けた取組を進める必要があるほか、様々な人権侵害から子どもたちを守っていく方法について検討する必要がある。   |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 1           | 子どもの育ち支援センター運営事業(児童虐待再発防止モデル事業) |
| 2           | 子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業           |
| 3           | ユース相談支援事業(ひきこもり青少年支援事業)         |
| 4           |                                 |
| 5           |                                 |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1                   | 子どもの育ち支援センター開設運営事業 |
| 2                   | 発達相談支援事業           |
| 3                   | ユース相談支援事業          |
| 4                   | 支援者サポート事業          |
| 5                   | 子ども・子育て総合相談事業      |

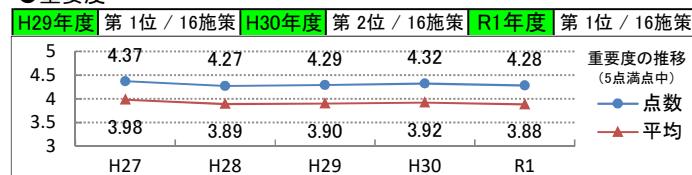
  

| 平成30年度 主要事業名 |                        |
|--------------|------------------------|
| 1            | 子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業 |
| 2            |                        |
| 3            |                        |
| 4            |                        |
| 5            |                        |

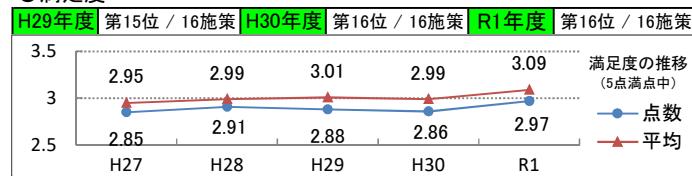
### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●支援を必要とする子ども・家庭への支援 |
|------|---------------------|
|------|---------------------|

#### ●重要度

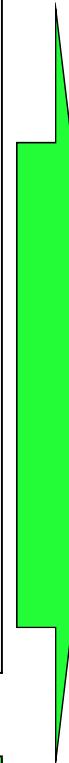


#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |  |
|--|--|
| 【子どもの育ち支援センターの運営】  |  |
| ①②③関係事業所等とのネットワークを強化し、職員派遣研修を継続する等、児童相談所の設置も見据えた人材育成に努める。<br>⑤教育委員会等と連携し、就学時健診を工夫し早期支援につなげる。また、保健所・南北保健福祉センターにおいて、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ場となるよう既存事業の見直しを進める中、関係部局と連携しながら、切れ目ない支援を実施していく。  |  |
| 【要保護児童等の対応】  |  |
| ⑥⑦共通アセスメントシートを活用し、速やかに重症度の見極めを行い、県市での情報共有及び役割分担を決定し、ケース支援につなげるとともに、スーパーバイザーによるグループ研修など、内外の研修を通して支援スキルの向上を図る。また、西宮こども家庭センターのケース会議で学ぶ虐待対応の流れを市の支援につなげる。<br>⑧児童虐待対策の強化のため、児童虐待再発防止モデル事業(MYTREE)を実施するほか、児童相談所設置についての検討を進める。<br>⑨地域の弁当事業者等と連携し、お弁当、保存食等の提供や「こども食堂」へ経費の一部補助を行うほか生活困窮度の高い家庭にお弁当クーポン券を交付するなど、新型コロナウイルス感染症対策・支援を家庭や子どもとの積極的な関わりにつなげるとともに、アウトリーチを含めた支援強化や南北保健福祉センター・学校等との連携を強め、児童虐待や発達相談に関する支援等の充実を図る。 |  |
| 【ひきこもり青少年への支援】   |  |
| ⑩いくしあ電子システムを活用した関係機関とのネットワーク化により不登校生徒へのアプローチを行い、受託者と事業の成果指標の検討を行う。<br>⑪先進的な取組実績のあるNPO法人への職員の研修派遣を行い、より効果的な支援策を構築する。  |  |
| 【非行化防止】  |  |
| ⑫非行の形態がインターネットを使用したものに変化してきていることや、青少年の見守りのニーズが高まっていることを踏まえ、補導委員が減少する中、効果的な補導・見守り活動のあり方について検討する。  |  |
| 【子どもの人権擁護のための取組】   |  |
| ⑬「子どもの人権侵害に関するアンケート調査」を実施するとともに、第三者的な立場から関わり、子どもを支援する枠組についても検討を行う。   |  |



- ・関係機関との意見交換や保育施設等とのネットワークの拡大などに取り組む中で、令和元年10月1日にいくしあを開設することができた。
- ・児童専門ケースワーカーの育成については、福祉の現場で経験を積んでいくことが重要であることから、南北保健福祉センターと連携した人材育成を進めていく。
- ・児童相談所の設置については、県の児童相談所の市内設置を踏まえ、県と協議しながら検討を進める。
- ・保護者が子どもとの関わり方を学ぶ支援については、関係部局が連携して、発達特性の有無に関わらず幅広く実施し、子どもの特性に応じたきめ細かな支援につなげていく。
- ・要保護児童対策について、学校の長期休業に伴い実施した「あまっ子お弁当クーポン事業」がきっかけとなり、これまで関わることができなかった家庭とのつながりを持つことができた。コロナ禍でのこの経験を活かし、今後も関係性を作るための様々なアプローチ手法について検討していく。
- ・ひきこもり青少年への支援については、研修派遣での成果を踏まえて、より効果的な支援策を構築する。

| 主要事業の提案につながる項目                      |  |
|-------------------------------------|--|
| 【ひきこもり青少年への支援】                      |  |
| ⑩研修派遣した職員の経験や学びを基にユース相談に関する支援を検討する。 |  |

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |              |      |  |
|------|--------------|------|--|
| 施策名  | 04 子ども・子育て支援 | 展開方向 | 04 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。 |
| 主担当局 | こども青少年局      |      |  |

### 2 目標指標

| 指 標 名                       | 方 向 | 目標値<br>(R4)                  |     | 実績値              |                  |                  |                  |                  |                  |                  |  | 進捗率<br>(R1)        |
|-----------------------------|-----|------------------------------|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|--------------------|
|                             |     | H25                          | H26 | H27              | H28              | H29              | H30              | R1               | R2～R4            |                  |  |                    |
| A 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合 | ↑   | 全国平均以上<br>(小)84.0<br>(中)78.8 | %   | 小 67.3<br>中 55.3 | 小 72.5<br>中 60.6 | 小 71.7<br>中 64.6 | 小 71.3<br>中 64.3 | 小 72.2<br>中 64.1 | 小 83.4<br>中 77.5 | 小 79.2<br>中 72.1 |  | 小 94.3%<br>中 91.5% |
| B 青少年活動の団体数                 | ↑   | 35                           | 団体  | 25               | 24               | 28               | 35               | 29               | 33               | 72               |  | 100%               |
| C ユース交流センターの月平均利用者数         | ↑   | 3,800                        | 人   | 3,484            | 3,565            | 3,322            | 3,409            | 3,677            | 3,654            | 4,825            |  | 100%               |
| D 青少年の居場所の数                 | ↑   | 15                           | 箇所  | 5                | 7                | 7                | 7                | 10               | 10               | 11               |  | 73.3%              |
| E                           |     |                              |     |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |  |                    |

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■子どもの主体的な学びや行動への支援

総合戦略 ①

##### 【ユースワークの取組】

(目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくりなど各種事業を行うことで、中学生・高校生をはじめとした青少年が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性を身につけ、自己肯定感を育む。

(成果)①ユース交流センター(あまぼーと・アマブラリ)の管理に係る規則や要綱を制定し、施設の機能を十分に活用した魅力ある施設づくりを行なうことができる指定管理者として、尼崎ユースコンソーシアムを指定して、ユースワーク推進事業や、青少年健全育成事業などを実施した。例えば、あまぼーと・アマブラリにおいては、民間の強みを生かし、SNSを活用したイベントの実施や中高生の企画によるイベントを行なったほか、オープン記念イベントでは市長と中高生のトークイベントを行うなど、ユースワークの視点をもった多様な取組を行なった。また、トークイベントに参加した中高生が中心となった実行委員会を組織し、中高生の文化祭(ama-youth-fes)を企画したり(新型コロナウイルス感染予防の観点から中止)、ユースワーカー養成講座を開催し、担い手の養成に着手した。また、10月からあまぼーと・アマブラリがオープンしたことや、定期的な広報やイベントの開催により、登録団体数や利用者数が増加した。(目標指標A・B・C)

②公共施設を利用したサテライト事業を立花、中央、小田の3地区からスタートさせた。(新型コロナウイルス感染予防の観点から、実施は立花地区の1回のみ。)(目標指標C・D)

(課題)①令和元年12月に実施した利用者アンケート調査結果では、施設の設備やスタッフの対応などについては満足度が非常に高いものの、それに比べイベント内容の満足度がやや低いため、イベント内容の充実を図るとともに、青少年が参加しやすい時期や時間帯での開催が必要である。また、新型コロナウイルス感染症対策で施設利用に制限があるなかでの事業実施、青少年とのつながりをどのように進めるか検討する必要がある。

②各地域振興センター等と連携して実施するサテライト事業については、全市展開に向か、意識や取組の方向性の更なる共有が必要である。

③ユースワークの視点での取組が進捗しているかどうかを評価する仕組みが必要である。

##### 【美方高原自然の家】

(目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。その取組には、小学5年生の自然学校の実施を含む。

(成果)④SNS等を使った新たなPR手法の導入や自主事業のインターネットでの受付を開始した。また、本市の青少年団体だけではなく、他市の中学校のオリエンテーション合宿などとして誘致するなど、利用団体の獲得に努めた。

(課題)④お盆の台風や新型コロナウイルス感染症などの影響により、多数のキャンセルが生じたことを踏まえ、次年度に向けて更なる利用促進と、3密防止等の新たな利用スタイルの構築が求められる。また、今後、老朽化に伴う建物及び設備について、予防保全による長寿命化を図るために維持管理を計画的に行っていく必要がある。

⑤本市のすべての自然学校をより満足度の高い美方高原自然の家において、令和4年度から受け入れることを視野に入れた調整を行う必要がある。

##### 【青少年いこいの家】

(目的)野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。

(成果)⑥尼崎市公共施設マネジメント計画においては、老朽化した宿泊棟を廃止し、野外活動を中心とした施設へ再整備することになっていることを踏まえ、今後の施設のあり方を検討するにあたり、近隣市が同様の施設の利活用について民間事業者に対し実施したサウンディング(民間事業者に対する意見聴取)を傍聴した。

(課題)⑥青少年いこいの家についての民間事業者からの意見聴取などを行い、今後の最適な施設運営についての検討及び施設所在地となる猪名川町などの関係機関との調整を行っていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対策として、3密防止等の新たな利用スタイルの構築が求められる。

##### 【成年年齢引下げに伴う成人式の在り方】

(目的)民法改正により令和4年4月以降、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、成人式のあり方を見直すもの。

(成果)⑦国や県等から情報収集を行うとともに、成人式の運営に協力した高校生やあまぼーと・アマブラリ来館者等を対象にアンケート調査を実施し、238人から回答を得た。

(課題)⑦成人式の対象者を18歳とし、従前どおり1年に実施する場合、対象者の受験時期と重なることに加え、令和4年度は18歳から20歳までの3学年が一挙に対象になるなど、式典当日の運営上の課題も生じる。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |            |
|-------------|------------|
| 1           | 青少年木育等推進事業 |
| 2           |            |
| 3           |            |
| 4           |            |
| 5           |            |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |             |
|---------------------|-------------|
| 1                   | ユースワーク推進事業費 |
| 2                   |             |
| 3                   |             |
| 4                   |             |
| 5                   |             |

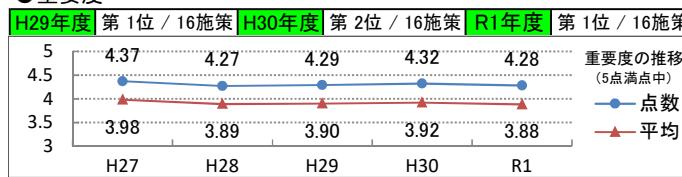
  

| 平成30年度 主要事業名 |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1            | 青少年センターにおける指定管理者制度の導入 |
| 2            |                       |
| 3            |                       |
| 4            |                       |
| 5            |                       |

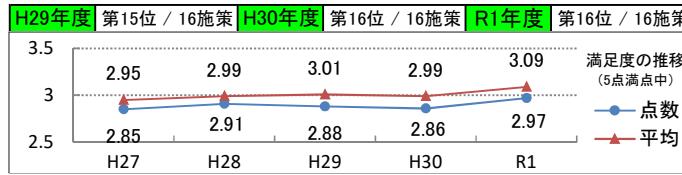
### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●子どもの主体的な学びや行動への支援 |
|------|--------------------|
|------|--------------------|

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| <b>【ユースワークの取組】</b>  |
| ①利用者のニーズを反映したイベント内容の充実に努めるとともに、ユースワークの視点で青少年自らが企画立案するイベントを増やすほか、青少年が木育に取り組むことにより、森林の大切さなどを知り、主体的に考えられる豊かな心を育む。また、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、緊急オンライン事業を行う。 |
| ②サテライト事業は、各地域振興センターと連携しながら、6地区による開催を目指し、意識や取組の方向性を共有するための場として、指定管理者も交えて定例的に意見交換する場を設ける。   |
| ③ユースワークの視点での取組の進捗を、青少年問題協議会を活用して評価する仕組みを構築する。   |
| <b>【美方高原自然の家】</b>   |
| ④本市中学校の宿泊学習でのさらなる利用校の獲得に加え、市外への営業活動を強化することで、学校活動での利用を促進する。また、野外活動施設管理運営においては国内初の試みである、ISO9001(運営の信頼性の担保と継続的顧客満足度向上の取組)の導入に向けて調整していく。              |
| ⑤本市のすべての自然学校を美方高原自然の家において受け入れるため、丹波少年自然の家の事務組合との調整を行っていく。   |
| <b>【青少年いこいの家】</b>   |
| ⑥野外施設を中心とした施設へ特化していく方針のもと、民間事業者からのより魅力的かつ最適な意見聴取等ができるための仕組みや手法について調整を行い、今後の最適な施設運営についての方向性を整理する。  |
| <b>【成年年齢引下げに伴う成人式の在り方】</b>  |
| ⑦青少年問題協議会の意見を聴き、前年度に実施したアンケート結果も参考に令和2年度中方針決定に向けて取り組む。  |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
|----------------|

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |               |      |   |
|------|---------------|------|---|
| 施策名  | 05 人権尊重・多文化共生 | 展開方向 | 01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。 |
| 主担当局 | 総合政策局         |      |   |

### 2 目標指標

| 指標名                                       | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|---|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|   |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 市民意識調査の「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した割合          | ↑  | 90.0    | %   | —    | —    | —    | 75.3 | 74.2 | 80.1  | 81.1 | 90.1%   |
| B 市民意識調査の「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の割合       | ↑  | 80.0    | %   | 64.3 | 68.0 | 69.0 | 69.3 | 69.4 | 72.8  | 70.8 | 88.5%   |
| C 審議会等の女性の委員割合                            | ↑  | 40.0    | %   | 36.9 | 36.7 | 38.8 | 37.3 | 38.1 | 37.1  | 36.6 | 91.5%   |
| D 市の課長級以上の女性の管理職割合                        | ↑  | 15.0    | %   | 6.4  | 7.3  | 7.6  | 8.9  | 9.6  | 10.8  | 11.1 | 74.0%   |
| E 語り部事業アンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合 | ↑  | 100     | %   | 97.1 | 100  | 97.6 | 98.8 | 98.7 | 99.4  | 99.3 | 99.3%   |

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|  |      |     |
|--|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■多文化共生社会の実現   | 総合戦略 | —   |
| <b>【多文化共生の取組】</b><br>(目的)「尼崎市国際化基本方針」の理念を踏まえた「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、お互いの生活や文化を理解し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。<br>(成果)①「外国籍住民聞き取りアンケート」(97人)及び「外国籍住民わいわいトーク」(5人)を実施し、ごみの出し方、災害時等の情報収集や友達が欲しいことなど言語や文化の違いから生活に関する情報収集や地域住民との交流に関して課題があることが分かった。(目標指標A)<br>②生涯学習プラザ等で実施している日本語教室で学びたい外国籍住民が増加していることから、尼崎市国際交流協会と地域総合センター今北と共に、日本語教室及びボランティア養成講座を新たに実施した。<br>③出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正に伴い今後益々外国籍住民の増加(11,108人(H30.4)、11,468人(H31.4)、11,962人(R2.4))が見込まれることから、これまでの国際化の視点のみならず多文化共生に視点を置いた「多文化共生に係る庁内連携会議」を新たに設置し、現在の取組状況と、これまで以上に各課が連携して多文化共生施策に取り組む必要がある旨を共有した。<br>(課題)①外国籍住民が行政へ相談しやすい環境を整備し、ニーズの把握を行うとともに、外国籍住民同士及び外国籍住民と日本人とが交流する場づくりが必要である。<br>②日本語を学びたい外国籍住民の国籍、日本語能力等が多様化しており、日本語ボランティアのスキルアップが望まれる。<br>③効果的に多文化共生施策を推進するには、関係部局間及び関係機関との連携強化が必要である。   |      |     |
| <b>【平和への取組】</b><br>(目的)平和の尊さや大切さについて啓発を行い、人権意識の高揚を図る。<br>(成果)④北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の上映、啓発パネルの展示及び特定失踪者家族会事務局長を講師に、講演会を実施するなど、北朝鮮拉致問題に関する啓発を行った。その他地域総合センターや生涯学習プラザ等においても平和について学ぶ講演会などの取組を行った。<br>(課題)④今後も北朝鮮拉致問題を含め、平和への意識を高める必要がある。   |      |     |
| <b>【民族教育を選択する自由の支援】</b><br>(目的)多文化共生の観点から民族教育を選択する自由の支援や教育における保護者の経済的負担の軽減を図るために、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行う。<br>(成果)⑤県に対して前年度に引き続き、他の外国人学校と同等の助成をするように要望した。  |      |     |
| <b>行政が取り組んでいくこと ■男女共同参画社会の実現</b>   | 総合戦略 | ①・③ |
| <b>【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】</b><br>(目的)「男女共同参画計画」及び「DV対策基本計画」に基づき、男女共同参画社会づくりを効果的に推進する啓発事業等を推進する。<br>(成果)⑥DVについては、児童虐待と密接に関係していることから、関係する職員がDVと児童虐待について理解と知識を深める研修を実施したほか、女性センター、配偶者暴力相談支援センター、保健・福祉職員が連携を密にした被害者支援を行えるよう具体的な相談事例を踏まえた意見交換を行った。<br>⑦女性センターの令和2年度から5年間の指定管理者の選定にあたり、制度導入以降、効率性を重視し据え置いてきた指定管理料を市の政策の一端を担う施設として求められる専門性や事業について精査し、仕様書の見直しと指定管理料の設定を行った。(目標指標B)<br>⑧男女共同参画推進員が持つ知識を共有し、さらなる活動の場につなげられるよう勉強会を実施したほか、推進員からの性的マイノリティに関する啓発物を作成したいとの意見をもとに啓発イラストを作成し、パートナーシップ宣誓制度リーフレットに掲載し、広く啓発を図った。<br>⑨雇用対策協定に基づき、「性的マイノリティも働きやすい職場づくり～多様な人材の活用について～」をテーマに「ワーク・ライフ・バランスセミナー」をハローワークと共に実施したことにより、約200社への企業啓発を行うことができた。(目標指標C)<br>⑩経済団体等と平成31年3月に締結した「女性活躍推進五者連携協定」に基づき、尼崎市男女共同参画認定事業者への研修をひょうご仕事をくらしサポートセンター阪神事務所と共に実施したほか、啓発事業の情報発信において連携を図った。(目標指標D)<br>(課題)<br>⑥～⑩令和3、4年度に「第4次男女共同参画計画」、「第3次DV対策基本計画」を策定することから、実効性のある計画となるよう現状分析を行い、時宜に捉えた課題を洗い出す必要がある。<br>⑦女性センターの事業を実施するにあたっては、市との協働の視点を意識するとともに、指定管理者のモニタリング評価について、政策の一端を担う施設としての評価が適切に行われるよう、その方法について検討が必要である。 |      |     |

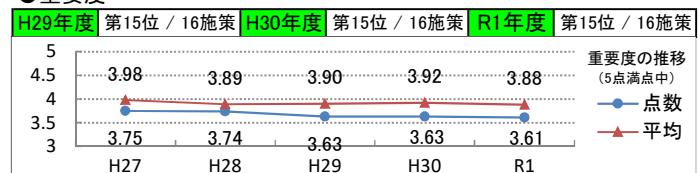
### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |             |
|---------------------|-------------|
| 1                   | 多文化共生社会推進事業 |
| 2                   |             |
| 3                   |             |
| 4                   |             |
| 5                   |             |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |             |
| 1                   |             |
| 2                   |             |
| 3                   |             |
| 4                   |             |
| 5                   |             |
| 平成30年度 主要事業名        |             |
| 1                   |             |
| 2                   |             |
| 3                   |             |
| 4                   |             |
| 5                   |             |

### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●多文化共生社会の実現<br>●男女共同参画社会の実現 |
|------|-----------------------------|
|------|-----------------------------|

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| <b>【多文化共生の取組】</b>  |
| ①行政窓口の多言語対応策として電話通訳・テレビ通訳を導入し、外国籍住民のニーズを把握するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する外国籍住民からの相談対応に活用する。                            |
| ②外国籍住民が交流できる場づくりや、市民を対象に「やさしい日本語講座」を実施する。  |
| ③新型コロナウイルス感染症の情報など必要な情報が外国籍住民に届くよう、やさしい日本語の活用や、関係部局間で連携を行い可能な限り多言語での情報発信に努める。                                  |
| ④日本語ボランティアを対象に指導方法や外国籍住民への接し方等についてスキルアップするための講座を実施する。  |
| ⑤多文化共生の必要性や意義について全庁的な啓発を実施し、連携強化を図るとともに、事業実施にあたっては、尼崎市国際交流協会等関係団体との連携を図る。                                      |
| <b>【平和への取組】</b>  |
| ⑥北朝鮮拉致問題をはじめ様々な平和事業を実施し、平和の尊さや大切さについての啓発に取り組む。   |
| <b>【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】</b>  |
| ⑦女性センターにおいて、社会情勢や市の方針等を踏まえた事業展開が図れるよう、市と指定管理者とで情報共有や意見交換を密に行い、関係機関等との連携を促進する。また、モニタリング評価を行うにあたり、第三者評価の導入に取り組む。 |
| ⑧新型コロナウイルス感染症拡大に伴う心理的な負担が増す中、女性の不安や悩みに対応した心のケア電話相談を実施するとともに、感染拡大予防の観点からWebを活用した事業実施に取り組む。                      |

| 主要事業の提案につながる項目                                 |
|--|
| <b>【多文化共生の取組】</b>                              |
| ①外国籍住民のニーズの把握も視野に入れ、外国籍住民が定期的に集まる居場所作り事業を実施する。 |

### 6 評価結果

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下において改めて顕在化した人権問題について、関係団体と連携を図りながら取り組んでいく。
- ・外国籍住民への情報発信や支援手法については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた実態把握に努める中で、支援策を検討していく。
- ・日本語教育の実施にあたっては、国際交流協会等と連携を図るとともに、特に労働者への対策については関係部局が連携し、支援策を検討していく。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |               |      |  |
|------|---------------|------|--|
| 施策名  | 05 人権尊重・多文化共生 | 展開方向 | 02 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。 |
| 主担当局 | 総合政策局         |      |  |

## 2 目標指標

| 指標名                                    | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|--|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|  |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合     | ↑  | 60.0    | %   | —    | —    | —    | 43.7 | 44.7 | 45.8  | 45.5 | 75.8%   |
| B 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合 | ↓  | 30.0    | %   | 46.2 | 46.8 | 40.0 | 43.8 | 42.1 | 41.9  | 40.3 | 74.4%   |
| C 人権啓発推進員の活動回数                         | ↑  | 684     | 回   | 714  | 812  | 521  | 404  | 416  | 340   | 383  | 56.0%   |
| D 啓発事業への参加者数                           | ↑  | 400     | 人   | 298  | 303  | 306  | 301  | 185  | 276   | 282  | 70.5%   |
| E 差別落書き件数                              | ↓  | 0       | 件   | 26   | 2    | 2    | 1    | 2    | 1     | 1    | —       |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|                               |      |   |
|-------------------------------|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■人権問題の啓発と人権教育の取組 | 総合戦略 | — |
|-------------------------------|------|---|

#### 【人権啓発事業】

(目的)人権教育・啓発推進基本計画に基づき、様々な人権問題について、人権問題の正しい理解と認識を深める。また、地域総合センターにおいては、市民相互の交流の促進及び人権意識の普及高揚を図るための拠点施設とする。

(成果)①尼崎市人権教育・啓発推進懇話会での意見聴取や市民意見聴取プロセスを経て人権尊重の基本理念を示す「人権文化いきづくまちづくり条例」を制定した。また、条例の中で人権文化いきづくまちづくり計画(人権教育・啓発推進基本計画の次期計画となる)の策定について規定した。(目標指標A・B)

②部落差別や今日的な様々な人権問題について、「じんけんスタディツアー」や「じんけんを考える市民のつどい」、各地域総合センターや生涯学習プラザ等で講演会などを実施し、人権意識の高揚を図った。地域総合センター上ノ島の本館・分館の機能を統合し1館集約を図るための実施設計を行った。地域総合センターの令和2年度からの次期指定管理者の選定にあたっては、市の政策の一端を担う施設として、官民協働の視点からも民間ノウハウをさらに発揮できるよう指定管理料を設定するとともに、人権啓発のための必要な事業についても精查し仕様書の見直しを行った。(目標指標D)

③地域に身近な啓発リーダーとして人権啓発推進員を配し、様々な人権課題をテーマに研修を行い、人権に関する知識関心を高めた。(目標指標C)

(課題)①当該条例の内容や目的について、周知啓発が必要である。また、条例に基づき、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会を設置するが、委員の構成については、多様な人権課題に関して審議が可能となるよう留意する必要がある。人権文化いきづくまちづくり計画の策定にあたっては、当該審議会での意見聴取を行い、平成30年度に実施した人権に関する市民意識調査の調査結果を踏まえるとともに、多様化する様々な人権問題にも対応する必要がある。

②地域総合センターについては、指定管理の2期目あたり、さらに効果的な事業展開を図る必要がある。

#### 【性の多様性に配慮した人権の尊重】

(目的)互いの人権を尊重し、ともに生きるまちを目指し、性の多様性を認識し性的マイノリティへの理解を深める施策を推進する。

(成果)④「公文書における性別記載欄の見直しについて(指針)」に基づき、削除が可能な帳票の見直しは令和元年度で全て完了した。また、性的マイノリティで悩んでいる若年層に対しては、ユース交流センターにおいてLGBTを含めた多様な悩みに対応できるよう、指定管理者においてユース交流センターの職員に対し子どもの人権に関する研修や子どもたちとの関わりについての事例検討会などを行った。

⑤パートナーシップ宣誓制度を令和2年1月6日から導入し、係長級から部長級の全職員対象に「性的マイノリティ人権研修」を実施した。また行政サービス等において、申請者より「パートナーシップ宣誓書受領証」の提示があった場合は、原則、「事実上、婚姻関係と同様の事情にある者」と同様の取扱いとする旨全庁周知を図った。

(課題)④⑤性的マイノリティへの理解を深めるため、性の多様性に配慮した関連施策を継続的に進める必要がある。

#### 行政が取り組んでいくこと ■人権侵害の防止と被害者への支援

総合戦略 —

#### 【外国人問題】

(目的)外国人に対する偏見や差別意識を解消するための取組を進める。

(成果)⑥災害時の外国人への配慮に関する講演会とワークショップを企画した。(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)

ヘイトスピーチ対策については、人権文化いきづくまちづくり条例の周知パンフレットにおいて、市民に分かりやすいよう漫画を用いて啓発を行うとともに、ヘイトスピーチ解消法の周知に努めた。公共施設利用におけるヘイトスピーチ対策については、全国的に自治体レベルでの対応が難しいことから、法務省に対しヘイトスピーチの基準や公共施設の利用に関する対応策などについて明示するよう要望を行った。

(課題)⑥ヘイトスピーチの基準や対応策について、国からの明示がない中、公共施設の利用に関して法的見地も踏まえ本市の実状に応じた具体的な取組を検討する必要がある。

#### 【インターネットにおける人権侵害】

(目的)インターネットにおける人権侵害が増加する中、平成22年度からモニタリング事業を実施しインターネット上の差別書き込みを監視するとともに、モニタリング事業を活用した職員研修を行う。

(成果)⑦本市における差別書き込みについて、プロバイダーへ直接削除要請を行い137件中85件を削除(令和元年度実績)することができた。当該事業は、削除件数も含め本市の取組が特出しているが、自治体間の連携による抑止効果をさらに高めるため、約80団体(各市の人権担当所管課や人権関係団体)で構成するメーリングリストにより積極的な情報交換を行った。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1 地域総合センター整備事業      |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

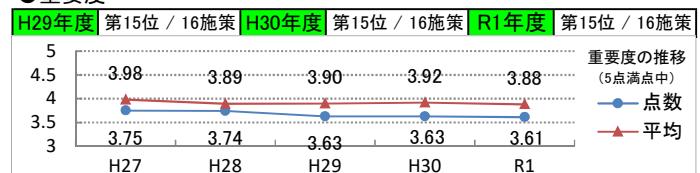
  

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●人権問題の啓発と人権教育の取組<br>●人権侵害の防止と被害者への支援 |
|------|--------------------------------------|
|------|--------------------------------------|

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |  |
|---|--|
| 【人権啓発事業】  |  |
| ①条例の周知については、パンフレットを活用し、学校での周知や人権研修等様々な場を活用して広く周知していく。<br>審議会の委員構成については、これまでの懇話会委員を軸に多様な人権問題に関する知見が得られることや、他の施設連携を意識した構成とする。<br>①計画の策定にあたっては、審議会の意見聴取を行いながら、市民意識調査の結果や人権に関する法律の施行等も踏まえつつ、他の分野別計画との連携も視野に入れ、条例の基本理念を具体化し尼崎市全体で共有し得る計画を策定する。<br>①新型コロナウイルス感染症については、感染予防に関する正しい知識の周知を行うとともに、病気に関連し、感染者やその家族、医療従事者などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込み事象が発生していることから、人権啓発ポスターの作成や市報、市ホームページ、FMあまがさきなどの広報媒体を活用した周知・啓発を行う。<br>②地域総合センターについては、様々な関係機関や団体との連携を行い、さらに隣保館機能を発揮することができるよう、市と指定管理者で積極的に情報共有や意見交換を実施する。<br>②新型コロナウイルス感染症の関連の取組としては、悩みやストレスを抱えている方の相談を受けるほか、地域総合センターを利用する高齢者への安否等の確認や要保護児童等へのこども食堂を通じた配食等を行う。<br>②地域総合センター上ノ島の本館解体及び新築工事を実施するが、工事期間中は指定管理者と協力し、事業実施や利用者への対応が円滑に進むよう注力する。さらに、地域総合センター今北の機能統合について、地元との協議を継続する。 |  |
| 【性の多様性に配慮した人権の尊重】   |  |
| ④⑤性的マイノリティの孤立を防ぎ、当事者の悩みの軽減や気づきを促すための専用相談窓口の設置と居場所づくり事業の実施、また職員が性的マイノリティへの学びを深めるためのサポートブック作成に取り組む。   |  |
| 【外国人問題】   |  |
| ⑥公共施設利用におけるヘイトスピーチ対策については、ヘイトスピーチによる被害が起こらないよう予防と啓発を促進するための取組を検討する。   |  |

| 主要事業の提案につながる項目 |  |
|----------------|--|
| 1              |  |
| 2              |  |
| 3              |  |
| 4              |  |
| 5              |  |

### 6 評価結果

・人権啓発・教育については、新型コロナウイルス感染症の影響や災害時における避難所運営など、具体的な事例に即した学習についても重視していく。  
・「人権文化いきづくまちづくり条例」の制定に基づき、学識経験者などにより構成される審議会を立ち上げた。人権文化いきづくまちづくり計画についても、その審議会で十分な議論を経て策定していく。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |         |      |  |
|------|---------|------|--|
| 施策名  | 06 地域福祉 | 展開方向 | 01 地域の課題に関心を持ち、行動し、「支えあい」をはぐくむ人づくりを進めます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局   |      |  |

### 2 目標指標

| 指 標 名                 | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値 |     |     |      |      |       |      | 進捗率<br>(R1) |
|-----------------------|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|------|------|-------|------|-------------|
|                       |     | H25         | H26 | H27 | H28 | H29 | H30  | R1   | R2～R4 |      |             |
| A 身近な地域活動に参画している市民の割合 | ↑   | 30.0        | %   | —   | —   | —   | 24.1 | 19.9 | 17.6  | 19.3 |             |
| B 市民活動団体と共に福の学習受講者数   | ↑   | 720         | 人   | —   | —   | —   | —    | 351  | 137   | 218  |             |
| C 市民活動団体と協働する高校・大学生数  | ↑   | 450         | 人   | —   | —   | —   | —    | —    | 350   | 344  |             |
| D                     |     |             |     |     |     |     |      |      |       |      |             |
| E                     |     |             |     |     |     |     |      |      |       |      |             |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|---------|
| 行政が取り組んでいくこと ■支えあいをはぐくむ人づくり   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | (②)・(④) |
| 【福祉学習の推進】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (目的)市民が地域や福祉等に関して正しく理解し、地域の様々な課題に気づき、自分のこととして捉え、その解決に向けて自ら取り組んでいく意識を醸成する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (成果)①「支え合いの人づくり支援事業」を活用し市民活動団体との協働による、地域課題を学ぶきっかけとなる人権啓発講座や市民共通課題の「防災」をテーマにして地域に暮らす「要配慮者」への理解を促すことを目的とした防災×福祉セミナーを行った。(H30:5講座/137人 R1:3講座/218人)(目標指標B) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ②幅広い世代への情報発信のために、みんなの尼崎大学学びの検索サイトを活用して、市民活動団体が実施する福祉学習の情報発信に努めた。(みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数 H30:13講座 R1:12講座)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ③市民の福祉への関心を高める取組等を検討するために、地域福祉推進協議会に関係部局や尼崎市社会福祉協議会(市社協)で構成する地域福祉活動推進方策検討チームを設置し、様々な団体が実施する福祉に関する各種講座等の効果的な情報発信の仕組みづくりの検討を始めた。                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ④市社協の活動を補助することで、小学生対象の車いす体験や高齢者の見守り活動未実施地区を対象とした研修会など、幅広い世代がボランティア活動に参画するきっかけとなる取組が行われた。(市社協主催講座等開催数/参加者数 H30:160回/3,490人、R1:118回/2,952人(延べ参加人数))       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (課題)①～④多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、身近な地域福祉活動に参画する市民を増やすために、関係部局や各種団体それぞれが実施している福祉に関する学びの場の効果的な情報発信が課題となる。(目標指標A・B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| 【地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成・支援】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (目的)地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくために、性別、年齢、障害の有無、国籍、地域住民かどうかに関わらず、全ての市民が主体的に地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを進める。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (成果)⑤「支え合いの人づくり支援事業」を活用して合計9校15グループ344人の高校生・大学生が、市民活動団体と協働して活動を行った。(H30:10校13グループ350人)(目標指標A・C)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑥市社協や地域振興センターと連携し、高校・大学に情報提供等の支援を行ったことで、市民活動団体が実施する子どもの居場所での高校生による学習支援等の新たな取組が行われたほか、大学生による子ども食堂の支援を通じた地域防災活動への広がりなど、学生等の主体的な取組による活動の広がりがみられた。(目標指標A・C) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑦こうした学生等の地域福祉活動への主体的な参加を促進するために、FMあまがさきや、市ホームページによる学生等の取組の情報発信や事業内容の周知を行った。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑧市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、「むすぶ」の登録者に地域福祉活動の紹介をするなど活動につなげる取組を進めた。「むすぶ」新規登録者数 H30:81人、R1:80人)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (課題)⑤⑥⑦学生等の様々な活動への主体的な参画を促進するためには、連携先となる様々な地域福祉課題に取り組む市民活動団体等や活動場所の情報提供を行うなどの支援が必要となる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑧支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、地域福祉活動を希望する人の確保・育成とともに、「むすぶ」登録者への活動志向に応じたきめ細やかな地域福祉活動に係る情報提供が課題となっている。                                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| 【地域福祉活動を支援する人材の育成】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (目的)多様化・複雑化する課題の解決に向けて、地域の様々な活動、専門機関をつなぎ、支える人材を育成する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (成果)⑨民生児童委員の一斉改選(R1.12)や子どもの育ち支援センター(いくしあ)の開設に伴い、相互理解による協力関係の構築を目的として南北保健福祉センター職員と民生児童委員や主任児童委員、保護司との意見交換会等を実施した。                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑩一斉改選後の新任民生児童委員126人や、新たに指導的立場になる新任理事、地区民生児童委員協議会正副会長を対象として、関係機関や各種制度の研修を実施した。(市主催 新任研修3回、尼崎市民生児童委員協議会連合会研修、新理事研修1回、新会長等研修1回)                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑪小学校区ごとに配置された地域担当職員の活動を支援するために、地域に関連する制度や民生児童委員や地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)等の地域の支援関係者等に関する研修を実施した。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑫地域福祉活動専門員の研修経費を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対応するための専門性の向上に取り組んだ。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| (課題)⑨⑩⑪社会的孤立等により市民の抱える様々な課題が深刻化する前の早期把握や支援に向けて、様々な支援関係者が連携し取り組む意識を高める必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |
| ⑫社会経済情勢の変化により、多様化・複雑化する課題の解決に向けて、引き続き、地域福祉活動専門員の専門性の向上が必要となる。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |         |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名    |  |
|-----------------|--|
| 1 支え合いの人づくり支援事業 |  |
| 2 社会福祉関係団体補助金   |  |
| 3               |  |
| 4               |  |
| 5               |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【福祉学習の推進】  
①～④地域の福祉課題に興味、関心をもち地域福祉活動に取り組む意識を醸成するために、地域福祉推進協議会において関係部局や各種団体、専門機関と連携し、地域の福祉ニーズに応じた様々な学びの場づくりや、効果的な情報発信について検討を進める。

【地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成・支援】  
⑤⑥⑦学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、市社協や地域振興センターと連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。  
⑤～⑧様々な市民活動の支援に活用できるよう、市社協や地域振興センターが把握する市民活動団体の情報を共有する仕組みづくりを進める。  
⑧引き続き、新たな担い手づくりに向けて、市社協の活動を補助することにより、地域福祉活動の担い手発掘等の講座を通して「むすぶ」への登録勧奨を行う。また地域福祉活動と「むすぶ」登録者をマッチングすることにより、ボランティア活動への参加を促す。

【地域福祉活動を支援する人材の育成】  
⑨⑩⑪南北保健福祉センターやいくしあ、地域担当職員と地域で活動する民生児童委員や保護司等の様々な支援関係者が、相互理解を図るための研修を実施する。  
⑫引き続き、地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを行うことにより、8050問題や子ども・子育て支援等の多様化・複雑化した課題に対応できるよう、専門性の向上に向けた支援を行う。

**主要事業の提案につながる項目**

- ・地域課題の解決に向けては、引き続き、民生児童委員等支援関係者と相互理解を深める。
- ・地域資源の情報を公開しエリアごとに検索できるシステムの構築に際しては、様々な地域資源を把握し公開することで、地域住民誰もが情報を取得しやすくするとともに、システムを通じて情報が共有されることで、分野を越えた地域活動やその担い手がつながり、連携が深まるよう取組を進める。
- ・地域担当職員と市社協の地域福祉活動専門員が連携し、ボランティア活動を希望する「むすぶ」登録者等に対して、見守りなど様々な地域活動の具体的な活動を紹介することで、潜在的な地域福祉活動の担い手を活動へとつなげていく。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |         |      |   |
|------|---------|------|---|
| 施策名  | 06 地域福祉 | 展開方向 | 02 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局   |      |   |

### 2 目標指標

| 指標名                   | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値 |     |     |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|-----------------------|----|---------|-----|-----|-----|-----|------|------|-------|------|---------|
|                       |    | H25     | H26 | H27 | H28 | H29 | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 身近な地域活動に参画している市民の割合 | ↑  | 30.0    | %   | —   | —   | —   | 24.1 | 19.9 | 17.6  | 19.3 |         |
| B 要援護高齢者等見守り活動地域      | ↑  | 75      | 地区  | 32  | 35  | 39  | 42   | 42   | 43    | 45   |         |
| C 高齢者ふれあいサロンの実施数      | ↑  | 225     | 団体  | —   | —   | —   | 69   | 97   | 107   | 110  |         |
| D 地域福祉活動等把握数(延べ)      | ↑  | 964     | 団体  | 554 | 592 | 658 | 683  | 786  | 887   | 947  |         |
| E                     |    |         |     |     |     |     |      |      |       |      |         |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 行政が取り組んでいくこと ■市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ④ |
| 【地域が主体的に課題解決を図るための多様な活動主体が協議する場づくり】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)複雑化・多様化する地域課題にきめ細やかに対応するために、多様な活動主体や様々な専門機関が、地域の活動と連携、協働しながら取り組むため、地域・専門機関・市の協議の場を構築する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)①尼崎市社会福祉協議会(市社協)と連携して進めている住民主体の様々な地域活動の中で、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター・兼務)が地域の福祉課題を共有し、働きかけを行ったことで見守りや災害時要援護者支援等の取組につながった。                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (②6地区の地域福祉ネットワーク会議には、地域の特性に応じた多様な活動主体に加え、新たに地域振興センターが参画し、地域福祉活動の担い手不足や要配慮者支援等の地域課題の共有、解決に向けた話し合いが行われた。(地域福祉ネットワーク会議参画団体数:中央6、小田25、大庄8、立花8、武庫7、園田25)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)①様々な市民の地域活動を把握し、その活動団体が主体的に取り組むきっかけとなる地域の福祉課題を共有する仕組みづくりが課題となる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②6地区の地域福祉ネットワーク会議では、高齢者支援や担い手づくりの課題など、様々な地域の福祉課題が話し合われている。こうした福祉課題の解決には、様々な社会資源の把握や共有が課題となっている。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【地域での見守り・支え合いの充実】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)支援を必要としている、いないに関わらず、子どもから高齢者まで、誰もが孤立することなく、地域のつながりの中で安全・安心に暮らすために、多様な見守り・支え合いを進めること。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)③「高齢者等見守り安心事業」では市社協と連携し、重点地区10カ所に働きかけを行った結果、新たに2地区において見守り安心委員会が立ち上がり、45地区での見守り活動が行われた。(目標指標A・B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (④既実施地区の活動者の活動意欲の維持向上を図るために、見守り安心委員会等での意見交換会を行うとともに、未実施地区への取組を促すために、未実施地区的社会福祉連絡協議会会長を対象とした実施地区的見守り活動の取組紹介や意見交換会を試行的に行なった。                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (⑤地域福祉活動専門員が地域にある様々な社会資源を把握することで、地域活動に関心の高い事業所と活動する場所を探している地域住民とを結び付けて、ふれあい喫茶の立ち上げを支援するなど、近隣高齢者の見守りにつながる居場所づくりの拡大につながった。(目標指標C)                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)③④社会福祉連絡協議会圏域では、活動者の高齢化による負担感や担い手不足等の課題があり、新規地区の立ち上げは低調となっている。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【地域福祉活動の推進】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)誰もが安心して、その人らしく、生きがいのある暮らしを送ることができる地域づくりを進めるために、多様な手法により、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)⑥市社協や地域振興センターと連携し、市民活動団体と高校生・大学生との協働の取組を支援することで、学生等による子どもの居場所での学習支援や体験教室など、地域福祉活動の活性化が図られた。(目標指標D)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (⑦地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題等を共有し、具体的な解決手法等を検討するために地域福祉推進協議会に地域福祉活動推進方策検討チーム(我がことチーム)を設置し、市社協や関係部局とともに地域福祉活動への参画のきっかけづくりとなる福祉への関心を高めるための意識啓発の取組等の検討を行なった。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (⑧地域福祉活動専門員が、子ども食堂で活動するボランティアをはじめとする地域住民と協働し、一人親家庭の親子が相談できる居場所になるよう食事会を実施した結果、不登校児童の支援や、地域の新たな居場所づくりにつながった。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)⑥⑦市社協と地域振興センターがそれぞれの強みを活かして連携し、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進するためには、市社協と市の把握する情報の共有が課題となる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)社会福祉法人、企業、NPO等が地域社会の一員として、それぞれの強みを活かし、地域の様々な団体や地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)⑨尼崎市ケアマネジャー協会と共に防災と福祉の連携をテーマとしたセミナーや、地域振興センターと連携し、コープこうべ等の民間企業や社会福祉法人、高校・大学が地域とともに取り組む防災活動を紹介するパネル展示の実施を通じて、地域住民や専門職への防災意識の向上に取り組んだ。             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (⑩就労に困難を抱える方の活動場所の拡大に向けて就労支援を行う事業者と協議検討を行なったほか、市内の社会福祉法人の協力を得て、新たに3法人9施設と福祉避難所の協定を締結した。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)⑨⑩社会福祉法人、企業、NPO等の活動の把握とともに、様々な地域活動とのコーディネートの仕組みづくりが課題となっている。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【地域が主体的に課題解決を図るための多様な活動主体が協議する場づくり】  
①②地域振興センターや市社協が把握する様々な地域情報を共有することで、様々な団体が参画する仕組みづくりについて検討を行うとともに、6地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進める。

【地域での見守り・支え合いの充実】  
③④⑤引き続き、訪問型の見守りや通い型の見守り等重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協や地域振興センターと社会福祉連絡協議会圏域に限定しない見守りモデル事業について協議・検討を行い、実施する。

【地域福祉活動の推進】  
【社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進】  
⑦～⑩地域福祉の裾野を広げるため、引き続き、高校生・大学生等と市民活動団体が福祉課題の解決に向けて協働する取組を支援する。また、地域福祉活動専門員と地域担当職員との情報共有をより一層進めるとともに、活動を希望する人や事業者等の把握を行い、地域福祉活動への参画を支援する。

・地域福祉ネットワーク会議等に多様な活動主体が参画し意見交換することで各地区における情報共有を推進することができた。今後、小学校区等、より身近な地域の活動単位においても事例の共有に努め、関係部局が連携し、具体的な課題解決に努めていく。

・地域の見守り活動の名簿については避難行動要支援者名簿と一体的に管理・運用し、避難行動要支援者名簿を活用して地域の見守り活動が全市域で実施されるよう、地域振興センターや市社協と連携して取組を進めること。

**主要事業の提案につながる項目**

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |         |      |                               |
|------|---------|------|-------------------------------|
| 施策名  | 06 地域福祉 | 展開方向 | 03 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局   |      |                               |

### 2 目標指標

| 指標名                 | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|---------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                     |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 孤立感を感じている市民の割合    | ↓  | 32.1    | %   | 48.5 | 38.2 | 35.9 | 36.8 | 41.1 | 44.6  | 38.0 | 84.5%   |
| B 民生児童委員平均相談支援件数    | ↑  | 30.5    | 件   | —    | —    | —    | —    | 29.5 | 30.3  | 29.5 | 96.7%   |
| C 地域福祉活動専門員相談支援件数   | ↑  | 720     | 件   | —    | —    | —    | —    | 377  | 354   | 339  | 47.1%   |
| D 成年後見等に係る相談支援の終了件数 | ↑  | —       | 件   | —    | —    | —    | —    | 467  | 700   | 591  | —       |
| E                   |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 行政が取り組んでいくこと ■誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ④ |
| 【包括的・総合的な相談支援体制の充実】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間にあって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域や専門機関によるネットワークを構築することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)①課題を抱えた市民の早期把握と支援を目的に、南北保健福祉センターや子どもの育ち支援センター(いくしあ)の職員と地域の支援者である民生児童委員や保護司が円滑に連携できるよう意見交換を実施した。(目標指標A)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②地域担当職員に対し、福祉にかかる民生児童委員等の支援者や南北保健福祉センター等の相談窓口、地域で取り組まれている高齢者等見守り安心事業等の各種制度の研修を行った。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ③地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題等を共有し、具体的な解決手法等を検討するために地域福祉推進協議会に複合的な課題を抱える事例検討チーム(丸ごとチーム)を設置し、「ひきこもり支援」をテーマに、包括的・総合的な相談支援体制の充実に向けた協議を開始した。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ④地域の身近な相談窓口である民生児童委員に対し、関係機関との連携を図るために、新任研修等で、南北保健福祉センターや地域包括支援センター、いくしあ、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(市社協)等の役割について研修を行ったものの、一斉改選により活動経験の少ない新任民生児童委員が増えたこと等により平均相談支援件数は0.8ポイントの低下が見られた。(研修実施回数 H30:13回、R1:12回)(目標指標B)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑤関係機関との調整に時間をする課題の複合化したケースが増えたため、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)相談支援件数はほぼ横ばいとなっているが、地域福祉活動専門員が様々な機関と連携することで、介護サービス等を拒否する独居高齢者やゴミ屋敷などの制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援につながった。(目標指標C)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)①～④地域で課題を抱えた市民を早期に把握し、適切な支援につなげるためには、南北保健福祉センターをはじめとした専門機関と地域の支援者・団体が連携する仕組みづくりが課題となっている。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑤多様化、複合化した地域の福祉課題に適切な対応を行い、必要な支援につなげるためには、地域福祉活動専門員のより一層の専門性の向上が必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【権利擁護に関する支援】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)高齢化の進展等に伴う福祉サービスの利用、金銭管理等の支援にあたり、成年後見に係る相談から、申立、受任者の養成・監督など一體的に支援を行うことで、地域の中で支え合い、誰もがその人らしい生活を送れる体制の充実を図る。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)⑥市社協の実施する判断能力に不安のある高齢者等の金銭管理等を支援する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を支援する事業)の人員体制整備に係る補助を平成30年度から実施したことで、相談件数は増加したが、契約件数については、伸び悩んだ。(相談件数 H30:1,501件 R1:2,112件、契約件数 H30:77件 R1:80件)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑦契約件数の増加に向けて市社協と協議を進め、制度利用にかかる標準処理期間の短縮等、利用しやすい制度へと改善に取り組んだ。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑧成年後見等支援センターでは市民や事業者等の相談を受け、相談支援件数は増加する一方、令和元年度の相談の特徴として、当事者の判断能力が低下し、滞納や債務を抱え周囲とトラブルになるも支援拒否するなど対応困難なケースの増加など支援が長期化する傾向がみられた。引き続き丁寧な相談助言に努めていく。(相談対応件数 H30:868件→R1:781件、うち支援終了件数 H30:700件→R1:591件)(目標指標D) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑨介護事業所や障害者の家族会、地域の見守り安心委員会など地域で活動する団体・グループに成年後見等支援センターから講師派遣を行い、制度や市民後見人の活動等について周知啓発を行った。(実施回数13回) 市民後見人養成研修の受講者は、昨年度より3人増えた。(受講者14人)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑩成年後見等支援センターが養成・支援するボランティアで成年後見業務を行う市民後見人は、令和元年度において6人(6件)が活動中である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)⑥⑦制度利用を拒否する人の説得や、対応困難ケースに時間を取りられ、契約件数が伸び悩んでいることが課題である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑧個別ケースの支援にあたっては、地域包括支援センターや相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ連携した支援につながるように「地域連携ネットワーク」機能の強化が必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑨成年後見制度利用促進のためには、相談活動の充実に加え、市民や各種団体に対して制度理解を図るために周知啓発が重要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑩市民後見人の活動を様々な機会を捉えて市民に啓発を行うなど、できるだけ多くの市民後見人候補者を確保する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

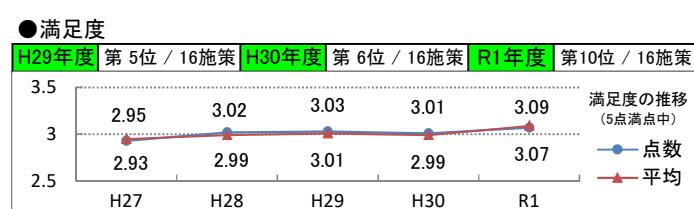
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| 【包括的・総合的な相談支援体制の充実】   |
| ①②引き続き、令和元年度に未受講の市民と接する機会の多い南北保健福祉センターや地域振興センターの職員に対して地域との連携に資する研修を実施する。                        |
| ③地域福祉推進協議会において、社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間にあって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援を行うための包括的・総合的な相談支援体制の充実についての協議を進める。 |
| ④地区民生児童委員協議会や民生児童委員に対して、継続した支援を行うとともに、関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図る。                              |
| ⑤引き続き、地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じて、専門性の向上に向けた支援を行う。  |
| 【権利擁護に関する支援】  |
| ⑥⑦市社協と協議を行い、各支援関係者との役割分担等の整理や、対応マニュアル作成、支援関係者への周知を行うなどによる、処理の迅速化を図る。                            |
| ⑧弁護士や民生児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等で構成される成年後見等支援センター運営委員会を活用して、成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク機能の強化を図っていく。 |
| ⑨成年後見制度利用促進や市民後見人の候補者を増やすために、登録者のフォローアップ研修や市民向けの啓発講座等を積極的に行うなど、より一層地域での情報発信に努める。                |
| ⑩⑪相談や啓発、地域連携ネットワーク機能の強化など市が成年後見制度基本計画で定めるべき内容について、次期地域福祉計画に包含して盛り込むことも含めて整理していく。                |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
|                |

|  |
|--|
| ・地域福祉ネットワーク会議で共有した課題について、事例検討チーム(丸ごとチーム)において、ケース検討の取組が進んだ。今後も引き続き、支援関係者が連携して課題を抱える市民を早期に把握し必要な支援につなげられるよう相談支援体制の充実に取り組む。 |
|  |

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |          |      |   |
|------|----------|------|---|
| 施策名  | 07 高齢者支援 | 展開方向 | 01 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわるよう支援します。 |
| 主担当局 | 健康福祉局    |      |   |

### 2 目標指標

| 指標名                     | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |       |       |       |       | 進捗率(R1) |
|-------------------------|----|---------|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|---------|
|                         |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30   | R1    | R2～R4 |       |         |
| A 生きがいを持つ高齢者の割合         | ↑  | 75.9    | %   | 75.9 | 71.0 | 62.6 | 64.0  | 59.2  | 64.3  | 66.3  |         |
| B 介護予防体操の登録者数(介護予防対策事業) | ↑  | 5,040   | 人   | —    | 206  | 979  | 1,654 | 2,577 | 3,128 | 3,540 |         |
| C 自分が健康であると感じている高齢者の割合  | ↑  | 72.9    | %   | 66.0 | 72.9 | 73.3 | 67.2  | 67.9  | 68.6  | 64.7  |         |
| D 高齢者ふれあいサロンの登録者数       | ↑  | 4,928   | 人   | —    | —    | —    | —     | 2,125 | 2,808 | 2,869 |         |
| E                       |    |         |     |      |      |      |       |       |       |       |         |

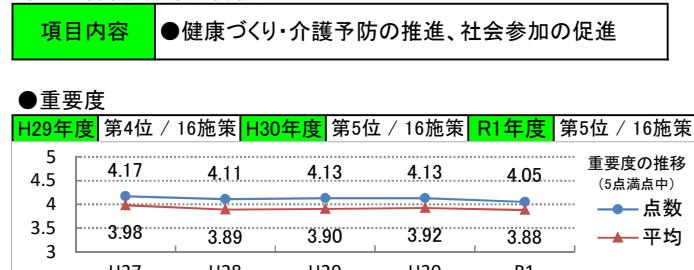
### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと ■健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進   | 総合戦略 ④ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進】   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)・高齢者が自分らしく健康的な生活を継続できるよう、認知機能の低下や老化の進行を防ぎ、健康寿命の延伸を図る。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・高齢者が地域の介護予防活動や交流活動等に気軽に参加できるとともに、生活上の必要な支援を受けられるよう、住民主体の活動の運営等を支援する。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・高齢者自身が気軽に地域活動や就労等により社会参加を果たすことができるよう、その仕組みづくりを進める。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)①「いきいき百歳体操」(以下「百歳体操」という。)は、後期高齢者を中心に150団体、3,540人が実践している。(平成30年度137団体、3,128人)(目標指標B)「いきいき100万歩運動」(令和元年度参加者7,458人)同様に気軽に参加できる介護予防活動として取り組まれている。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②地域の集い場に通っていない人や介護予防の取組を先導するリーダー等が集まり、様々なフレイル予防メニューを試す「元気づくり工房」を老人福祉センター5園で開始した。  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③介護予防の活動意欲や継続意識等を高めるため、東京大学開発のプログラムにより、住民フレイルサポーター(以下「サポーター」という。)の養成(17名)とフレイルチェック会を12月から月1回ペースでモデル的に開始し、61人がフレイルチェックを行った。  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④栄養・口腔機能の低下予防のための「初めて作るおとこの簡単料理教室」を総合老人福祉センターにて計6回開催した。(前期3回 後期3回)  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤「高齢者ふれあいサロン」(以下「サロン」という。)は110か所・登録者2,869人(平成30年度107か所・登録者2,808人)、うち健康体操を実施するサロンは108か所(平成30年度104か所)で運営されており、概ね市内全域を徒步で通える範囲に設置されている。(目標指標D)   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ①～⑤これらの取組が、定期的な体操や参加者同士の交流による介護予防・重度化防止や、運営の担い手として役割や生きがいを得ることによるフレイル予防、更には欠席者の安否確認等による見守り機能の積み重ねにより、健康寿命の延伸を期待できる。また、ヘルスアップ尼崎戦略会議介護予防部会にて、各施策・各事業の効果を検証する土作りを行った。(目標指標A・C)                                       |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥社会福祉協議会に配置した地域福祉専門員が生活支援コーディネーターとして6つの日常生活圏域ごとに活動し、地域の中での課題や人材の発掘、活動団体の立ち上げ支援などを行った。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑦老人福祉センターでは、健康づくりや介護予防、認知症予防など、利用者のニーズを捉えた体操や講座等を開催しているため、利用者の満足度は高い。また、平成30年度から実施している認知症予防に音楽療法を取り入れた「うたごえ広場」の講座は参加者に好評であったことから、講師を2人に増やし実施すると、広報誌や口コミで広がって、参加者数が増え、高齢者の健康意識の高まりがみられる。(平成30年度6回503人⇒令和元年度6回764人) |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑧第2・第3老人福祉工場では、利用者は固定化の傾向にあり新規利用者の増加は見られなかった。(就業実人数⇒令和元年度:第2工場15人、第3工場11人)  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)①百歳体操のグループ数は増加しているものの、目標に達していない状況にあり、新たにグループを立ち上げようとするリーダーの支援とともに、既存参加者の継続意欲を高める取組をさらに充実させることやグループ立ち上げに成功した手法を活かすなどの取組を進める必要がある。  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②元気づくり工房での介護予防メニューを地域リーダーが紹介しあう機能が発揮しきれておらず、グループの継続や新規立ち上げの支援につながっていない。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③集い場(百歳体操やサロン)参加者や老人福祉センター事業参加者等にフレイルチェックを勧めていくとともに、対象者・団体に対し、事業実施に必要となるサポーターの人数やチェック会の必要回数を検証することが必要である。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④おとこの簡単料理教室は参加者には好評であったが、後期実施分は参加者数が定員に満たず、周知方法に工夫が必要である。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤開設場所となる公共的施設の利用が飽和してきており、新規サロンの開設が難しいことに加え、大規模なサロンなどで、週1回程度運営することがメンバーの負担となり、サロン運営補助から外れる例が散見されており、登録者数の伸び悩みにつながっている。また開設期間が長いサロンにおいては活動のマンネリ化の悩みも見受けられる。  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ①～⑤地域で行っている様々な介護予防活動の情報が高齢者に十分に伝わっていない。活動継続の支援が必要である。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ①～⑤新型コロナウイルス感染症予防のために、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本市からも集い場の活動自粛を強く求める状況にあり、高齢者が在宅でフレイル予防に取り組めるように支援が必要である。  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑦老人福祉センターの利用者数は、高齢者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に合わせて年々減少し、利用者の固定化・偏在化がある。施設の老朽化が著しい2園の整備を進めていく中で、残りの老人福祉センターについても、高齢者の健康増進、教養の向上、いきがいづくり等について、より効果的な施設運営のあり方の検討が必要である。   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑧第2・第3老人福祉工場の利用者は、固定化の傾向にあり、高齢者の就労の場として事業運営する上で、費用対効果の面で課題がある。  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1                   | いきいき百歳体操等推進事業     |
| 2                   | 高齢者元気アップ活動情報発信等事業 |
| 3                   |                   |
| 4                   |                   |
| 5                   |                   |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                   |
| 1                   | 介護予防対策事業          |
| 2                   |                   |
| 3                   |                   |
| 4                   |                   |
| 5                   |                   |
| 平成30年度 主要事業名        |                   |
| 1                   |                   |
| 2                   |                   |
| 3                   |                   |
| 4                   |                   |
| 5                   |                   |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |  |
|--|--|
| 【健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進】  |  |
| ①  | 元気づくり工房に地域のリーダーが参加しやすくなるよう、同工房での活動がイメージできるように百歳体操代表者交流会で紹介するとともに、あらためて、百歳体操を実施するグループの継続や開始に向けたニーズを把握していく。                        |
| ③  | フレイルチェックを多くの団体で実施できるよう、新たにサポートを養成するとともに、モデル的に実施している事業の課題を抽出した上で、効率的・効果的な運用方針を検討する。   |
| ④  | 初めて作るおとこの簡単料理教室は百歳体操交流会や老人クラブ総会等の機会を通じた周知を図るなど、関係機関・部署と連携し、参加者の増加につなげていく。  |
| ⑤  | さらにサロンの開設を進めるために、社会福祉施設・商業施設など民間の場所での開設や効果的な補助のあり方などについて検討するとともに、開催情報の発信など広報の強化により既存のサロンの利用促進を行う。                                |
| ①～⑤  | フレイル予防や認知症対策に関する講義等を行う講師謝礼を団体に助成することで、集い場の活動継続に向けた支援を行う。   |
| ①～⑤  | 薬局、スーパー等の高齢者が普段良くいく場を「(仮)シニア情報ステーション」とし、地域の集い場を紹介するパンフレットを設置するとともに、店頭での何気ない会話から必要に応じ地域包括支援センター等の専門機関につなげる。                       |
| また、ヘルスアップ戦略会議介護予防部会において「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けて組織のあり方やアプローチの手法等について検討を行う。 |  |
| ①～⑤  | チラシやDVDを配布するなど、高齢者が情報を取得しやすい広報媒体を活用して、感染症対策下においても在宅で取り組める介護予防メニューを発信していく。  |
| ⑦  | 老人福祉センターについては、地区体育館との機能統合を行う2つのセンター以外の今後の在り方を考える上での論点整理を行い、引き続き尼崎市公共施設マネジメント計画とも整合性を図りながら、老人福祉センターという枠組みを超えた施設としての機能転換に向けた検討を行う。 |

| 主要事業の提案につながる項目          |  |
|-------------------------|--|
| 【健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進】 |  |
| ⑦                       | 老人福祉センターと地区体育館との機能統合による、新たなソフト事業の検討を進めていく。 |
| ⑧                       | 第2・第3老人福祉工場については、機能の見直しを検討する。              |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |          |      |  |
|------|----------|------|--|
| 施策名  | 07 高齢者支援 | 展開方向 | 02 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局    |      |  |

## 2 目標指標

| 指標名                         | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値   |       |        |        |        |        |        | 進捗率(R1) |
|-----------------------------|----|---------|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|                             |    | H25     | H26 | H27   | H28   | H29    | H30    | R1     | R2～R4  |        |         |
| A 地域の中で頼れる人がいる割合            | ↑  | 54.8以上  | %   | —     | —     | —      | 54.8   | 50.0   | 51.9   | 52.3   |         |
| B 認知症サポートー数                 | ↑  | 42,692  | 人   | 6,592 | 8,035 | 11,274 | 13,766 | 16,507 | 19,519 | 22,341 |         |
| C 地域包括支援センターの認知度            | ↑  | 100     | %   | —     | 52.3  | 51.7   | 60.7   | 61.7   | 63.2   | 63.5   |         |
| D 特別養護老人ホーム入所待機者の割合(要介護3以上) | ↓  | 3.2     | %   | —     | 3.2   | 3.4    | 3.7    | 4.5    | 3.2    | 3.1    |         |
| E 生活支援サポートー養成研修修了者数         | ↑  | 1,800   | 人   | —     | —     | —      | —      | 315    | 510    | 613    |         |

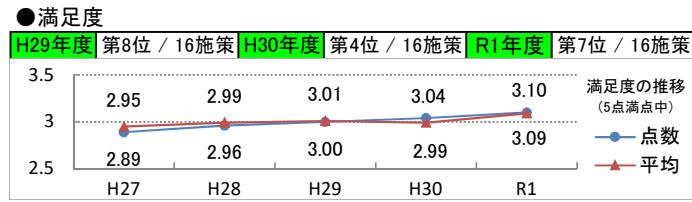
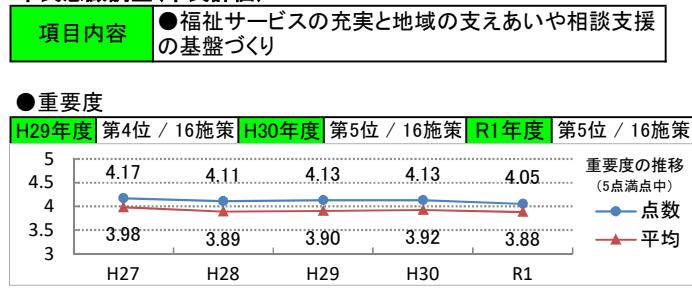
## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | ④ |
| 【認知症に対する取組】<br>(目的)認知症の進行等に応じ、医療・介護・住民等が連携し、適時適切かつ切れ目のない支援につながる仕組みづくりを進める。<br>(成果)①高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき重点的に取り組む事項のうち、次の項目について特に重点的に進めた。<br>・認知症サポートー養成講座の開催強化(令和元年度:124回)及びキャラバンメント(講師)育成を行い、サポートー数の増加を図った。(目標指標B)<br>・認知症みんなで支えるSOSネットワークの登録推進やコンビニ等へ発見協力機関登録の依頼を強化したところ、コンビニ2社を発見協力機関として登録することができた。<br>②認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指し、現行の認知症施策の課題を抽出し、認知症施策推進大綱の考え方を踏まえ、認知症個人賠償責任保険の導入など施策の拡充に向けた検討を有識者会議等で行った。<br>(課題)①②認知症の人や家族を地域で支えるため、引き続き、認知症サポートー数の拡大を図る(国目標人数:800万人→1,200万人)とともに、サポートーが活躍できる仕組みづくりが必要である。<br>②認知症の人やその家族が安心して社会参加できる場を充実させる取組が必要である。<br>②認知症の人が社会とのつながりを保ち安心して暮らせるため、地域で認知症の人やその家族等を支える力の強化や、認知症の人が外出する際に、特にその家族の不安を少しでも緩和できる環境の整備が必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 【高齢者支援の相談窓口の強化・多職種の連携】<br>(目的)・地域包括支援センター(以下「包括センター」という。)において、成年後見等支援センター等と連携を図りながら、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のための援助を行う。<br>・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護を一体的に提供する連携体制を構築する。<br>(成果)③包括センターの認知度が高まり(63.2%⇒63.5%)、年間約27,000件の総合相談に対応している中、対応力の向上等を図るため、評価方法を刷新した包括センターの運営評価を通じ、課題把握と改善を進め、高齢者虐待対応マニュアルの改訂を行った。(目標指標C)<br>④高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質を高めるために、ケアマネジャーなどの医療介護専門職等の気付き(学び)を支援する「気付き支援型地域ケア会議」を継続実施(令和元年度36回72件)し、ケアマネジャーの気付き(98%)と支援対象者の行動変容(56%)につながった。<br>また、高齢者の介護予防等の意識啓発・行動変容を図る「介護予防・重度化防止ハンドブック」を多職種協働により作成した。<br>⑤医療・介護連携支援センター(あまつなぎ)への相談内容から抽出した地域共通の課題である「身寄りのいない高齢者への支援」の質を高めるため、医療介護の専門職が支援する上での困りごとについて原則的な考え方とアドバイスをまとめた「身寄りのいない高齢者支援のための”知恵袋”」を多職種協働により作成した。<br>(課題)④ケアマネジャーの気付きを深めるためには、より支援対象者の実態を踏まえた助言が有効である。また、作成した「介護予防・重度化防止ハンドブック」について、市民への周知を図る必要がある。<br>⑤作成した「身寄りのいない高齢者支援のための”知恵袋”」について、専門職への周知を図る必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】<br>(目的)・高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、民間事業者による介護保険施設等の整備促進を図る。<br>・元気な高齢者をはじめ多様な地域活動団体や幅広い世代の地域住民等が様々な福祉活動の担い手・支え手として活躍できるよう、その仕組みづくりを進めるとともに介護事業所等における福祉人材の確保、育成に取り組む。<br>(成果)⑥特別養護老人ホームは、9施設100床分の定員増を図った。(目標指標D)<br>⑦新たな介護の担い手として総合事業の推進に必要な生活支援サポートーの確保に向けては、9回の養成研修を通じて新たに103人が認定を受けるとともに、修了者が介護事業への就労につながるようハローワークと連携し面接会等を実施した。(目標指標E)<br>⑧介護人材の確保・定着支援の一つとして、利用者等から複数人対応に係る費用負担の同意を得られなかつた場合に、その費用の補助を行う、「訪問看護師・訪問介護員安全確保事業」を制度化した。<br>⑨新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止やサービス提供の維持・継続に向けて、指定事業所にマスクや消毒液を提供した。<br>⑩訪問型支え合い活動を4団体が実施しており、主に要支援者などに対して地域で軽易な生活援助を行っている。<br>(課題)⑥特別養護老人ホームの待機者数は前年度とほぼ変わらず推移(283人⇒291人)しており、待機者の早期解消を進める必要がある。<br>⑦不安感が先行し介護事業所への就労が低調な養成研修修了者の就労促進に向けて取組を強化する必要がある。<br>⑧⑨感染症が収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保も含め、介護人材の確保・定着支援について取り組んでいく必要がある。<br>⑩要支援者などが利用者の過半数でないといけない、補助を人件費に充てられないなどの制約があり、実施団体が増えにくく傾向にある。<br>⑪高齢者自立支援型食事サービス事業は、市中に配食業者が増加する中、利用者が年々減少していることから、当該事業の効率性確保が課題である。 |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |  |
|---------------------|--|
| 1 認知症対策推進事業         |  |
| 2 地域包括支援センター運営事業    |  |
| 3 軽費老人ホーム運営費補助金     |  |
| 4 生活支援サポート一養成事業     |  |
| 5                   |  |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
| 1 訪問看護師・訪問介護員安全確保事業 |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |
| 平成30年度 主要事業名        |  |
| 1 地域包括支援センター運営事業    |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【認知症に対する取組】<br>①②認知症の人やその家族が安心して生活を継続できるよう、社会全体で認知症の人を支える次の取組を実施する。<br>・集い場の充実<br>認知症カフェへの支援、若年性認知症カフェの立ち上げ<br>・認知症の人やその家族を地域で支える力の強化<br>認知症サポートーーの更なる活躍を目指したステップアップ講座の開催及び認知症疾患医療センターと連携して行う専門職向けの認知症対応力向上研修<br>・安心して社会参加できる取組<br>認知症個人賠償責任保険の導入  |
| 【高齢者支援の相談窓口の強化・多職種の連携】<br>④気付き支援型地域ケア会議で検討した事例について、ケアマネジャーが支援対象者の自宅でアセスメント(身体機能や生活環境等の評価)を行う際に、必要に応じてリハビリテーション専門職が同行し、ケアマネジャーに助言する取組を開始する。<br>また、「介護予防・重度化防止ハンドブック」を活用し、高齢者の行動変容を図るための市民啓発の取組を多職種協働で推進する。<br>⑤「身寄りのいない高齢者支援のための”知恵袋”」を活用し、多職種が連携を深めながら互いに学びあう勉強会を開催する。(医療・介護連携支援センター(あまつなぎ)と包括センターの共催事業)                                     |
| 【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】<br>⑥特別養護老人ホームの待機者の早期解消に向けて、入居ニーズが減少している軽費老人ホームについて、特別養護老人ホームへの転換を進めていく。<br>⑦雇用意向のある事業所による生活支援サポートーーの養成や養成後により実践的な同行支援などを行い、効率的に就労に結びつけることを図る。<br>⑧介護人材不足の課題に対しては、市内事業所に職員体制や雇用状況、早期離職・定着支援の取組と課題などのアンケート調査を実施し、必要な支援について研究を進める。<br>⑨感染症が収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、指定事業者等と連携を密に図り、国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の着実な実施に取り組んでいく。 |

| 主要事業の提案につながる項目  |
|---|
| 【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】  |
| ⑧人材不足の課題に対して、資格取得のための研修支援や介護ロボットの導入支援など、県補助金を活用した介護人材確保・定着支援について検討を進める。<br>⑩一般会計の軽度生活援助事業は、訪問型支え合い活動など介護保険事業での代替手法について検討していく。<br>⑪高齢者自立支援型食事サービス事業の課題解消に向けて、事業の廃止も含めて見直しについて検討を進める。 |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |          |      |   |
|------|----------|------|---|
| 施策名  | 08 障害者支援 | 展開方向 | 01 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局    |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                                     | 方向 | 目標値(R4)     |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|---|----|-------------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|   |    | H25         | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 障害のある人が日常生活を送るために地域の環境が整っていると感じる市民の割合 | ↑  | 44.1        | %   | 29.0 | 37.3 | 32.3 | 39.0 | 34.5 | 35.3  | 38.3 | 86.8%   |
| B グループホームの利用者数                          | ↑  | 391<br>(R2) | 人   | 197  | 217  | 243  | 264  | 279  | 300   | 303  | 77.5%   |
| C 成年後見制度利用支援事業の利用人数                     | ↑  | 53          | 人   | 11   | 15   | 15   | 15   | 36   | 29    | 35   | 66.0%   |
| D                                       |    |             |     |      |      |      |      |      |       |      |         |
| E                                       |    |             |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■日常生活の支援の充実と権利擁護

総合戦略 ④

#### 【適正なサービスの給付等】

(目的)日常生活を営むために必要な障害福祉サービス等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。

(成果)①居宅介護サービス等の利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約92%の実績(令和元年度:1,695人)となっており、障害のある人在宅生活に対して一定のサービスが提供されている。(参考:障害福祉サービス全体の支給決定者数 4,399人)(目標指標A)

②児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約86%の実績(令和元年度:1,366人)となっており、障害のある児童の療育支援に寄与している。(参考:障害児通所支援全体の支給決定者数 1,700人)(目標指標A)

③障害児通所支援の適正給付に向けて、基準最大支給量を従前の「各月27日」から国が示す基準の「各月23日」に合わせるなど、支給決定基準(ガイドライン)の更新を行った。

④発達障害のある児童を適切な療育支援につなげていくため、子どもの育ち支援センター(いくしあ)や委託相談支援事業所との連絡会を開催し、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行った。

⑤依然として利用ニーズが高い障害児通所支援の質の向上を図るため、令和2年1月から指定事業所への実地指導を開始しており、特に事務処理上の指摘事項が多いことが分かった。

⑥第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)で、他の公共施設等への機能移転対象とされた障害福祉サービス事業所(あぜくら分場、あいあい分場)の運営法人と意見交換を行い、機能移転にあたっての課題や法人の意向を伺うなどの共有を図った。

⑦新型コロナウイルス感染症が流行する中、感染拡大の防止やサービス提供の維持・継続に向けて、指定事業所にマスクや消毒液を提供するほか、医療的ケア児の家庭に手指消毒用エタノールを送付した。

(課題)④いくしあから児童発達支援センターなど療育支援機関への支援者の引継ぎにおいて、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達や情報共有が速やかに実施できるよう整理していくなければならない。

⑤事務処理上の不備等が多くなっている障害児通所支援事業所に対して、指導機会等を確保していかなければならない。

⑥対象事業所の機能移転にあたっては、環境の変化による利用者への配慮や移転先地域の理解など様々な課題が伴うため、安定的な事業運営を前提として、運営法人との協議・調整を進めていかなければならない。

⑦感染症が収束するまでの間、サービス利用者等に必要な支援が継続されるよう、指定事業者の支援体制等の維持・確保が求められる。

#### 【グループホーム、地域生活支援拠点等】

(目的)地域で安心して暮らしていくための基盤を整備することにより、障害のある人の地域生活を支援する。

(成果)⑧市内のグループホームの定員数は、第3期障害者計画の目標値に対して約90%の実績(令和元年度:453人)となっており、利用者数は、第5期障害福祉計画の計画値に対して約85%の実績(令和元年度:303人)となっている。(目標指標B)

⑨グループホームの整備促進に向けては、指定事業所のネットワーク会議において、開設や運営にあたっての課題等を共有するほか、「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施し、6ホーム(定員29人)に開設経費の一部を助成した。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の整備補助事業者を募集し、選定委員会で審査・選考を行った。

⑩「地域生活支援拠点」の機能強化に向けては、コーディネーターが新たに生活介護事業所を直接訪問し、聞き取り調査を行うことで運営状況等の把握に取り組んだ。また、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議を4回開催して、防災・感染症対策や人材育成の方策等の情報共有を図るほか、委託相談支援事業所も参画して、計画相談支援事業所との連携等について意見交換を行った。

(課題)⑧⑨市内の利用状況やネットワーク会議における意見等からも、親元からの自立等によって、グループホームの利用ニーズは依然として高く、一層の整備が必要と考えられる。また、「日中サービス支援型グループホーム」は新たな類型のグループホームであり、本市での設置は初めてとなることから、サービスの質の確保や運営状況の評価方法等について整理していくなければならない。

#### 【権利擁護】

(目的)権利擁護のための取組を進めていくことにより、障害のある人の地域生活を支援する。

(成果)⑪成年後見制度について、成年後見等支援センター(南北保健福祉センター)では相談や申し立て支援を実施するほか、指定相談支援事業所の連絡会や家族会等で講義を行うなど、国の制度改正の内容も含め、制度周知のための研修や講師派遣を行った。なお、令和元年度の成年後見制度利用支援事業の利用者数は35人であった。(目標指標C)

⑫障害者虐待防止センター(南北保健福祉センター)で常時の通報受付体制を確保し、虐待事例には複数職員で対応することで、OJTによる人材育成にも取り組んでいる(令和元年度:通報・相談件数31件、うち、虐待認定4件)。また、虐待防止制度や緊急通報先を一層周知するため、障害者虐待に見識のある専門家を講師として招き、相談・就労・生活支援に係る指定事業所を対象に合同研修会を開催した。

(課題)⑪潜在的なニーズはあると思われるため、支援をする人に対しては適切な制度利用に結び付ける必要がある。一方、家族会での研修会の際に、親亡き後の当事者の将来が不安であるとの意見を受け、当事者や家族、支援者が将来の備えとして制度の知識を持ち、将来に面对して安心感を持つようにとの観点から、制度周知や啓発を進めていくことも必要である。

⑫虐待・緊急通報先の認知度は、令和2年2月に実施したアンケート調査結果で31.8%と、障害当事者等においても未だ低い状況にある。また、虐待・緊急通報の増加に伴い、その対応件数も増加しており、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上が求められる。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1                   |                    |
| 2                   |                    |
| 3                   |                    |
| 4                   |                    |
| 5                   |                    |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                    |
| 1                   | 社会福祉施設等施設整備費補助金    |
| 2                   |                    |
| 3                   |                    |
| 4                   |                    |
| 5                   |                    |
| 平成30年度 主要事業名        |                    |
| 1                   | グループホーム等新規開設サポート事業 |
| 2                   |                    |
| 3                   |                    |
| 4                   |                    |
| 5                   |                    |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【適正なサービスの給付等】  
④定期的にいくしと障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携のスキームを確立していく。  
⑤障害児通所支援事業所の適正給付にあたっては、指定基準や支給決定基準の理解が進むよう、指定事業所に対する事前説明会等を開催するなど、効率的かつ効果的な実施手法を確立しながら、サービスの質の向上を図っていく。  
⑥対象事業所の機能移転に向けては、運営法人の意向等も十分に考慮しつつ、運営場所等も含め関係部局等との協議・調整を進め、具体的な方策をまとめしていく。  
⑦感染症が収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、指定事業者等と連携を密に図り、国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の着実な実施に取り組んでいく。

【グループホーム、地域生活支援拠点等】  
⑧⑨グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用するとともに、次期の障害者計画に今後の整備方策等を盛り込んでいくため、改めて利用ニーズや事業所の受入状況等の把握を進めていく。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備や運営の評価等について整理を進めていく。  
⑩「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、既存のネットワーク会議の定期的な開催に加えて、令和2年度は新たに生活介護事業所によるネットワーク会議も立ち上げ、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化につなげていく。

【権利擁護】  
⑪成年後見制度については、引き続き、支援を要する人に対する制度利用を進めていく。また、障害当事者や家族、支援者が将来の備えとして知識を持つよう、家族会や相談支援事業所等に対して丁寧に周知啓発するとともに、連携を密にして、障害当事者の権利擁護につながるよう相談支援に努めていく。  
⑫障害者虐待の防止対策については、障害者虐待防止センターでのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、障害者差別解消法や新たに制定された「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の取組とあわせた啓発を企画していくなど、より効果的な方法を取り入れていく。

**主要事業の提案につながる項目**

・いくしの開設にあたっては、障害のある児童の支援機関と意見交換を行い、情報共有を図ることができた。

・引き続き、具体的な事例をもとに意見交換を行い、支援者間の引継ぎや情報共有の在り方にについてフロー図を作成するなど、連携事例を蓄積し適切な支援や連携強化を進めること。

・新型コロナウイルス感染症の影響下においても必要なサービス等が維持できるよう、事業所の運営状況の把握や相談への対応、衛生用品の調達・配布などサービス等提供体制の確保に向けた取組を推進する。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |          |      |   |
|------|----------|------|---|
| 施策名  | 08 障害者支援 | 展開方向 | 02 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。 |
| 主担当局 | 健康福祉局    |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                          | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値    |        |        |        |        |        |        | 進捗率(R1) |
|------------------------------|----|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|                              |    | H25     | H26 | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2～R4  |        |         |
| A サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率 | ↑  | 100     | %   | —      | 2.0    | 14.1   | 22.3   | 42.1   | 62.2   | 70.8   |         |
| B 委託相談支援事業所における延べ相談回数        | ↑  | —       | 回   | 14,302 | 17,581 | 17,826 | 19,020 | 20,313 | 20,780 | 22,902 | —       |
| C 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数 | ↑  | —       | 人   | 133    | 156    | 213    | 230    | 222    | 223    | 269    | —       |
| D                            |    |         |     |        |        |        |        |        |        |        |         |
| E                            |    |         |     |        |        |        |        |        |        |        |         |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■相談体制の充実とネットワークの構築

総合戦略 ④

#### 【相談支援体制の充実】

(目的)日常生活やサービス等に係る相談に応じ必要な情報等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。  
 (成果)①「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」(以下「利用計画」という。)の作成については、基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)等が中心となり、連絡会や研修会を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組み、令和元年度末の作成達成率は70.8%(6,099人に対して4,318人を作成)に增加了。(目標指標A)  
 ②利用計画の更なる作成促進に向けては、各相談支援事業所の作成数や担当ケースの傾向、相談支援専門員の配置状況等の把握に加えて、計画未作成者の障害種別やサービスの利用状況等を基に現状分析を行い、今後の対応策について検討を進めた。  
 ③支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及に加え、子どもの育ち支援センター(いくしあ)など関係機関からの支援の引継ぎ等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和元年度:22,902回)や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(令和元年度:269人)は、近年高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する連絡会で情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うほか、いくしあとの連絡会も開催して、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行った。(目標指標B・C)  
 (課題)①②利用計画の作成数は着実に増加しているものの、サービス利用者数も依然として増加傾向にあることから、全体の作成達成率は大きく伸びていない。また、利用計画の現状分析の結果をみると、特に知的障害のサービス利用者数が多いにもかかわらず、対応できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足しているため、作成体制の強化が求められる。  
 ③いくしあから児童発達支援センターなど療育支援機関への支援者の引継ぎにおいて、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達や情報共有が速やかに実施できるよう整理していかなければならない。

#### 【ネットワークの構築等】

(目的)地域の支援体制等の協議を行うネットワークの構築等により、障害のある人の地域生活を支援する。  
 (成果)④本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が事務局となり、障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する「自立支援協議会」や、4つの部会等を定期的に開催(令和元年度:計39回)して、社会資源の情報や支援体制に係る課題の共有、連携の強化等を図った。  
 ⑤相談支援、「就労支援」、「地域生活支援」の中核を担う本市の委託機関が中心となり、指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催(令和元年度:計38回)して、情報共有や連携強化を図った。  
 ⑥「自立支援協議会」や指定事業所のネットワーク会議は、その開催頻度が高いため、参加が重複する支援機関や事務局の負担が軽減されるよう協議を進め、一部の会議体において開催回数を整理した。  
 ⑦医療的ケア児への適切な支援に向けては、令和元年9月に保健、医療、障害福祉、教育等の関係者による部会を立ち上げ、今後の進め方について協議したほか、兵庫県の園域コーディネーター等による「阪神園域連絡会」と現状の課題や取組状況、それぞれの役割等について共有を図った。また、本市における医療的ケア児の実態把握を進めていくため、保健所や基幹相談支援センター(南北保健福祉センター)、特別支援学校等が保有するデータを集約して、リスト化を図った。  
 ⑧「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置に向けて、既存の「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」で課題の整理を行い、市内の関係機関、当事者団体と意見交換を行った。  
 (課題)④⑤⑥本市の障害者支援に係る会議体は、令和元年度に「医療的ケア児支援のための協議の場」、令和2年度にも新たに「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」が増えるなど非常に多く、その開催頻度も高くなっているため、引き続き、参加が重複する支援機関や事務局の負担軽減が課題となっている。  
 ⑦医療的ケア児については、近年、総合病院からの退院件数も増えていることから、地域における支援・連携体制の早急な整備が求められている。  
 ⑧既存の推進会議では、相談支援事業所や訪問看護ステーション、保健所など支援機関を中心とした協議を進めてきたが、精神障害の当事者団体も参画する新たな協議の場として開催するにあたっては、それぞれの役割等も考慮し、今後の進め方を整理していかなければならない。

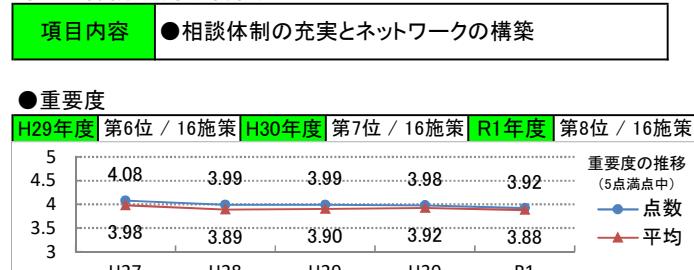
#### 【障害者計画等】

(目的)障害者施策を総合的・計画的に推進することにより、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう支援する。  
 (成果)⑨「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」については、国の基本計画や基本指針案を始め、現行計画の「評価・管理シート」の進捗状況や評価内容等を検証し、次期計画の策定ポイントを整理するほか、障害のある人の生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施した。  
 (課題)⑨次期計画の策定にあたっては、現行計画の評価等による策定ポイント(推進項目など)やアンケート調査による傾向等を踏まえつつ、人権や障害者雇用に係る本市関連計画の取組等も十分考慮しながら、協議を進めていかなければならない。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |              |
|---------------------|--------------|
| 1                   | 障害者(児)相談支援事業 |
| 2                   |              |
| 3                   |              |
| 4                   |              |
| 5                   |              |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |              |
| 1                   |              |
| 2                   |              |
| 3                   |              |
| 4                   |              |
| 5                   |              |
| 平成30年度 主要事業名        |              |
| 1                   |              |
| 2                   |              |
| 3                   |              |
| 4                   |              |
| 5                   |              |

### 4 市民意識調査(市民評価)



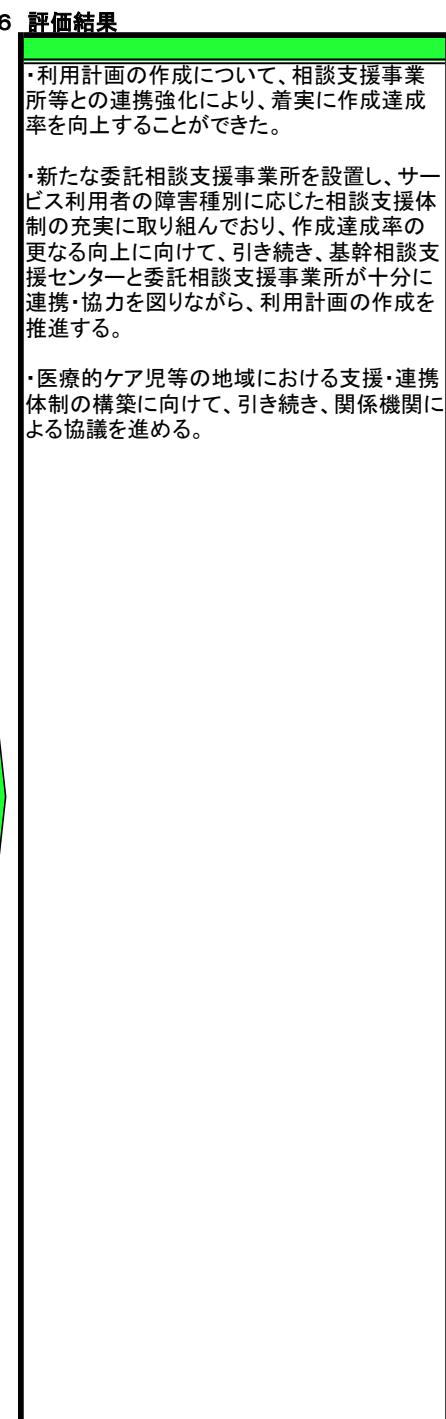
### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【相談支援体制の充実】<br>①②利用計画の作成促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談事業所として確保することで、作成数の増加に取り組む。また、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所(計8か所)と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていくとともに、基幹相談支援センター等が中心となって、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。<br>③今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、定期的にいくしあと障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携のスキームを確立するなど、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。                                  |
| 【ネットワークの構築等】<br>④⑤⑥本市の障害者施策の推進に向けては、引き続き、「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、一部の会議体で開催回数が減少したが、引き続き、負担軽減についても検討を進め、より効果的かつ効率的な運営体制となるよう協議していく。<br>⑦医療的ケア児の適切な支援に向けては、まず、総合病院からの退院連携スキームを確立するため、病院や診療所、訪問看護ステーションとも連携を図りながら、より詳細な実態把握に努めていく。また、地域における支援・連携体制については、基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児支援コーディネーター」を中心とした相談支援機能を設置していくなど、引き続き、部会等において協議を進めていく。<br>⑧「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置・開催に向けては、自立支援協議会と連携を密に図るとともに、当事者団体の意向等も十分に考慮しながら、地域の実態把握や課題の抽出、支援機関の連携等について協議を進めていく。 |
| 【障害者計画等】<br>⑨次期計画の策定に向けては、社会保障審議会(障害者福祉等専門分科会)や、その下に設置するテーマ(重点課題)別の計画策定部会(3部会)において、集中的かつ効率的に審議を進めていく。また、自立支援協議会や手話言語条例施策推進協議会等での協議のほか、相談支援・就労支援・地域生活支援に係る指定事業所のネットワーク会議等においても意見を伺うなどし、幅広い意見を取り入れながら検討を進めていく。   |



- ・利用計画の作成について、相談支援事業所等との連携強化により、着実に作成達成率を向上することができた。
- ・新たな委託相談支援事業所を設置し、サービス利用者の障害種別に応じた相談支援体制の充実に取り組んでおり、作成達成率の更なる向上に向けて、引き続き、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が十分に連携・協力を図りながら、利用計画の作成を推進する。
- ・医療的ケア児等の地域における支援・連携体制の構築に向けて、引き続き、関係機関による協議を進める。

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
|                |



# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |          |      |   |
|------|----------|------|---|
| 施策名  | 08 障害者支援 | 展開方向 | 03 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。 |
| 主担当局 | 健康福祉局    |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                    | 方向 | 目標値<br>(R4) | 実績値 |     |     |     |     |     |    |       | 進捗率<br>(R1) |
|------------------------|----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|-------------|
|                        |    |             | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2～R4 |             |
| A 委託就労支援機関を通じた就労者数     | ↑  | 55 人        | 35  | 30  | 36  | 44  | 35  | 54  | 31 |       | 56.4%       |
| B 障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数 | ↑  | 12 (R2) 件   | 4   | 5   | 6   | 8   | 7   | 8   | 12 |       | 100%        |
| C 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数  | ↑  | 80 人        | 26  | 30  | 43  | 50  | 39  | 62  | 56 |       | 70.0%       |
| D                      |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| E                      |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■日常生活での交流の支援  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | 一 |
| 【交流・活動支援】<br>(目的)地域における交流や活動機会の提供を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。<br>(成果)①地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」は来場者数が年々増加しており、実行委員会のメンバーが「ミーツの学校」や「ミーツ・ザ・福祉サミット」等のプロジェクトを独自に催すなど、新たな交流が生まれた。また、委託事業者から改めて、従前の「提案型事業委託制度」による実施の提案があり、審査会において評価・採択された。<br>②尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)に基づき、老朽化した「身体障害者福祉会館」の「教育・障害福祉センター」への移転を進めていたため、令和元年度は当該会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員との協議や団体会員への説明・意見交換会等を行い、移転についての情報共有を図った。<br>(課題)②移転後も現在の会館機能が維持され、障害のある人にとってより使いやすい施設となるよう、当事者団体への丁寧な説明や関係機関等との協議・調整を進めていかなければならない。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 行政が取り組んでいくこと ■社会参加の促進  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | 一 |
| 【差別解消・コミュニケーション支援】<br>(目的)差別解消や障害特性に応じたコミュニケーションを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。<br>(成果)③差別解消に係る制度周知を図るため、既存の啓発用リーフレットを増刷して全公立中学校に配布するとともに、各中学校に対して、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内を行った。<br>④障害者差別解消支援地域協議会において、新たな啓発用パンフレットの作成や活用方法等の協議に取り組んだ。また、新たに制定された「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の周知パンフレットにも障害者差別解消法の概要等を掲載することで、周知・啓発を図った。<br>⑤意思疎通支援者の養成にあたっては、新たに「失語症者向け支援者」の養成講座を開講するなど受講機会の拡大に取り組んでおり、令和元年度の講座修了者数は全体で56人であった。(目標指標C)<br>⑥手話の普及等に向けては、手話ハンドブック・パンフレットを各種講座やイベント等で配布するほか、「はじめての手話講座」など市民向けの講習会を4講座開催して、計30人の参加があった。<br>⑦障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の策定段階において、当該条例に掲げる定義や施策の策定に係る考え方、位置付け等の整理を行い、その内容を各当事者団体に説明することで、情報共有を図った。<br>(課題)③④障害者差別解消法の認知度は、令和2年2月に実施したアンケート調査結果で14.0%(参考:平成29年7月 11.3%)と、障害当事者等においても未だ低い状況にある。<br>⑥市民等向けの手話講習会の参加者数が増えており、より効果的な周知・広報が求められている。<br>⑦障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、現在策定を進めている「人権文化いきづくまちづくり計画」や次期「尼崎市障害者計画」において、現状の取組や課題、今後の方向性等を示していくことが求められる。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 行政が取り組んでいくこと ■移動支援等  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | 一 |
| (目的)外出に伴う移動等を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。<br>(成果)⑧移動支援事業については、自立支援協議会(ガイドライン検討部会)において、運用見直しによる影響や効果等の検証を進めた。令和元年度は4回開催し、主に65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分(単価)の運用について協議を進め、その結果を受けて、当該対象者に係る報酬区分の判定の見直しを行うこととした。<br>(課題)⑧令和2年度から報酬区分の運用を一部見直すこととしており、対象者の区分変更等について丁寧かつ円滑な対応が求められる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |
| 行政が取り組んでいくこと ■働く場の確保   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | 一 |
| 【就労支援等】<br>(目的)就労や働く場・機会の提供を支援することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進する。<br>(成果)⑨「尼崎市障害者就労・生活支援センターのみのり」を通じた令和元年度の就労者数は31人であった。(目標指標A)<br>⑩「障害者就労チャレンジ事業」については、「しぐとくらしサポートセンター」からもチャレンジャーの受け入れを行うなど、令和元年度は10人の支援にあたった。なお、平成27年度から令和元年度の5か年でチャレンジャー32人を受け入れ、そのうち10人が一般就労に結びついた。<br>⑪障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を開設するほか、共同受注の支援により、発注企業(7社・12件)から15事業所への契約に結び付けた。また、継続的に企業イベントへの出店や府内販売「尼うえるフェア」を開催(令和元年度:計5回)するほか、販売施設を対象に食品表示や衛生管理に関する研修会を開催した。(目標指標B)<br>(課題)⑨⑩⑪障害者雇用促進法の改正により、本市職員の障害者雇用に係る取組や方向性等を示す「障害者活躍推進計画」を令和元年度に作成しており、今後、障害者就労に係る各事業についても、当該計画に掲げる取組との連携等が求められる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |               |
|-------------|---------------|
| 1           | 身体障害者福祉会館移転事業 |
| 2           |               |
| 3           |               |
| 4           |               |
| 5           |               |

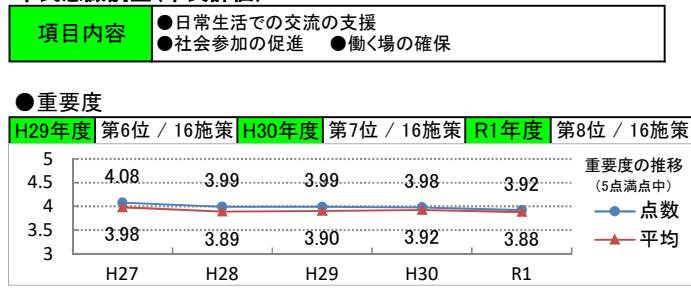
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |          |
|---------------------|----------|
| 1                   | 意思疎通支援事業 |
| 2                   |          |
| 3                   |          |
| 4                   |          |
| 5                   |          |

| 平成30年度 主要事業名 |            |
|--------------|------------|
| 1            | 障害者就労支援事業  |
| 2            | 意思疎通支援事業   |
| 3            | 手話言語普及啓発事業 |
| 4            | 自発的活動支援事業  |
| 5            |            |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和2年度の取組

【交流・活動支援】

①「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、更なる付加価値を生み出していくよう、引き続き、委託事業者や実行委員会、市民等との協働に取り組んでいく。

②会館移転に向けては、当事者団体の意向等も十分に考慮しつつ、移転工事の設計内容等について、関係部局や移転先施設等と協議・調整を進めていく。

【差別解消・コミュニケーション支援】

③④障害者差別解消法や制度の周知・啓発に向けては、継続的に実施している講座や研修会等に新たなパンフレットを活用するほか、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、引き続き、差別事例の共有やその解消に向けた取組、効果的な啓発手法等について協議していく。

⑥手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先を拡大していくとともに、参加者数が伸びていない手話講習会の一層の周知に向けて、本庁舎1階にある「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」やSNSを活用するなど効果的な情報発信に取り組んでいく。

⑦新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けては、人権文化いきづくまちづくりの推進に関する施策(人権施策)としての位置付けや、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上の視点も考慮しながら、次期障害者計画に今後の方針等を盛り込んでいく。

【移動支援等】

⑧報酬区分の運用見直しにあたっては、対象者等に対して、区分の変更申請時に丁寧に説明するとともに、速やかな区分判定を行うなど円滑な運用していく。また、当該事業の基準等を踏まえて、他の外出支援サービス(同行援護、行動援護など)の運用との整理等を進め、適切なサービス提供に取り組んでいく。

【就労支援等】

⑨⑩⑪障害者就労に係る各事業については、より効果的な支援となるよう、引き続き、事業手法等の検証や一層の事業周知、関係機関との連携強化に取り組むとともに、「障害者活躍推進計画」に掲げる目標や取組等も踏まえながら、一体的な支援となるよう、関係部局と連携を図っていく。

主要事業の提案につながる項目

【交流・活動支援】

②身体障害者福祉会館の教育・障害福祉センターへの移転にあたっては、バリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。

6 評価結果

- ・新型コロナウイルス感染症対策として遠隔手話通訳サービスの導入に向け取り組んでいる。今後はこういった感染症対策の経験を踏まえ、災害時対応も含めたコミュニケーション支援の取組を推進する。
- ・身体障害者福祉会館の移転に向けては、移転先の施設が福祉避難所ということも考慮しながら、当事者団体等の意見を踏まえつつ準備を進める。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |   |
|------|---------|------|---|
| 施策名  | 09 生活支援 | 展開方向 | 01 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局   |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                                       | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |       |       |       |       |       | 進捗率(R1) |
|---|----|---------|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|   |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |       |         |
| A 生活困窮者自立相談支援事業による就労・增收率                  | ↑  | 70.0    | %   | —    | —    | 49.3  | 56.0  | 80.1  | 68.2  | 87.0  |         |
| B 自立相談支援窓口に相談した市民の割合                      | ↑  | 0.02    | %   | —    | —    | 0.015 | 0.015 | 0.015 | 0.019 | 0.019 |         |
| C 地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合 | ↑  | 100     | %   | 83.3 | 87.1 | 87.9  | 96.9  | 96.9  | 93.8  | 90.0  |         |
| D DV相談・支援件数                               | ↑  | 764     | 件   | 398  | 526  | 472   | 490   | 634   | 531   | 473   |         |
| E   |    |         |     |      |      |       |       |       |       |       |         |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■幅広い支援に向けた連携  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | —   |
| 【生活困窮者に対する支援】<br>(目的)しごと・くらしサポートセンター尼崎において、生活困窮者からの幅広い相談に応じ、様々な課題に対応した支援計画を策定した上で、就労支援等を実施するほか、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立の促進を図る。<br>(成果)①新規相談、継続相談とも、多様な課題を整理しつつ関係機関と連携して寄り添い型の支援を展開している。<br>・新規相談者数/人口10万人あたり月平均(国目安指標):平成30年度18.6人(0.019%)→令和元年度19.4人(0.019%)(目標指標B)<br>・継続相談年間延べ回数(実人数):平成30年度7,240回(501人)→令和元年度7,573回(659人)<br>・支援終結者数:平成30年度235人、令和元年度260人<br>(②出席者に守秘義務をかけることで、支援対象者の同意を得たずに、速やかに支援機関相互の情報共有と支援策の検討を行う「個別支援会議」を新たに設置し、6回開催した。会議開催により、単独の支援機関では知り得なかった情報が共有でき、多角的な支援策を検討することができた。<br>(③令和元年10月の子どもの育ち支援センター(いくしあ)開設後も南北保健福祉センターに児童CWを毎日2名ずつ配置することで、連携の取れる体制確保に努めている。子どもの絡む事例については、児童CWとの連携により、ケース検討会議の開催や同行訪問の実施などの支援ができた。<br>(課題)①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用・就業等への影響により、生活資金や家賃等の生活課題を抱える人からの相談の増加が著しいため、支援体制の強化が課題である。<br>①新規相談のうち、関係機関からの紹介による相談が減少しており、関係機関への更なる事業周知が必要である。<br>①支援期間が半年以上長期化している人は、自分の意見を伝えられない、時間を守れないなど、就職活動以前に社会生活を送る上での多くの問題を抱える事例が多く、就労の準備段階で支援に時間が掛かっている。また、中にはこうした支援につながりにくいひきこもり状態の人もいるため、日常生活や社会生活の自立に向けた支援や能力の向上を行う必要がある。 |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| 【DV被害者支援】<br>(目的)配偶者暴力相談支援センターの機能を強化し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。<br>(成果)④被害者本人以外に、警察などからの相談ケースにも柔軟に相談支援を行った。相談件数は473件で、緊急一時保護件数は5件である。(目標指標D)<br>⑤令和2年1月に「DVと児童虐待研修」を開催し、関係職員のスキルアップを図った。(参加者47名)<br>⑥配偶者暴力相談支援センター相談員に対して困難事例への対応力強化や資質の向上、バーンアウト防止などのサポートをするため、令和元年10月に心理職のスーパーバイザーを選任した。相談ケースの心理的な動きにも着目した助言につながるなど支援の向上につながった。<br>⑦DVと児童虐待は密接な関係があり、DV相談を受ける中で、どちらも見落とすことのないようにしっかりと意識して対応することが重要であるため、いくしあから南北保健福祉センターに派遣されている児童CWと緊密な連携を図りながら相談対応を実施した。<br>(課題)⑥DV被害者支援は高度な専門性が求められることから、相談員の被害者支援における専門性や相談スキルの維持、向上が課題となっている。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| 【中国残留邦人等に対する支援】<br>(目的)中国残留邦人等に対して、経済支援や、日本語教育・通訳派遣等の生活支援を行い、その生活の自立と安定を図る。<br>(成果)⑧被支援者の入院等により、地域生活支援制度の利用は前年度より減少したものの、支援・相談員を中心に医療・介護機関等と緊密な連携を図り、介護サービス等の一般施策につなげることにより、引き続き安定した生活を送っている。(目標指標C)<br>(課題)⑧今後高齢化の更なる進展により、地域生活支援制度の利用が難しくなる被支援者の増加が見込まれる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| 行政が取り組んでいくこと ■生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援   |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | ②・③ |
| 【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】<br>(目的)相談者の状況に応じて、意欲喚起からマッチングまでの段階的な就労支援を行う。<br>(成果)⑨相談者で就労・增收につながった割合は87.0%(令和元年度)で、目標数値を達成している。(目標指標A)<br>サポートセンターからの無料職業紹介によるマッチング件数は、平成30年度153件から令和元年度155件であり、おおむね昨年度の実績を維持できている。また、中間的就労については、求人開拓の際に働きかけるなどした結果、令和元年度は新たに1つの社会福祉法人を認定した。これまでに合計6か所(企業組合3、社会福祉法人2、株式会社1)の認定を行っており、延べ17人が利用している。<br>(課題)⑨就職活動が困難で支援が長期化している人への支援として、認定就労訓練事業や就労準備支援事業の充実とともに、課題があつても受け入れてくれる理解がある事業者の求人の充実も必要である。また、相談者の希望勤務条件と本人の能力等のギャップや企業側の就労条件と本人の希望が合わないといったミスマッチがある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

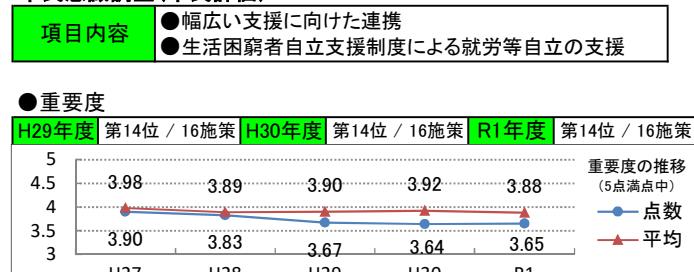
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

**【生活困窮者に対する支援】**  
①生活に困窮する人の支援体制を確保し、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、尼崎市社会福祉協議会等と連携しながら、迅速かつ適切な支援に努める。  
②市民にとって身近な窓口である地域振興センター等に、生活困窮者支援の取組内容を周知することで、一層の連携強化を図り、生活困窮者からの相談機会の充実を図る。  
③支援が長期化している対象者の課題をより丁寧に見立て、社会参加に向けた適切な支援を行うとともに、共通する課題については、地域福祉推進協議会で支援方法の協議を行う。また、ひきこもりについては、ユース相談支援事業の支援方法を情報交換することなど、効果的な支援方法や社会資源を検討する。  
④個別支援会議のさらなる活用により、より一層関係機関との一体的支援を図ることなど、滞留することのない円滑な支援体制の構築を目指す。  
⑤対象者に対する支援を時宜を逃さず行うため、いくしあと日々の細やかな情報共有に努め、必要な場合にはWeb会議の活用など、連携を図りながら相談支援を実施する。

**【DV被害者支援】**  
⑥⑦DV被害者と子ども双方に適切なアプローチが行えるよう、複数機関が関わる事例検討を心理士によるスーパービジョンを得ながら、いくしあと共同で開催するほか、支援における協議・検討を通じて、職員のスキル向上や専門性の向上などを図る。また、関係機関の相互理解と連携強化のため、国・県等への研修参加を促す。

**【中国残留邦人等に対する支援】**  
⑧中国語対応可能な介護事業所の情報提供を行う等、高齢化した被支援者の実情に沿った支援施策につなげ、安定した生活を継続できるよう努める。

**【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】**  
⑨認定就労訓練事業を含め、相談者の特性に理解のある事業所を中心に、相談者のニーズに応じた多様な求人開拓を継続する。また、就労前後のミスマッチを減らすために、事業者側だけでなく、相談者側に自身の能力や特性を理解してもらつた上で、それに応じた希望条件を引き出せるよう、寄り添いを意識した就労マッチングに取り組む。

### 主要事業の提案につながる項目

・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活に困窮する人の新規相談件数が増加する中、これまで以上に関係部局と連携し、迅速に必要な支援を届けることが重要である。

・また、それらの支援を実施するにあたっては、支援対象者の傾向や相談内容を分析・共有することで、今後の早期自立に向けた切れ目のない支援につなげていく。

・DV相談・支援については、引き続き関係機関等と緊密に連携し、個々のケースに寄り添った相談支援を実施する。あわせて、相談員の支援能力の向上に向けた取組も推進していく。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |                            |
|------|---------|------|----------------------------|
| 施策名  | 09 生活支援 | 展開方向 | 02 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局   |      |                            |

## 2 目標指標

| 指標名                                      | 方向 | 目標値<br>(R4)    |        | 実績値            |                |                |                |                |                |                | 進捗率<br>(R1) |
|--|----|----------------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
|  |    | H25            | H26    | H27            | H28            | H29            | H30            | R1             | R2～R4          |                |             |
| A 生活保護受給者就労支援事業による就労開始率<br>※下段( )は就労開始件数 | ↑  | 45.0%<br>(315) | %<br>件 | 33.3%<br>(177) | 39.1%<br>(187) | 43.6%<br>(245) | 35.0%<br>(220) | 32.0%<br>(184) | 35.1%<br>(200) | 42.6%<br>(220) | 94.7%       |
| B 生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数              | ↑  | 700            | 人      | 531            | 478            | 562            | 628            | 575            | 569            | 516            | 73.7%       |
| C 不正受給による費用徴収決定の適用率                      | ↓  | 1.32           | %      | 1.69           | 1.72           | 1.88           | 1.52           | 1.32           | 1.18           | 0.93           | 100%        |
| D 生活保護受給世帯の子どもの高校進学率                     | ↑  | 98.5           | %      | 90.7           | 89.6           | 93.8           | 96.9           | 93.5           | 93.7           | 97.1           | 98.6%       |
| E  |    |                |        |                |                |                |                |                |                |                |             |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■生活保護の適正運営と自立支援  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | ②・③ |
| <b>【適正運営】</b>   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (目的)生活保護受給者への適切な支援と自立助長に向けた助言・指導の機会を増やすため、ケースワーカーの訪問活動を充実させていく。併せて、不正受給の未然防止を図り、市民の信頼を損なう不正受給に対して組織的かつ厳正に対応していく。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (成果)<参考>生活保護世帯数=13,770世帯、生活保護受給者数=17,712人、保護率=3.92%(令和2年4月現在)   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ①訪問活動件数 平成29年度=45,777件(2.57回) 平成30年度=45,339件(2.80回) 令和元年度=47,117件(3.12回)<br>※件数は不在を含む家庭訪問数、( )内は不在を除く一般世帯1世帯あたりの年間平均訪問回数<br>査察指導員とケースワーカーの業務実態を踏まえて、それぞれの職務の好ましい行動パターン(コンピテンシー)を基にマニュアルを作成・周知したこと及び訪問活動に対する進捗管理を強化したことにより、ケースワーカーの1世帯あたりの年間平均訪問回数は増加した。                   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ②新任をはじめ2年目等のケースワーカーを中心必要な知識や技術の習得に向けた計画的な所内研修の実施及び国・県等が主催する研修への参加により、積極的な人材育成に取り組んだ。<br>③未払い債権の徴収については、納付交渉の進んでいないケースをリスト化するなど進捗管理及び納付交渉の強化を図った。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ④不正受給による費用徴収決定件数 平成29年度=242件、平成30年度=212件 令和元年度=165件(目標指標C)<br>「①②」の取組により、訪問時に收入申告義務を周知する機会が増え、不正受給による費用徴収決定件数が大幅に減少したと考えられる。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (課題)①②③年間平均訪問回数は増加しているものの、生活保護受給者の状況に応じた支援の充実を図る上でいま十分と言えず、また、未払い債権の徴収強化を図っていることもあり、その対応等によりケースワーカー業務は増加している。これらに対応するため、引き続きコンピテンシーを活用するなどして効果的な人材育成を行うことに加え、業務の効率化に向け、適正な職員配置や実施体制の検討と併せて生活保護システムの再構築を進めていくことが必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ④不正受給の適用率は令和元年度0.93%と減少しているが、引き続き、不正受給の未然防止に向けて申告義務の周知を図る必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| <b>【自立支援】</b>   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (目的)「ワークサポートあまがさき南・北」などを活用した求職活動支援や、直ちに求職活動を行うには課題のある人を対象とした就労準備支援事業による支援を行うなど、対象者の段階に応じた一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援事業を実施し、就労や経済的自立に向けた支援を行う。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (成果)⑤稼働能力の活用が見込まれるすべての生活保護受給者について、改めて組織的なケース検討を実施し、評価と支援方針の見直しを行った結果、これまで就労支援事業を活用していないケース(主に自主的な求職活動実施者)を就労支援や就労準備支援につなげることができた。中でも就労準備支援事業は、登録者増へつながった(生活保護受給者の登録者【H30→R1年度】78人→97人(うち求職活動への移行者34人→28人、移行者のうち何らかの就労に至った者20人→20人))。また、同事業では、自己・他者評価を導入し、登録者の状態の見える化を図った。 |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑥「しごと・暮らしサポートセンター尼崎(南北福祉相談支援課)」の職業紹介機能の活用により、課題を抱える人も就労の機会を得ることができた。(就労開始件数【H30→R1年度】27件→34件)   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (課題)⑤稼働能力の活用が見込まれる生活保護受給者をもれなく就労支援や就労準備支援へつなげる必要があるため、組織的に定期的なケース検討を行い、求職活動に対する進行管理を継続する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| <b>【世代間連鎖の防止】</b>   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (目的)生活保護世帯や生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生に対して、居場所を確保するとともに、学習への動機付けを含めた補助学習や体験学習などの学習支援を行い、高等学校等の進学につなげ、学歴や能力が原因で生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (成果)<参考>生活保護世帯の中学生と市内中学生の高等学校等への進学率の比較<br>平成29年度=▲5.0ポイント、平成30年度=▲3.9ポイント、令和元年度=▲1.2ポイント(目標指標D)   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑦前年度中に参加意向調査を実施し、ケースワーカーの働き掛けによって生活保護世帯の中学3年生142人のうち29人を教室への参加につなげることができた。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑧教育委員会と参加する子どもの出席状況や教室での様子などの情報共有を図り、学校との調整役を担ってもらった結果、各小・中学校とよりスムーズな連携を進めることができた。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑨子どもの居場所の提供や学習支援などを行うNPO等との連携については、関係部局で構成する生活困窮者学習支援連絡会議を活用して合同研修や情報共有を図っている。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑩学習支援事業に参加した子どもの学力等の変化に対して、当該事業がどのように影響しているのかを、教室への出席状況やあまっ子ステップ・アップ調査等のデータを活用し、「学びと育ち研究所」と連携して検証することとした。   |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (課題)⑦低年齢期から学習を習慣付けることが重要であるが、現在は高等学校等への進学を目指す中学3年生の参加が多く、小学生の待機者を抱える状況にある。そのため、待機者解消に向けた方策に加えて、引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検討が必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

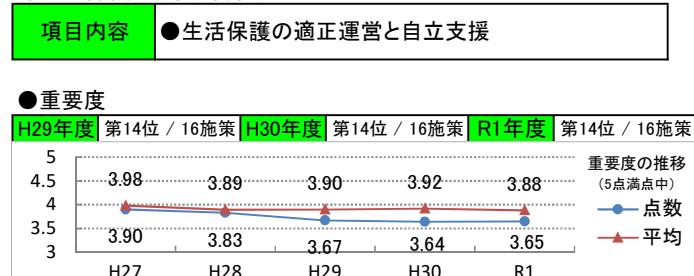
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名  |  |
|---------------|--|
| 1 生活困窮者学習支援事業 |  |
| 2             |  |
| 3             |  |
| 4             |  |
| 5             |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

**【適正運営】**  
①②③生活保護受給者の状況に応じた支援の充実を図るため、進学予定者のいる世帯や稼働能力活用に向けた支援をする世帯などの訪問格付けの見直しにより、さらなる訪問回数の増加に取り組む。また、職員の資質向上に向けた人材育成の取組を継続するとともに、効率的な業務を行なうため、コンサルタントを活用した生活保護システムの業務分析や費用対効果などの検証を実施の上システムの再構築に向けて取り組んでいく。  
④訪問活動の充実により不正受給の未然防止に向けた適切な収入申告等の周知を行っていく。

**【自立支援】**  
⑤就労支援及び就労準備支援により多くつなげられるよう、組織的なケース検討を継続する。その上で、就労支援の対象者については、定期的な評価と進捗確認を中心とした管理の徹底を図り、自主的な求職活動実施者についても進行管理表に基づいた進捗確認を徹底する。また、就労準備支援事業においては、新たに職業体験等相談員を南北保健福祉センターそれぞれに1名配置し、委託事業者との連携をさらに強化して一人ひとりに寄り添った支援を実施する。

**【世代間連鎖の防止】**  
⑦⑩引き続き、参加意向調査の実施により早期のニーズ把握に努め、参加が必要な世帯への働き掛けを行うとともに、すべての中・高校生には将来を考えるきっかけづくりとして、新たに作成した進学に必要な情報を掲載した冊子「未来へスマ」を活用し、直接面談の上、丁寧に説明していく。また、将来的な事業規模や実施場所について検討することに加えて、学びと育ち研究所と連携し、参加する子どもたちの学力や非認知能力などの変容を検証していく。

**主要事業の提案につながる項目**

**【適正運営】**  
①生活保護システムの再構築にあたっては、情報政策課の推進するクラウド及び共通基盤の稼働時期に合わせて、令和5年度の本格稼働を目指し、コンサルタントの専門的な知見を活用して、本市に最適なパッケージシステム導入に向けた業務分析・検証等を行うとともに、新システム導入による費用対効果の検証や業務改善に伴う執行体制の見直しなどの検討を進める。

**6 評価結果**

・新型コロナウイルス感染拡大による長期休校にともない、要保護児童を対象に、南北保健福祉センターのケースワーカーといくしあの児童ケースワーカーが連携して同行訪問を実施し、子どもの食が確保されているか等の生活状況の確認を行うことで、対象者との関係構築につなげることができた。

・今後もコロナ禍でのこの経験を活かし、対象者に寄り添いながら、関係性を深めていく手法について検討を進める。

・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減や失業などにより、今後、生活保護の相談・申請件数が増加することが予想されることから、引き続き個々のケースに寄り添った相談・支援を実施し、早期自立につなげていく必要がある。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |    |       |      |    |                                 |
|------|----|-------|------|----|---------------------------------|
| 施策名  | 10 | 健康支援  | 展開方向 | 01 | 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。 |
| 主担当局 |    | 健康福祉局 |      |    |                                 |

## 2 目標指標

| 指標名                        | 方向 | 目標値<br>(R4)                        | 実績値 |                |                 |                 |                |                  |                |       | 進捗率<br>(R1) |
|----------------------------|----|------------------------------------|-----|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|----------------|-------|-------------|
|                            |    |                                    | H25 | H26            | H27             | H28             | H29            | H30              | R1             | R2～R4 |             |
| A 健康寿命の延び<br>(平均寿命の延びとの比較) | ↑  | 平均寿命延び<br>H30(男)0.50<br>H30(女)0.46 | 歳   | 男0.67<br>女0.71 | 男0.68<br>女△0.09 | 男△0.41<br>女0.17 | 男0.61<br>女0.36 | 男△0.29<br>女△0.02 | 男0.44<br>女0.44 | —     | —           |
| B 健康寿命                     | ↑  | 男80.1<br>女83.8                     | 歳   | 男77.4<br>女82.6 | 男78.1<br>女82.5  | 男77.7<br>女82.7  | 男78.3<br>女83.0 | 男78.0<br>女83.0   | 男78.4<br>女83.5 | —     | —           |
| C 健診における生活習慣病の有所見率(尼っこ)    | ↓  | 41.5                               | %   | 45.8           | 52.2            | 53.5            | 63.0           | 54.5             | 57.2           | 50.6  | 82.0%       |
| D 未来いまカラダ協議会協賛企業数          | ↑  | 65                                 | 社   | —              | —               | 23              | 33             | 35               | 35             | 32    | 49.2%       |
| E がん検診の受診率<br>(肺がん検診受診率)   | ↑  | 50.0                               | %   | 7.9            | 7.9             | 8.4             | 7.6            | 7.1              | 6.2            | 5.1   | 10.2%       |

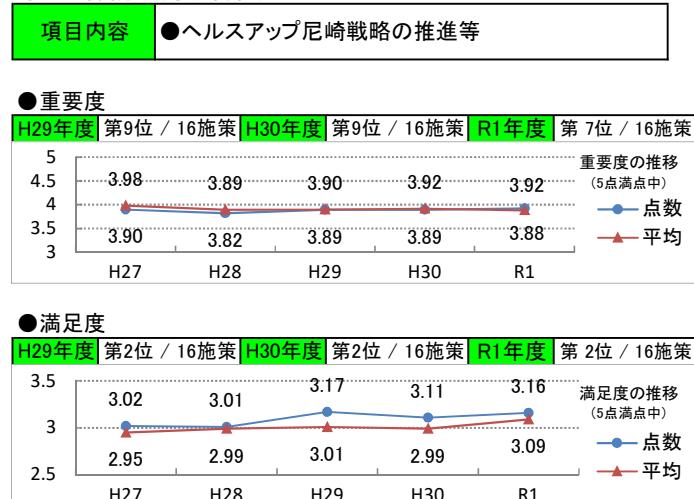
## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------------|
| 行政が取り組んでいくこと ■ヘルスアップ尼崎戦略の推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ①・②・④ |
| 【ヘルスアップ尼崎戦略の推進】<br>(目的)健康寿命の延伸のため、関連する施策を連携することにより、全てのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的に進め、生活習慣病予防の取組を推進し、結果として医療費・介護給付費等の適正化を目指す。<br>(成果)①ヘルスアップ尼崎戦略推進会議及び部会では、PDCAサイクルに基づく成果分析により、類似事業の統合や成果が上がらない事業の再構築の必要性を確認した。また、健康づくり見える化サポート事業では、事業実績・成果を分析できるようデータ収集項目の標準化を行った。(目標指標A・B)<br>②「高齢者の保健事業と介護予防の一體的な実施」に向け、組織横断的な総合調整を図るべく、関係部局で構成する検討会を立ち上げた。<br>(課題)①これまで重点的に事務事業の成果分析を行ってきたため、今後政策目標に対する到達度を検証していく必要がある。<br>②本市高齢者の健康状態を医療・介護双方の視点から効率的に把握するため、国保データベース(KDB)システムを活用するための体制整備が必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| 【尼っこ健診】<br>(目的)11歳、14歳に対して健診や保健指導の実施により、若年時から望ましい生活習慣を獲得し将来の生活習慣病を予防する。<br>(成果)③保健指導実施体制の整備のため、健診実施を夏季に集中させたが、受診率は29.9%(前年比4.2ポイント減少)となり、当日キャンセルが予約者のうち18%あった。学校を主体とした出前健診は小田地区3校で実施した。全体の有所見率は50.6%(前年比6.6%改善)であった。(目標指標C)<br>④令和元年度より学校検診と尼っこ健診データの突合が可能になり、教育委員会と分析結果の共有を行った。<br>(課題)③より多くの希望者に適切に受診してもらえるようキャンセル率を抑える等健診実施方法の工夫が必要である。また、各校での出前健診は、子どもの健康課題や健診の有用性を教員と共にする目的もあるため、同一校で経年的な実施に向けた協議が必要である。<br>④健診結果の改善には関係機関との連携が必須であるほか、保健指導の実施においても、要因等の多角的な検討が必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| 行政が取り組んでいくこと ■団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| 【まちの健康経営の推進】<br>(目的)健康寿命の延伸のため、市、市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、誰もが健康行動を起こすことができる環境づくりを目指す。<br>(成果)⑤未来いまカラダポイント事業において、健康行動による1,000ポイント達成件数は減少した(H30:1,865件→R1:1,556件)。また、事業参加者の増加を狙い、健診ポイントの付与方法を見直し、市民自らが取組結果を確認できる仕組みを導入した。(目標指標D)<br>⑥まちの健康経営推進事業では、事業参加意向のあった事業者の健診データ等の分析を行った。<br>(課題)⑤ポイント事業参加者数は延べ3万人程度であり、今後さらに健康行動をおこす市民を増やし、事業参加者数及び1,000ポイント達成件数を増加させる必要がある。<br>⑥事業開始以来、健康経営に取り組む事業者に対して支援にまで至った実績がなく、抜本的な事業の見直しが必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| 【健康的な生活習慣づくり】<br>(目的)健康の保持・増進のための健康づくり及び早期発見・早期治療につながる定期健診(検診)を推進する。<br>(成果)⑦平成30年度がん検診受診者に行動科学やナッジ等を利用した勧奨ハガキを送付したことにより継続受診者が増加(乳がん検診継続受診者:H30:33.0%→R1:37.0%)し、また令和2年度より国保総合健診受診の際に肺がん検診を受診できるよう調整した。(目標指標E)<br>⑧食育ボランティア等地域と連携した食育・健康づくりの展開や、給食施設に対する指導、ネットワークの支援を継続的に実施することで、活動に取り組む組織・団体の数が増加した(H30:71→R1:103)。<br>⑨12歳児の平均むし歯数が国や県と比べ多い状況について関係部局及び歯科医師会による意見交換会にて課題を共有し、健康教育を実施した(H30:本市1.01本、県0.67本、国0.74本)。<br>⑩保健所内で実施していたリハビリテーション事業は平成30年度末で廃止し、これまでの利用者にはいきいき百歳体操等、個々の状況に応じた既存事業へ案内した。<br>⑪保健所での健(検)診にかかる業務を見直し、健康サポート事業の執務体制を整理した。<br>⑫尼崎市たばこ対策推進条例の周知・啓発を行うとともに、JR塚口駅及び阪神尼崎駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、駅前の街路灯等に掲示を行った。また、健康増進法等の改正に伴い、施設や飲食店等の喫煙環境や屋内禁煙等の主旨を周知した。<br>(課題)⑦がん検診受診率は県下最低水準であることから、各がん毎に課題を抽出し、対策を検討する必要がある。<br>⑧食や健康づくりに無関心な層にもアプローチするため子育て・働き世代を中心に計画的な活動展開、情報発信の継続が必要である。<br>⑨むし歯の状況(本数・要治療者数)を把握し、引き続き意見交換を実施する中で分析を進める必要がある。<br>⑩保健所で実施する健康サポート事業を含めた保健所での健(検)診のあり方について整理する必要がある。<br>⑪健康増進法改正による受動喫煙防止対策として、今後、喫煙環境の維持を認める小規模飲食店等に対する調査、指導、勧告、過料処分等の業務が付加されるため、人員体制等の見直しが必要である。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                 |
|---------------------|-----------------|
| 1                   | たばこ対策推進事業       |
| 2                   |                 |
| 3                   |                 |
| 4                   |                 |
| 5                   |                 |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                 |
| 1                   | リハビリテーション事業の見直し |
| 2                   |                 |
| 3                   |                 |
| 4                   |                 |
| 5                   |                 |
| 平成30年度 主要事業名        |                 |
| 1                   | たばこ対策推進事業       |
| 2                   | 健康づくり見える化サポート事業 |
| 3                   | まちの健康経営推進事業     |
| 4                   | 健康サポート事業の見直し    |
| 5                   |                 |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【ヘルスアップ尼崎戦略の推進】<br>①選定した事業を令和3年度向けにより効果的かつ利用しやすい事業への再構築に取り組むとともに、見える化サポート事業ではフレイル予防の効果的な実施に向け、参加者の健康状態や介護認定状況等の検証を進める。<br>②KDBシステムを活用して健康課題を抽出し、令和3年度中の事業実施に向け、介護予防部会において企画・調整を進める。  |
| 【尼っこ健診】<br>③健診を周知し、予約体制を見直すとともに、出前健診が地域の取組として推進されるよう、結果の共有や地域振興センターとの連携を進める。<br>④有所見率減少に向け、肥満児童・生徒に対し、健診保健指導後のフォローアップの場として、小児肥満対策事業との連携を推進する。  |
| 【まちの健康経営の推進】<br>⑤健康新行動を起こす市民を増加させるため、事業参加者増に向けた見直しを行うとともに周知・PRに努め、SDGs地域ポイント制度への参画について経済環境局と協議を進める。<br>⑥県や協会けんぽが実施する従業員等の健康管理の支援事業の状況を踏まえ、事業実施内容について再検討を行う。  |
| 【健康的な生活習慣づくり】<br>⑦がん検診ごとに、発症しやすい年代に焦点を当てた会場の選定・周知・勧奨を実施するとともに、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の流行により特定健診との同時受診が難しいため、検診バスを活用した健診実施を試行的に実行。<br>⑧次世代を含む全ての人の健やかな生活習慣形成を目指し、関係機関と連携し、身近で入手しやすい食材を使った商品やレシピの普及啓発を強化するとともに、「給食版・アマメシ」の効果的な発信について再検討する。<br>⑨12歳児の平均むし歯数の減少に向け、関係部局と対策を協議する。また、感染予防対策を十分に講じながら各種歯科検診を実施するとともに、ウィズコロナ時における検診のあり方について検討する。<br>⑩健康サポート事業やがん検診のあり方について整理を進め、具体的な方向性を検討する。<br>⑪喫煙は新型コロナウイルスによる重症化リスクを高めると報告されており、主要駅等の巡回指導を実施する他、地域と一体となって、歩きたばこ等を禁止する屋外掲示用プレートの全市的な設置を図るなど、さらなる受動喫煙の防止に取り組む仕組みをつくるとともに、禁煙教育の効果的実施についても検討を行う。また、新たな路上喫煙禁止区域の指定に向け取り組むとともに、健康増進法等改正の主旨・内容の周知に努める。 |

### 6 評価結果

- ・健康寿命の延伸に向けては、国民健康保険加入者のデータ分析に加え、今後は、高齢化のピークを見据え、後期高齢者医療制度の加入者のデータについても分析を進めいくとともに、介護予防事業と医療の関係を分析し、持続可能で効果的な事業の展開にもつなげていく。
- ・尼っこ健診については、教育委員会や地域振興センターと連携する中で、健診率の向上に取り組んでいくとともに、健診結果データの共有・分析を着実に進める。
- ・たばこ対策については、引き続き禁煙支援に取り組むとともに、尼崎市たばこ対策推進条例の周知を徹底し、歩きたばこの禁止など受動喫煙の防止を強化する。

| 主要事業の提案につながる項目  |
|---|
| 【ヘルスアップ尼崎戦略の推進】<br>②ヘルスアップ尼崎戦略推進会議において、高齢者の保健事業と介護予防の一體的な実施について、実施体制の検討を行う。 |
| 【健康的な生活習慣づくり】<br>⑨口腔衛生事業については実施状況を確認しながら効果的な在り方について検討する。                    |

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |         |      |                                   |
|------|---------|------|-----------------------------------|
| 施策名  | 10 健康支援 | 展開方向 | 02 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局   |      |                                   |

### 2 目標指標

| 指標名                      | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値              |                  |                  |                  |                  |                  |                  | 進捗率(R1)             |
|--------------------------|----|---------|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|
|                          |    | H25     | H26 | H27              | H28              | H29              | H30              | R1               | R2～R4            |                  |                     |
| A 結核罹患率(人口10万人対)         | ↓  | 19.3    | 人   | 24.7             | 24.8             | 23.8             | 23.2             | 16.2             | 18.8             | 20.4             | 94.6%               |
| B 予防接種(法定)の接種率(麻しん・風しん)  | ↑  | 95.0    | %   | 1期93.7<br>2期97.4 | 1期95.7<br>2期89.4 | 1期94.3<br>2期89.3 | 1期99.7<br>2期88.9 | 1期94.9<br>2期90.7 | 1期99.1<br>2期91.9 | 1期97.4<br>2期92.9 | 1期 100%<br>2期 97.8% |
|                          |    |         |     |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                     |
| C 自殺による死亡率(5年平均／人口10万人対) | ↓  | 19.6    | 人   | —                | —                | —                | —                | 23.0             | 21.6             | 21.0             | 93.3%               |
| D                        |    |         |     |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                     |
| E                        |    |         |     |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                     |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 行政が取り組んでいくこと ■感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ④ |
| 【結核・感染症対策】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)感染症の発生予防及びまん延防止を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)①令和2年3月11日にWHOがパンデミックを宣言した「新型コロナウイルス感染症(指定感染症)」を含むすべての感染症の発生(結核(潜伏性結核を含む)129件/年、3～5類感染症207件/年)に対し、休日夜間を含め、迅速かつ的確な対応を図ることにより、まん延の防止を図った。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②結核については、服薬支援を通じて患者を確実に治癒に導くとともに、接触者に対する健康診断、治療終了後の管理検診等を着実に行つた。また、65歳以上の高齢者に対して、年に一度の胸部レントゲン検査や有症状時の早期受診について積極的に啓発を行った。結核罹患率はわずかに上昇(H30:18.8人→R1:20.4人)したが、これらの取組により、結核患者の早期発見が進み、新規結核患者に占める喀痰塗抹陽性患者の割合は約10ポイント減少した。(目標指標A) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ③平成30年7月以降、大都市圏を中心に風しん患者が急増したことを受け、令和元年度から令和3年度までの時限措置として、他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低い、「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」を対象に、抗体検査を前置とした風しん第5期定期予防接種を実施した。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ④麻しん・風しん第2期定期予防接種の接種率向上を図るために、これまでの取組に加え、7月初旬に個別勧奨葉書を送付することで接種率は1ポイント上昇(H30:91.9%→R1:92.9%)したが、目標値(95%)を僅かに下回り、目標を達成することができなかった。(目標指標B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑤平成31年度から肝炎ウイルス検診に係る無料クーポンの対象者を「40歳のみ」から「40歳から70歳までの5歳刻み年齢の未受診者」に拡充し、年末時点でのクーポン未利用者に対して勧奨葉書を送付するとともに、市内コミュニティ掲示板でのポスター掲示や駅頭でののぼり設置などを行つことで受診者数は大きく増加(H30:3,045人→R1:5,578人)した。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)①平時より疫学調査等に必要なマスクや個人防護服、消毒用アルコール等の備蓄を計画的に進めるとともに、疫学調査等に係る体制強化を図る必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②新規結核患者の約75%が65歳以上の高齢者であることから、高齢者の結核を早期に発見し、治療につなげていくための取組をさらに進めていく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ③対象世代の男性の風しん抗体保有率を90%以上に引き上げるため、抗体検査の受検者を増やすための取組を進めていく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ④新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、麻しん・風しん第2期定期接種の接種率が1ポイント上昇していることから、引き続き、個別通知を発送するなど接種率の向上に向けた取組を進めていく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【病原体検査】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的)感染症部門からの依頼検査を迅速・正確に実施し、感染症の感染拡大防止に寄与する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)⑥感染症部門と連携し、新型コロナウイルス感染症検査体制を迅速に整備した。また、研修や精度管理を通じて技術の向上に努めたことで、様々な感染症病原体検査に対応できた。(新型コロナウイルス感染症疑い検査266人289検体、麻しん・風しん疑い検査22人69検体、薬剤耐性菌検査23検体)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)⑥増加している新興・再興感染症や輸入感染症等に迅速に対応するため、検査体制の強化が必要である。また実施可能な検査件数が限られているため、拡充のための検討が必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 行政が取り組んでいくこと ■健康回復や療養のための支援等   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【健康回復や療養のための支援】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ④ |
| (目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころとからだの健康回復や療養のための支援を行う。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果)⑦長期入院者へ対して地域移行支援に取り組んだほか、第5期尼崎市障害福祉計画に基づいた保健・医療・福祉関係者と精神障害者当事者及びその家族による協議の場を設けるにあたり、関係者と意見交換を行つた。また、引き続き措置入院が必要な者に対して退院後も継続的な支援を受けられるよう退院後支援計画を作成し、継続支援チームによる支援を実施した。(R1:支援対象者1名)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑧教育委員会等と連携し、子ども・思春期を含む若年層に対する援助希求能力の向上を図るとともに、周囲の人達が兆候を見逃さないよう、教職員・保護者に対してゲートキーパー研修を実施した。また、自殺関連行動事案に対する支援や関係機関の相互理解のための協議を行えるようになった。(目標指標C)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑨アスペルト対策としては、新たな健康管理体制の構築に向け、大阪府、兵庫県等と連携を図り、7月には21自治体による環境省へ共同要望を行うとともに、11月には健康管理制度の構築と救済制度のさらなる充実について、単独で環境省等へ要望を行つた。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑩アスペルト問題に係る啓発及び次世代への伝承の取組としては、引き続き新規採用職員への研修を行うとともに、大阪大学が行つている疫学調査の中間報告や中皮腫治療の現状などについて市民を対象としたアスペルトセミナー(令和2年1月26日)を開催した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題)⑦保健・医療・福祉関係者と精神障害者当事者及びその家族のそれぞれの現状や課題を共有する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑧依然、若年層の自殺が一定数あり、引き続き若い世代への啓発と関係機関相互の理解や役割分担整理のための協議を継続する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑨⑩アスペルト対策については、試行調査事業に変わる令和2年度から開始の読影調査事業の情報把握に努めるとともに、疫学調査の結果について市民に分かりやすく情報提供する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

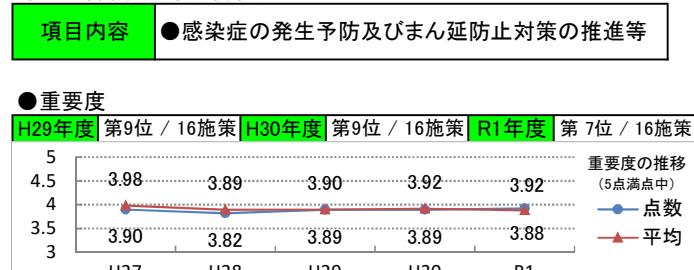
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1 精神保健事業     |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 令和2年度の取組

#### 【結核・感染症対策】

- ①世界的な感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、関係部局と連携を図りながら、疫学調査に基づく必要な措置を迅速かつ着実に実施するとともに、マスクや個人防護服、消毒用アルコール等の備蓄を計画的に進めます。
- ②高齢者の結核を早期に発見するため、定期健診や有症状時の早期受診について広く啓発を行う。さらに、高齢者の新規結核患者の約1割を占める生活保護受給者の結核を早期に発見するため、65歳以上の生活保護受給者に対して胸部検診の受診券を送付するなどの取組を行います。
- ③令和2年度の対象者（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性）に対して、前年度末にクーポン券を送付することで、特定健診や職場検診における受検機会の確保を図ります。
- ④定期接種の接種勧奨に努めるとともに、令和2年10月から定期接種に追加される「ロタウイルスワクチン」の円滑な導入に向け、尼崎市医師会とも連携を図りながら準備を進めます。
- ⑤肝炎ウイルス検診の受診促進を図るため、引き続き、「40歳から70歳までの5歳刻み年齢の未受診者」に無料クーポンを送付します。

#### 【病原体検査】

- ⑥感染症部門と連携し、高度な手法を用いる病原体検査項目の増加を図ります。また、検査数の増加及び新興・再興感染症や輸入感染症等に迅速に対応できるよう人に材育成計画を作成し、技術の向上及び伝承に努めます。

#### 【健康回復や療養のための支援等】

- ⑦引き続き長期入院者の退院促進について取り組むとともに、保健・医療・福祉関係者と精神障害者当事者及びその家族による協議の場を設け、現状の把握や課題の共有を図ります。
- ⑧引き続き、教育委員会等と連携し、思春期の自殺予防対策として援助希求能力の向上を図るとともに、教職員や保護者、支援者に対してゲートキーパー研修を実施する。また、関係機関との継続した協議の場でそれぞれの役割分担を確認し、実際のケースに対応していく。
- ⑨⑩アスペスト対策については、読影調査事業の実施に加え、疫学調査の結果について市民に分かりやすく情報提供する場を設ける。

### 6 評価結果

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止については、本市が従来より設置している衛生研究所において、主体的にPCR検査を実施するとともに、尼崎市医師会と連携し、帰国者・接触者外来を設置するなど、迅速に感染拡大防止の体制を構築できました。
- ・今後も、新型コロナウイルス感染拡大に対応する取組として、さらなる検査体制の充実を図るとともに、新しい生活様式を見据えた感染予防に係る普及・啓発を推進します。
- ・自殺予防対策については、教育委員会などの関係部局と連携し、引き続き若年層に対する援助希求能力の向上を図るとともに、個々のケースに対し、それぞれの役割分担を明確化する中で、多角的な支援に取り組んでいく。

### 主要事業の提案につながる項目

#### 【そ族昆虫駆除事業の見直し】

- ⑨生活環境の向上やネズミを媒介とした感染症の発生状況を踏まえ、ネズミ駆除薬剤の配布について見直しを行う。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |                                       |
|------|---------|------|---------------------------------------|
| 施策名  | 10 健康支援 | 展開方向 | 03 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。 |
| 主担当局 | 健康福祉局   |      |                                       |

## 2 目標指標

| 指標名                               | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |     |       |     | 進捗率(R1) |
|-----------------------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|-----|-------|-----|---------|
|                                   |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1  | R2～R4 |     |         |
| A 食品衛生監視実施率                       | →  | 100     | %   | 62.3 | 75.9 | 84.7 | 73.9 | 100 | 100   | 100 | 100%    |
| B 休日・夜間の入院加療を要する重病患者に対する当番病院の応需体制 | →  | 100     | %   | 100  | 100  | 100  | 100  | 100 | 100   | 100 | 100%    |
| C                                 |    |         |     |      |      |      |      |     |       |     |         |
| D                                 |    |         |     |      |      |      |      |     |       |     |         |
| E                                 |    |         |     |      |      |      |      |     |       |     |         |

## 5 担当局評価

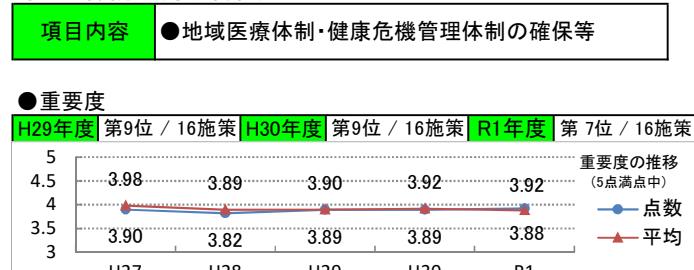
### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|   |      |         |
|---|------|---------|
| 行政が取り組んでいくこと ■地域医療体制・健康危機管理体制の確保  | 総合戦略 | (1)・(4) |
| 【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】  |      |         |
| (目的) 安定的かつ安全・安心な一次救急医療体制を確保する。  |      |         |
| (成果) ①早期の建替えを目指し、候補地、施設規模、建設手法等の方向性について府内及び関係団体と協議を重ねた。   |      |         |
| (課題) ①施設の老朽化や狭隘化、感染症対策などの必要性から建替えが急がれるため、早急に府内において建設手法の決定を行うとともに、関係団体と施設内容や運営手法について協議する必要がある。   |      |         |
| 【尼崎口腔衛生センター事業の充実】   |      |         |
| (目的) 障害者(児)・休日急病歯科診療をはじめとした尼崎口腔衛生センター事業の安定的な運営と歯科口腔保健の充実を目指す。   |      |         |
| (成果) ②令和2年4月に公益財団法人尼崎口腔衛生センターは尼崎市歯科医師会と組織統合し、同会が新たな運営者となった。   |      |         |
| (課題) ②障害者(児)歯科診療に従事する人材の育成・確保やフレイル予防のための食支援は喫緊の課題であり、既存事業のあり方も踏まえ、今後、尼崎市歯科医師会と協議していく必要がある。  |      |         |
| 【災害救急医療体制の整備】   |      |         |
| (目的) 災害発生時に関係機関が迅速に行動できる災害救急医療体制を確保する。  |      |         |
| (成果) ③災害時における関係機関との連絡体制を改めて確認するとともに、在宅人工呼吸器使用患者への対応策と課題を共有した。また、3師会と医療機関情報の被災状況伝達訓練を行い、更なる連携体制の構築強化に努めた。  |      |         |
| (課題) ③国においてDHEATやDPATなど災害時の保健医療活動を支える制度が構築されていることから、令和2年3月に県の保健医療マニュアルが改正された。それに伴い、本市の災害時救急医療マニュアルについても改正する必要がある。                                       |      |         |
| 【産婦人科救急(1次)への対応・2次救急医療】   |      |         |
| (目的) 休日夜間における産婦人科救急(1次)及び重症患者に対する医療体制を確保する。   |      |         |
| (成果) ④産婦人科当番医制及び2次救急医療は、365日の医療体制を構築し、応需体制を整備している。(目標指標B)   |      |         |
| (課題) ④分娩取扱施設の減少に伴い、産婦人科当番医の担い手不足の現状があることから、当番医制の維持について、医療機関へ更なる協力を求めていく必要がある。   |      |         |
| 行政が取り組んでいくこと ■食品・環境などの衛生面の体制確保  | 総合戦略 | (4)     |
| 【生活衛生】  |      |         |
| (目的) 食品衛生面では飲食に起因する危害を未然に防止し、環境衛生面では旅館営業の更なる健全化を図る。   |      |         |
| (成果) ⑤近年の食中毒の傾向を踏まえた監視指導を行い、大規模かつ重大な被害を伴う食中毒の発生を防止した。また、小規模飲食店を中心にHACCPに沿った衛生管理の導入講習会を行い、142施設が準備を整えた。(目標指標A)   |      |         |
| ⑥全宿泊施設への立入指導を行い、観光客やビジネス客向けの宿泊施設については、宿泊者名簿の正確な記載及び旅券の写しの保存が徹底された。また、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、再度文書通知を行い、テロ等の不法行為や感染症拡大の未然防止の一助とした。                            |      |         |
| (課題) ⑤施設数の多い小規模飲食店、HACCP導入に時間を要する施設及び菓子製造業など講習会未実施の施設を対象として優先的に衛生管理計画の作成を指導する必要がある。   |      |         |
| ⑥国際的な大規模イベントが開催される際は観光客の宿泊増加が見込まれることから、テロ等の不法行為への抑止と感染症拡大の未然防止を図るために、小規模宿泊施設の営業者に対しても、宿泊者名簿への正確な記載及び旅券写しの保存について指導する必要がある。                               |      |         |
| 【弥生ヶ丘斎場・墓園】   |      |         |
| (目的) 今後の死亡者数の増加による火葬需要への対応、墓地区画の整備により、生活衛生面での安全・安心を図る。  |      |         |
| (成果) ⑦斎場の冬季友引開場で火葬混雑の緩和を図ったほか、運営体制についても、指定管理者と効率的な運営に向け協議を行った。  |      |         |
| (課題) ⑦今後の火葬需要に応じて、友引日の開場など、斎場の効率的な運営体制や指定管理のあり方への検討を進めるとともに、施設の長寿命化に向けた火葬炉等の整備計画が必要である。また、墓地需要への対応として、利用者資格の適正化を目的とした無縁墓地調査など、墓地区画の提供へつながる取組を継続する必要がある。 |      |         |
| 【動物愛護】  |      |         |
| (目的) 動物愛護に関する取組の推進に努める。   |      |         |
| (成果) ⑧不妊手術費用助成等でボランティアの活動を支援し、可能な限りの譲渡を推進した結果、動物の致死処分数が減少した。多頭飼育者による動物の不適正飼養を未然に防止する取組としては、福祉関係部署との連携強化を図り、令和2年度に向け、不妊手術費用助成を雌のみから雄も対象とするなど予算を拡充した。     |      |         |
| (課題) ⑧引き続き動物の致死処分数の減少と譲渡促進を図る必要がある。多頭飼育問題については、福祉関係部署との連携強化を進め、多頭飼育者による動物の不適正飼養への早期対応と未然防止に向けた取組を推進する必要がある。   |      |         |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1                   | 尼崎口腔衛生センターの組織統合に伴う見直し |
| 2                   |                       |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                       |
| 1                   |                       |
| 2                   |                       |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |
| 平成30年度 主要事業名        |                       |
| 1                   |                       |
| 2                   |                       |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |

### 4 市民意識調査(市民評価)



**令和2年度の取組**

【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】  
①早期の建替えに向けて、府内において複合施設の建設可能性を含め引き続き建設手法について検討を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応等を検証する中で、関係団体と施設内容や運営手法について協議を進める。

【尼崎口腔衛生センター事業の充実】  
②事業の安定的な運営と高齢化の進展に合わせたニーズに対応していくため、尼崎市歯科医師会と協議する。

【災害救急医療体制の確保】  
③県の保健医療マニュアルとの整合を図るとともに、災害時の初動の具体的な動きについて市のマニュアルの改正作業を進める。

【産婦人科救急(1次)への対応・2次救急医療】  
④産婦人科当番医制の維持を図るため、医療機関と協議を行っていく。

【生活衛生】  
⑤支援の優先度が高い施設を対象に業種の特性に応じて立入指導や講習会の開催を通じて衛生管理計画の作成を支援する。  
⑥旅館全施設への立入検査で営業者への健全な運営に対する意識付けと前年度周知・指導事項のフォローアップを行い、宿泊施設の安全確保の体制を構築する。

【弥生ヶ丘斎場・墓園】  
⑦斎場の効率的な運営体制や指定管理のあり方への検討を進めるとともに、施設の長寿命化に向けた火葬炉等の整備計画を策定し、改修工事を実施する。また、弥生ヶ丘墓園で72区画の墓地募集を実施する。

【動物愛護】  
⑧多頭飼育者による不適正飼養の未然防止に向け、早期対応に努め、地域団体への普及啓発を図るとともに動物愛護センター改修の整備方針を固める。

### 6 評価結果

・新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大に対応するため、全国のクラスター発生事例を踏まえ、市内の施設などが新しい生活様式を実践できるよう、感染防止に向けた取組を支援する。

・動物愛護センターについては、動物愛護管理推進協議会で協議する中で、より良い施設のあり方について検討するとともに、多くの寄付を頂いている動物愛護基金や国庫補助金を効果的に活用しながら、改修に向けた取組を進める。

**主要事業の提案につながる項目**

【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】  
①府内及び関係団体との協議を踏まえ、早期の建替えを目指す。

【尼崎口腔衛生センター事業の充実】  
②障害者(児)歯科診療の継続、フレイル予防のための高齢者歯科診療を担う歯科医師等の人材育成の取組を進める。

【動物愛護センターの改修】  
⑧多頭飼育問題の対策として、動物の収容と譲渡促進を図るため、基金と国庫補助金を活用し、動物を適正に飼養管理できる収容スペースを確保し、譲渡希望者が見学をしやすく、親しみ易い施設に改修できるよう、取組を進める。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |                                |
|------|---------|------|--------------------------------|
| 施策名  | 10 健康支援 | 展開方向 | 04 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。 |
| 主担当局 | 総務局     |      |                                |

## 2 目標指標

| 指 標 名                | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率<br>(R1) |
|----------------------|-----|-------------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|-------------|
|                      |     | H25         | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |             |
| A 特定健診受診率            | ↑   | 60.0        | %   | 37.1 | 39.5 | 40.1 | 38.5 | 38.6 | 32.9  | 31.2 |             |
| B 保健指導実施率            | ↑   | 60.0        | %   | 38.6 | 40.6 | 40.6 | 39.9 | 38.2 | 40.8  | 35.1 |             |
| C 国民健康保険料の収納率(現年)    | ↑   | 93.0        | %   | 87.4 | 88.2 | 90.1 | 91.5 | 92.1 | 93.1  | 94.0 |             |
| D 後期高齢者医療保険料の収納率(現年) | ↑   | 99.4        | %   | 99.1 | 99.2 | 99.3 | 99.3 | 99.4 | 99.5  | 99.6 |             |
| E                    |     |             |     |      |      |      |      |      |       |      |             |

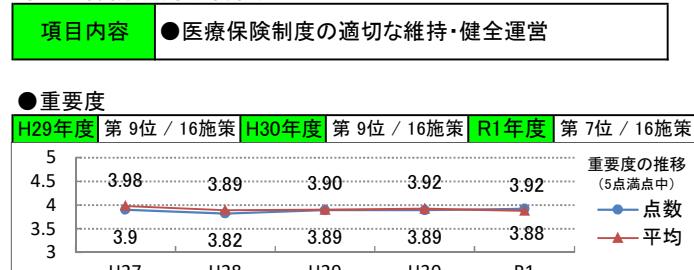
## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■医療保険制度の適切な維持・健全運営   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | ②・④ |
| 【医療費適正化対策】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (目的)健康寿命の延伸に関する取組を中心とした医療費適正化対策を推進することにより、医療保険制度の安定的な運営に資する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (成果)①受診率向上対策として、引き続き、セグメント別の受診勧奨を実施するとともに、セキュリティを強化したWebサイト及びコールセンターによる健診予約を再開した。(目標指標A)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ②健診データの読み取りや病態に関する研修だけでなく、高額レセプト分析により把握した事例検討など、実態から健康課題や事業の成り立ちを振り返り、今後の展望を考えることに重点を置いた研修を実施し、保健指導の向上に取り組んだ。(目標指標B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ③後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発については、毎月1回、変葉通知を実施し、1回あたり約3,700万円の効果があった。普及率は令和元年12月現在、75.8%となっており、80%以上を目指し、引き続き変葉通知を定期的に行う。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ④国民健康保険においては、医療費適正化対策として、レセプト点検、医療費の通知等に積極的に取り組んでおり、また、第三者行為に係る療養費等の支給の適正化についても、兵庫県国民健康保険団体連合会等に事務の一部を委託するなどして促進を図っている。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑤後期高齢者医療制度においては、兵庫県後期高齢者医療広域連合のデータヘルス計画に基づき、被保険者の重症化予防等に努めており、個別健診による後期高齢者歯科健診事業を実施している。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (課題)①特定健診の実施当初からの継続的な受診者層が75歳以上の後期高齢者へ移行していくため、受診率が低下傾向にあり、未受診理由を把握し分析する中で、40歳から74歳までの受診対象者層に対する新たな掘り起こしや、継続受診者の増加対策が必要となる。(目標指標A)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ②健診の大切さを理解してもらい継続的な受診につながるよう、保健指導の質の向上、保健師のスキルアップが必要である。また、地域における活動のあり方や保健師職の人材育成、保健師体制の検討が必要である。(目標指標B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑤後期高齢者の健診受診率は少しずつ上昇しているが、医療費は依然として高い水準にあるため、引き続き、被保険者の健康づくりや疾病対策、重症化予防を図るための取組を行う必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| 【保険料収納率向上対策】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (目的)国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る収納対策を実施することにより、被保険者間の負担の公平を確保するとともに制度の適切な維持及び安定的な運営に取り組む。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (成果)⑥国民健康保険料においては、差押等の滞納処分や業務委託等を活用した滞納保険料の戸別徴収といった徴収強化策と、口座振替の原則化に基づく利用勧奨などの滞納抑制策を継続的に実施することにより、収納率の向上を図ってきたところ、令和元年度においても前年度を上回る収納率を確保することができた。特に滞納保険料の徴収については、より一層の強化を図るために、平成27年度に2名、平成30年度に1名、担当職員を増員して取り組んでおり、平成30年度の主要事業に掲げた預貯金以外の債権への調査拡大に伴い、給与等に対する差押件数が増加した。(目標指標C) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑦後期高齢者医療保険料の収納対策として、口座振替の加入勧奨、電話催告、納付相談、保険料の軽減措置、保険料の減免勧奨、期割額の平準化等に加え、滞納者及び連帯納付義務者に対する財産調査を行い、滞納処分による差押を実施した。(目標指標D)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (課題)⑥国民健康保険料においては、10年連続で収納率が向上しているものの、依然として県下では低位にあることから、県内保険料の統一に向けた取組としても、引き続き、収納率向上に努める必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| ⑦後期高齢者医療の保険料収納率は制度発足以来毎年上昇しているものの、引き続き、収納率向上の取組を進める必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| 【被保険者資格の管理】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (目的)被保険者資格の管理を的確に行い、保険給付や保険料の賦課徴収など、制度の適切な維持・運営に努める。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (成果)⑧国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る電算システムについて、新たにオープン系システムを導入したことにより、的確かつ効率的な事務を行うことができている。また、システム受託事業者の常駐終了に向けて運用業務の引継ぎを行った。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |
| (課題)⑧職員によるシステムの運用業務について、事業者より引継いだ内容を確実に実施するとともに、実践を行う中でより効率的な運用についての検証を行う必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |     |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| 1                   | 国民健康保険料の減免に係る財源の見直し         |
| 2                   |                             |
| 3                   |                             |
| 4                   |                             |
| 5                   |                             |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                             |
| 1                   |                             |
| 2                   |                             |
| 3                   |                             |
| 4                   |                             |
| 5                   |                             |
| 平成30年度 主要事業名        |                             |
| 1                   | 国民健康保険制度改革後の本市独自施策等のあり方について |
| 2                   | 国民健康保険料における収納率向上対策の強化       |
| 3                   |                             |
| 4                   |                             |
| 5                   |                             |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| <b>【医療費適正化対策】</b>  |
| ①特定健診の効果的な実施時期を整理し、周知・広報の手段・方法を見直す中で強化し、更なる受診勧奨を図る。<br>①特定健診の受診率向上を図るために、かかりつけ医での受診などの勧奨を尼崎市医師会との連携により強化するとともに、地域の尼崎市社会福祉協議会や各地域振興センターなどと連携して市民の受診機会の拡大を図る。<br>②かかりつけ医での受診に伴う保健指導のあり方を検討するほか、令和元年度にプロポーザル方式で選定した委託業者と連携して保健指導の実施率の向上を図るとともに、保健指導の質についても充実を図る。<br>⑤後期高齢者歯科健診事業については、尼崎市歯科医師会と調整し健診方式を見直し、平成30年度から指定歯科医院での個別健診を実施しているが、引き続き、健診受診率の向上を図る。 |
| <b>【保険料収納率向上対策】</b>  |
| ⑥国民健康保険においては、滞納抑制に係る取組として口座振替の原則化に基づく利用勧奨を、徴収強化に係る取組として滞納処分の強化を継続的に実施しており、令和2年度においても現在の取組を推進することに加え、他都市の事例を調査・研究するなど、収納率の更なる向上を図る。<br>⑦後期高齢者医療保険料においては、引き続き滞納抑制に係る取組として、口座振替の利用促進を、滞納者に対しては滞納者本人はもちろん、平成30年度から実施している連帯納付義務者に対する滞納処分を強化する。  |
| <b>【被保険者資格の管理】</b>   |
| ⑧システム運用業務については、受託業者の常駐が終了したことに伴い、昨年度に引き続き担当者の経験を蓄積し、マニュアルの充実を図る。<br>⑨令和2年度末にオンライン資格確認等システムが導入され、マイナンバーカードの健康保険証利用が可能となることから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者としての取得促進策を検討する。   |

●保険料収納率については10年間上昇が続いている。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援が必要な被保険者に対しては支援制度を周知するとともに、引き続き、収納率の向上に努める。

一方、特定健診の受診率が低下を続いていることが課題であり、受診率向上のため、今後も引き続き、受診勧奨の強化に取り組むとともに、成果連動型委託など新たな取組を検討していく。

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
|                |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |          |      |  |
|------|----------|------|--|
| 施策名  | 11 消防・防災 | 展開方向 | 01 火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。 |
| 主担当局 | 消防局      |      |  |

## 2 目標指標

| 指標名   | 方向 | 目標値<br>(R4) | 実績値 |                |                |                |                |                |                |                | 進捗率<br>(R1) |       |
|---|----|-------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------|
|   |    |             | H25 | H26            | H27            | H28            | H29            | H30            | R1             | R2～R4          |             |       |
| A 人口10万人当たりの火災死者数<br>(放火自殺者を除く)<br>※下段( )は全国平均値 | ↓  | 全国平均値以下     | 人   | 0.86<br>(1.00) | 1.50<br>(0.99) | 0.65<br>(0.95) | 0.43<br>(0.87) | 0.22<br>(0.90) | 1.51<br>(0.93) | 0.65<br>(0.94) |             | 100%  |
| B 消防団員の充足率<br>※下段( )は全国平均値                      | ↑  | 全国平均値以上     | %   | 92.2<br>(93.2) | 91.8<br>(92.9) | 90.5<br>(92.8) | 90.1<br>(92.5) | 88.2<br>(92.2) | 89.9<br>(91.8) | 89.4<br>(90.4) |             | 98.9% |
| C バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率(目撃のある心原性心肺停止)             | ↑  | 60.0        | %   | 54.5           | 56.5           | 46.4           | 48.3           | 51.5           | 53.2           | 56.8           |             | 94.7% |
| D 高齢者の一般負傷のうち、屋内転倒が占める割合                        | ↓  | 50.0        | %   | 52.6           | 55.0           | 52.7           | 56.1           | 56.6           | 55.1           | 55.2           |             | 90.6% |
| E   |    |             |     |                |                |                |                |                |                |                |             |       |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■消防・救急・救助体制の充実

総合戦略 (5)

#### 【消防団の充実強化】

(目的)地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、震災や水災等の大規模災害に対応できる消防力を確保するもの。

(成果)①地域実情に応じた入団促進活動のほか、消防団応援事業所のPR活動等を展開し、新たに2事業所の加入につながった。

なお、2年一度の役員改選時期は消防団員数が大幅に減少するが、令和元年度は入団促進活動の成果により、5人の減少に留まった。(退団者44人:新規入団者39人)。(目標指標B)

(課題)①依然、本市においても全国的な傾向と同様に、若年層人口の減少、被雇用者の増加等により、入団者の確保が困難となっている。

#### 【予防救急の推進】

(目的)高齢者の家庭等における転倒、転落による負傷が増加しているため、救急搬送につながる事故等を予防する方策を普及啓発とともに、子育て世代のニーズに合わせ、乳幼児の家庭内の事故等を防ぐことにより、市民の安全・安心につなげるもの。

(成果)②関係部局と連携し、老人会等の高齢者団体、子育てサークル等乳幼児の保護者その他救命講習の受講者に対し、予防救急の講話をを行うとともに、市報等を活用し、啓発活動を実施した。また、地域から孤立する高齢者等へ予防救急を普及するには、高齢介護施設職員、ケアマネジャー等との連携が必要であるため、医療・介護連携協議会に参画した。

(課題)②予防救急を受講する団体及び実施数は拡大したものの、指標の数値は横ばいであるため、家庭内での事故等の軽減を図りつつ、救急要請を行う可能性が高い高齢者に対し、さらなる予防救急の普及啓発が必要である。(目標指標D)

#### 【救急体制の充実強化】

(目的)複雑多様化する救急需要に対し、救急隊員の教育訓練体制を充実強化し、救急業務の更なる向上を図るもの。

(成果)③高齢化に伴う救急需要の増加に対応するため、救急繁忙期において臨時救急隊を編成するなど対策を講じつつ、救急隊増隊に向け関係部局と調整し、令和3年度から10隊目の救急隊を北消防署に配置することとした。

(課題)③令和3年度の増隊を確実に実現し、その効果を検証するとともに、高齢化に伴う救急需要のさらなる増加が予想される中、不要不急の救急要請を抑制するため、あらゆる手法を模索して取り組む必要がある。

#### 【市民、事業者による救命活動の推進】

(目的)心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するもの。

(成果)④心肺蘇生法等の応急手当の普及については、市ホームページからのWeb申込を取り入れ、広く受講者を募るとともに、より高度な技術・知識の習得を目的とした上級救命講習や成人・小児に対する普通救命講習を実施した。また、事業所や学校等においては、応急手当を指導する応急手当普及員を養成するとともに、救急事案の初動から救急隊引き継ぎまでの一連の行動を訓練する救急シミュレーション訓練を、市内中学校に加え、新たに小学校に対しても実施した。

(課題)④バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の実施率上昇につなげるため、応急手当普及員のさらなる活用に努める必要がある。(目標指標C)

行政が取り組んでいくこと ■消防施設等の整備・充実

総合戦略 一

#### 【火災による死者数0(ゼロ)】

(目的)災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)を充実させ、引き続き火災による死者数を全国平均値以下(最終目標は死者数0)とするもの。

(成果)⑤令和元年中の火災による死者については、前年より5人減の3人であったことから、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)は0.65人となり、目標値である全国平均値以下となった。(目標指標A)

(課題)⑤直近5か年の本市の平均は、0.69であり、全国平均値0.92を下回っているが、単年度比較では上回る年がある。継続して目標値を達成するために、迅速的確な災害対応を実施し、引き続き消防施設等の整備・充実を図るとともに、隊員のスキルアップと消防活動体制のさらなる充実が必要である。

#### 【消防指令管制システムの維持管理】

(目的)119番通報の受報を端緒として、市民の安全・安心を直接担う消防指令管制システムを24時間365日安定稼動させるもの。

(成果)⑥消防指令管制システムの保守管理業務を行うとともに、新たな消防指令管制システムの更新のため、コンサルタント事業者の支援を受け、プロポーザル方式によるシステム整備事業者を選定し、契約の締結を行い、システム整備業務(2ヵ年整備)を開始した。

(課題)⑥現行の消防指令管制システムの維持管理を継続しつつ、令和3年度運用開始に向け、確実に更新整備事業を進める必要がある。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名               |  |
|---------------------------|--|
| 1 救急隊増隊事業                 |  |
| 2                         |  |
| 3                         |  |
| 4                         |  |
| 5                         |  |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名       |  |
| 1 消防庁舎等整備事業(西消防署大庄出張所建替え) |  |
| 2                         |  |
| 3                         |  |
| 4                         |  |
| 5                         |  |
| 平成30年度 主要事業名              |  |
| 1                         |  |
| 2                         |  |
| 3                         |  |
| 4                         |  |
| 5                         |  |

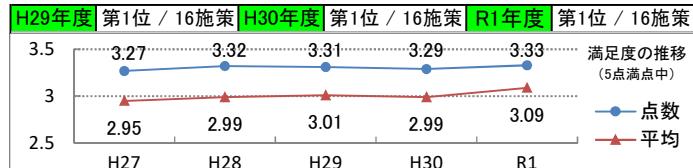
### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●消防・救急・救助体制の充実<br>●消防施設等の整備・充実 |
|------|--------------------------------|
|------|--------------------------------|

#### ●重要度

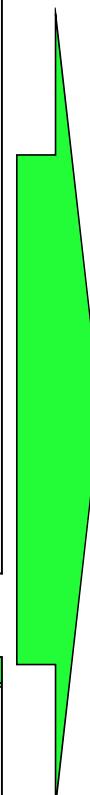


#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| <b>【消防団の充実強化】</b><br>①新型コロナウイルス感染症対策として、消防団員の感染防止に留意し、災害出動体制を維持しながら、行事、研修、訓練及び入団促進活動に取り組む。  |
| <b>【予防救急の推進】</b><br>②医療・介護連携協議会と連携し、高齢介護施設職員、ケアマネジャー等とともに、地域から孤立し、講習等に参加経験が無い高齢者に対し、予防救急の普及啓発を実施する。また、子育て世代に対しては、引き続き救命講習を実施するとともに、さらなる受講対象及び受講者の拡大を図る。 |
| <b>【救急体制の充実強化】</b><br>③新型コロナウイルス感染症対策として、救急隊員等の健康管理や感染防止対策の徹底を行い、さらなる救急業務体制の強化を図る。また、令和3年度の増隊に向けては、人員、車両及び施設の整備を図るとともに、医療・福祉事業者と連携するなど、不要不急な救急要請の抑制を図る。 |
| <b>【市民、事業者による救命活動の推進】</b><br>④心肺蘇生法等の応急手当について、事業所等における応急手当普及員が指導する救命講習の実施を推進し、受講機会の拡大を図る。また、教育委員会等と連携し、引き続き市内全ての小学校の「救急シミュレーション訓練」を実施する。                |
| <b>【火災による死者数0(ゼロ)】</b><br>⑤消防車両・装備・消防水利の適切な整備、現場指揮体制のさらなる充実、消防活動の検証に努めるとともに、訓練・研修を通じて各隊員のスキルアップに取り組む。   |
| <b>【消防指令管制システムの維持管理】</b><br>⑥消防指令管制システムの整備事業者と十分な調整及びプロジェクト管理を実施し、システム更新整備を確実に実施する。   |



| 主要事業の提案につながる項目   |
|--|
| <b>【救急体制の充実強化】</b><br>③緊急性の高い傷病者の元に救急出動するため、関係部局と調整を図り、不要不急の救急要請を抑制する取組に着手する。              |
| <b>【車両維持整備業務の民間委託】</b><br>消防車両の維持整備業務について、令和3年度までに整備工場庁舎の廃止を含め、民間事業者への委託化等の手法について引き続き検討する。 |

|   |
|---|
| ・消防団の人員確保については、地域事情に応じた入団促進活動を推進することにより、全国の消防団員充足率の減少幅以下に抑えることができた。今後も、消防団応援事業所のさらなる増加に向けた取組を実施するなど、引き続き入団促進を図っていく。                 |
| ・予防救急の推進にあたっては、引き続き老人会や子育てサークル、医療・介護連携協議会等と連携し、予防救急の啓発を実施する。とりわけ、高齢者については、地域包括支援センターや地域振興センター等と連携し、予防救急を推進することで、家庭内での事故等の減少につなげていく。 |
| ・高齢化の進行と人口減少の両面を見据える中で、引き続き救急体制の維持とあわせて、消防体制の見直しや署所の統廃合について検討していく。  |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |          |      |  |
|------|----------|------|--|
| 施策名  | 11 消防・防災 | 展開方向 | 02 地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。 |
| 主担当局 | 危機管理安全局  |      |  |

## 2 目標指標

| 指標名                            | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|--------------------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                                |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合    | ↑  | 90.0    | %   | 66.4 | 78.4 | 73.6 | 79.6 | 76.5 | 78.5  | 77.6 | 86.2%   |
| B 情報伝達の取得手段が無い(取得したことが無い)市民の割合 | ↓  | 13.6    | %   | —    | 28.6 | 24.2 | 21.2 | 20.6 | 15.3  | 15.1 | 90.1%   |
| C                              |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |
| D                              |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |
| E                              |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

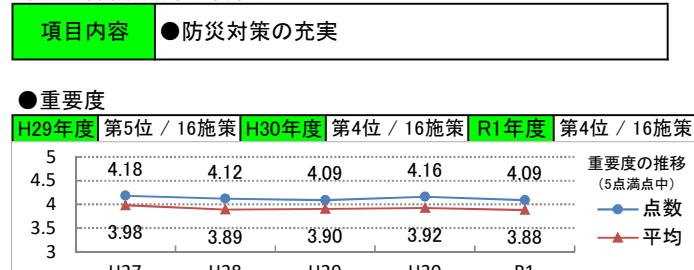
## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと ■防災対策の充実   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ⑤ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【防災情報の確実な伝達に向けた取組】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)災害時に必要不可欠となる「避難情報」や「生活情報」等の防災情報を確実に市民等に伝達するため、多層的な情報伝達手段の整備等に取り組む。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)①市内の75自主防災会と防災情報の伝達について意見交換を行い、メールやFAXを活用するなど、市から自主防災会会长への情報伝達手段を構築し、更にそこから福祉協会会長へ、電話やポスティングといった地域独自の手法で情報を拡散するなど、地域の情報伝達の仕組みづくりに連携して取り組んだ。また、構築した情報伝達手段を活用し、台風接近時や新型コロナウイルス感染症対策に関する情報等を隨時提供し、地域への拡散に努めた。(目標指標A・B) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (②パソコンや携帯電話を持っていない方へ防災情報を伝達するため、上記での情報拡散に加え、各地域振興センターによる広報車での発信や、公共施設への防災情報の掲示といったアナログ的な情報発信を強化した。(目標指標A・B)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (③市からの防災情報を電話で再生し確認できる「災害情報電話サービス」を新たに導入し、情報伝達手段の多層化を図るとともに、複数の手段による情報伝達の作業を同時一斉で可能とする「一斉配信機能」も導入し、情報伝達の遅れや漏れ等の防止を図った。(目標指標B)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (④市からの防災情報をメールで取得できる「尼崎市防災ネット」について、市報や地域の防災訓練、防災講座等で周知啓発に努めた結果、登録者数は25,414人(令和2年3月31日現在)となり、平成30年度と比べ、6,707人増加した。また、動画や地図などを表示でき、音声読み上げ機能も備えたアプリ版についても、令和元年5月より提供を開始し、同様に周知啓発に努め、登録者数が11,729人となった。(目標指標B)               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)①②③地域の情報伝達の仕組みづくりを、自主防災会以外の地域団体にも広げていく必要がある。また、これまで自主防災会と取組を進めてきた情報伝達の仕組みづくりに基づき、引き続き情報の拡散が図られるよう、地域との関係強化に努めていく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (③令和元年度に導入予定としていたVアラートについて、事業者の撤退により導入を見送ったことに伴い、アナログの防災ラジオや戸別受信機に代わる情報伝達手段について再検討を行い導入を進めていく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)津波や洪水等の災害発生時における円滑な避難行動を支援するための取組を推進し、市民等の生命と身体を守る。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑤令和元年度に全戸配布した「尼崎市防災ブック」や「津波・洪水・内水ハザードマップ」を活用し、市政出前講座や地域で行われる訓練・研修会等で、個人や各家庭で水害からの具体的な避難行動のシミュレーションにつながる啓発に取り組んだ。また、兵庫県において想定最大規模の高潮の浸水想定区域図が公表されたことを受けて、本市においても高潮ハザードマップを見直し、作成を行った。                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑤高潮ハザードマップについての周知を図っていくとともに、兵庫県の高潮災害に係る判断・伝達ガイドラインの改訂時期に合わせて、市の判断・伝達ガイドラインの整備について検討する必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【行政の災害対応力の向上】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)災害時における迅速かつ的確な初動対応や自衛隊・各インフラ事業者との連携強化等、行政の災害対応力の向上を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑥平成30年度の災害対応における課題を踏まえ、災害時に市がどのような態勢をとっているのか、市民をはじめ職員にもわかりやすいよう、事態のフェーズに応じた「災害警戒本部」と「災害対策本部」という組織名称に変更した。加えて、職員の勤務権限の明確化、防災配備指令の整理といった、市災害対策本部の機動的な対応に必要な防災配備態勢を見直した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑦南海トラフ巨大地震の想定避難者数に対応した災害備蓄の数量と保管場所の拡大に取り組んでおり、食料は平成30年度の約10万食から11万食に、保管場所は15カ所から17カ所に拡大した。また、避難場所への冷暖房器具、液体ミルク及びWi-Fi環境の提供、物資輸送等の防災協力に関する協定を6事業者と締結した。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑧平成30年度の台風第21号による停電対応を踏まえ、関西電力による市への連絡員の派遣や公共施設等の優先復旧等、停電時の対応における連携体制を強化した。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑨災害情報を効果的に収集するためのTwitter等のSNSを活用した取組について、先進都市の視察を行う等、導入に向けた検討を行った。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑩災害時の公共交通機能の停止等に伴う帰宅困難者対策について、平成30年度に行ったインフラ事業者等との意見交換を踏まえ、課題の抽出を行った。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑪令和2年2月27日に「尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症の帰国者・接触者相談センターの設置や市のイベント・行事の中止(延期)、休業期間中の学校における児童受け入れ等に加え、社会福祉施設等へ消毒液やマスクの提供を行い、感染拡大防止対策に取り組んだ。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑫⑬継続して防災関係機関との連携を強化していくとともに、巨大台風襲来時には、停電等の災害情報が膨大に発生することが想定されるため、市災害対策本部で災害状況を迅速に把握する仕組みづくりが必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑭帰宅困難者対策として、情報提供のあり方や物資提供のあり方について検討する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (⑮新型コロナウイルス感染症と台風等の自然災害との複合被害を防止するため、避難者への感染症等の対策を検討する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

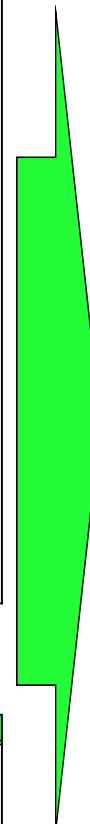
| 令和2年度 主要事業名         |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1                   | 防災対策等事業(災害情報システムの導入)  |
| 2                   |                       |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                       |
| 1                   | 防災情報通信事業              |
| 2                   |                       |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |
| 平成30年度 主要事業名        |                       |
| 1                   | 防災対策等事業(被災者支援システムの導入) |
| 2                   |                       |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| 【防災情報の確実な伝達に向けた取組】  |
| ①自主防災会だけでなく、地区民生児童委員協議会などの地域に密着した団体とも連携を行うことにより、防災情報の取得が困難な高齢者等へ更なる情報伝達を図る。   |
| ②令和元年度に導入した「災害情報電話サービス」について、パソコンや携帯電話を持っていない方にも広く認知し利用されるよう、電話番号等の効果的な広報を図っていく。   |
| ③現在、社会福祉連絡協議会会长や自主防災会、民生児童委員等に配布しているアナログの戸別受信機や防災ラジオについては、令和4年11月に使用期限を迎えるために替わる情報伝達手段について、消防庁のアドバイザー派遣事業の活用を行った上で、導入を進める。                                      |
| 【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】  |
| ⑤令和元年度に見直し、作成した高潮ハザードマップを改めて市内に全戸配布するとともに、地域の防災訓練や防災講座等で活用することで、高潮災害についての理解を深めていく。また、本市の高潮災害に係る避難勧告等に必要な情報を整理し、判断・伝達ガイドラインの整備を進めていく。                            |
| 【行政の災害対応力の向上】   |
| ⑧本市を含め兵庫県、阪神間各市町、防災関係機関と合同で実動形式の防災訓練を実施する。  |
| ⑨Twitterのハッシュタグを活用した災害情報の収集を運用していくとともに、災害情報を一元的に集約・共有する「災害情報システム」を市災害対策本部に導入し全庁的な訓練を実施する。   |
| ⑩帰宅困難者対策として、避難場所等の情報発信や近隣の公共施設等の開放、備蓄品の提供等に向け、関係機関との連携について検討を行う。  |
| ⑪新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する市民や事業者の不安の軽減や解消に向け総合サポートセンターを設置・運営し、そこで把握した市民ニーズ等を踏まえながら今後の支援につなげていく。   |
| ⑫引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する情報や府内の取組等を取りまとめ、「尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部」を適宜運営するとともに、新型コロナウイルス感染症と台風等の自然災害との複合被害を防止するため、避難者への感染症等の対策に取り組むとともに、備蓄品の確保に努め、地域や関係機関と連携した対策を行っていく。 |



| 主要事業の提案につながる項目  |
|---|
| 【防災情報の確実な伝達に向けた取組】                                      |
| ③令和4年11月に使用期限を迎えるアナログの戸別受信機や防災ラジオに替わる情報伝達手段について、導入を進める。 |

|   |
|---|
| ・新型コロナウイルス感染症対策においてICTの活用が注目される中、アナログの戸別受信機や防災ラジオに代わる情報伝達手段については、Vアラートの導入を見送ったことを機に、費用対効果を検証しながら、抜本的に見直す必要がある。                |
| ・自然災害時に迅速な対応を図るためにも、「尼崎市役所(公式)Twitter」に寄せられた災害情報や、道路等の危険箇所通報システム「あまレポ」等の情報を、速やかに一元化する仕組みを構築する。                                |
| ・また、避難所が過密になり、新型コロナウイルスなどの感染症がまん延するといった複合被害を防止するため、避難所対策についてのガイドラインを作成した。今後、防災訓練で活用する中で、体温計の持参など新たな避難時の心得について市民等への周知に取り組んでいく。 |

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |          |      |    |  |
|------|----------|------|----|--|
| 施策名  | 11 消防・防災 | 展開方向 | 03 | 地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。 |
| 主担当局 | 危機管理安全局  |      |    |  |

### 2 目標指標

| 指標名                          | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|------------------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                              |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数 | ↑  | 75      | 会   | —    | —    | —    | 54   | 51   | 52    | 54   | 72.0%   |
| B 立入検査の実施率                   | ↑  | 20.0    | %   | 18.9 | 17.6 | 16.3 | 23.3 | 24.2 | 26.7  | 31.2 | 100%    |
| C 地域が自主的に作る防災マップの作成地域数       | ↑  | 75      | 力所  | 25   | 32   | 39   | 45   | 53   | 61    | 70   | 93.3%   |
| D                            |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |
| E                            |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと   | ■市民・事業者における火災予防等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 (5) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【違反是正の促進】  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)防火対象物の消防法令違反を立入検査等で改善指導することで、災害の未然防止を図るもの。   |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)①不特定多数の者や自力避難が困難な者が出入りする特定防火対象物を重点的に5,901件(31.2%)の立入検査を実施し、目標値を大きく上回った。(目標指標B)   |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②違反処理の実効性向上や効果的な査察を更に推進するため、査察員の増強など予防査察体制を強化する中で、防火対象物・危険物施設18対象に対し20件(警告13件、命令7件、重複含む)の違反処理を実施した結果、11対象物の消防法令違反が是正された。                         |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)②消防法令違反の是正促進を図るために、査察員の査察能力向上による予防査察体制の更なる充実が必要である。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 行政が取り組んでいくこと   | ■地域における防災体制の充実支援 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 (5) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【地域防災力の向上支援】   |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)地域住民が主体となって行う防災訓練や防災研修会等を支援し、「自助」「共助」といった地域の力で災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。   |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)③昨年度に引き続き、防災知識の学習や、災害時におけるまちのリスクや資源の確認、住民相互の情報共有を図るために、地域住民による「防災マップづくり」の支援に取り組んだ結果、防災マップを作成した地域は平成30年度から9地域増の70地域となった。(目標指標A・C)             |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④市内75自主防災会のうち54団体が取り組んだ防災訓練等の活動を支援した。また、様々な地域活動の主体により構成された園田北小学校区まちづくり協議会の防災活動を支援し、「防災マニュアル」の作成に取り組んだ。(目標指標A)                                    |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)③他の地域と比較して区域が広大であることなどにより防災マップが未作成となっている5団体について、早期に防災マップ作りを支援していく必要がある。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④地域における防災意識を高めるため、地域防災の中心的役割を担う自主防災会とその他の地域活動団体とが、まちの災害リスクを共有し、連携できるような環境づくりを行う必要がある。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【要配慮者(災害時要援護者)支援】  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。                                       |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑤防災ブックの改訂に併せて、「自助」「共助」の重要性について市報・市ホームページに掲載したほか、中央北生涯学習プラザにおいて市民活動団体、学生等による防災活動のパネル展示や尼崎市ケアマネジャー協会と共に防災×福祉セミナーの実施等、地域住民や福祉専門職の防災意識の向上に取り組んだ。 |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥地域の集まりや市政出前講座等の機会に啓発を行い(R1:32回)、新たに1つの社会福祉連絡協議会、8つの福祉協会が名簿を受領し、日頃の見守り、声かけ(R1:19団体)や名簿を活用した避難訓練(R1:8団体)などの取組が進められた。                              |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑦若い世代が新たな地域防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほか、学生等が地域や当事者団体、社会福祉施設と協働する防災訓練等の取組を支援した。(R1:県立尼崎小田高校17回、県立尼崎西高校5回、関西大4回、関西国際大学2回)                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑧尼崎市ケアマネジャー協会の災害対策委員会に参画し協力体制などの協議を行うとともに、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)の関係者と情報共有に向けた意見交換を行った。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑨新たに障害者支援施設9施設、特別支援学校1校、ひと咲きタワーを福祉避難所に指定し、充実を図った(R1:36施設)。また、福祉避難所指定10施設において開設運営マニュアルの作成支援を行い、4施設でマニュアルが作成された。また、2施設においてマニュアルに基づく開設運営訓練の支援を行った。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑩「1.17は忘れない」地域防災訓練において、日本医師会災害医療チーム(JMAT)と合同で要配慮者のトリアージ訓練を実施した。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑤⑥⑦地域の防災意識を高め、要配慮者(災害時要援護者)支援に取り組む支援関係者を増やすために、尼崎市社会福祉協議会(市社協)や福祉専門職等の支援関係者と関係部局が連携しながら、市民の共助意識を高めていく必要がある。                                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑧福祉的な配慮が必要となる要配慮者の避難支援にあたっては、災害時に速やかに福祉専門職からの受援(応援の受入)体制を構築する必要がある。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑨引き続き、災害時の福祉避難所の円滑な開設運営に向け、各施設におけるマニュアル作成や訓練等の実施を支援していく必要がある。  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                         |
|-------------|-------------------------|
| 1           | 災害時要援護者支援事業(支援体制づくりの推進) |
| 2           |                         |
| 3           |                         |
| 4           |                         |
| 5           |                         |

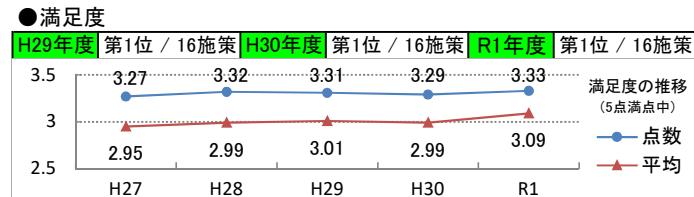
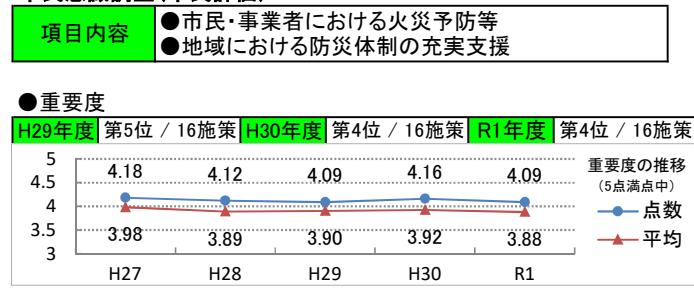
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【違反是正の促進】  
 ①違反対象物公表制度を適正に運用するとともに、重大な消防法令違反に対しては、徹底した違反処理(警告、命令等)を引き続き実施する。  
 ②予防研修計画に基づく効果的な査察員育成により、予防査察体制の充実を図る。

【地域防災力の向上支援】  
 ③引き続き自主防災会における防災マップづくりの活動を支援し、全地域での作成を完了させる。さらに、同マップを地域防災訓練・研修会等において活用し、一層の地域における防災意識の高揚とまちの灾害リスクの共有を図る。  
 ④地域防災力の向上を図るため、自主防災会とその他の地域活動団体とが連携できるような環境づくりを行う。

【要配慮者(災害時要援護者)支援】  
 ⑤⑥⑦引き続き、高校生、大学生の防災教育の支援や市政出前講座等の様々な機会を捉えて「自助」「共助」の重要性の周知啓発を進めるとともに、みんなの尼崎大学の取組と連携した共助意識を高めるための情報発信について検討を行う。  
 ⑧避難行動要支援者や支援関係者等の情報の管理や、地図上で位置情報の可視化が行えるシステムの導入とともに、共助による避難支援の仕組みづくりに向けて市社協や地域振興センターと連携し、個別支援計画の段階的な作成支援に取り組む。  
 ⑨併せて、福祉専門職からの支援体制を整備するとともに、災害時に福祉専門職の支援を受けるためのマニュアルを策定する。  
 ⑩引き続き、福祉避難所の拡充に向けて、様々な施設と協議を行う。また、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に取り組む。

- ・地域防災力の向上に向けて、着実に進んでいる地域の自主的な防災マップづくりを引き続き進めるとともに、地域の特性に応じた効果的な仕組みづくりを進める必要がある。
- ・要配慮者支援においては、本人の身体状況や世帯の状況など、支援対象者の様態が様々であることを踏まえて、それぞれに合ったアプローチ手法を整理する必要がある。
- ・また、避難行動要支援者名簿については、地域の見守り活動の名簿と一緒に運用し、その名簿を活用して地域の見守り活動が実施されるよう推進していく。
- ・これらの平常時の見守り活動を通して避難行動要支援者と支援者がつながることで、災害時や感染症発生時等有事の際にも見守り機能を発揮でき、災害時には避難支援につながる取組へと展開する。
- ・地域での防災訓練の実施にあたっては、災害時の避難所等において発生する人権問題をテーマとした講座を合わせて行うなど、実践に加え学びの場としても活用されるような実施手法を推進する。

**主要事業の提案につながる項目**

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |         |      |   |
|------|---------|------|---|
| 施策名  | 12 生活安全 | 展開方向 | 01 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。 |
| 主担当局 | 危機管理安全局 |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                             | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値   |       |       |       |       |       |              | 進捗率(R1) |
|---------------------------------|----|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|---------|
|                                 |    | H25     | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |              |         |
| A 尼崎市の交通安全・治安等の面で安心感を持っている市民の割合 | ↑  | 80.0    | %   | —     | —     | —     | 53.8  | 56.2  | 60.8  | 59.7         |         |
| B 市内の街頭犯罪認知件数                   | ↓  | 3,643   | 件   | 6,359 | 5,721 | 5,073 | 4,280 | 3,962 | 3,152 | 2,806<br>速報値 |         |
| C 市内のひったくり認知件数                  | ↓  | 0       | 件   | 175   | 150   | 71    | 42    | 59    | 16    | 38<br>速報値    | —       |
| D 市内の自転車盗難認知件数                  | ↓  | 1,661   | 件   | 2,993 | 2,757 | 2,471 | 2,256 | 2,193 | 1,729 | 1,503<br>速報値 |         |
| E 市内の自転車関連事故認知件数                | ↓  | 608     | 件   | 1,043 | 1,009 | 896   | 825   | 840   | 924   | 785          |         |
|                                 |    |         |     |       |       |       |       |       |       |              | 77.5%   |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■防犯力の高い地域コミュニティづくり

総合戦略 (5)

【防犯力の高い地域コミュニティづくり】

(目的)職員による青色防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置運用、地域団体への防犯カメラ設置補助、ウォーキングパトロール隊の運用等を引き続き実施することにより、安全で安心な地域社会の実現を図る。また、本市の街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難被害の対策についても継続して取り組み、本市の街頭犯罪等のさらなる減少につなげる。

(成果)①「防犯カメラ設置中」であることを示すステッカーを、店舗だけでなく、市内小学校・特別支援学校の校門に設置された防犯カメラ付近にも掲示するなど、令和2年3月末時点で協力店舗を含め合計437箇所に掲示している。また、防犯カメラを設置する地域団体等(24団体)に補助を行ったことで、累計155台の防犯カメラが地域によって設置されるなど、地域の防犯力の向上に寄与した。(目標指標A・B)

②ドライブレコーダーを搭載していることを示すステッカーを車両に貼付し、事件・事故等で警察が録画された映像を必要とする際に提供する「ドライブレコーダー見守り協力者」を募集した。(令和2年3月末時点で280枚配布)(目標指標A・B)

③令和元年のひったくり認知件数は38件(速報値)となり、前年と比べ増加したが、昨年に続き低い認知件数で推移しており、職員による土日祝日・昼夜を問わない青色防犯パトロールや可動式防犯カメラの設置運用などの取組効果が出たと考えられる。(目標指標C)

④警報機付きロックを装備したダミー自転車を活用した自転車盗難防止策を、前年度に引き続き地域団体の主導により実施するとともに、市内大型商業施設や駅前民間駐輪場において実施するなど、地域・事業者と連携した取組を進めた結果、令和元年の自転車盗難認知件数は1,729件から1,503件(速報値)となり(約13%減)、平成以降31年間で最少の件数となった。(目標指標D)

⑤暴力団排除活動支援基金を活用し、地域住民による組事務所使用差止仮処分申請(市内2例目)の訴訟費用等を支援した。(目標指標A)

(課題)①～④街頭犯罪防止等事業は、市内の街頭犯罪認知件数を半減させるなど大きな成果を上げてきたが、今後、さらなる成果を上げるためにには、ひったくりや自転車盗難等の防止に加え、その他の犯罪等についても時勢に応じて対応していく必要があり、これまで培ってきたノウハウを活かし、より高度で効果的な対策を検討する。

①～④新型コロナウイルス感染症対策に伴う不要不急の外出自粛や休業の要請が呼びかけられた際、店舗等の休業を狙った空き巣等の犯罪が予想されることから、被害の未然防止に向けて取組を実施する必要がある。

⑤特定抗争指定暴力団の警戒区域に全市域が指定されている中、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら警戒を行っていく必要がある。

行政が取り組んでいくこと ■交通安全対策の推進

総合戦略 (5)

【交通安全対策の推進】

(目的)幼児・児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催し、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。

(成果)⑥自転車関連事故マップ(事故マップ)の情報を基に「竹谷小学校区」を自転車関連事故対策の重点地区に選定し、特に事故の多い交差点で一時停止などを促す手持ち看板を掲げるなど、より効果的な自転車適正利用指導や公用車による音声啓発パトロールの強化を図った。これらの取組を警察等とともに連携して進めた結果、同小学校区での自転車関連事故件数は前年の45件から24件となり(約47%減)、市内全域の自転車関連事故件数も924件から785件まで減少し(約15%減)、平成以降31年間で最少の件数となった。(目標指標A・E)

⑦小学校の自転車教室において、児童の理解を深め交通安全意識を高めることを目的に、事故マップを活用し事故の原因や注意事項を自ら考えてもらうグループワークを実施し、事故多発箇所の現地写真を用いて説明した。(目標指標A・E)

⑧竹谷小学校区(重点地区)の中でも特に事故が多発する交差点に「自転車とまれマーク」を設置したところ、自転車の一時停止又は徐行する割合が8%増加した。(目標指標E)

⑨JR尼崎駅直下にある中川地下道は、同地下道の出入口に警察が交通標識を設置したことにより、原則自転車で乗車したまま通行ができる「歩道」となったことから、一定の解決が図れた。(目標指標A)

⑩自転車の交通ルール・マナー習熟度テストを実施した学校(市内小・中学校61校中53校)に再テストの実施を依頼し、52校(前年比6校増)で実施した。また、最低限守るべき自転車のルールやマナーを記載した自転車ルールブックを作成し、テスト結果と共に配布することで、児童生徒の交通安全意識の定着を図った。(目標指標E)

⑪高齢者の自転車での単独事故が多発していた交差点の凹みや亀裂の舗装を行い、事故の防止を図った。(目標指標A)

⑫未就学児の移動経路や通学路における交通安全対策について、市内の保育所等と危険個所の緊急点検を実施し、安全対策の要望があつた94件のうち27件について対策が完了した。

(課題)⑥竹谷小学校区における集中的な取組により一定の成果が得られたことから、そのノウハウを活かし、別の地域へ展開していく必要がある。また、今後、重点地区に選定した地域において地域住民の方にも市の取組に参加してもらうなどして取組の効果を維持させていく手法を検討する必要がある。

⑪平成28年以降増加傾向だった交通事故による高齢者の傷者数は令和元年に383人(前年比85人減)であった一方で、同年の交通事故による高齢者の死者数は7人(前年比5人増)であったことから、高齢者の事故防止に向けた取組を強化する必要がある。

⑫保育所周辺や小学校区単位など、エリア的な対策に必要な教育関連部署、警察などと連携が課題である。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

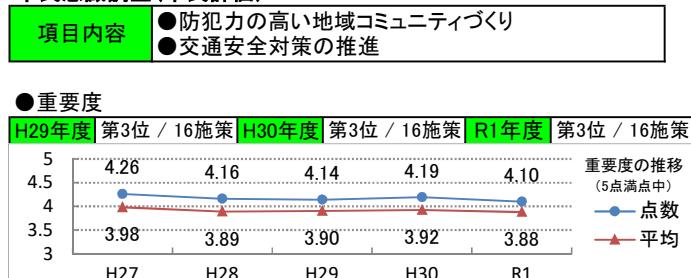
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1 街頭犯罪防止等事業         |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1 交通安全推進事業   |  |
| 2 街頭犯罪防止事業   |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

**【防犯力の高い地域コミュニティづくり】**

①～④ウォーキングパトロール隊やドラレコ見守り協力者など、市民等の協力を得て実施している複数の見守り事業を統合し、包括的に運用することで、事業自体の戦略性・効果性を高める。また、複数ある事業を統合することにより、それぞれの事業をわかりやすくし、複数の事業への市民等の積極的な参加を促し、さらなる防犯力の向上を図る。

①～④街頭犯罪認知件数が3,000件を下回り、街頭犯罪防止等事業の対策が新たな段階に入ったとの認識のもと、これまで培ってきたプロファイリング手法を活用し、さらなる犯罪抑止を図るために、高度で効果的な取組手法の検討を行う。

①～④新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、駅前繁華街を中心に、県の対処方針に基づく不要不急の外出自粛を促す呼びかけを行うとともに、店舗空き巣等への対策として、警察との夜間合同パトロールを適宜実施する。

⑤市内の特定抗争指定暴力団ならびに指定暴力団に関して、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら警戒を行っていくとともに、地域団体等への暴力団排除活動の支援を行っていく。

**【交通安全対策の推進】**

⑥竹谷小学校区に続き、生活道路における自転車対自動車事故が多発している園田小学校区を、新たな重点地区として選定し、これまでの取組で得た知見を活用し、自転車関連事故対策を講じていくとともに、特に効果のあった交差点での一時停止や安全確認を促す手持ち看板による啓発については、住民の方にも参加してもらえるように働きかけを行い、地域に広げることで効果を維持する仕組みづくりを進める。

⑦高齢者向けの交通安全教室については、老人クラブ等にも積極的な参加を呼びかけるなど、高齢者の事故防止に向けた取組を進める。

⑧緊急点検に基づき、教育関連部署、警察などと連携を取り、未就学児の移動経路の安全対策を実施する。

**主要事業の提案につながる項目**

**【防犯力の高い地域コミュニティづくり】**

①～④さらなる犯罪抑止のための、高度で効果的な取組手法の検討結果を踏まえ、本格的な取組を進めていく。

①～④街頭犯罪防止等事業は、街頭犯罪認知件数が3,000件を下回るなど一定成果をあげているが、さらなる安心安全なまちを目指すため、時勢に応じて注力する事業の見直しを行い、創意工夫を凝らした施策に取り組んでいく。

- ・市内の街頭犯罪認知件数や、その半数以上を占める自転車盗難認知件数は、市民・事業者と連携した取組等により、着実に減少している。
- ・これら成果について、さらなる街頭犯罪の防止や、協力者のモチベーション維持、本市のイメージ向上につなげる必要があるため、これまでの取組の効果を他都市との比較を含めて分析し、PRIに取り組む。
- ・自転車関連事故の削減に向けては、危険箇所の整備や重点地区における啓発など、引き続きハードとソフト両面からの対策に取り組む必要がある。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |         |      |      |    |                                      |  |  |  |  |  |  |
|------|---------|------|------|----|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 施策名  | 12      | 生活安全 | 展開方向 | 02 | 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。 |  |  |  |  |  |  |
| 主担当局 | 危機管理安全局 |      |      |    |                                      |  |  |  |  |  |  |

### 2 目標指標

| 指 標 名                                 | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値   |       |       |       |       |       |              | 進捗率<br>(R1) |
|---------------------------------------|-----|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------|
|                                       |     | H25         | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |              |             |
| A 尼崎市で安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合 | ↑   | 60.7        | %   | —     | —     | —     | 40.7  | 38.2  | 41.2  | 38.1         |             |
| B 市内全駅の駅前の放置自転車台数                     | ↓   | 117         | 台   | 3,086 | 2,045 | 1,169 | 570   | 319   | 257   | 158          |             |
| C 市内の自転車盗難認知件数                        | ↓   | 1,661       | 件   | 2,993 | 2,757 | 2,471 | 2,256 | 2,193 | 1,729 | 1,503<br>速報値 |             |
| D 市内の自転車関連事故認知件数                      | ↓   | 608         | 件   | 1,043 | 1,009 | 896   | 825   | 840   | 924   | 785          |             |
| E                                     |     |             |     |       |       |       |       |       |       |              |             |

### 5 担当局評価

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------|--|--|--|
| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| 行政が取り組んでいくこと ■自転車総合政策の推進   |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 (5)・(6) |  |  |  |
| 【自転車総合政策の推進】   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| (目的)自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置付け、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| (成果)①自転車関連事故対策として、同対策重点地区(竹谷小学校区)において、より効果的な自転車適正利用指導などを実施するとともに、自転車とまれマークの設置(竹谷小学校区)、自転車教室におけるグループワーク(小学校)や習熟度テスト(小・中学校)などの各種取組を進めた結果、市内全域の自転車関連事故件数は、対前年比約15%減少した。(目標指標D)            |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ②自転車盗難対策として、前年に引き続き、警報機付きロックを装備したダミー自転車の活用を、地域団体や事業者(市内大型商業施設や駅前駐輪場)と連携して進めた結果、市内全域の自転車盗難認知件数は、対前年比約13%減少した。(目標指標C)  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ③JR塚口、JR猪名寺、阪神武庫川、阪神尼崎センタープール前、阪神大物、阪神杭瀬駅にあるバリケード等をサインキューブへ順次置き換え、4箇年で市内13駅のサインキューブの設置が完了した。(目標指標B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ④商業施設改装に伴う駐輪場不足を防止するため、商業施設及び共同住宅における駐輪場附置義務の条例施行規則を改正し、令和元年5月1日に施行した。(目標指標B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑤令和元年6月と令和2年2月に土曜日の放置自転車撤去を試行的に実施し、平日と比較し大きな差がないことを確認した。また、駐輪場の利用動向を踏まえ、定期利用スペースを一時利用の受入れ場所とし、駐輪場の利用促進に努め、放置自転車の減少に向けて取り組んだ。   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑥市内全駅の駅前の放置自転車台数について、当初目標の285台を達成したため、令和元年度の実績から約30%減となる新たな目標を設定した。(目標指標B)   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑦コミュニケーションサイクルに関しては、利用が増加傾向にあり、本市域における継続実施を見据え、南北移動の利便性の向上に資すること、尼ヶ子リンリンロードなど南部臨海地域の新たな魅力の発見の手段となりうることの2点を実証するため、前年度に引き続き兵庫県と共に実証実験を実施した。(目標指標A)                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑧尼崎市自転車ネットワーク整備方針に基づき、自転車の通行位置を案内する表示(矢羽根)及びピクトグラムの整備を行った。(整備済み延長約17.5km(約21%))。(目標指標A)  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑨まちの魅力創造(健康増進、環境負荷低減、観光振興など)への自転車活用に関する情報や、自転車課題(事故、盗難、放置など)の解決に向けた取組の情報をワンストップで取得できる、尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼ヶ子リンリン」及び同Twitterを活用し、最新情報の発信を行った。また、同サイトに新たなコンテンツを追加し、自転車のまちづくりの周知を図った。(目標指標A) |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑩尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づき「自転車のまちづくり」に協力している「グッと!尼ヶ子リンリンサポーター」の活動を周知するなど、行政以外の取組の扱い手と連携を行った。(目標指標A)   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| (課題)①～⑩「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定)について、放置自転車等の課題解決が進んでいることから、次のステップとして、自転車の活用に向けた内容への改定を行うとともに、自転車活用推進法において市町村版自転車活用推進計画を策定することが努力義務とされているため、同法に基づく国や県の自転車活用推進計画の市町村版として位置付ける必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑪自転車関連事故認知件数は減少したものの、取組の効果を維持していくために、効果があった取組を別の地域へ展開していくとともに、地域住民の方の参加を促す手法を検討する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑫土曜日の撤去の結果、放置自転車が平日と比較し、差がないことが確認できたが、平日を含めた夜間の繁華街の放置自転車については、日中に比べ多い傾向にあるため対策が必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑬実験の実施主体である兵庫県及び本市が提供している公共用地等のポートについては、実験終了後は民間事業者自らが直接設置することが難しく、仮にこれら公共用地等のポートがすべてなくなつた場合、市内のポート数がおよそ半分となり、利用者にとって影響が大きい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑭自転車ネットワーク整備方針における未整備路線については、着実な自転車走行空間整備に向けて警察等の関係機関と協議・調整する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑮ポートサイトのうち、市民等による意見投稿機能の利用が少ないため、情報収集ツールとしてより活用できるよう、認知度を高める運用方法を検討する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| ⑯センターについて、より多くの市民、事業者などに参加してもらえるよう、積極的に活動を広く周知する必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

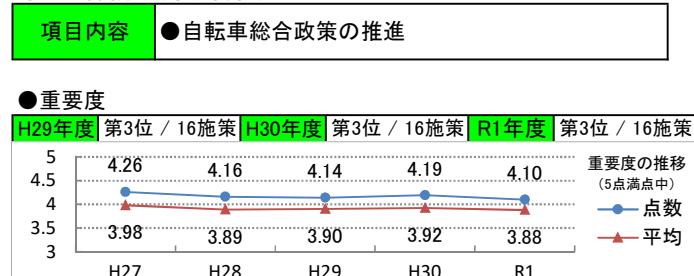
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1 借地駐輪場用地の見直し       |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名    |  |
|-----------------|--|
| 1 自転車のまちづくり推進事業 |  |
| 2               |  |
| 3               |  |
| 4               |  |
| 5               |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【自転車総合政策の推進】

①～⑩引き続き、課題(自転車関連事故等)の解決を推進するとともに、魅力面(地域経済活性化面等への活用)での取組を進めていく。  
 ①～⑩「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」について、放置自転車等の課題解決が進んでいることから、自転車の活用に向けた内容へと改定し、併せて市町村版自転車活用推進計画として位置付ける改定を行う。  
 ①園田小学校区を新たな重点地区として選定し、自転車適正利用指導などこれまでの取組をさらに強化していくとともに、地域住民の方にも参加を働きかけるなど、取組の効果を維持していく仕組み作りを進める。  
 ⑤夜間の繁華街の放置自転車は店舗利用者の一時的な駐輪が多いことが想定されるため、店舗への啓発指導や協力要請を行うことで夜間についても放置できない環境作りを進める。  
 ⑦令和元年度末で終了したコミュニティサイクル実証実験について、結果を検証し、令和3年度以降の行政による支援のあり方等をあらためて検討する。ただし、利用者が増加傾向にあることから、検証を行う令和2年度中は、現在のコミュニティサイクルが可能な限り現状維持できるよう、必要な措置を講じることとする。  
 ⑧昨年度に引き続き、自転車の通行位置を案内する表示(矢羽根)の整備を進める。  
 ⑨ポータルサイトについて、定期的な情報発信を引き続き実施するとともに、市民等が意見や感想を投稿しやすいよう、同Twitterによる誘引を強化するなど、双方向的なサイトにしていく。  
 ⑩引き続きセンターの活動を周知するとともに、新たなセンターの応募に資するような周知を行う。  
 ⑪緊急事態宣言発令に伴う学校の休校措置等により、駐輪場を利用することがなくなった期間を含む定期券について利用期間の振替を実施する。

**主要事業の提案につながる項目**

【自転車総合政策の推進】

⑦コミュニティサイクル実証実験の結果、令和3年度以降も継続していく場合、利便性を維持していくため、公共用地等の活用などの支援を検討する。

【業務執行体制の見直し】

市職員の対応業務のうち、放置自転車撤去業務の撤去すべき放置自転車等の特定と、自転車等保管所業務の返還料の徴収及び収納業務において、令和3年度から外部委託の実施を検討する。

- ・駅前の放置自転車は、駐輪場の空きスペースの有効利用など包括的な対策等により、当初の目標よりも大幅に削減できた。
- ・今後も、夜間の店舗利用者の一時的放置への対策を実施するなど、引き続き放置自転車の減少に向けた取組を進める。
- ・コミュニティサイクルについては、実証実験の検証結果を踏まえつつ、自転車活用による観光や環境へのメリットも含めて、今後の効果的な運用方法について検討する必要がある。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |    |         |      |    |                                       |
|------|----|---------|------|----|---------------------------------------|
| 施策名  | 12 | 生活安全    | 展開方向 | 03 | 消費者被害の未然防止など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。 |
| 主担当局 |    | 危機管理安全局 |      |    |                                       |

### 2 目標指標

| 指 標 名                        | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値   |       |       |       |       |       |           | 進捗率<br>(R1) |
|------------------------------|-----|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------------|
|                              |     | H25         | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |           |             |
| A 尼崎市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合 | ↑   | 90.0        | %   | —     | —     | —     | 82.7  | 80.2  | 86.0  | 86.5      |             |
| B 消費生活相談件数                   | ↓   | 2,768       | 件   | 3,392 | 3,494 | 3,427 | 3,164 | 3,036 | 3,418 | 3,364     |             |
| C 市内の特殊詐欺認知件数                | ↓   | 98          | 件   | —     | —     | —     | 37    | 85    | 121   | 48<br>速報値 |             |
| D                            |     |             |     |       |       |       |       |       |       |           |             |
| E                            |     |             |     |       |       |       |       |       |       |           |             |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと   | ■安心できる消費生活を実現する環境づくり |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【消費生活情報の発信等】   |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)悪質商法やインターネットを介在した詐欺、架空請求など、消費者被害が複雑化するなかにあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済のための消費生活相談を実施するだけでなく、消費生活問題について、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となることで、消費者被害に遭わないよう備える必要があり、そのための支援策についても推進していく。また、高齢者を中心に被害が発生している還付金詐欺などの特殊詐欺についても、関係機関等と連携し、被害の未然防止を図る。   |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)①高齢者の被害が増加傾向にあった還付金詐欺などの特殊詐欺対策として、関係機関と連携し、自動通話録音機の貸出や受話器への啓発手形POPの設置など、各種取組を実施したことなどにより、令和元年の特殊詐欺認知件数は48件(前年比73件減)と大幅に減少した。   |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目標指標C)<br>②県の消費者行政推進事業費補助金を活用して、暮らしのトラブル防止セミナーやエシカルフェスティバル等を実施し、被害の未然防止、人や社会・環境に配慮した倫理的消費の意識醸成を図った。(目標指標A・B)<br>③若年層の消費者被害の防止のため、小・中学生向けの啓発チラシを作成し、児童生徒に配布した。(目標指標A・B)<br>④新型コロナウイルス感染症に関連したデマによる、生活用品等の買い占め行為に対し、落ちていた消費行動の呼びかけを行った。(目標指標A)<br>(課題)①高齢者を対象とした特殊詐欺の被害が本市では減少に転じたところであるが、引き続き関係機関との更なる連携を図り、被害未然防止に向けて情報の共有化と意識啓発に取り組む必要がある。<br>②倫理的消費の普及・促進については、SDGs達成の取組の一環として、食品ロスの削減に取り組む必要がある。<br>③多岐にわたる消費者トラブルが発生している中、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、親権者の同意がなく契約などの法律行為が可能になることから、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。<br>④新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺などの事案が発生していることから、被害の未然防止に向け、新たに取り組む必要がある。 |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【適正な計量の実施の確保】  |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)適正な計量の実施を確保することにより、消費者が商取引上の不利益を被らず、適正な商取引の安全の確保を行う。   |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑤適正な計量の実施を確保するため、計量法第20条に規定する指定定期検査機関として「一般社団法人兵庫県計量協会」を指定し、同法第19条に規定する定期検査及び特定計量器の使用、管理等の指導を委託している。(定期検査実績件数:検査戸数446、検査器数1,364、合格数1,351、合格率99%)また、同法第148条による市内計量器の使用者への立入検査・指導を適宜実施した。(立入検査実績件数:検査戸数9、検査件数・器数237)   |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

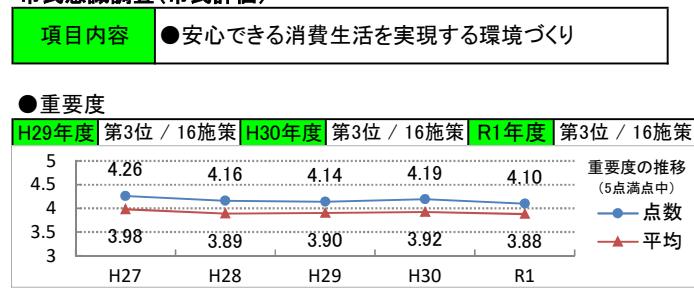
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |  |
|---|--|
| 【消費生活情報の発信等】  |  |
| ①～④令和2年4月1日から相談業務及び啓発業務を直営化することにより、その時々に相談の多い内容についての啓発等を効率よく実施するとともに、関係部局や関係機関との連携・情報共有を図り、相談体制を強化する。<br>①引き続き、特殊詐欺や悪質商法被害の未然防止に向けた対策を、関係機関と連携を図りながら実施するとともに、相談員の直営化に伴い、より一層機動的かつ能動的な消費者相談の検討を行う。<br>②食品ロスの削減に向け、啓発パンフレットの配布を行うなど、倫理的消費の普及・促進に向けた取組を推進する。<br>③教育機関等と連携し、成年としての消費行動の心構えや契約の重要性など、若年層向けの講座や啓発等を実施することで、若年層の消費者被害の未然防止を図る。<br>④新型コロナウイルス感染症対策として国が実施する施策に便乗し、マスクの送り付け商法や、特別定額給付金詐欺などが発生していることから、市民に対し適宜、広報や消費生活相談を行うことで被害の未然防止を図る。 |  |
| 【適正な計量の実施の確保】   |  |
| ⑤引き続き特定計量器の定期検査及び食肉・惣菜など販売店等の事業所への量目立入検査を行うことにより、適正計量の実施・確保に努める。  |  |

| 主要事業の提案につながる項目 |  |
|----------------|--|
| 1              |  |
| 2              |  |
| 3              |  |
| 4              |  |
| 5              |  |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |                    |      |                                   |
|------|--------------------|------|-----------------------------------|
| 施策名  | 13 地域経済の活性化・雇用就労支援 | 展開方向 | 01 製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。 |
| 主担当局 | 経済環境局              |      |                                   |

## 2 目標指標

| 指 標 名                     | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値       |           |           |           |           |           |       | 進捗率<br>(R1) |
|---------------------------|-----|-------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------------|
|                           |     | H25         | H26 | H27       | H28       | H29       | H30       | R1        | R2～R4     |       |             |
| A 市内事業所の利益上法人の割合(尼崎市税務統計) | ↑   | 43.2以上      | %   | 38.3      | 40.6      | 42.9      | 43.2      | 44.5      | 45.8      | 47.2  |             |
| B 市内製造業の製造品出荷額(工業統計)      | →   | 1,347,362   | 百万円 | 1,315,212 | 1,314,443 | 1,377,550 | 1,347,150 | 1,361,983 | 1,368,173 | —     | —           |
| C AMPI機器利用・依頼試験件数         | ↑   | 1,146       | 件   | 880       | 1,017     | 1,011     | 1,156     | 1,192     | 1,257     | 1,075 | 93.8%       |
| D                         |     |             |     |           |           |           |           |           |           |       |             |
| E                         |     |             |     |           |           |           |           |           |           |       |             |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■産学公融等によるイノベーション促進支援 総合戦略 ③

#### 【ものづくり産業・技術等支援】

(目的)労働生産性が高い「ものづくり」産業については、本市産業の中核として、イノベーションを軸に成長分野への積極的な展開を支援するとともに、生産現場の活力維持のための支援を行うことで、地域経済の持続的発展と安定的な雇用の確保を目指す。

(成果)①「高付加価値化支援事業」においては、計9件の支援を行った。また、近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)では、利用頻度の高い企業の利用回数減少により機器利用・依頼試験件数は前年度より減少したが、市内企業への技術支援を行うとともに、共同研究への参画企業への訪問活動等を通じ、活動成果のPR、利用促進に努めた。(訪問企業数66社(うち新規企業数20社))(目標指標B・C)

②市内中小事業者に外国人材の受け入れに関するアンケート調査を実施し、雇用状況等の実態把握に努めた。

(課題)①AMPIでは、技術指導や製品化支援、機器利用を通じて、中小企業の技術力向上や開発支援に努めているが、共同研究や技術相談件数等が減少傾向にあり、電子申請・相談等を用いて効率的かつニーズに沿った支援を広げていく必要がある。また、財団設立後27年が経過し、施設や機器の老朽化等、財団の運営における様々な課題が生じており、同財団が担うべき機能・役割について検証する必要がある。

②人手不足による人材確保が喫緊の課題となる中、外国人材の受け入れに際し中小企業が社会的役割を果たせるよう支援を行う必要がある。

#### 【事業承継の円滑化に向けた取組】

(目的)全国的に事業所数の減少が著しく、本市の事業所数もピーク時の3分の2に減少している。このままであると、一層の廃業の増加など、地域の産業活力が損なわれる懸念があることから、市内の事業所の実態を把握するとともに、地域に根ざした健全な事業所の事業承継に向けた取組を促す。(※市内事業所数:27,003事業所(S56年)⇒17,333事業所(H28年)、市内事業所訪問数:404件(H30年度)⇒234件(R1年度))

(成果)③関係機関と連携し、事業承継セミナー(来場者62人)を平成30年度に引き続き開催し、個別企業の事業承継診断に取り組んだ。(受診事業所6社)また、事業所情報の共有ツールである「企業リスト」の関係部局等との共有の仕組みを構築し、企業訪問の際に活用した。

④減災対策の重要性について啓発セミナー(来場者74人)を開催した。また、企業へのアドバイザー派遣や、大学、市内企業組合等と連携した減災対策ツールの作成・配布により、企業の減災意識向上に努めた。

(課題)③事業承継は、着手から実行に至るまで一定の期間を要するため、引き続き関係機関との密接な連携のもと、地域の中小企業経営者に対して事業承継対策の早期着手を促し、事業承継診断受診企業に対して、継続してフォローしていく必要がある。

④自然災害等による事業中断を防ぐため、減災対策等の重要性について、国等の支援策との連携も視野に入れ啓発していく必要がある。

#### 【販路拡大・技術交流】

(目的)取引拡大や販路開拓への支援や本市産業の製品や技術力等の魅力発信の機会を増やし、市内企業の競争力強化を図る。

(成果)⑤「あまがさき産業フェア2019」では2,018人の来場者(前年度2,047人)を集めるとともに、大手企業(商談数209件)や出展者同士(同96件)の商談機会(前年比178%)を提供した。(目標指標A)また、市内各高校へのチラシ配布により、学生等若年来場者層の獲得に努めた。

(課題)⑤周辺市からの出展、来場を掘り起こすなどさらなる商談機会の提供に注力し、商談状況についても把握に努める必要がある。また、市内中小企業の人材確保にも資するよう市内外問わず学生等へアプローチし、認知度向上及び来場を一層促進していく必要がある。

#### 【環境と産業の共生を目指す取組】

(目的)「市内の環境の向上」、「地域経済の活性化」を図る取組を推進し、地域経済の持続的な発展を目指す。

(成果)⑥「産業用デマンド監視装置等導入支援事業」では、市内中小企業2社に対し、支援を行った。(CO2削減見込み15.1t)

(課題)⑥設備導入の効果を見える化するなど、さらに事業を周知することにより、本制度利用者の増加を図る必要がある。

⑦持続可能なまちづくり推進に向け、SDGs(持続可能な世界を未来に実現するために国連で採択された開発目標)に対する認知度及び取組意識向上に資するため、「ECO未来都市・尼崎」宣言団体であるAG6はじめ、産業団体と連携し、事業者への周知に努める必要がある。

#### 【ネットワーク】

(目的)産業振興・起業・雇用就労等に関する施策について、産業団体等と連携し、それぞれの強みを活かして効果的かつ効率的に推進する。

(成果)⑧産業振興推進協議会を通じた総合戦略の基本目標の共有化と施策の連携により、概ね目標を達成できた。また、小規模事業者の声を産業施策に反映させるため新設した産業振興連絡会議において、中小企業が抱える課題等について情報共有を図ることができた。

(課題)⑧産業振興連絡会議や事業所訪問等を通じて中小企業者との意見交換を行っているが、中小企業の課題は様々であり、関係団体と情報共有を行う中で産業施策の評価指標の設定や効率的な施策構築を図っていく必要がある。

#### 【調査研究】

(目的)常に変化している経済動向や景況感等を把握するため、市内事業所の実態調査を行い、効果的な施策の構築を図る。

(成果)⑨時宜に合ったテーマで実施する経済活性化調査では、防災・減災対策をテーマに調査を行い、現状や支援策のニーズ等を把握することができた。また、事業所景況調査(約1,000社/年4回実施)も継続して実施しており、様々な業種の景況感や課題を把握することができた。

(課題)⑨調査結果を分析し、公表するだけではなく、産業施策を構築する上での基礎資料として活用する必要がある。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |             |
|-------------|-------------|
| 1           | 中小企業国際化支援事業 |
| 2           |             |
| 3           |             |
| 4           |             |
| 5           |             |

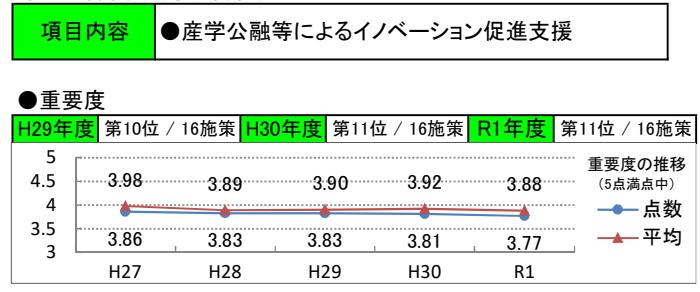
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| 1            | イノベーション促進総合支援事業(事業承継支援事業)          |
| 2            | 企業の環境・健康活動推進事業(産業用デマンド監視装置等導入支援事業) |
| 3            |                                    |
| 4            |                                    |
| 5            |                                    |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| <b>【ものづくり産業、技術等支援】</b><br>①日常的な課題解決から新技術の開発までフォローし、技術力向上の取組を支援していくとともに、ICT技術促進に向け後押していく。また、同財団の今後のあり方について、産業支援団体等と連携し、市内中小企業へのヒアリングも実施する中で検討を進めていく。<br>②中小企業国際化支援事業を創設することで、人材確保及び外国人材の適切な雇用環境整備につなげる。 |
| <b>【事業承継の円滑化に向けた取組】</b><br>③本市職員による事業所訪問活動を継続し、実態把握に努め、対象事業所の発掘や対策の早期着手を促す。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業環境の変化に対応する事業計画策定等の支援を行う。<br>④中小企業における減災対策の取組状況及び支援ニーズ等を把握するため、企業経営者等の意識高揚に向けた啓発等に引き続き取り組む。         |
| <b>【販路拡大・技術交流】</b><br>⑤「あまがさき産業フェア2020」は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となつたが、関係機関と連携のもと市内外問わず高校や大学への広報に努め、若年層へのPRに引き続き取り組んでいく。  |
| <b>【環境と産業の共生を目指す取組】</b><br>⑥産業用デマンド監視装置等の導入効果の見える化により、設備導入の需要喚起を図る。<br>⑦SDGs企業登録事業を創設し、事業者の「経済・社会・環境」の3側面からのSDGs推進を支援し、登録事業者には他補助事業の上乗せ支援を行うなどして本事業への積極的な参画を促す。また、AG6の活動の中でもSDGsの普及啓発に努める。             |
| <b>【ネットワーク】</b><br>⑧産業振興推進協議会や産業振興連絡会議等を活用し、市内中小企業の新型コロナウイルス感染症による影響等の現状を把握し、今後の施策や方向性を検討していくとともに、新たな評価指標の設定について検討する。  |
| <b>【調査研究】</b><br>⑨市内企業の新型コロナウイルス感染症の影響による実態調査を行うとともに、今後の必要な支援施策について検討する。   |

| 主要事業の提案につながる項目  |
|---|
| <b>【環境と産業の共生を目指す取組】</b><br>⑦SDGs企業登録事業について、SDGs地域ポイント制度と連動させ、登録事業者をポイント利用可能店舗として活用するなどし、SDGs関連施策の発展に向けた検討を行う。 |
|   |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |                    |      |                                  |
|------|--------------------|------|----------------------------------|
| 施策名  | 13 地域経済の活性化・雇用就労支援 | 展開方向 | 02 本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。 |
| 主担当局 | 経済環境局              |      |                                  |

## 2 目標指標

| 指 標 名                        | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値    |        |        |        |        |       |       | 進捗率<br>(R1) |
|------------------------------|-----|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------------|
|                              |     | H25         | H26 | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2～R4 |       |             |
| A 市内事業所の利益計上法人の割合(尼崎市税務統計)   | ↑   | 43.2以上      | %   | 38.3   | 40.6   | 42.9   | 43.2   | 44.5   | 45.8  | 47.2  |             |
| B 市の施策を利用して固定資産の取得等を行った事業所数  | ↑   | 10          | 件   | —      | 6      | 3      | 11     | 5      | 6     | 9     |             |
| C 市内で、便利で魅力的な買い物ができると思う市民の割合 | ↑   | 85.1        | %   | 82.1   | 87.8   | 85.7   | 85.1   | 83.4   | 84.2  | 87.2  |             |
| D 尼崎栽培(援農)ボランティアの活動延べ人数      | ↑   | 935         | 人   | 773    | 827    | 845    | 902    | 744    | 524   | 528   |             |
| E 尼崎市公設地方卸売市場年間取扱金額          | →   | 11,829      | 百万円 | 10,311 | 11,029 | 11,228 | 10,728 | 11,142 | 8,307 | 7,374 |             |
|                              |     |             |     |        |        |        |        |        |       |       | 62.3%       |

## 5 担当局評価

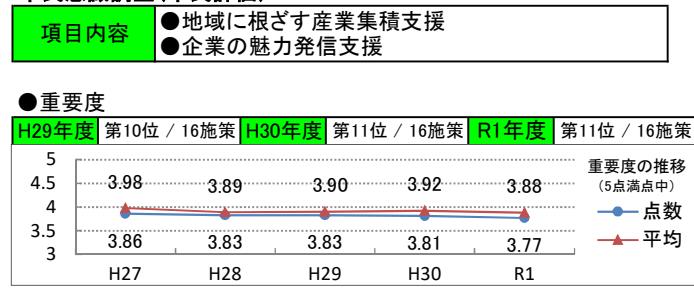
### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|  |      |     |
|--|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■地域に根ざす産業集積支援   | 総合戦略 | ③   |
| <b>【企業投資活動の促進】</b><br>(目的)企業の設備投資の促進や市外転出の抑制、さらには転入促進を図る。<br>(成果)①製造業を中心に企業投資活動促進制度の利用が9件、先端設備等導入計画の受理が51件で設備投資等が多く見られた。また、兵庫県等と連携して実施したフェニックス事業用地の一部分譲りにおいて、本市も選定に関わる中、2事業者の進出が決定した。(目標指標A・B)<br>(課題)①景気の冷え込みが予測される中、尼崎市内での事業活動を希望する事業者に施策を周知し、投資活動を促進していくとともに、事業効果の検証をしていく必要がある。   |      |     |
| <b>【商業活性化の取組】</b><br>(目的)市場・商店街等の魅力向上や地域活性化に資する、商業者の主体的かつ意欲的な取組を支援する。<br>(成果)②尼崎城を核とした魅力ある商業集積地の形成に向け、商業者や地域の多様な関係者との協力のもと、新たな来街者の誘致を図り、まちの賑わいを一層高めていくため、「尼崎城と寺町・城下町商店街ファミリー ウォーク重ね捺しスタンプラリー」を実施(参加者375人)した。また、「市内で、便利で魅力的な買い物ができると思う市民の割合」は3ポイント上昇した。(目標指標C)<br>(課題)②商業集積地及び周辺エリアにおいて、魅力ある店舗の誘致など効果的な取組を推進し、まちの活力向上に向けた取組を一層進めていく必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症に伴い事業継続が困難な事業者に対する支援が必要である。また、全府的にポイント制度が多数存在する中で、各種制度を一本化し、市民・商業者にとってより効率的・効果的な仕組みを構築する必要がある。                           |      |     |
| <b>【農業振興】</b><br>(目的)市内産野菜の愛称「あまやさい」を用いた市内産野菜のPRや、営農者への支援を行うことで都市農業の存続を図る。<br>(成果)③市内産野菜のPRを目的にその愛称として「あまやさい」ブランドを制定し、「ロゴ」、「デザイン」入りの防曇袋などを販売農家等に交付した。さらに、「あまやさい」ブランド浸透のために「のぼり」を作成し、農業祭などで周知を図った。また、援農ボランティアの活動延べ人数については、横ばいとなっている。(目標指標D)また、「あまやさい」ブランドの検討に係る会合等において農家ニーズの把握を図った。<br>(課題)③都市農業の存続のための有効な農業支援策の実施につなげていくため、本市農業・農地が目指すべき姿の基本的な考え方の整理及び、現在の農家ニーズに沿った具体的な農業支援策を講じていく必要がある。   |      |     |
| <b>【公設地方卸売市場】</b><br>(目的)生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化を図り、市場の適正運営の確保、安心できる消費生活の実現に資する。<br>(成果)④不在であった水産物部卸売業者が10月より入場し、総合市場としての体制が整った。また、天候不順等の影響により、取扱高は減少したが、生鮮食料品等の安定供給という役割を一定果たした。(目標指標E)<br>⑤「今後の市場のあり方」の検討作業を再開し、現地集約整備などの方向性を示す基本方針を策定した。<br>(課題)④市場の活性化、取扱高の増加が課題であり、場内事業者と連携した集荷・販売力の強化に向けた取組を進める必要がある。<br>また、新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行時には、社会生活継続に必要な施設として、安定供給が求められる。<br>⑤「今後の市場のあり方」の検討を進め、喫緊の課題である施設の老朽化等の対策を早期に行う必要がある。あり方検討に際しては、その事業費の確保が最大の課題であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要がある。 |      |     |
| 行政が取り組んでいくこと ■企業の魅力発信支援  | 総合戦略 | ②・③ |
| <b>【企業の魅力体感・課題解決】</b><br>(目的)取引拡大や販路開拓に対する支援や本市産業の魅力発信の機会を増やすことで、地域に根差す企業を増やしていくとともに、若者の社会人基礎力の養成と、企業の課題解決や魅力向上を図る。<br>(成果)⑥「実践型インターンシップ推進事業」の実施手法を委託から補助へ変更した。長期実践型インターンシップ(企業5社、学生8人受入)では企業の課題解決の一助となる取組を行ったほか、短期インターンシップ(企業4社、学生7人受入)では長期実践型インターンシップ受入事業者の掘り起こしへつなげることができた。また、受入により飛躍的に事業が進んだ事例や市内企業への就職につながった事例が生まれた。<br>(課題)⑥長期実践型インターンシップの受入事業者の掘り起こしのため、受入メリットのPR等を通じて、これまで以上に普及への働きかけを行い、事業者が感じている受入に対するハードルを下げる必要がある。   |      |     |
| <b>【若手技能者の定着】</b><br>(目的)市内製造業の若手技能者が一堂に会して技術を競うことで、技術力及び定着率の向上とともに所属企業等のPRを図る。<br>(成果)⑦近畿高エネルギー加工技術研究所と共に「第4回尼崎ものづくり未来の匠選手権」では溶接14人、旋盤4人、電気工事7人の参加があった。また溶接競技では選手権史上初となる高校生が優勝を飾った。<br>(課題)⑦今後も引き続きより多くの若手技能者の参加を促進していくため、本事業のPR、周知に努めていく必要がある。さらに、本市ものづくり産業の永続的な発展を図る観点から、会社組織の枠を超えた若手技能者の交流機会の創出や熟練技能者から若手技能者への技能伝承の仕組みづくりに資する取組を進めていくことに加え、競技種目の拡充・変更等についても検討していく必要がある。  |      |     |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                                |
|---------------------|--------------------------------|
| 1                   | SDGs地域ポイント制度推進事業               |
| 2                   | マイナポイント関係事業                    |
| 3                   | 尼崎市商業活性化対策事業(まちなか再生協議会等運営支援事業) |
| 4                   |                                |
| 5                   |                                |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                                |
| 1                   | 新規就農者支援事業                      |
| 2                   |                                |
| 3                   |                                |
| 4                   |                                |
| 5                   |                                |
| 平成30年度 主要事業名        |                                |
| 1                   |                                |
| 2                   |                                |
| 3                   |                                |
| 4                   |                                |
| 5                   |                                |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| 【企業投資活動の促進】<br>①事業者の投資活動に関して、本市がワンストップ窓口の役割を果たす中で、国や県の施策や本市独自の施策をより一層PRしていくとともに、制度利用事業者へのヒアリングを実施し、効果検証を行っていく。  |
| 【商業活性化の取組】<br>②尼崎城を核とした地域一体での回遊性向上に資するイベントの実施等、地域活性化の取組を推進していく。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、厳しい経営を余儀なくされる飲食、小売、サービス業等の事業者に対し、迅速かつ効果的な支援策を展開していく。さらに、SDGs達成に資する行動をした市民に地域ポイントを付与する制度を創設し、SDGs達成に向けた取組の見える化をするとともに、制度利用可能店舗の拡大を図ることにより地域経済の好循環に取り組む。 |
| 【農業振興】<br>③地産地消に貢献する販売農家に対し、「あまやさい」の「ロゴ」、「デザイン」入り防曇袋などに助成し、直売所等への出荷支援等を行うとともに、基本的な考え方の整理と並行して、農家ニーズに沿った新たな農業振興策の実施に向けた検討を行う。  |
| 【公設地方卸売市場】<br>④引き続き集荷及び販路開拓事業等を行う場内事業者に対して支援を行うとともに、市内小売業者等に対して、市場の利用案内等のPR事業を展開し、新規顧客獲得に努めるなど、市場の活性化を図る。また、事業継続計画に基づき、感染症対策に取り組み、円滑な安定供給に努める。<br>⑤民間のノウハウ等の活用を視野に入れるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響や市場環境の動向などを踏まえ、市場規模等の検討を進める。                     |
| 【企業の魅力体感・課題解決】<br>⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢や採用状況の変化が見込まれる中、新たにオンラインを中心とした実践型インターンシップを実施していくとともに、受入事業者の増加に向けて、人材確保のみならず様々な角度から受入メリットをPRし、引き続き受入への働きかけを行う。   |
| 【若手技能者の定着】<br>⑦産業団体等と連携のもと、市内中小企業や高等学校などへのPRに努める。さらに、熟練技能者から若手技能者への技能伝承に係る取組に加え、市内中小(ものづくり)企業のニーズ等を踏まえ、競技種目の拡充・変更等について検討していく。   |

| 主要事業の提案につながる項目   |
|--|
| 【商業活性化の取組】<br>②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を支援するため、SDGs地域ポイント制度の令和2年度の実証実験を踏まえ、本格導入に向けた施策の拡充を検討する。 |
|  |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |    |                 |      |    |                                 |
|------|----|-----------------|------|----|---------------------------------|
| 施策名  | 13 | 地域経済の活性化・雇用就労支援 | 展開方向 | 03 | 働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。 |
| 主担当局 |    | 経済環境局           |      |    |                                 |

## 2 目標指標

| 指 標 名                      | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値   |       |       |       |       |       |       | 進捗率<br>(R1) |
|----------------------------|-----|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
|                            |     | H25         | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |       |             |
| A 求人を充足した市内事業所数(延べ件数)      | ↑   | 75          | 件   | —     | —     | —     | 57    | 105   | 82    | 85    |             |
| B 窓口相談件数(延べ件数)             | ↑   | 1,800       | 件   | 1,418 | 1,506 | 1,344 | 1,054 | 1,677 | 1,464 | 1,491 |             |
| C 労働相談件数                   | ↑   | 150         | 件   | 94    | 72    | 77    | 94    | 101   | 73    | 51    |             |
| D キャリアアップ支援事業のうち、しごと塾の参加者数 | ↑   | 60          | 人   | 63    | 68    | 40    | 44    | 124   | 97    | 133   |             |
| E 従業員の健康づくりに取り組む事業者数       | ↑   | 40          | 社   | 18    | 17    | 9     | 25    | 44    | 77    | 102   |             |

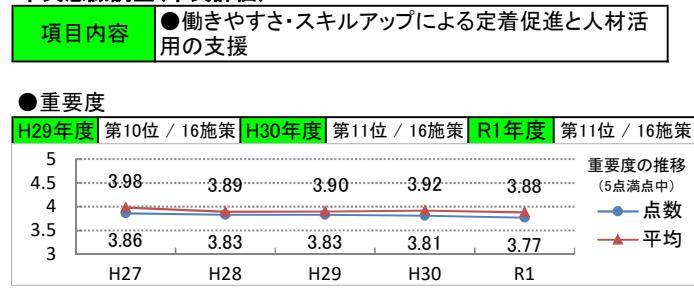
## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------------|
| 行政が取り組んでいくこと   | ■働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ②・③・④ |
| 【個別丁寧な雇用・就労マッチング】  | (目的)産業施策として企業の人材確保を支援するため、市内企業に対し企業が求める人材のあっせんを通じて雇用支援を行うとともに、市民に対して相談・無料職業紹介を通じて就労支援を行う。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (成果)①雇用対策協定に基づき、ハローワーク尼崎等で本市窓口案内を積極的に実施した結果、求人を充足した市内事業所数、窓口相談件数とも前年度より上回った。また、人手不足が深刻な介護・保育分野においては、「保育士就職フェア」に出演した保育関連事業所44社中30社を求人企業開拓員が訪問し、保育現場の求人面等のニーズの把握に努めた。(目標指標A・B) | (課題)①人手不足が深刻化する中で、企業ニーズが高い若年求職者の確保と、就職氷河期世代(特に学校卒業後に、正規雇用を希望しているながら現在は、非正規で働いている者、「不本意非正規雇用労働者」)への支援を行っていく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| 【労働相談】   | (目的)職場における労働トラブルに対する相談者の悩みや不安の解消と、相談者自身による早期の課題解決をサポートするため、専門の相談員が必要な指導、助言等を行うことで、勤労市民の就労環境の維持向上と福祉の増進を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (成果)②他の相談窓口が増加してきたこともあり、相談件数が大幅に減少している。(目標指標C)   | (課題)②ターゲット層に本市の相談窓口の存在が知られていないと考えられることからハローワーク尼崎等とさらに連携していく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| 【キャリアアップ支援事業】  | (目的)企業が求める即戦力として必要な人材を育成するため、求職者に対し、セミナー・業務内容説明会・職場体験から、就職マッチングまでを一括して行う「しごと塾」を実施し、市内企業の人材不足の解消と求職者の早期就労を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (成果)③事業の実施手法を見直した平成29年度以降、参加者数は目標値を大幅に上回っており、令和元年度の就職者数は46人となった。(目標指標A・D)  | (課題)③延べ参加人数は多いが、個々の出席状況に着目すると、セミナーや企業の説明会の一部分に出席している人が多く、全日程(6日間)を通して出席している人が少ないと考えられることからハローワーク尼崎等とさらに連携していく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| 【雇用創造支援事業】   | (目的)市内企業の人材確保を図るため市内企業の魅力・情報を発信するとともに、新卒者等対象の合同就職面接会・説明会等を実施し、市内事業所への求人を充足する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (成果)④採用力向上セミナーや合同企業説明会を開催することにより、令和元年度の内定者数は14人となった。(平成30年度13人)(目標指標A)また、大学に市内企業大卒求人ファイルの配架(14大学27冊)や大卒求人ファイルを小型化した企業PR冊子を配布することで、市内企業の魅力・情報発信を行った。                          | (課題)④合同企業説明会参加企業に事業実施後ヒアリングを行った結果、採用担当者不足や業務多忙等により、採用力向上セミナーで学んだことを実践できていないことが浮かび上がってきた。採用担当者だけでなく、経営者層の新卒採用に対する認識と企業一丸となって人材を確保する体制づくりへの意識改革にも取り組んでいく必要がある。          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| [内訳]合同就職説明会／エントリー＆面接会(企業33社、参加学生37人、内定者4人)、採用力向上セミナー2回(企業47社、参加学生52人)、合同企業説明会3回(企業18社、参加学生74人、内定者10人)  | (企業内人権研修推進事業)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (目的)市内企業に対し、様々な人権問題について正しく理解してもらう場を提供し、人権意識の啓発、高揚を図る。  | (成果)⑤令和2年度に向け企業人権・同和教育合同研究会の事務局機能をアウトソーシングし、業務執行体制の効率化を図った。また、企業向け人権啓発については、リーフレット等の配付や「企業に対する同和教育」、「急増する外国人労働者の人権と企業の責任」をテーマに研修を実施した。(参加:57社98人)                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (課題)⑤人権問題に対して関心の低い企業に対するアプローチが必要である。   | 【健康経営】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (目的)生産性の向上、企業イメージ向上などの効果が期待できる従業員の健康づくりに取り組む中小企業に対するインセンティブとして、取組の後押しや企業PRなどに関する支援を行うことにより、市内企業における健康経営の取組を促進する。   | (成果)⑥普及啓発に向けた取組として、関係機関と連携してセミナー4回・企業訪問6社を実施。健康経営優良法人の認定(経済産業省)件数は31社から42社と増加し、従業員の健康づくりに取り組む事業者数は102社となった。従業員の福利厚生の向上の観点や学生の就職判断基準等からも、健康経営の必要性が企業において認知してきた。(目標指標E) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |
| (課題)⑥健康経営に取り組む事業所は増加傾向であるのに対し、補助金の利用件数は減少していることから、効果の検証が必要である。   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |            |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| 1                   | 企業人権・同和教育合同研究会の事務局運営手法等の見直し |
| 2                   |                             |
| 3                   |                             |
| 4                   |                             |
| 5                   |                             |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                             |
| 1                   |                             |
| 2                   |                             |
| 3                   |                             |
| 4                   |                             |
| 5                   |                             |
| 平成30年度 主要事業名        |                             |
| 1                   | 企業の環境・健康活動推進事業(まちの健康経営推進事業) |
| 2                   |                             |
| 3                   |                             |
| 4                   |                             |
| 5                   |                             |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【個別丁寧な雇用・就労マッチング】<br>①ハローワーク尼崎等の関係機関や若者サポートステーション、大学等と連携を図る中で、企業ニーズの高い若手人材の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の就労支援を強化する。また、雇用情勢の変化に柔軟に対応した手法により、介護や保育を含む市内企業の雇用就労支援を展開していく。     |
| 【労働相談】<br>②新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇止め等の増加が見込まれる中、士業などの専門家相談を拡充して行うとともに、引き続きハローワーク尼崎や労働基準監督署等の関係機関と連携する中で、より効果的な取組を実施していく。   |
| 【キャリアアップ支援事業】<br>③魅力的なセミナーの構築に加え、業務内容説明会や職場体験に参加する企業に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者や働くことができなくなった学生等の採用を積極的に働きかけていく。   |
| 【雇用創造支援事業】<br>④新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーの通常開催が難しいため、リモート等での採用力向上セミナー及び合同企業説明会を開催する。また、合同企業説明会参加企業に対しては、説明会に参加した学生を採用に結び付けられるよう、継続的な支援を個別に行うとともに、経営者層に向けた人材確保に関する意識改革の手法についても検討する。 |
| 【企業内人権研修推進事業】<br>⑤引き続き今日的な人権問題をテーマとした研修を実施するとともに、機会を捉えて人権関係法令をはじめ「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」の周知を図り、加えてリーフレット配付等により人権意識の啓発・高揚に努める。   |
| 【健康経営】<br>⑥商工会議所や協会けんぽ等と連携しながらセミナーや企業訪問を引き続き行い、本市の支援制度や市内企業の取組事例、人材確保につながるメリットを紹介することで、従業員の健康づくりに取り組む事業者のさらなる増加につなげていく。  |

| 主要事業の提案につながる項目   |
|--|
| 【健康経営】<br>⑥健康経営に取組む事業所の増加に対し、補助金の利用件数が減少していることから、令和2年度の利用状況を踏まえたうえで、支援制度の見直しを検討する。 |

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |       |                 |      |    |                                      |
|------|-------|-----------------|------|----|--------------------------------------|
| 施策名  | 13    | 地域経済の活性化・雇用就労支援 | 展開方向 | 04 | 起業の促進・社会的企業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。 |
| 主担当局 | 経済環境局 |                 |      |    |                                      |

### 2 目標指標

| 指 標 名                          | 方 向 | 目標値<br>(R4) |      | 実績値                        |                            |                            |                            |                            |                            |                            | 進捗率<br>(R1) |
|--------------------------------|-----|-------------|------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|
|                                |     | H25         | H26  | H27                        | H28                        | H29                        | H30                        | R1                         | R2～R4                      |                            |             |
| A 事業所新設率の全国との比較                | →   | 0.6以上       | ポイント | 0.2(H24)<br>本市2.1<br>全国1.9 | 0.2(H24)<br>本市2.1<br>全国1.9 | 0.6(H26)<br>本市7.1<br>全国6.5 | 0.6(H26)<br>本市7.1<br>全国6.5 | 0.0(H28)<br>本市5.0<br>全国5.0 | 0.0(H28)<br>本市5.0<br>全国5.0 | 0.0(H28)<br>本市5.0<br>全国5.0 | 0%          |
| B 創業支援事業計画に基づく施策を利用して創業した者の数   | ↑   | 92          | 件    | —                          | 26                         | 22                         | 60                         | 34                         | 86                         | 74                         | 80.4%       |
| C アビーズ利用者の起業後3年間の企業生存率         | →   | 88.1        | %    | —                          | —                          | —                          | —                          | 100                        | 100                        | 100                        | 100%        |
| D インキュベーションマネージャーによる創業に関する相談件数 | ↑   | 900         | 件    | —                          | —                          | —                          | 644                        | 780                        | 953                        | 963                        | 100%        |
| E                              |     |             |      |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |             |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと ■起業促進支援   |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 (2)・(3) |  |  |  |
| <b>【創業支援】</b><br>(目的)創業者を支援することで創業の実現及び事業の早期安定化を促進するとともに雇用の創出などによる本市地域経済の好循環を図っていく。<br>(成果)①平成25年度に創業支援等事業計画が国に認定されてから、創業塾の開催や尼崎創業支援オフィス「アビーズ」の開設など、支援機関が連携して様々な事業に取り組んできた結果、各事業の卒業生が市内で創業するとともに新設事業所で新たな雇用が創出されるなど、オールあまがさきのモデル事業として地域の活性化を担っている。(目標指標A・B・C・D)<br>②本市の創業支援の取組が、県内自治体担当者向け研修会における事例発表や他都市の視察などで先進的な取組として評価を受けたほか、他自治体とのセミナーや交流会の共催などを通じた交流の機会も増えている。(目標指標A)<br>③アビーズの卒業生を含む総利用者数は61人で、そのうち開業届を出した人数は52人となった。10月には、尼崎城開城をビジネス契機と捉えて観光をテーマとしたアビーズ4周年記念報告会を行い、アビーズ利用者、創業予備軍、観光事業者が尼崎においての創業や観光についての知識を深めながら交流することができた。(目標指標A・B)<br>④アビーズの卒業生の中には、市内事業者から業務委託等を受け、ビジネスを拡大している事例もあり、卒業後も支援等を継続することで事業継続につながっている。(目標指標C)<br>⑤4年目となるあまがさきビジネスプランコンテストでは31件の応募があり、産業団体や金融機関と連携してプラッシュアップから事業化までの支援を継続して実施した。また、概ね1月回開催しているあまがさきビジネスプランコンテスト実行委員会は、創業支援の情報交換の場としても機能しており、今後の創業支援事業の方針等も協議できている。(目標指標A)<br>⑥インキュベーションマネージャー(IM)による出張相談を初めて実施し、36社に49件の訪問を行った。こうした出張相談を通じて、既存事業者の経営課題の解決に向けた取組を支援するとともに、アビーズ利用者の販路開拓にもつなげることができた。(目標指標D)<br>⑦開業後、事業安定に向けて取り組む起業家に対し、エーリックビル賃貸オフィスの賃料補助(継続入居4件、新規入居4件)を実施し、財務基盤の安定に寄与するとともに、アビーズのIMによる経営相談を可能とした。<br>(課題)<br>②③⑤創業予備軍への情報発信としてセミナーの開催などを行ったが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、思うような創業者の掘り起こしにつながっていないため、ターゲットやテーマを絞ったセミナーの実施を検討するとともに、アビーズの支援内容や取組内容についてこれまで以上に周知に力を入れていき、創業者の発掘を行っていく必要がある。<br>⑤ビジネスプランコンテストは他都市においても年々開催団体が増え、応募者確保が課題となっていることから、差別化を図るなどの見直しが必要である。<br>⑦エーリックビル賃貸オフィスに入居する起業家に対する経営相談については、入居者のニーズを踏まえ、さらなる利便性向上を図っていく必要がある。 |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |
| <b>【金融支援】</b><br>(目的)金融機関から必要な資金を有利な条件で借り入れできる制度により、事業者の資金需要に応える。<br>(成果)⑧中小企業資金融資あっせん制度については、信用保証料補助を行っている創業支援の制度を中心に7件の利用があった。また、新型コロナウイルス感染拡大によりセーフティネット保証の認定申請が大きく増加した。(認定件数:H30年度112件⇒R1年度324件) 加えて、3月には新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者向けに影響調査を実施し、産業団体と連携のもと、支援内容等の情報収集に努め、利用者への効果的な情報提供を行った。(対象:2,910事業所、回答:907事業所、本感染症により事業活動に影響があったと回答した事業所:528事業所)<br>(課題)⑧景気の影響等で市中の貸出金利が低下基調にあり、本市制度の優位性が薄れている。今後、利用者の利便性を損ねることなく、より効果的かつ効率的な金融支援の仕組みの構築に継続して取り組む必要がある。また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して、産業団体等と連携をした支援を行っていく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |              |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                          |
|-------------|--------------------------|
| 1           | 中小企業資金融資制度関係事業(信用保証料補助金) |
| 2           |                          |
| 3           |                          |
| 4           |                          |
| 5           |                          |

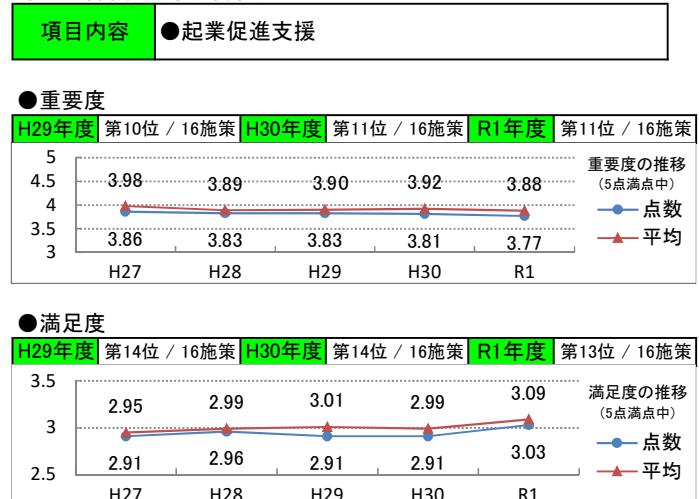
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |  |
|---|--|
| 【創業支援】  |  |
| ①兵庫県がアビーズに併設して新たにオープンを予定する「起業プラザひょうご尼崎」は、スマートオフィス機能を有しており、これまでのアビーズの機能を拡充した施設となる。今後は施設面だけではなくソフト面での充実も図り、連携して創業者の発掘に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている創業者の事業継続支援に取り組む。  |  |
| ②創業者の発掘については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、セミナーの通常開催が難しいため、積極的にオンラインセミナーを開催するとともに、新型コロナウイルス感染症収束後には、アビーズ外でPRの機会を設けることで多くの人へ支援内容や取組内容の周知に取り組む。  |  |
| ④エーリックビルに入居する起業家に対する経営相談については、そのニーズを踏まえ、より柔軟に対応できる仕組みを構築し、一層の利便性向上に取り組む。また、アビーズ卒業生に対してエーリックビルへの入居を誘導するなど、継続して市内で事業展開ができるような支援体制の充実を図る。  |  |
| 【金融支援】  |  |
| ⑧令和元年度をもって市制度融資の新規受付を停止し、兵庫県中小企業融資制度への一元化を実施するなかで、同制度の創業関係融資(新規開業貸付・第二創業貸付)及び、市内中小企業が自社のSDGs推進を目的に受けれる融資への信用保証料補助を創設することで中小企業者の資金需要へ対応する。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、市内テナント事業者向けのつなぎ資金貸付を実施するほか、事業者を対象とした経営相談窓口を設置し、相談及びセーフティネット保証認定申請の受付を行い、金融機関と連携した支援を行う。 |  |

| 主要事業の提案につながる項目  |
|---|
| 【創業支援】  |
| ①アビーズや起業プラザひょうご尼崎の利用者が卒業後に市内で定着するための施策を検討する。                              |
| 【金融支援】  |
| ⑧市内産業における新型コロナウイルス感染症の影響を把握した上で、国や県の金融施策も注視しつつ、中小事業者の事業継続に資する施策等の創設を検討する。 |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |       |         |      |    |   |
|------|-------|---------|------|----|---|
| 施策名  | 14    | 魅力創造・発信 | 展開方向 | 01 | まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。 |
| 主担当局 | 総合政策局 |         |      |    |   |

## 2 目標指標

| 指 標 名                      | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値   |       |       |       |        |        |        | 進捗率<br>(R1) |
|----------------------------|-----|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------------|
|                            |     | H25         | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1     | R2～R4  |        |             |
| A 尼崎市のイメージがよくなつたと回答した市民の割合 | ↑   | 66.0        | %   | 31.8  | 34.8  | 40.3  | 42.6  | 34.8   | 52.6   | 58.9   |             |
| B 尼ノ国サイトのページビュー数(月平均)      | ↑   | 14,500      | 回   | —     | —     | —     | —     | 11,336 | 11,904 | 12,881 |             |
| C 日刊5紙への尼崎市に関する記事掲載件数      | ↑   | 2,050       | 件   | —     | —     | —     | —     | 1,702  | 1,800  | 1,608  |             |
| D 学校教育と連携した事業の実施回数         | ↑   | 85          | 回   | 48    | 76    | 84    | 76    | 60     | 55     | 53     |             |
| E 文化財収蔵庫・田能資料館主催事業の参加者数    | ↑   | 1,700       | 人   | 1,089 | 1,388 | 1,640 | 1,208 | 1,179  | 1,155  | 869    |             |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|
| 行政が取り組んでいくこと ■シビックプライドの醸成  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 (5) |
| 【情報発信力の強化】<br>(目的)まちの魅力および全庁的な情報発信力を強化し、市民や尼崎に関わる人のまちへの愛着と誇りをさらに高める。<br>(成果)①8月から情報発信支援業務委託を開始し、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を持つ事業者から次のとおり全庁横断的な情報発信に係るアドバイス等の支援を受けている。(目標指標A・C)<br>・週2回広報アドバイザーが府内に常駐し、各所属が情報発信に係る相談ができる体制を整えた(延べ相談件数112件)。<br>・市ホームページのカテゴリの見せ方の提案を受け、犯罪認知件数の減少や自転車のまちづくりに関する取組について、グラフ等を交えて分かりやすく紹介するページを作成し、課題解決の取組を積極的に発信することで、尼崎市に対するイメージと現実のギャップを埋める一助とした。<br>・記者発表資料について、より取材したくなる、記事に取り上げたくなる見せ方の提案を受けた。また、案件によっては市政記者以外のメディアへの効果的な情報提供を行った。<br>・職員一人ひとりに効果的な情報発信の必要性を意識させるための広報マインド研修(課長必須、各課1名必須の計2回)、情報発信のスキルを向上させる研修(デザイン、プレスリリース作成)、不測の事態を想定した危機管理広報研修を実施し、延べ410人の参加があり、積極的で効果的な情報発信につなげた。<br>②小・中学生を対象としたイベント等をまとめた情報誌「まるっとアマガサキ」について、認知度や必要度を調査した。<br>(課題)①事業目的とする戦略的な情報発信による本市の知名度向上やイメージアップには時間を要することから、継続的に委託事業者からアドバイスを受け、各広報媒体の改善や全庁的な情報発信にかかる意識改革を図っていく必要がある。<br>②調査結果から、イベントの掲載数や詳細内容を充実してほしい等、紙媒体では対応できない要望が多く見られた。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |
| 【府内外連携型・市民協働型のシティプロモーション】<br>(目的)市民自らがまちに関わり、魅力を発信する仕組みを充実させ、さらなるまちへの愛着と誇りにつながるシビックプライドの醸成を図る。<br>(成果)③「尼ノ國」サイトについて、より確実かつ効果的に多くの人にサイトを見てもらうため、定住・転入を考えている人が検索しそうなキーワードを記事やタイトルに含めた。また、サイトを閲覧した方に他のページも見てもらうために、各記事に関連する情報がわかる内部・外部リンクを設定してサイト内の回遊率を高めるなど、サイトの充実を図った。さらに、サイトに掲載されている人や活動がテレビや新聞等のメディアに取り上げられた際に、各種SNSで紹介して、サイトへの誘導を図った。(目標指標B)<br>④地域振興センターと連携して「尼ノ國」サイト内に地域の魅力や取組を紹介する記事の掲載を始めた。また、昨年度に引き続き「尼ノ國」インスタグラムを活用してハッシュタグキャンペーンを実施したことなどにより、フォロワー数は昨年度末から269人増加し928人となった。また「#尼ノ國」での投稿数は3,611件増加し7,229件となった。<br>⑤本市のPR冊子を市内各駅やショッピングモール、宿泊施設、尼崎城等に設置したほか、冊子の内容を市ホームページ上へ分かりやすく掲載することで、市内外に広く尼崎の魅力を知ってもらおうきっかけとした。<br>⑥まちづくりの総合指標の1つである「市民参画指數」の考え方を提唱した河井孝仁教授によるシティプロモーション研修を全課必須とし、全庁的にシティプロモーションの考え方を持つよう促した。<br>(課題)③サイトのターゲットである「子育てファミリー世帯」が必要とする尼崎の「利便性」や「暮らしやすさ」の情報をよりわかりやすく、かつ親しみと共感を持ってもらえるよう工夫して記事を発信していく必要がある。<br>④各地域の魅力や取組を紹介する記事掲載実績が少なかったことから、引き続き身近な地域の魅力や活動を知ることができる情報発信に取り組む必要がある。<br>⑥市民協働型のシティプロモーションについて、どの部署も自分ごととして取り組むよう、さらに促していく必要がある。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |
| 【地域の歴史に親しむ機会の充実】<br>(目的)市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図ることにより、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高め、シビックプライドの醸成につなげる。<br>(成果)⑦文化財収蔵庫では市民向けの歴史講座や夏休みの体験学習事業を実施し、歴史博物館のPRを兼ねた講座・シンポジウムを開催した。また、文化財収蔵庫が休館中のため学芸員やボランティアが小学校に出張して体験学習等を行った。加えて、尼崎城に関する資料集の発行・頒布を行った。(目標指標D・E)<br>⑧田能資料館では勾玉や弥生土器づくりなど、古代のくらしを体験できる事業を行った。(目標指標D・E)<br>(課題)⑦歴史博物館での市民や子供たちへの学習機会の提供のあり方について、歴史博物館での実践を通じてより効果的な内容へと高めていく必要がある。また、小学校の教育課程の改正に応じた学習内容の再構築が必要である。<br>⑧田能資料館では、体験学習事業の充実を図っていく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |          |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 1           | 市報あまがさき等発行事業の見直し(まるっとアマガサキ発行事業) |
| 2           |                                 |
| 3           |                                 |
| 4           |                                 |
| 5           |                                 |

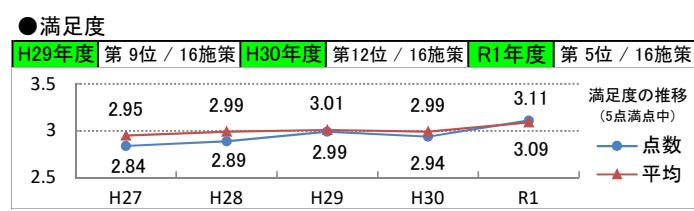
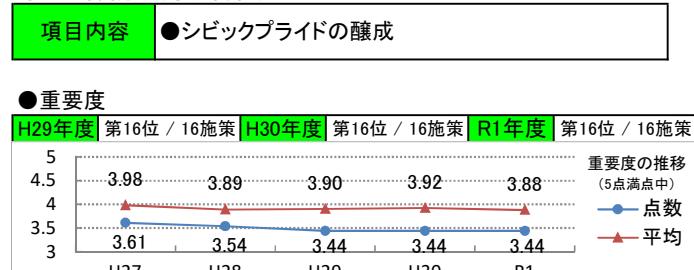
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1                   | 情報発信推進事業(情報発信支援業務委託) |
| 2                   |                      |
| 3                   |                      |
| 4                   |                      |
| 5                   |                      |

| 平成30年度 主要事業名 |              |
|--------------|--------------|
| 1            | 都市イメージ向上推進事業 |
| 2            |              |
| 3            |              |
| 4            |              |
| 5            |              |

### 4 市民意識調査(市民評価)



| 令和2年度の取組   |  |
|--|--|
| 【情報発信力の強化】   |  |
| ①情報発信支援業務委託を継続するなかで、市が運用する広報媒体の内容充実に向けた改善をしていくほか、メディアへの情報発信強化、相談業務の活用について各所属へ積極的に働きかけを行うなど、総合的な情報発信力の強化に取り組んでいく。また、人が集まる講義やイベントが実施困難になっており、動画配信の需要が高まっていることから、公式YouTubeチャンネルの開設や動画の撮り方や編集方法についての研修を実施していく。 |  |
| ②まるっとアマガサキについて、掲載情報量の増加や、詳細な情報の掲載を可能とするため、紙媒体で発行していたものを市ホームページへ移行する。   |  |
| 【府内外連携型・市民協働型のシティプロモーション】  |  |
| ③「尼ノ国」サイトについて、引き続き「人」にフォーカスを当てながら、生活に直結した身近な情報やおすすめのスポット等も盛り込んだ発信内容にするなど、閲覧した人が次の行動に移しやすい共感できる内容を取り上げていく。また、引き続き検索エンジンにおいて上位表示させるための対策(SEO対策)として、調査・分析に基づき改修を実施するなど、掲載内容の工夫を行い、サイトの充実に向けて取り組む。             |  |
| ④地域振興センターと連携しながら、各地域で活動している人やその活動について情報発信をしていく。  |  |
| ⑥引き続き、行政と市民がともにまちの魅力や課題などを共有し、発信する大きさを学ぶ機会として研修を実施する。  |  |
| 【地域の歴史に親しむ機会の充実】   |  |
| ⑦文化財収蔵庫では、歴史博物館のPRを兼ねた市民向け講座と近隣市での講座を開催することに加え、中央図書館・尼崎城との連携事業を検討し実施する。学校教育を支援する事業は継続実施し、歴史博物館開館後は、館内での講座や体験学習会を実施すると共に学校団体を積極的に受け入れていく。   |  |
| ⑧田能資料館では、田能遺跡サポーター倶楽部と協働で古代のくらし体験学習事業を実施する。  |  |

| 主要事業の提案につながる項目 |  |
|----------------|--|
|                |  |

### 6 評価結果

- ・本市のイメージは、治安や環境などの課題解決に向けた長年の取組や、市制100周年や尼崎城の再建に関する様々な取組などの効果により、大幅に上昇している。
- ・引き続き、さらなるイメージ向上に向けて、民間事業者の支援を受けながら職員の意識改革を図るとともに、紙媒体のみならずWeb環境を通じた情報発信を戦略的に行うなど、まちの魅力の効果的な発信に取り組んでいく。
- ・また、まちの魅力を定住・転入の促進につなげていくため、今年度改定し、本市の多様な住宅地の特徴を生かしたプランディングなどを掲げる住宅マスタープランの取組に沿って、尼崎らしい暮らしぶりを「尼ノ国」サイトなどを活用して周知していく。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |            |      |   |
|------|------------|------|---|
| 施策名  | 14 魅力創造・発信 | 展開方向 | 02 尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人の交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。 |
| 主担当局 | 経済環境局      |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                       | 方向 | 目標値(R4)                |      | 実績値   |       |       |       |       |       |       | 進捗率(R1) |
|---------------------------|----|------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|                           |    | H25                    | H26  | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |       |         |
| A 市内の観光客入込客数              | ↑  | 280.0                  | 万人   | 209.1 | 211.0 | 231.2 | 240.3 | 228.1 | 242.5 | 259.7 |         |
| B 市内の観光客入込客数のうち、ホテル等宿泊者数  | ↑  | 50.0                   | 万人   | 32.7  | 36.5  | 41.1  | 41.2  | 44.0  | 44.8  | 43.7  |         |
| C 市内の観光客入込客数のうち、尼崎城有料入城者数 | ↑  | R1 15.7万人<br>R2～10.5万人 | 万人   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 14.6  |         |
| D 観光指針における重点取組地域の中心地の地価   | ↑  | 397                    | 千円／㎡ | 372   | 372   | 375   | 379   | 383   | 392   | 410   |         |
|                           |    |                        |      |       |       |       |       |       |       |       |         |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

行政が取り組んでいくこと ■観光地域づくりと市内外の交流促進

総合戦略 (5)

#### 【観光重点取組地域のまちづくり】

(目的)本市のイメージを一新する歴史・文化を取り込んだ観光施策を中心市街地である阪神尼崎駅周辺地区で展開するとともに、地域資源を活かした観光振興を進め、交流人口の増加や経済活性化、シビックプライドの醸成につなげる。

(成果)①(一社)あまがさき観光局や尼崎城址公園指定管理者が中心となり、民間事業者とも協働しながらイベント等を開催し、尼崎城来城者の獲得、地域の交流人口増加に向けて取組を実施した。新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年3月1日から臨時休館した尼崎城の有料入城者数は14.6万人と目標値を下回ったが、市内の観光客入込客数は259.7万人と前年度より增加了。(目標指標A・B・C・D)

②地域一体での観光地域づくりに向け、(一社)あまがさき観光局が中心となった観光プラットフォームを設置し、地域の観光関係者と取組方向や目的、各種データ等を共有しながら、観光に係る提案など意見交換を行った。(令和元年度2回開催)(目標指標A・B・C・D)

③全国城郭管理者協議会の研修会を本市で開催し、全国31城の城郭管理者と情報共有を図った。また、3都市4城連携の取組として、本市で「尼崎城ゆかりの城シンポジウム」を開催する等、他都市との連携の強化を図った。(目標指標C)

④尼崎城のPRとシビックプライドの醸成を目的に、市内小学生を尼崎城へ無料招待した結果、2,319人の入城があった。(目標指標C)

⑤尼崎城への新たな来城者を獲得するため、指定管理者による尼崎城公式サイトや公式SNS(フォロワー数:ツイッター493人、インスタグラム254人)を活用した情報発信のほか、「踊るあまがさき」(参加者1,700人)や「震えるあまがさき」(200人)等、話題性のあるイベントを実施することでPRを図った。(目標指標A・B・C)

⑥ツーリズムEXPOジャパン(4日間来場者数約15万人)やお城EXPO(2日間来場者数約1.8万人)への出展、韓国での商談会や台湾旅行博への参加等国内外での観光プロモーションを実施し、今後の来訪者やインバウンドの獲得に向けた布石とした。(目標指標A・B・C)

⑦尼崎城をはじめとする重点取組地域内の地域資源への円滑な案内及び誘導を目的とした「観光誘導サイン整備基本計画」に基づき、まずは阪神尼崎駅、寺町、尼崎城に総合案内サイン(2基)、エリアサイン(4基)、誘導サイン(4基)を設置した。(目標指標A・B・C・D)

⑧尼崎城天守の内部展示の更新や大規模修繕等に必要な財源の確保と、尼崎城への愛着、シビックプライドの醸成を目的とする「みんなが尼崎城主寄附制度」を新たに創設した。(令和元年度末時点41件188万円)(目標指標C)

⑨城内地区への来訪者を受け入れるため、令和2年10月に供用開始予定の城内地区駐車場の設置に向けた調整を行った(尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例を制定)。(目標指標A・B・C)

⑩開明庁舎の短期的な活用として、(公財)尼崎地域産業活性化機構が尼崎創業支援オフィス「アビーズ」や創業塾等卒業者のさらなるチャレンジの場として、事業者によるカフェの運営が開始できるよう同庁舎1階の一部を整備した。(目標指標A・B・C)

⑪尼崎城址公園内の桜園地整備のため、用地交渉を行い、一部の土地の買収がまとまった。(目標指標C)

(課題)①②新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、将来の観光需要回復に向けた方向性や取組を検討する必要がある。

①②令和2年10月にオープンする尼崎市立歴史博物館や寄贈を受けた尼子騒兵衛氏の資料展示など、関係部局が地域の観光関係者と密に連携し、重点取組地域の周遊につながる一體的な取組を行う必要がある。

③～⑥継続的に来訪者を獲得していくため、尼崎を中心とした地域資源の魅力を積極的かつ効果的にPRする必要がある。

⑧尼崎城天守の魅力向上や維持管理に寄与する寄附金の継続的な運用が図れるよう魅力的な基金活用や募集方法の検討が必要である。

⑨城内地区駐車場整備後の運用方法や施行規則等を関係部局と調整のうえ、定める必要がある。

⑩開明庁舎の空き床について、重点取組地域の拠点となる賑わいを創出するためのさらなる活用方法を検討していく必要がある。

⑪尼崎城址公園の用地交渉については、引き続き整備完了に向けて交渉を継続していく必要がある。

#### 【データに基づく観光プロモーション】

(目的)観光面での尼崎に対する評価や魅力の有無を検証するとともに、今後の施策展開にあたっての方向性やターゲットを定める。

(成果)⑫尼崎城をはじめとした重点取組地域内における来訪者の動向等を把握するため、地域内14か所に設置したWi-Fiパケットセンサー解析システムを活用した流動調査や、街頭調査を通して来訪者の移動状況や各施設での滞在時間、また通常時とイベント実施時の人の流れの違いを分析し、地域の人の流れを把握(可視化)することができた。(目標指標A・B・C)

(課題)①②⑫可視化されたデータから、人の周遊を促すための施策を検討・実施し、その結果や効果を地域で共有するとともに、PDCAを回していくことが必要である。

#### 【姉妹都市・友好都市との交流】

(目的)姉妹都市(アウクスブルク市)・友好都市(鞍山市)との友好交流を深め、本市における国際交流の発展に寄与することを目指す。

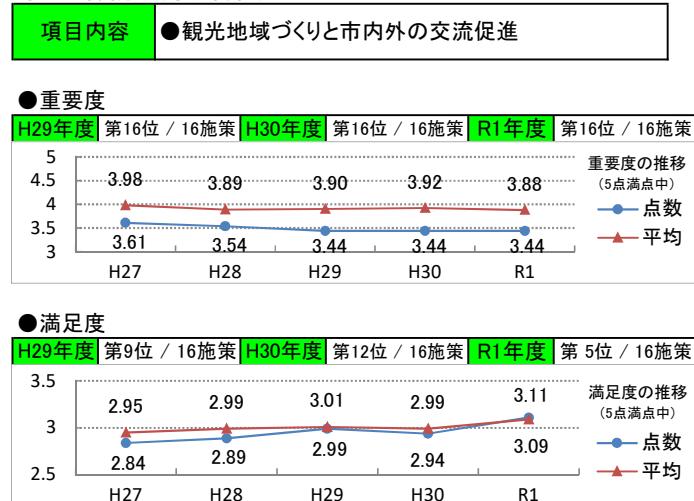
(成果)⑬「姉妹都市提携記念60周年記念事業」では、姉妹都市提携60周年記念式典に、尼崎市代表団を派遣するとともに、(一財)山岡記念財団の支援を受けて高校生吹奏楽部30人が現地高校生とともに演奏会を実施したほか、市民団などが記念式典などに参加し交流を深めた。友好都市鞍山市とは、尼崎市青少年使節団を鞍山市へ派遣し、卓球をテーマに交流したほか、両市青少年による芸術交流展を実施した。また、姉妹・友好都市交流活動を行った団員が「みんなのサマーセミナー」で成果を発表し、市民へ還元する機会を提供できた。

(課題)⑯姉妹都市・友好都市との交流については、使節団の派遣・受入以外の交流方法や交流成果の発信手法などを検討し、交流をさらに広げていく必要がある。

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| 1                   | 尼崎城址公園整備事業                    |
| 2                   | 城内まちづくり整備事業(駐車場整備・管理運営事業)     |
| 3                   | 尼崎城魅力向上事業                     |
| 4                   | 観光地域づくり推進事業(にぎわいづくり事業)        |
| 5                   |                               |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                               |
| 1                   | あまがさき観光局補助金(観光地域づくりの推進)       |
| 2                   | 姉妹・友好都市交流関係事業(姉妹都市提携60周年記念事業) |
| 3                   |                               |
| 4                   |                               |
| 5                   |                               |
| 平成30年度 主要事業名        |                               |
| 1                   | 尼崎版観光地域づくり推進事業                |
| 2                   | 尼崎版DMO設立事業                    |
| 3                   |                               |
| 4                   |                               |
| 5                   |                               |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

**【観光重点取組地域のまちづくり】**

①②(一社)あまがさき観光局にて登用する民間人材を中心に観光マネジメント機能を発揮し、地域の観光関係者との連携を強化していくとともに、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、観光客数の回復を図る取組に注力する。

①⑩開明亭舎の短期的な活用方法として、空き床を臨時的にイベント会場等で活用するなど、周遊の拠点となるよう賑わいを創出していく。

①②関係部局との連絡調整の場を設置するなど連携を密にし、10月に新しくオーブンする歴史博物館、寄贈を受けた尼子騒兵衛氏の資料展示など、地域一体となって来訪者を獲得し周遊を促していく取組を強化する。

①②⑥昨年度導入した多言語情報配信サービスを活用し、各種印刷物等と連動させ、外国人観光客の受入基盤を整備していく。

①⑧尼崎城魅力向上のため、基金を活用した展示の充実を図る。

⑦観光誘導サイン整備基本計画に基づき、連携取組により周遊を促す箇所を優先しサインを設置していく。

⑨城内地区駐車場を整備し、受付や徵収等の運用方法、施行規則を制定する。

⑪貢収が完了した公園北東部について、イベント等に応じて活用できるスペース及び桜園地を整備するほか、公園北側、東側の道路整備等を行う。また、未取得の計画地について、引き続き用地交渉を行う。

**【データに基づく観光プロモーション】**

⑫(一社)あまがさき観光局が登用する外部人材を中心に、観光のエリア戦略で定めるターゲットの獲得に向け、必要とするデータやその収集方法等を検討するとともに、指定管理者とも連携・役割分担を図り、尼崎城への来城者獲得及び地域への周遊促進につながる有効かつ効果的な事業を展開していく。

**【姉妹都市・友好都市との交流】**

⑬アウクスブルク市への尼崎市青年使節団の派遣については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて令和2年度は見送り、来年度実施する。また、鞍山市青少年使節団の受入れについても、今後両市で調整を図りながら見送る予定している。

⑯新型コロナウイルス感染症の状況について姉妹・友好都市と情報交換し、お互いの状況を知り励まし合うことによってさらに交流を深める。また、オンラインを使った姉妹都市交流も検討していく。

**6 評価結果**

・尼崎城については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で臨時休館したこともあり、目標の有料入城者数には届かなかったものの、様々な観光関連イベントを実施したことにより、多くの人の来城につながった。

・観光地域づくりの推進に向けては、新たに設置した観光振興課を事務局として、府内関係部局や関係団体による観光連携会議を立ち上げるとともに、(一社)あまがさき観光局において、民間人材の事業部長を採用するなど体制を強化した。

・今後は、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、本市や伊丹市など近隣5市による「日本酒」をテーマとしたストーリーの日本遺産への認定や歴史博物館の開館を機に、国・県の景気回復キャンペーンとも連携しながら、落ち込んだ観光客入込客数の回復や地域の周遊促進を図る取組を実施する。

・また、観光関連イベントについては、成果の検証に必要なデータを整理・収集し、事業目的ごとに費用対効果を統一的に検証することで、今後の尼崎城の来城促進や城内地区、寺町、中央・三和商店街といった「重点取組地域」の賑わいづくりへつなげていく必要がある。

**主要事業の提案につながる項目**

**【観光重点取組地域のまちづくり】**

①②③⑤新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、外国人観光客を含めた将来の観光需要回復に向け、国や県をはじめ、他都市、大阪観光局等の関係機関と連携した観光情報の発信や観光基盤の整備等を検討する。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |            |      |    |   |
|------|------------|------|----|---|
| 施策名  | 14 魅力創造・発信 | 展開方向 | 03 | まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促すとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。 |
| 主担当局 | 総合政策局      |      |    |   |

### 2 目標指標

| 指 標 名                              | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値     |         |         |         |         |         |         |  | 進捗率<br>(R1) |
|------------------------------------|-----|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|-------------|
|                                    |     | H25         | H26 | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2～R4   |         |  |             |
| A 尼崎市総合文化センター及び本市が実施した文化芸術事業への参加者数 | ↑   | 349,000     | 人   | 318,952 | 307,903 | 314,915 | 302,975 | 304,420 | 287,010 | 292,057 |  | 83.7%       |
| B 尼崎市総合文化センター稼働率                   | ↑   | 55.0        | %   | 41.0    | 40.0    | 46.0    | 46.0    | 45.0    | 42.5    | 38.4    |  | 69.8%       |
| C 若者支援を対象にした文化芸術事業への参加者数           | ↑   | 4,950       | 人   | 425     | 362     | 2,226   | 3,515   | 3,583   | 4,369   | 4,896   |  | 98.9%       |
| D 尼崎観光特使来庁回数(出席数)                  | ↑   | 18,000      | 回   | 1,842   | 3,467   | 5,611   | 8,282   | 9,675   | 10,732  | 14,311  |  | 79.5%       |
| E                                  |     |             |     |         |         |         |         |         |         |         |  |             |

### 5 担当局評価

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 行政が取り組んでいくこと ■新たな魅力づくりによる文化振興   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 ⑤ |
| 【文化活動の場づくり】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的) (公財)尼崎市文化振興財団を文化振興の中核と位置付け、市民の文化活動を推進することで、本市文化の向上発展を図り、まちの魅力と活力を高める。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果) ①文化振興を進めていく仕組みづくりとして、文化ビジョンに基づく事業評価や、新たに文化振興基金を活用した事業の実施に取り組んだ。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②(公財)尼崎市文化振興財団と連携し、同財団及び尼崎市総合文化センターの今後のあり方について検討を進める中で、総合文化センターの耐震化等の施設改修に向けた検討を行った。また総合文化センターにおいて開催した音楽・バレエ・演劇・古典芸能などの事業や、市展や文芸祭などの文化振興事業、本市の文化芸術事業を通じて市民の文化芸術体験や活動を支えるとともに、一般公開された尼崎城において、文化庁の文化芸術振興補助金を活用して尼崎城薪能を実施し、延べ1,200人が来場した。(目標指標A・B・C) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ③「第7回近松賞」受賞作品について、劇団「青年団」に制作を依頼し、上演する予定が、新型コロナウイルス感染予防のため延期となった。また白髪一雄発信プロジェクトとして、青森県立美術館で本市が共催して特集展示を行い、22,896人が来場、東京オペラシティアートギャラリーで開催の展覧会に特別協力として参加し、8,246人が来場した。(目標指標A)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ④市民芸術賞1名と文化功労賞2名を顕彰した他、若手芸術家を応援する第2回目の文化未来奨励賞を1名選定した。また、第1回目の文化未来奨励賞の受賞者の発表を行い、来場者数が9,906人であった。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題) ①本市の文化振興を進めていくため、平成30年度に創設した文化振興基金の周知に努める必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ②総合文化センターの耐震化等を進めていくため、施設整備の内容や手法、財源確保、効果的な運営などについて、引き続き財団と連携を図りながら、検討・調整を行い具体化していく必要がある。また総合文化センターの改修中及び改修後の文化事業の展開について検討する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ③海外でも評価の高い白髪氏の作品や本市に所縁の深い人物として、継続して全国にプロモーションしていく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ④市民に優秀な作品を目にする機会を提供するため、文化未来奨励賞の受賞者の発表の場や方法を検討する必要がある。また、市民をはじめ、広くPRしていく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| 【若者の夢の応援】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (目的) 若年層をはじめとした市民に芸術や地域文化を発信し、その魅力に触れてもう機会の充実を図ることで、次代の担い手を育成する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (成果) ⑤「ティーンズサポートチケットPR事業」では、公演数と共に内容もミュージカルなど若者が興味を持つものが増え、応募者数が107人に増加した。(目標指標C)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑥市・山岡記念財団・教育委員会の3者主催、尼崎市文化振興財団共催で、音楽家の大植英次氏が指導を行う公開レッスン＆コンサートを実施した。参加学生や来場者に対して、音楽のすばらしさを分かち合う機会を提供できた。(目標指標C)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑦「あまらぶアートラボ運営事業」では、展覧会を5回、関連イベントを11回、トークイベントを7回実施した。夏休みのグループ展では、来場者が写真を撮りたくなるような工夫を凝らし、SNS等で情報発信しやすい展示内容となった。また、来場者が作品に触れながら施設を周遊して楽しむ展覧会を開催した。その他、姉妹都市であるドイツのアウクスブルク市に若手アーティストを派遣し、世界へ飛躍するチャンスを提供できた。(目標指標C)                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑧「尼崎落研選手権」は11大学の落語研究会が腕を競い合い、若者のチャレンジを応援できた。地元ケーブルテレビで番組化した他、参加大学が小学校で授業を行い、子ども達が伝統芸能に触れる機会を提供した。また、キューズモールで学生寄席を企画していたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となった。(目標指標C)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑨市内在住の漫画家・尼子騒兵衛氏により描かれた原画や外国语に翻訳された漫画を中央図書館100周年記念として展示し、8,247人が訪れた。また「忍たま乱太郎」ゆかりの地名をめぐるファンへのおもてなしとして行ってきた「影の尼崎観光特使」は登録者数が8,000人となり新規登録を終了したが、「光の尼崎観光特使」の登録者数は1,299人となった。加えて、ミュージカル「忍たま乱太郎」尼崎公演やシールラリーの実施により、市外から多くの方が尼崎を訪れた。(目標指標C・D)            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| (課題) ⑦出張ワークショップは人気の企画となり、申込者が殺到したが、展覧会等アートラボの集客につながっていないため、興味を持ってもらう工夫をしていく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑧学生寄席が中止になったため、自宅でも楽しめるメニューについて検討する必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |
| ⑨尼子事務所が所有する資料の保存・活用についての協定を結び、集客を見据えたイベントや情報を発信していく必要がある。また「影の尼崎観光特使」の新規登録受付が終了したこともあり、今後来庁回数の増加率は減少していくことが見込まれる。引き続き尼崎を訪れる方に楽しんでいただくための運用方法の検討が必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                      |
|-------------|----------------------|
| 1           | 尼子騒兵衛作品等資料収集・調査・活用事業 |
| 2           |                      |
| 3           |                      |
| 4           |                      |
| 5           |                      |

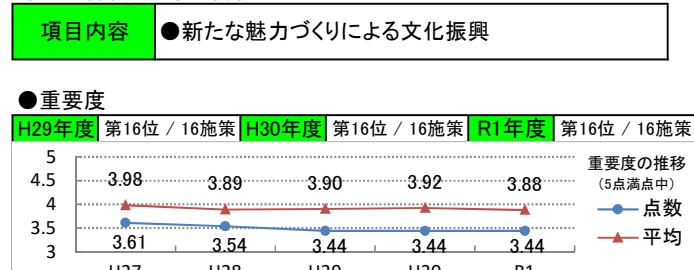
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1                   | 郷土画家「白髮一雄」発信プロジェクト事業 |
| 2                   |                      |
| 3                   |                      |
| 4                   |                      |
| 5                   |                      |

| 平成30年度 主要事業名 |             |
|--------------|-------------|
| 1            | 若者の夢創造・発信事業 |
| 2            |             |
| 3            |             |
| 4            |             |
| 5            |             |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |  |
|---|--|
| <b>【文化活動の場づくり】</b><br>①文化振興を着実に推進していくため、文化振興基金のPRに取り組む。<br>②総合文化センター耐震化等の着手に向け、整備内容や手法について調整するとともに、指定管理者制度導入や、今後の文化事業の展開等について財団と協議・検討を進める。<br>③白髮一雄発信プロジェクトとして、高松市美術館での特集展示を行う。<br>④文化の担い手である子供たちを対象としたプログラムを検討し、ワークショップや公開制作等を行うよう調整する。  |  |
| <b>【若者の夢の応援】</b><br>⑦新型コロナウイルス感染症の状況に注視しながら、引き続き地域での出張ワークショップやオンライン展示A-Lab@Homeも実施しながら、アートに身近に触れていただく機会を提供し、展覧会にも興味を持って来てももらえるようなPRに努める。<br>⑧市内小学校の他に、オンラインで寄席を発信するなど自宅でも楽しめる寄席も発信していく。またショッピングセンターなど学生寄席を披露する機会を設ける。<br>⑨全国で初めてとなる尼子騒兵衛氏に焦点を当てた展覧会の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により来年度に延期し、今年度はより効果的な展覧会となるよう準備を進める。また光と影の尼崎観光特使のほか、忍たま乱太郎グッズ展やトークイベントなど尼崎を訪れる方に楽しんでいただくメニューを検討する。 |  |

| 主要事業の提案につながる項目 |  |
|----------------|--|
|                |  |

### 6 評価結果

|   |
|---|
| ・文化振興については、コロナ禍の取組としてオンライン展示A-Lab@Homeを実施した経験を活かし、Web環境を通じた情報発信を、本市の文化・芸術・芸能の新たなPR手法として位置づけ、今後の文化事業の実施における活用を検討するとともに、観光施策においても同様の情報発信手法について検討していく。<br><br>・また、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めつつ、尼子騒兵衛展を開催するなど、全国へ尼崎の魅力・文化資源を発信し、市内外の交流や観光地域づくりを促進する取組を進めていく。 |
|---|

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |            |      |  |
|------|------------|------|--|
| 施策名  | 14 魅力創造・発信 | 展開方向 | 04 まちの歴史とともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。 |
| 主担当局 | 教育委員会      |      |  |

### 2 目標指標

| 指 標 名                       | 方 向 | 目標値<br>(R4) | 実績値    |        |        |        |        |        |        |       | 進捗率<br>(R1) |
|-----------------------------|-----|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------------|
|                             |     |             | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2～R4 |             |
| A 歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数 | ↑   | 4,792 人     | 2,746  | 3,204  | 3,629  | 3,699  | 3,187  | 2,566  | 1,791  |       | 37.4%       |
| B 文化財収蔵庫での展示会の観覧者数          | ↑   | 20,000 人    | 1,228  | 10,579 | 11,397 | 13,081 | 12,721 | 8,309  | 3,119  |       | 15.6%       |
| C 田能資料館での展示会の観覧者数           | ↑   | 28,000 人    | 12,600 | 11,685 | 29,625 | 26,003 | 28,782 | 23,294 | 25,261 |       | 90.2%       |
| D 地域研究史料館相談利用(レファレンス)人数     | ↑   | 2,345 人     | 1,877  | 2,201  | 2,442  | 2,495  | 2,345  | 2,330  | 1,907  |       | 81.3%       |
| E 地域研究史料館講座・自主グループ参加人数      | ↑   | 1,212 人     | 870    | 848    | 820    | 977    | 1,167  | 1,076  | 1,014  |       | 83.7%       |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)令和元年度実施内容を記載)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと ■歴史遺産等の保存と活用   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【魅力ある展示事業の展開】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開することで、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高め、シックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)①文化財収蔵庫は通年で休館中のため、総合文化センターや尼信会館を会場として所蔵資料を活用した展示会を開催し、田能資料館では特別展1回と企画展2回を開催した。また、令和2年度の歴史博物館開館記念展の準備のため、展示資料の借用予定先で調査を行った。(目標指標B・C)                                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)①歴史博物館の常設展示については、リピーターの獲得に向けて魅力ある展示とする工夫が必要であり、特別展・企画展については、これを自らとして市内外から多数の来訪者が訪れるような工夫が必要である。田能資料館については歴史博物館の分館としての位置づけから、歴史博物館と連携した活動が課題である。                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【市民と共に歩む博物館の構築】   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)歴史博物館・田能資料館の活動に参画するボランティアを積極的に養成し、市民グループとの協働も図りながら、市民と共に歩む博物館を創出していく。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)②文化財収蔵庫は休館中であるが、仮事務所で行うことができる活動や、学校等に出向いて行う活動には市民ボランティアの積極的な参画を得た。地域研究史料館では、史料整理・活用を市民ボランティアとの協働で行った。田能資料館では、田能遺跡サポートー俱楽部との共催で企画展を開催するなどの活動を行った。(目標指標A)               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)②歴史博物館開館後のボランティア養成や市民協働のあり方及び活性化、並びに持続可能な形態について検討する必要がある。また、ボランティア活動や市民協働の成果を広く発信していく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【歴史遺産の保存と活用】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)③市内の指定・登録文化財件数は計116件(市指定が3件増)、文化財収蔵庫が所蔵する歴史博物館資料は27,199点(32点増)、地域研究史料館が所蔵する史料は329,713点(3,513点増)となった。史料のデジタル・アーカイブ化の一環として、新市史『たどる調べる尼崎の歴史』をWeb上で公開する準備に取り組んだ。(目標指標D・E) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④富松城跡を活かすまちづくり委員会との共催によるウォーキングイベントを実施し、富松城跡の歴史遺産としての情報発信に努めた。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)③歴史的公文書等の保存・公開・活用について、全般的な公文書管理の見直しが必要である。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④富松城跡の歴史遺産としての価値の発信・保存活用のあり方について、市民グループや学校等と連携して検討していく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【城内地区の魅力向上と歴史文化を活かす取組】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)歴史博物館と尼崎城、中央図書館の連携による都市魅力の向上と交流人口の増加に向けた歴史文化遺産を活かす取組を推進する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑤歴史博物館の整備工事を進め、令和2年3月に整備工事が竣工した。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑤城内地区の魅力向上と歴史文化を活かすまちづくりを進めていくために歴史博物館として何ができるのか、尼崎城や中央図書館、市の観光部門やあまがさき観光局、城内地区的学校、民間事業者、地域住民などどのように連携していくのかを検討する必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                        |
|-------------|------------------------|
| 1           | 城内まちづくり整備事業(歴史博物館開館事業) |
| 2           |                        |
| 3           |                        |
| 4           |                        |
| 5           |                        |

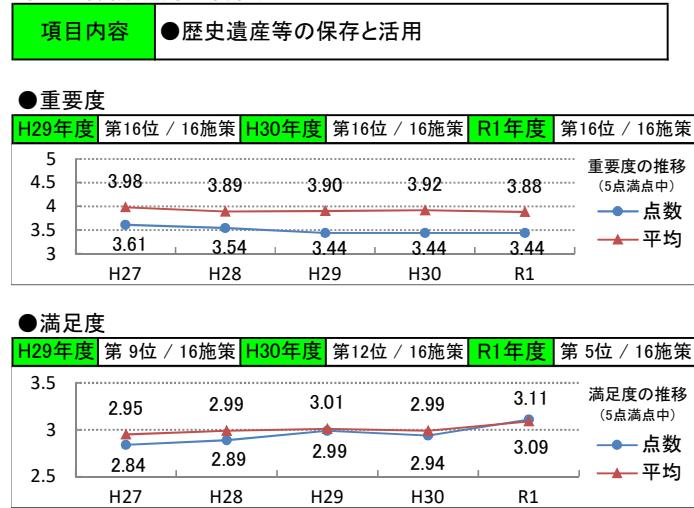
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 1                   | 城内まちづくり整備事業(新博物館開館準備事業) |
| 2                   |                         |
| 3                   |                         |
| 4                   |                         |
| 5                   |                         |

| 平成30年度 主要事業名 |             |
|--------------|-------------|
| 1            | 城内まちづくり整備事業 |
| 2            |             |
| 3            |             |
| 4            |             |
| 5            |             |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【魅力ある展示事業の展開】  
①文化財収蔵庫の建物を改修し、令和2年10月10日に歴史博物館として開館する。歴史博物館の魅力ある常設展示を構築するため、専門業者への委託により展示パネル等を製作する。また、開館に先立ちPRを兼ねた企画展を総合文化センターで開催するとともに、開館記念事業として歴代尼崎藩主の業績を紹介する特別展を開催する。田能資料館では開館50周年を記念した特別展を開催する。

【市民と共に歩む博物館の構築】  
②文化財収蔵庫・地域研究史料館において実施してきたボランティア活動を、歴史博物館の活動でも継続すると共に、ボランティア参加者の意見も聞きながら新たなボランティア活動についての検討を開始する。田能資料館では、田能遺跡サポート俱楽部の活動の範囲を拡充し実施する。

【歴史遺産の保存と活用】  
③史料の保管スペースの確保や、未整理重要文書群の活用・公開、デジタル・アーカイブ化などについて、公文書管理のあり方も含め引き続き検討していく。  
④富松城跡について、富松城跡を活かすまちづくり委員会との共催によるウォーキングイベントを引き続き開催するとともに、地域の学校における学習素材として富松城跡の活用についての検討を行う。

【城内地区の魅力向上と歴史文化を活かす取組】  
⑤歴史博物館の前庭・公開空地の整備工事を行い、歴史博物館と中央図書館・尼崎城との間の遊歩道を整備する。また、歴史博物館の10月からの開館に合わせ、中央図書館・尼崎城との連携事業を検討し実施する。

**主要事業の提案につながる項目**

【城内地区の魅力向上と歴史文化を活かす取組】  
⑤小学校において、尼崎の歴史や文化財を学ぶ機会の提供に取り組む。

・歴史博物館においては、これまで収集してきた多くの歴史的古文書等を広く市民に公開し、本市の歴史を学べるよう、魅力ある常設展示や企画展を実施する。

・近現代史については観るだけでなく、自ら考えてもらえるようワークショップの実施や理解を促す展示にするなど工夫を施す。また、歴史博物館の展示をきっかけに市内の歴史・文化の拠点施設を周遊し、継続して学べる機会を提供していく。

・尼崎地域史事典(アペディア)などのWebコンテンツについても、多くの人に利用してもらえるようリンクによる誘導や周知方法を工夫し、効果的な学びにつなげる。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |            |      |   |
|------|------------|------|---|
| 施策名  | 15 環境保全・創造 | 展開方向 | 01 環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。 |
| 主担当局 | 経済環境局      |      |   |

## 2 目標指標

| 指 標 名                          | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値   |       |       |       |       |       |       | 進捗率<br>(R1) |
|--------------------------------|-----|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
|                                |     | H25         | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |       |             |
| A 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合       | ↑   | 70.7        | %   | 61.0  | 44.2  | 64.5  | 66.0  | 66.0  | 64.4  | 62.6  | 88.5%       |
| B エコあまフェスタ参加者数                 | ↑   | 2,943       | 人   | 2,600 | 1,300 | 2,835 | 2,002 | 2,715 | 1,961 | 2,531 | 86.0%       |
| C あまがさき環境オープンカレッジ主催事業・連携講座参加者数 | ↑   | 3,286       | 人   | 757   | 1,049 | 2,003 | 2,160 | 2,501 | 8,513 | 8,448 | 100%        |
| D 尼崎21世紀の森づくりに関する活動の取組数        | ↑   | 225         | 回   | 117   | 152   | 190   | 188   | 204   | 194   | 165   | 73.3%       |
| E 尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度       | ↑   | 30.0        | %   | —     | —     | —     | —     | —     | 22.5  | 18.5  | 61.7%       |

## 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと  | ■環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成 |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 | — |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【環境保全の啓発・活動支援事業】  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・環境への負荷低減に向けて、市民の環境への意識の醸成を図るとともに、自ら主体的に行動する市民を育てる。   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・市民主体の活動を活性化させていくため、環境活動に取り組む人やグループ、事業者を支援すると共に、団体間のネットワークを形成する。  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)①「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」における講座、イベントの参加者数は10,979人(うち、エコあまフェスタ参加者数2,531人)であり、昨年度と同水準を維持しており、目標値を大きく上回った。また、尼崎城の一般公開を機に、既存講座である「環境学習バスツアー」のプログラムに尼崎城の見学も盛り込む等、環境学習と市内観光を組み合わせることで市の魅力を感じ、シビックプライドの醸成につなげることができた。あまがさき環境オープンカレッジの事業局委託については、令和元年度で提案型事業委託の最終年度を迎えるため、協働推進課や同実行委員会等とも協議を重ね、協働による事業実施について検討した。また、小学校向け環境教育プログラムである「あまっこエコライフチャレンジ」については、学校現場のニーズを踏まえ、環境部内の他の環境教育プログラムとの統合に向け検討・調整を行った。(目標指標A・B・C) |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」における「環境活動団体ミーティング」では、市内各地区で「打ち水大作戦inあまがさき」等を実施し、参加した各団体と振り返りを兼ねた「打ち水サミット」を開催することで、市民団体に加え、民間企業を巻き込んだネットワークの形成が図られた。これらの活動により、これまでに287団体との連携が生まれ、うち新規連携団体数は24団体となった。(目標指標A)  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③「クールチョイス推進事業」については、あまがさき環境オープンカレッジと協力し、温暖化対策推進事業にて実施した地域通貨ポイントの普及啓発を通じて、参加者一人ひとりへ「地球温暖化対策につながる、暮らしの中の賢い選択」であるクールチョイス行動を促した。また、市民まつりや夏休みこども映画会など地域に根差したイベントを実施し、「暮らしと温暖化」の関係について説明を行い、クールチョイス行動を幅広い世代に呼びかけた。(参加者総数4,136人)   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④子どもごみマイスター制度については、ごみの分別や3Rの推進等をテーマとした講座を15校で実施した。また、令和2年度以降のあり方については、教育委員会とも連携しつつ、環境部内において環境教育の統合に向け検討・調整を行った。   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)①あまがさき環境オープンカレッジについては、引き続き参加者の意識・行動の変化に結びつくよう質の向上に取り組むとともに、参加者が実践者として主体的に行動できるような仕組みづくりが必要である。  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③クールチョイスの推進については、市民一人ひとりに伝わるよう、ターゲット層を明確にし、効率的、効果的な啓発を実践する必要がある。  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【尼崎21世紀の森構想推進】  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)臨海地域(運河含む)を魅力と活力のあるまちに再生する。   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑤情報発信においては、臨海部で行われる各種イベントのチラシやポスターを若年層を対象として、私立幼稚園・認定こども園(24園)に配布したほか、生涯学習プラザやサービスセンター等に設置した。(目標指標D・E)  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥従来は、ファミリー層向けのイベント「運河博覧会(うんぱく)」を週末に実施していたが、令和元年度より、平日の金曜日に開催日を変更し、運河周辺企業の会社員にも気軽に参加してもらえるような、大人向けのイベント「キャナルフライデー」を試行した。(参加者総数600人) 参加者へのエピソード評価(アンケート)の結果、「体が動かせる」「非日常がある」の項目において参加者の評価が高く、カラオケや飲食をすることで夜の運河の楽しみ方を提供することができ、好評であった。(目標指標D)  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑤これまでのアンケート調査結果では、依然として認知度が低いことから、子育て世代への効果的な情報の発信が必要である。   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【運河における環境学習】  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)運河という資源を生かし、その魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成果)⑦「小学校向けの環境体験学習」に加え、中学生を対象とした「トライやるウィーク実施校向け環境体験学習」「中学生版キャナルガイド養成講座」を試行し、S級認定された中学生8人が実際に尼崎運河の案内を行った。(2回) また、次年度の参加校の拡大を図るために、令和2年度版「環境学習プログラム紹介冊子」に、尼崎運河環境体験事業を掲載し、尼崎市内の学校等136か所に配布した。(目標指標E)   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑧運河までの交通手段の課題対策として、兵庫県と調整を行い、サイクルツーリズムの神戸・阪神南地域ルートに、県立尼崎の森中央緑地尼崎スポーツの森を含むルートを追加し、周知を図った。(目標指標E)   |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑨尼崎キャナルガイドの会の運営や事業の支援を行い、従来の「キャナルウォーク」の実施(3回)と小学生向けの環境体験学習のサポートに加え、オープンキャナルデイの参加を通じ、より様々な世代に運河と臨海地域の魅力についてPRを行った。(参加者総数104人) (目標指標E)  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)⑦「かんきょうモデル都市 あまがさき探検事業」の廃止に伴い、環境体験学習の受講校数が減少しないよう個別にPRを行ったが、参加校は減少したため、受講校数を増やすための新たな取組が必要である。  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑧自転車での来場を促すために、引き続き、県が主催する事業と連携し、周知を図る必要がある。  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑨尼崎キャナルガイドの会の活躍する場をより一層増やす必要がある。  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |      |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 1           | 環境保全の啓発・活動支援事業(あまがさき環境教育プログラムの実施) |
| 2           |                                   |
| 3           |                                   |
| 4           |                                   |
| 5           |                                   |

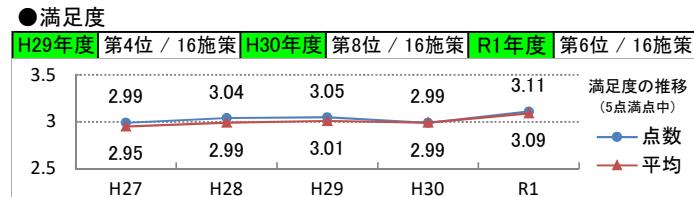
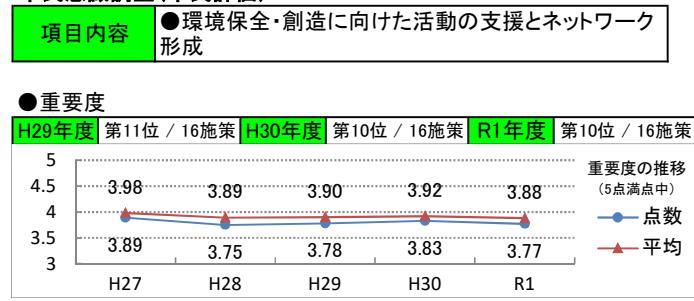
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

| 平成30年度 主要事業名 |                            |
|--------------|----------------------------|
| 1            | 環境活動の活性化と情報発信(クールチョイス推進事業) |
| 2            |                            |
| 3            |                            |
| 4            |                            |
| 5            |                            |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| <b>【環境保全の啓発・活動支援事業】</b>   |
| ①「あまがさき環境オーブンカレッジ推進事業」では、事務局委託を協働契約として締結し、引き続き環境学習と市内観光を組み合わせるなど、尼崎市の魅力を感じ、シビックプライドの醸成を図ることができるような講座づくりを目指す。また、あまがさき環境オーブンカレッジ事業への参加をきっかけとし、参加者が実践者として地域で活動できるよう、市民や市内団体への支援を強化する。          |
| ③地球温暖化対策に資する行動が市民生活にさらに定着するよう、引き続き、イベント等を実施することに加え、「温暖化対策推進事業」と連携しながら、ターゲット層を明確にした上で、より効率的、効果的な啓発を行う。   |
| ④温暖化対策、資源循環、公害問題や環境モデル都市といった環境の取組を統合した「あまがさき環境教育プログラム」を作成し、令和3年度からの本格運用を目指して試行的に実施する。   |
| <b>【尼崎21世紀の森構想推進】</b>   |
| ⑤イベント情報の発信について、チラシの設置に加え新たに市ホームページやSNS等で随時発信していく。   |
| <b>【運河における環境学習】</b>   |
| ⑦若年層の認知度向上のため、昨年度より試行している中学生を対象とした「中学生版キャナルガイド」、「トライやるウィーク実施校向け環境体験学習」を引き続き試行し、また令和2年度より「小学生運河域バスツアー」を新たに試行することで、さらなる若年層の認知度向上を図る。また、小学生向け環境体験学習の周知拡大を図り、次年度に向け関係部局とも連携し教育現場へのアプローチ手法を検討する。 |
| ⑧交通手段として、神戸・阪神南地域ルートの利用をきっかけに、尼っ子リンリンロードも知つてもらい、尼崎運河での自転車利用の促進を図る。  |
| ⑨尼崎キャナルガイドの会の方々が、運河や環境活動に関するイベント参加において、より様々な世代に運河周辺地域の歴史・環境・防災・文化等をPRする機会を増やす。  |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
|                |

- ・小学校向け環境教育プログラムの作成にあたっては、関係部局や関係団体とも広く連携して、総合的かつコンパクトなものとなるよう取り組む必要がある。
- ・また、限られた「総合学習」の時間のみならず、「社会」「理科」「道徳」など教科の時間も活用できるプログラムとなるよう、教育委員会とも連携して取り組む。
- ・あわせて、10月に開館する歴史博物館は本市が公害と向き合ってきた歴史も学べる施設であり、同館での活用も視野に入れて取り組む。

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |            |      |   |
|------|------------|------|---|
| 施策名  | 15 環境保全・創造 | 展開方向 | 02 市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしきみへと転換する取組を進めます。 |
| 主担当局 | 経済環境局      |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名                   | 方向 | 目標値<br>(R4)        |       | 実績値     |         |         |         |         |              |         | 進捗率<br>(R1) |
|-----------------------|----|--------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|---------|-------------|
|                       |    | H25                | H26   | H27     | H28     | H29     | H30     | R1      | R2～R4        |         |             |
| A 市内における二酸化炭素の年間排出量   | ↓  | 3,340<br>(令和2年度)   | 千t/年  | 3,513   | 3,225   | 3,120   | 3,271   | 3,039   | 2,654<br>速報値 | -       | —           |
| B 市内民生家庭+業務部門二酸化炭素排出量 | ↓  | 746<br>(令和2年度)     | 千t/年  | 1,212   | 1,203   | 1,114   | 1,183   | 1,079   | 900<br>速報値   | -       | —           |
| C 焼却対象ごみ量             | ↓  | 136,299<br>(令和2年度) | t     | 141,043 | 138,217 | 137,473 | 135,525 | 134,598 | 136,907      | 134,041 | 100%        |
| D 1日1人当たりの燃やすごみ量      | ↓  | 480<br>(令和2年度)     | g/人・日 | 488     | 483     | 471     | 458     | 461     | 462          | 457     | 100%        |
| E 行政処分件数              | →  | 0                  | 件/年   | 0       | 3       | 1       | 1       | 0       | 0            | 1       | 0%          |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|   |      |   |
|---|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■ 地球温暖化問題への対応  | 総合戦略 | ⑥ |
| 【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】  |      |   |
| (目的)脱炭素社会の実現に向け、まずは尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づき市域内で排出されるCO2排出量の削減に努める。  |      |   |
| (成果)①平成30年度に新たに策定した「尼崎市地球温暖化対策推進計画」の周知や「地球温暖化対策につながる、暮らしの中の賢い選択」であるクールチョイスの推進等を目的に「クールチョイスシンポジウム」を開催し、212人の参加があった。シンポジウムでは参加型のパネルディスカッションを実施したことなどにより、開催後のアンケートで参加者の8割以上が今後クールチョイス行動を実践すると回答し、市民の行動変容の促進に一定の効果が見られた。                                  |      |   |
| (②シンポジウム開催と同時に「地域通貨を活用したクールチョイス推進事業」を開始した。初年度は、まずは市民に制度を知つてもらうことが重要であることから、市が広報を行つだけでなく、地域通貨ポイントの運営事業者やあまがさき環境オーブンカレッジ、家電量販店等の民間事業者等と連携しながら制度の周知を行うなど、より効果的なクールチョイスの普及に努めた。しかしながら、事業開始時期が当初の予定より遅れたことなどからポイント付与合計件数4,200件の目標に対し、実績は931件であった。(目標指標A・B) |      |   |
| (③民生家庭部門のCO2排出量削減を目的として、「尼崎版スマートハウス普及促進事業」を開始し、83件の目標を上回る106件の補助を行つた。ゼロエネルギー住宅(ZEH)及びスマートハウスが市内に普及したことで、今後、毎年約82tのCO2排出量の削減が見込まれるとともに、災害に強いまちづくりにも寄与する結果となった。(目標指標A・B)  |      |   |
| (課題)①②クールチョイスに関しては、市民へ広く周知するとともに、さらにその生活の中に根付かせていくことが重要であり、「地域通貨を活用したクールチョイス推進事業」を含め、年間を通じてより効果的な啓発を行つて必要がある。   |      |   |
| (③民生家庭部門のCO2排出量削減策として、「尼崎版スマートハウス普及促進事業」による戸建て住宅への対策に加え、集合住宅への対策と両輪で進めていく必要がある。また、民生家庭部門だけでなく、産業・業務部門のさらなる削減に資する事業者向けの取組や、新たな計画の取組方針に掲げられた、効率的なエネルギー利用のできる都市への転換を目指した取組についても検討する必要がある。  |      |   |

|  |      |   |
|--|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■ 循環型社会の形成  | 総合戦略 | — |
| 【ごみの減量・リサイクル】  |      |   |
| (目的)ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみ処理施設等の更新にあわせ集約化を図るなど、効果的かつ効率的なごみ処理体制を構築する。  |      |   |
| (成果)④引き続きごみの減量対策を行つた結果、焼却対象ごみ量は前年度比2,866tの減となった。さわやか指導員制度については、市民参加のすそ野の拡大となるように選任方法の見直しを実施した。また、一般廃棄物処理基本計画の改定について、環境審議会への諮問や市民・事業者から意見聴取を行い、課題抽出と今後の方向性の検討を行つた。(目標指標C・D) |      |   |
| (⑤災害廃棄物処理計画の策定に向け、大規模災害時に大量発生する廃棄物に係る処理フローや仮置場の選定方法等の検討を行つた。   |      |   |
| (⑥業務の効率化・合理化を図るため、令和3年度のじんかい収集業務委託の契約更新時期に合わせ、直営体制を見直し、委託比率の拡大を行うことで、より効率的な業務執行体制の構築をしていくこととした。  |      |   |
| (⑦今後耐用年数を迎えるごみ処理施設等の計画的な更新等のため、平成30年度に策定した「施設整備基本構想」を基に、処理方式、環境保全目標値及び事業方式等を具体化した計画である「施設整備基本計画」を策定した。また、ごみ処理施設の更新のため「尼崎市一般廃棄物処理施設整備等基金」を設置し、計画的に資金の積立を行うこととした。            |      |   |
| (課題)④ごみ処理施設の更新等に向けて、新たなごみの減量目標と目標達成に向けた施策を定める必要がある。また、プラスチックごみ問題等の廃棄物に係る新たな課題への取組を進めていく必要がある。  |      |   |

|   |      |   |
|---|------|---|
| 行政が取り組んでいくこと ■ 生活環境の保全  | 総合戦略 | — |
| 【環境監視、規制・指導】  |      |   |
| (目的)大気汚染、水質汚濁等の常時監視を継続して行うことにより市内の環境の状況を把握するとともに、工場、解体等工事現場や産廃処理業許可業者等への立入りを継続することで公害の未然防止に努め、また、市民からの相談や苦情についても解決に向けて取り組む。   |      |   |
| (成果)⑧事業所、工事現場等への立入調査や市内パトロールを継続して行つたことにより、改善命令等の行政処分はなかったが、欠格要件に該当する産業廃棄物処理業許可の取消が1件あった。また、石綿含有建材の見落としを防ぐため把握できる全ての解体現場に立入り、さらに、飛散性石綿含有建築物等の解体・改修工事では中間検査、完了検査を実施するなど現場指導を強化した。なお、令和元年度に改正土壤汚染対策法が施行されたことから、事業者向けの手引きを整備した。(目標指標E)              |      |   |
| (⑨高濃度PCB廃棄物の期限内処理に向け、PCB廃棄物の適正処理に係るパンフレットを関係団体へ配付するとともに、市報にて広報した。また、PCB掘り起こし調査の結果を精査し、保有の可能性が高い事業者に対し電話による追跡調査や現地確認を行つた結果、新たに62事業所のPCB廃棄物の発掘に至つた。さらに、PCB掘り起こし調査に係る未回答者に対しては、環境省の調査マニュアルに基づき最終通告を発送した。なお、市内保有高濃度PCB廃棄物については、処理計画に基づき、適正処理を進めている。 |      |   |
| (課題)⑧石綿対策を強化する大気汚染防止法の改正が令和2年度に予定されており、事業者へ周知を図る必要がある。また、災害時に備えた石綿の飛散防止対策を検討する必要がある。  |      |   |
| ⑨高濃度PCB廃棄物の処理期限は令和2年度までであることから、保有事業者については期限内処理を完遂させる必要がある。  |      |   |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 1           | 一般廃棄物処理施設整備等基金積立金                 |
| 2           | 次期焼却施設等整備事業                       |
| 3           | 温暖化対策推進事業(スマートハウス・スマートマンション等普及促進) |
| 4           | さわやか指導員制度事業費                      |
| 5           | 温暖化対策推進事業(エネルギーの地産地消促進事業)         |

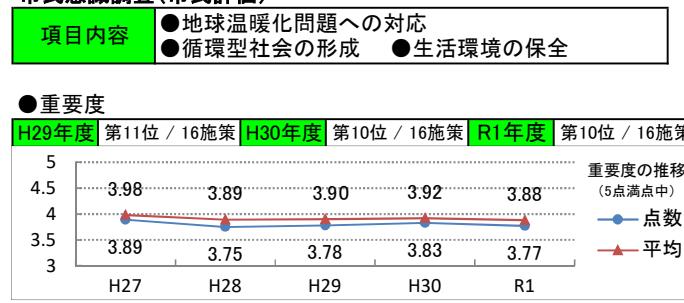
  

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| 1                   | 温暖化対策推進事業(クールチョイスの推進)              |
| 2                   | 温暖化対策推進事業(スマートハウス・スマートコミュニティ等普及促進) |
| 3                   | 廃棄物受入れ業務の一部見直し                     |
| 4                   |                                    |
| 5                   |                                    |

| 平成30年度 主要事業名 |             |
|--------------|-------------|
| 1            | 次期焼却施設等整備事業 |
| 2            | 計量業務の見直し    |
| 3            |             |
| 4            |             |
| 5            |             |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和2年度の取組**

【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】

①②クールチョイスのさらなる推進に向け、ターゲット層の明確化やそれに合わせた適切な広報媒体の選択等により、まずは行動変容のきっかけとなる情報が確実に市民に届くよう工夫しながら啓発を行う。

③マンション建設等を行う開発業者等を対象に、環境・経済・社会の3側面の要素を備えた取組を「SDGsスマートマンション」として認定し支援する。また、エネルギー地産地消の実現に向け、クリーンセンターの廃棄物発電による余剰電力の一部を市内事業者に融通し、脱炭素経営やSDGsの取組に対し支援を行うことで、産業部門や民生家庭・業務部門のCO2排出量削減を目指す取組について、令和3年度の事業開始に向けた準備を行う。

**【ごみの減量・リサイクル】**

④現第1工場の確実な廃止とごみ処理施設の更新を見据えごみの減量を推進するとともに、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化等に対応する新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する。

⑤災害時の処理対策等を取りまとめた災害廃棄物処理計画を策定する。

⑥令和3年度からのじんかい収集業務委託に向けて、債務負担行為により指名競争入札を行い、業者を選定する。

⑦「施設整備基本計画」を基に、一般廃棄物処理基本計画で新たに定める減量目標と整合を図り、新施設建設に係る施設整備基本設計及び環境影響評価等を実施する中で、必要な施設規模の見直しを行う。

**【環境監視、規制・指導】**

⑧災害時における石綿飛散防止について、石綿の技術者が所属する団体との協定を締結する。また、引き続き立入調査や市内パトロールによる監視を行い、法令違反等による環境汚染の未然防止に努める。

⑨令和2年度末の期限内処理に向け、固定資産税納税通知書にPCB廃棄物の期限内処理に係る通知を同封し、併せて、個別訪問・現地確認等を行い、事業者による期限内処理を徹底させる。

- ・クールチョイスについては、「省エネ家電に買い替える」「公共交通機関を使う」など、具体的な行動を分かりやすく周知し浸透させていく必要があり、今後はSDGs地域ポイント制度も活用するなかで、取組を進めていく。
- ・クリーンセンターの廃棄物発電で生じたCO2排出係数ゼロのクリーンなエネルギーについては、まずは歴史博物館や尼崎城といった公共施設において活用するとともに、市内事業者への積極的な活用を促していく。
- ・また、公共施設での活用にあたっては、来館者の環境学習・意識啓発につながるような取組も実施していく。
- ・ごみ減量に関しては、新ごみ処理施設の適正な施設規模の実現に向けて、生産・流通過程における発生・排出のさらなる抑制に取り組むなど、環境のみならず経済の側面からも取組を推進していく。

**主要事業の提案につながる項目**

【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】

③クリーンセンターの余剰電力の融通について、令和3年度から本格実施する。また、事業の実施状況等を踏まえ、市内の固定価格買取制度(FIT)期間終了後の電力の買取りなど、当事業における電源の拡大を目指した検討を行うとともに、他施策との連携を図る。

③尼崎市省エネ診断員登録制度について、関連する事業の所管課とも連携しながら見直しを図る。

**【ごみの減量・リサイクル】**

④新たに策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、減量目標達成のための家庭系ごみ及び事業系ごみの減量施策を検討する。

⑥委託比率の拡大に伴う市保有の環境性能車両の減少を補うため、民間のごみ収集運搬事業者への環境性能車両の導入促進策を検討する。

⑦施設整備基本設計及び環境影響評価を実施し、事務所棟等建設工事の事業者選定を行っていく。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |            |      |  |
|------|------------|------|--|
| 施策名  | 15 環境保全・創造 | 展開方向 | 03 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。 |
| 主担当局 | 経済環境局      |      |  |

### 2 目標指標

| 指 標 名                    | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率<br>(R1) |
|--------------------------|-----|-------------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|-------------|
|                          |     | H25         | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |             |
| A 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合 | ↑   | 70.7        | %   | 61.0 | 44.2 | 64.5 | 66.0 | 66.0 | 64.4  | 62.6 | 88.5%       |
| B 市内農地面積                 | →   | 79          | ha  | 97   | 95   | 93   | 91   | 89   | 87    | 86   | 100%        |
| C 農業公園ボランティアの活動延べ人数      | ↑   | 100         | 人   | 54   | 54   | 63   | 73   | 233  | 223   | 130  | 100%        |
| D                        |     |             |     |      |      |      |      |      |       |      |             |
| E                        |     |             |     |      |      |      |      |      |       |      |             |

### 5 担当局評価

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行政が取り組んでいくこと ■自然環境・生物多様性の保全創出   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総合戦略 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【身近な生物と生態系の保全】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | —    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)身近な生き物や自然に対して興味を持つことにより、自然環境及び生物多様性の保全を推進する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成績)①「あまがさき環境オーブンカレッジ推進事業」において、農業公園でヒメボタルの幼虫調査や生息環境の保全、尼崎の森中央緑地で森の手入れ体験や生き物観察等を実施した。これらの市内の自然と触れ合うイベント・講座を通じて、産業都市尼崎にも多くの自然が存在することを発見してもらい、生物多様性の保全・創出について理解を促した。(目標指標A)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)①身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合については、横ばいの状況が継続していることから、市内の自然と触れ合う様々なイベント・講座等を通じて、自然や生き物の大切さについて広く市民の理解が深まるよう啓発していく必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【農地を通じた自然とのふれあい】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・市民農園の開設支援を行うことで、市民が直接土に触れ農業に親しむことのできる貴重な機会を提供する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・農業公園を適切に管理することにより市民が身近な自然と触れ合える花と緑豊かな環境を創出する。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成績)②農会長会等を通じて、市民農園の制度の周知に努めるなかで、令和元年度は平成30年度と比較して、19箇所(21,270m <sup>2</sup> )から20箇所(22,159m <sup>2</sup> )と設置箇所及び、総面積の増となった。都市農地貸借円滑化法の活用による農地の貸借が実現したことにより、市内農地の減少幅縮小に一定の成果が見られた。(目標指標B)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③農業公園では平成30年度に発生した台風21号で甚大な被害を受けたことから、昨年度に引き続き倒木撤去等の復旧工事を行った。また、園内の植物管理や花壇の草花の植え替えなどを農業公園ボランティアと協働で行い、市民が身近な自然に触れ合うことのできる機会を提供するとともに市ホームページや各種メディアを通じ、農業公園のPRに努めた。また、同ボランティアの活動延べ人数については、ボランティアで対応可能な範囲での災害復旧作業に一定の目途が立ったため、平成29・30年度と比較すると減少したが、それ以前の活動延べ人数と比較して倍に近い人数となっている。(目標指標C) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)②市民農園の申込倍率が近年低下傾向にあり定員割れする農園もあることから、需要と供給のバランスがとれるよう利用者ニーズの把握に努めながらそれに対応した農園の開設をサポートしていく必要がある。また、並行して、都市農地貸借円滑化法を活用した相続税納税猶予制度が適用される市民農園の新規開設方法について、さらなる制度周知が必要である。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③農業公園を構成する土地に係る所有権の整理及び関係団体等との調整については、一定の時間を要するが、引き続き関係部局と協議を行い、その事業目的やあり方について早期に検討していく必要がある。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【農地の保全による良好な都市環境の形成】  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (目的)  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な管理   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ・都市農業の安定的な継続を支援することにより農地を保全し「都市にあるべき農地」の減少を少しでも食い止める。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (成績)④特定生産緑地制度及び都市農地貸借円滑化法について、関係部局と連携し、農会長、農家に対し、農地を有効に活用してもらえるよう周知を行った結果、同法の活用実績が7件発生し、市内農地の保全につながった。(目標指標D)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤平成29年度末に創設した「認定農業者制度」により、都市における貴重な農地の担い手となる認定農業者及び認定新規就農者を平成30年度の4名認定に続き、令和元年度は認定農業者を2名認定することで、市内営農者のモチベーション向上につながった。また、新規就農者支援事業の実施により、猪名寺地区での新規就農者が9月からハウスいちご栽培の経営を開始するに当たり、補助金交付やPRなどの支援を行った。さらに、認定農業者及び認定新規就農者からの情報発信手段として、市ホームページに日常の営農状況を随時公開するブログを開設した。                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (課題)④市内農地の保全につなげるために、都市農地貸借円滑化法に関する周知を引き続き行う必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤都市における貴重な農地を維持・保全していくためには担い手の育成と確保が必要であることから、認定農業者制度のさらなる周知や、新規就農者の掘り起こしを行うとともに、モチベーション向上を目的とした認定農業者を対象とする営農支援策を検討し、就農後の定着を支援する必要がある。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |  |
|-------------|--|
| 1           |  |
| 2           |  |
| 3           |  |
| 4           |  |
| 5           |  |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
|---------------------|--|
| 1                   |  |
| 2                   |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

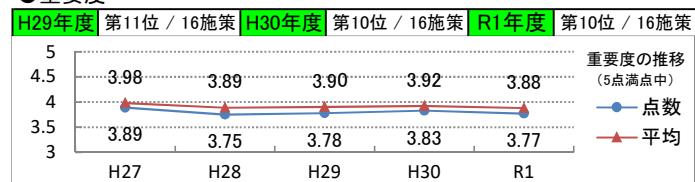
  

| 平成30年度 主要事業名 |  |
|--------------|--|
| 1            |  |
| 2            |  |
| 3            |  |
| 4            |  |
| 5            |  |

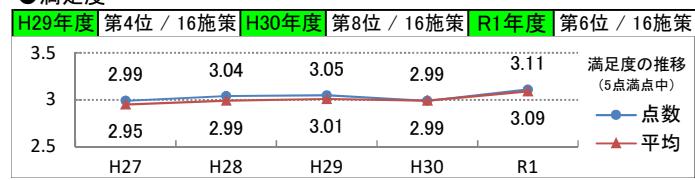
### 4 市民意識調査(市民評価)

| 項目内容 | ●自然環境・生物多様性の保全創出 |
|------|------------------|
|------|------------------|

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【身近な生物と生態系の保全】<br>①尼崎の森中央緑地において、引き続き、市民や企業、行政との協働により自然と触れ合うイベント・講座を実施することで生物多様性の重要性を伝えていく。また、農業公園でのヒメボタルの生息調査の結果を基に、幼虫の生息が確認されている竹林の環境改善について、市民団体とともに進めていく。  |
| 【農地を通じた自然とのふれあい】<br>②都市農地貸借円滑化法を活用した相続税納税猶予制度が適用される市民農園の新規開設方法について、JAや農会長会等を通じ引き続き農家に知識の浸透を図ること並行して、既存の市民農園についても、同法の活用に関して、開設者からの要望があれば相談に応じ手続き等の事務支援を継続して行う。また、市民農園の利用者ニーズについても把握に努めていく。<br>③農業公園の台風被害からの復旧作業を引き続き着実に行う。また、農業公園のあり方について関係部局と協議し検討を進めていくとともに、知名度向上への取組を継続して行っていく。  |
| 【農地の保全による良好な都市環境の形成】<br>④都市農地の有効活用及び農地保全につなげるため、都市農地貸借円滑化法の仕組みを活用した都市農地の貸借についての指導・助言を関係機関と連携し、継続して行う。また、令和4年度に特定生産緑地制度が開始される事に伴う、市内の生産緑地所有者に対する生産緑地指定の継続意志の確認などへの対応を関係部局と連携して、計画的に行っていく。なお、本制度については、令和3年度には、税制面で有利な生産緑地指定を10年間延長する特定生産緑地制度の対応に向けた事務手続きが大量に発生することが見込まれる。そこで、農家の申請手続きがスムーズに行えるよう、必要な体制整備も含めた検討を行う。<br>⑤「新規就農者支援事業」の実施により、営農を開始した新規就農者を引き続き支援するとともに、貴重な都市農地の担い手である新規就農者の新たな掘り起こし、就農後の経営確立及び定着を引き続きサポートする。 |
| 主要事業の提案につながる項目   |

### 6 評価結果

・農業公園に関しては、本市の生産緑地の多くが営農義務の期限を迎える令和4年に向けて、市内農地の影響も踏まえながら、関係部局が連携して都市公園への変更も含めた検討を行っていく。

## 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

### 1 基本情報

|      |    |          |      |    |   |
|------|----|----------|------|----|---|
| 施策名  | 16 | 住環境・都市機能 | 展開方向 | 01 | 市民自らが住環境に关心を持ち、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりを進めます。 |
| 主担当局 |    | 都市整備局    |      |    |   |

### 2 目標指標

| 指 標 名                         | 方 向 | 目標値<br>(R4) |     | 実績値   |       |       |       |       |       |       | 進捗率<br>(R1) |
|-------------------------------|-----|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
|                               |     | H25         | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2～R4 |       |             |
| A 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合 | ↑   | 90.0        | %   | 69.4  | 83.2  | 81.7  | 83.5  | 79.6  | 83.4  | 82.0  |             |
| B 密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長(累計)  | ↑   | 700         | m   | 103.2 | 132.8 | 209.5 | 257.3 | 325.2 | 483.7 | 536.4 |             |
| C 市内の緑化に関する展示会等の認知度           | ↑   | 30.0        | %   | —     | —     | —     | —     | —     | 22.5  | 21.6  |             |
| D                             |     |             |     |       |       |       |       |       |       |       |             |
| E                             |     |             |     |       |       |       |       |       |       |       |             |

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|  |   |      |     |
|--|---|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと   | ■市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承 | 総合戦略 | (⑥) |
| <b>【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】</b>  |   |      |     |
| (目的)地域の課題を共有し、自らまちづくりのルールを定め、住環境や防災性の向上に取り組む市民を支援するとともに、密集市街地の改善を図り、安全・安心なまちづくりを推進することで、快適で暮らしやすさを実感できるまちを実現する。  |   |      |     |
| (成果)①良好な住環境の保全と形成に向けた手法を検討している地区に対して、随時支援を行っており、まちづくり活動団体として新たに2地区(東園田町6丁目地区、塚口町南東地区)の登録があった。そのうち塚口町南東地区に対しては地区計画等の策定に向けたアドバイザーの派遣を行い、現状のまちの課題の抽出やありたいまちの姿についての意見交換、まちづくり協議会設立に向けた準備を行っている。(目標指標A) |   |      |     |
| ②地区計画の補完等を目的とした地区まちづくりルールを策定した3地区(潮江地区、塚口北地区、下坂部川出地区)においては、計画の段階で建築事業者等と協議することにより、ルールに適合した建築が行われ(18件(累計28件))、地区的考えに合致したまちづくりが進んでいる。(目標指標A)   |   |      |     |
| ③隣地統合促進事業について、対象用地への個別PRを進めるとともに、使いやすい制度となるよう、面積要件の緩和(例えば第1種住居地域では80mから70mへ変更等)など実態をふまえた制度の見直しを行った(問合せ5件、補助1件)。また、密集市街地建物除却促進事業について、密集市街地のさらなる改善促進に向けて制度運用を7月に開始し、16件の問合せがあり1件(長屋2戸)の除却補助を行った。     |   |      |     |
| ④地区施設等において、建替等に伴い道路後退した部分の舗装及び側溝整備等を行うことで、道路空間の確保を図った(4地区合計52.7mの整備を実施)。(目標指標B)  |   |      |     |
| ⑤阪急塚口駅北地区については、都市基盤が不十分であるため、阪神地域都市計画区域マスターplanにおいて引き続き再開発等を検討すべき地区と位置付けることとした。  |   |      |     |
| (課題)③補助対象区域外においても、狭小地や無接道地が多く点在していることから、対象地区外から制度の問い合わせもあった。   |   |      |     |
| ③密集市街地の改善促進に向けて、隣地統合促進事業や密集市街地建物除却促進事業の周知を図り、制度活用を促すとともに、他の重点密集市街地等においても、防災街区整備地区計画の策定を中心に進めてきた実績を活かし、整備・改善の取組を進める必要がある。   |   |      |     |
| ④防災街区整備地区計画区域内の建替等に伴う後退用地の道路空間確保については、現行制度では後退用地整備後に適切な維持管理が行われることについて、担保される可能性が低いという課題があり、仕組みの見直しを検討する必要がある。  |   |      |     |
| ⑤阪急塚口駅北地区については、都市機能の強化・維持のため、今後の対応策の検討が必要である。  |   |      |     |

|   |   |      |     |
|---|---|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと  | ■市民が地域の住環境に关心を持ち、誇りや愛着を持つ活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり | 総合戦略 | (⑥) |
| <b>【都市景観の向上】</b>  |   |      |     |
| (目的)都市美の形成を図ることにより、住み続けたい、住んでみたい、住んでよかったですと思われる魅力的なまちづくりを進める。   |   |      |     |
| (成果)⑥平成30年度に引き続き「まちのながめ」パネル展示(生涯学習プラザ(中央北・武庫西))や市民課モニター、LINEによる情報発信等を行い、本市の魅力のPRと都市美啓発に努めた。   |   |      |     |
| (課題)⑥市民アンケートの結果、市内の景観に対する関心があるとの回答は42.4%と一定の結果を得ており、市の取組が重要と考える回答も15%前後にある。一方で認知度の高い事業である「まちかどチャーミング賞」においても8.3%であることから、更なる都市景観への関心を持ってもらうため、情報発信や周知を図っていく必要がある。                     |   |      |     |
| <b>【緑化の促進】</b>  |   |      |     |
| (目的)緑の普及啓発を行うことで、美しいまちなみを創出するとともに、花づくりを通じてコミュニティの醸成を図る。   |   |      |     |
| (成果)⑦60代未満の世代における緑に関する展示会等の認知度が低いという平成30年度のアンケート調査結果を踏まえ、認知度の低さを改善するために「武庫一寸ソラマメの収穫体験」など子ども向けのイベントや講習会の開催回数を増やした。(目標指標C)  |   |      |     |
| (課題)⑦依然として認知度が低く、特に子育て世代である30代、40代における認知度が約16%と低いため、改善を進める必要がある。  |   |      |     |
| <b>【分譲マンションの適正管理】</b>   |   |      |     |
| (目的)管理組合による適正管理を促し、マンションの良好な居住環境の確保を図るとともに地域の住環境の向上に寄与する。   |   |      |     |
| (成果)⑧令和元年9月にNPO法人化した尼崎マンション管理組合ネットワーク(あまかんネット)の定例会議に毎月参加し、積極的なコミュニケーションを図った結果、マンション管理セミナーを共同で企画・共催していくこととなり、市民組織であるあまかんネットの活動の幅を広げるとともに、区分所有者に自主的・積極的なマンション管理をより意識付けるセミナーの実施につながった。 |   |      |     |
| ⑨マンションの管理実態の継続的な把握の基盤となる、市内の分譲マンションリストの精査・再整理を行った。  |   |      |     |
| (課題)⑧セミナーの参加者が固定化する傾向があり、より多くの区分所有者の参加を促すため、実施方法等のさらなる検討が必要である。   |   |      |     |
| ⑨兵庫県が中心となって県下(神戸市を除く)の高経年分譲マンションの調査を令和元年度に行なったが、抽出調査であるため、市内全体の状況を把握するには不十分である。   |   |      |     |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名 |             |
|-------------|-------------|
| 1           | 隣地統合促進事業補助金 |
| 2           |             |
| 3           |             |
| 4           |             |
| 5           |             |

| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |               |
|---------------------|---------------|
| 1                   | 密集住宅市街地整備促進事業 |
| 2                   |               |
| 3                   |               |
| 4                   |               |
| 5                   |               |

| 平成30年度 主要事業名 |               |
|--------------|---------------|
| 1            | 密集住宅市街地整備促進事業 |
| 2            |               |
| 3            |               |
| 4            |               |
| 5            |               |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| 【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】<br>①②引き続き地区計画等の市民主体のまちづくり制度について、出前講座等を通じて発信していくとともに、地区計画等の策定に向けて活動する地区については、アドバイザー派遣等の支援を実施する。<br>③隣地統合促進事業について、全市域対象とする制度改定を5月に行い、空家対策とも連携しながら住環境の改善に取り組む。また、他の重点密集市街地等においても整備・改善の取組の地元周知を進める。<br>④後退用地の道路空間確保については、現行制度における課題解決に向けた仕組みの見直しのための検討を行う。<br>⑤塚口町南東地区のまちづくり活動団体と連携し、地域のまちづくりに関する意向確認や、各種制度の周知及び支援を行う。 |
| 【都市景観の向上】<br>⑥まちかどチャーミング賞の令和3年度の開催に向けて、パネル展示等により地域に尼崎市の景観と取組の周知を図るとともに、市が実施しているSNS等を活用し、尼崎市の景観の状況を広く配信する。   |
| 【緑化の促進】<br>⑦尼崎緑化公園協会を中心に子育て世代向けのイベントや講習会を引き続き開催する。加えて、特に認知度の低い30～40代がよく利用するSNS等で緑化に関する展示会等の情報発信を引き続き強化する。   |
| 【分譲マンションの適正管理】<br>⑧管理組合同士の相互交流と自主的・積極的な適正管理の促進のため、より効果的なセミナー等の実施方法を検討する。<br>⑨把握している管理不全の恐れのあるマンションの具体的な状況を確認するとともに、国・県の動きを十分に把握しながら他都市の事例も参考に今後の施策展開を視野に入れ、本市に適した実態を把握する仕組みづくりの検討を進める。  |

| 主要事業の提案につながる項目 |
|----------------|
| （この部分は現在未記入）   |

|  |
|--|
| ・都市計画マスタープランと今年度改定する住宅マスタープランの双方を意識する中で、連携して施策を展開する必要がある。                                |
| ・さらなる地域活動の活性化に向けては、地域振興センターと連携する中で、良好な住環境の保全と形成に向けた取組を実施している活動団体への支援を引き続き実施していく。         |
| ・また、空家などのまちの課題における実態把握については、他都市の実施手法を参考にする中で、まずは地域振興センターと連携して取り組むなど、多様な把握手法について検討を進めていく。 |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |             |      |   |
|------|-------------|------|---|
| 施策名  | 16 住環境・都市機能 | 展開方向 | 02 住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。 |
| 主担当局 | 都市整備局       |      |   |

## 2 目標指標

| 指標名   | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|---|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|   |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合   | ↑  | 90.0    | %   | 69.4 | 83.2 | 81.7 | 83.5 | 79.6 | 83.4  | 82.0 |         |
| B 空家に関する市民の苦情・相談に対する解決率(累計)   | ↑  | 80.0    | %   | —    | —    | 24.8 | 39.4 | 39.2 | 37.7  | 65.9 |         |
| C 新規分譲住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積が一戸建て100m <sup>2</sup> 以上、マンション75m <sup>2</sup> 以上)の割合 | ↑  | 60.0    | %   | 59.4 | 51.8 | 47.0 | 51.3 | 43.8 | 46.2  | 35.4 |         |
| D 新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100m <sup>2</sup> 以上)の割合                             | ↑  | 60.0    | %   | 59.1 | 61.0 | 59.7 | 60.4 | 56.2 | 59.6  | 61.3 |         |
| E 公園施設に関する修繕要望件数  | ↓  | 112     | 件   | —    | —    | 301  | 320  | 140  | 248   | 195  |         |
|   |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      | 57.4%   |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|   |                             |      |     |
|---|-----------------------------|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと  | ■すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保 | 総合戦略 | (⑥) |
| <b>【安全安心のまちづくり】</b>   |                             |      |     |
| (目的)安全安心なまちづくりに向けて、市内に存する新耐震基準施行以前に着工された建築物の耐震化の促進を図る。  |                             |      |     |
| (成果)①大阪府北部地震後のブロック塀撤去等補助事業は住宅40件、保育所1件、社会福祉施設1件に補助し終了した。(目標指標A)   |                             |      |     |
| (②個別ヒアリングの結果、過去に簡易耐震診断を受けたものの、耐震改修工事に至っていない戸建住宅は、経済的理由等で耐震改修に至らないものが多くある一方、長屋住宅、共同住宅は、耐震工事をしないで解体等されているものが多いことが分かった。  |                             |      |     |
| (課題)②戸建住宅については、命を守る支援施策が必要であり、長屋住宅、共同住宅については簡易耐震診断を促す必要がある。   |                             |      |     |
| <b>【空家等の対策・利活用】</b>   |                             |      |     |
| (目的)各法令に基づく取組により、所有者等による空家等の管理の適正化を図り、安全で安心な市民生活を確保する。  |                             |      |     |
| (成果)③組織を強化し空家に関する相談解決の促進を図った結果、平成27年度以降に受けた615件の相談に対して、解決数は405件(令和元年度は210件)となり、解決率が上昇した。(目標指標B)   |                             |      |     |
| ④空家の除却・流通・利活用に向けて、弁護士等専門家の活用と既存住宅売買時の住宅の品質確保に向けた補助制度等の検討を行った。   |                             |      |     |
| ⑤老朽危険空家等の除却促進に向けて指導等を強化し、90件の自主解体を確認した。さらに、所有者不明の空家について、行政代執行(略式)の実施に向けて隣地所有者等との協議を行った。また、除却後の跡地の管理主体の明確化など法令等の改善を国へ働きかけた。  |                             |      |     |
| ⑥空家の利活用3事業の利用実績は平成30年度が12件、令和元年度が13件と横ばいのため、補助対象の要件緩和等利用促進を図った。   |                             |      |     |
| (課題)③⑤老朽危険空家等の除却促進に向けて、立地上有効利用が難しい所有者不明土地に関する管理主体の明確化が必要である。  |                             |      |     |
| ⑤生活困窮者や共有名義、所有者不明など自主解体が困難な空家については、解決に向けて検討すべき事項が多く早期解決は困難である。自主解体が困難な空家への対応の個別検討を進める一方で、今後、新たな老朽危険空家が増えないように、空家を放置しない、させない仕組みづくりを目指し、補助等の各種支援制度を設けるとともに、より一層の普及啓発が必要である。 |                             |      |     |
| ⑥現行制度については要件を緩和した上で周知に努めていくとともに、その効果を検証し、この事業の主目的である空家の利活用促進に向けて、より効果的な制度となるよう、抜本的な見直しを含めて検討する必要がある。  |                             |      |     |
| <b>【住宅施策における定住・転入の促進】</b>   |                             |      |     |
| (目的)住みやすく住みたいまちを目指して、ファミリー世帯の定住・転入促進に向けた効果的な施策を検討し、順次実施する。  |                             |      |     |
| (成果)⑦尼崎市住宅政策審議会を設置し、住宅マスターープランの改定について諮詢を行った。改定に向け、現行計画を総括するとともに論点の整理を行い、世帯構成やライフステージ別の住生活等の本市を取り巻く状況や市民アンケートの結果等を踏まえ、基本目標や「子育て」「高齢期」といったテーマ別の施策の方向性などの検討を進めた。             |                             |      |     |
| ⑧局内に横断的な検討チームを立ち上げ、良好な住環境の保全・形成に資する施策の検討を進めており、市内の特徴ある住宅地を例として現状把握や課題整理を行い、それらを踏まえ、今後の取組の方向性を検討した。(目標指標C・D)   |                             |      |     |
| (課題)⑦市民の豊かな住生活の実現を目指し、施策の再構築を行うとともに、多様な住宅地を有するといった本市の特徴を踏まえ、それぞれの住宅地の特性に応じた魅力付けを進めるための方向性を整理した上で、新しい住宅マスターープランを策定する必要がある。   |                             |      |     |
| <b>行政が取り組んでいくこと</b> ■公園緑地、住宅等の維持・整備・更新  |                             |      |     |
| <b>【公園緑地の維持・整備・更新】</b>  |                             |      |     |
| (目的)安全で快適な公園及び子ども広場等を供用する。  |                             |      |     |
| (成果)⑨整備後30年超経過した遊具を対象に優先順位をつけ9公園の遊具を更新し、計画における進捗率は24%となった。(目標指標E)   |                             |      |     |
| ⑩令和元年度から直営作業の一部(東地区)を民間委託し、日常・緊急対応業務に係る執行体制の見直しを実施した。   |                             |      |     |
| (課題)⑨昭和60年代にかけて整備した公園が多数あり、過去5年で更新した23公園に対し、整備後30年超経過した公園は18公園増加した。   |                             |      |     |
| ⑩ベンチ修繕等の軽作業単体を委託化したが、作業量が少なく、ごみ処理など間接的な作業の割合が多くなり、費用対効果に課題がある。  |                             |      |     |
| ⑪公園樹・街路樹が高齢になり高木化していることから、倒木の危険があるものについては、撤去していく必要がある。  |                             |      |     |
| <b>【市営住宅の維持・管理・整備・更新】</b>   |                             |      |     |
| (目的)市営住宅の維持管理・整備・更新・耐震化等を進める。   |                             |      |     |
| (成果)⑬入居者の高年齢化等により、本来のコミュニティ形成に課題が生じている人々知住宅のあり方について地域・福祉部署等と協議し、入居者から意向を聴き取り、年齢バランスに配慮した募集方法やコミュニティ活動の活性化に向けた取組の方向性について検討を進めた。  |                             |      |     |
| ⑭高齢化に対する取組として、若年層の入居促進のため収入基準を緩和した。時友長ノ手住宅の入居者募集のバス廣告を行った。  |                             |      |     |
| ⑮市営住宅等駐車場について、これまでの42区画に加えて、新たに4住宅(32区画)にコインパーキングを導入することができた。   |                             |      |     |
| ⑯市営武庫3住宅第1期建替事業(時友)は9月末に完了した。廃止対象住宅入居者に対し、他の市営住宅等への移転の促進に努めた。   |                             |      |     |
| (課題)⑯共益費の徴収が高齢化により負担となっている。また、中堅所得者向け住宅の空住戸等の課題解消に向けた取組が必要である。  |                             |      |     |
| ⑯廃止住宅(576戸)入居者の移転先住宅へのエレベーター設置が、設計業務委託の入札不調により進められず、令和元年度の入居者移転は39世帯に留まった。また、予防保全による長寿命化に向け、関係部局と財政負担も考慮して検討しているが、まだ着手には至っていない。   |                             |      |     |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |  |
|---------------------|--|
| 1 空家利活用推進事業         |  |
| 2 空家対策推進事業          |  |
| 3 市営住宅等駐車場の空区画有効利用  |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |  |
| 1 住宅マスタープラン改定事業     |  |
| 2 公園維持管理業務の執行体制の見直し |  |
| 3                   |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |
| 平成30年度 主要事業名        |  |
| 1 空家利活用推進事業         |  |
| 2 空家対策推進事業          |  |
| 3 公園維持管理業務の執行体制の見直し |  |
| 4                   |  |
| 5                   |  |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組  |
|---|
| <b>【安全安心のまちづくり】</b><br>②戸建住宅は、屋根軽量化工事等の補助や代理受領制度の活用も促す。長屋住宅、共同住宅は、引き続き簡易耐震診断等の活用を促す。  |
| <b>【空家等の対策・利活用】</b><br>③～⑥空家等実態調査を実施することで、現況を把握して平成27年度以降の取組を検証とともに、関連法や他都市事例の研究を行う。<br>③～⑥空家の除却・流通・利活用のさらなる促進を図るために、専門家活用等の新たな制度を通して、より効果的な指導等を行う。また、空家利活用事業の見直しや、老朽危険空家等の除却促進に向けた制度を検討する。   |
| <b>【住宅施策における定住・転入の促進】</b><br>⑦社会情勢や施策の効果等を踏まえ、今後の本市における住宅施策の方向性や地域別の取組を検討し、住宅マスタープランを改定する。<br>⑧効果的な施策の具体化に向けて検討を進める。  |
| <b>【公園緑地の維持・整備・更新】</b><br>⑨新たに計画の対象になった公園の遊具点検を実施し、計画を改定する。<br>⑩従前の除草業務等と集約するなど効率的な委託化を実施する。<br>⑪危険樹木の撤去方針を定め、順次点検と撤去を進める。<br>⑫新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて公園の適切な利用を呼びかけ、市民の安全を確保する。  |
| <b>【市営住宅の維持・管理・整備・更新】</b><br>⑬久々知住宅で60～69歳に優先枠を設けて入居者を募集するとともに、引き続きコミュニティ活動の活性化に向けた手法等についても検討する。<br>⑭入居者の高齢化に伴う負担の軽減を図るために、共益費を家賃と一緒に市が徴収する仕組みについて検討を進める。また、中堅所得者向け住宅の空住戸解消のため、新たな取組について検討していく。<br>⑮新型コロナウイルス感染拡大の影響による財政悪化を踏まえた上で、耐震化の推進、エレベーター設置を順次進める。また、より適正な予防保全手法について関係部局間で検討する。さらに、入札時期の平準化を図るとともに事業規模等を調整する。<br>⑯新型コロナウイルス感染拡大の影響により、住宅に困窮する方に対し、市営住宅を提供する。 |

| 主要事業の提案につながる項目   |
|--|
| <b>【空家等の対策・利活用】</b><br>③～⑥空家対策により効果的な利活用の制度や、老朽危険空家等の除却促進に向けた制度の創設を図る。また、これまでの成果と実態を踏まえ空家等対策計画の改定にあたり今後の施策の方向性を検討する。 |
| <b>【公園緑地の維持・整備・更新】</b><br>⑪樹木の撤去や植栽について、管理対象数量の見直しや維持管理コストの軽減につながる樹木の選定など植栽ルールを見直す。                                  |
| <b>【市営住宅の維持・管理・整備・更新】</b><br>⑯塚口・上食満・口田中地区での市営住宅建替事業の取組を進める。   |

# 令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|      |             |      |  |
|------|-------------|------|--|
| 施策名  | 16 住環境・都市機能 | 展開方向 | 03 都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。 |
| 主担当局 | 都市整備局       |      |  |

## 2 目標指標

| 指標名                                 | 方向 | 目標値(R4) |     | 実績値  |      |      |      |      |       |      | 進捗率(R1) |
|-------------------------------------|----|---------|-----|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
|                                     |    | H25     | H26 | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |      |         |
| A 都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合 | ↑  | 90.0    | %   | 75.2 | 83.2 | 79.2 | 82.0 | 80.5 | 81.7  | 83.4 |         |
| B 災害に強い道路網の整備(都市計画道路の整備率)           | ↑  | 90.1    | %   | 85.5 | 85.7 | 85.9 | 86.1 | 88.9 | 89.1  | 89.3 |         |
| C 日常における公共交通機関の利用意識                 | ↑  | 87.6    | %   | —    | —    | —    | —    | 79.9 | 79.7  | 77.9 |         |
| D                                   |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |
| E                                   |    |         |     |      |      |      |      |      |       |      |         |

## 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)

|   |      |     |
|---|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出  | 総合戦略 | (⑥) |
| <b>【都市基盤の整備・維持】</b>   |      |     |
| (目的)都市防災機能の向上、及び利便性が確保された生活空間を創出し、災害に強いまちづくりを目指す。   |      |     |
| (成果)①都市計画道路の事業着手時期をあらかじめ明らかにするため、「尼崎市都市計画道路整備プログラム」を改定・公表した。また、長州久々知線や尼崎駅前3号線などの整備を進めた結果、都市計画道路の整備率は89.3%となった。(目標指標A・B)                                   |      |     |
| ②管理している水路機能の有無について、関係機関との協議を進めるとともに、立花・中央地区内の一般水路の現況調査を行った(116.2km/209km)。また、平成29年度からの調査報告を含め22箇所の要補修箇所について優先順位付けを行い、優先順位の高いもののうち浜田排水路の2箇所の補修を行った。(目標指標A) |      |     |
| ③総合治水対策として、貯留浸透施設等の整備計画及び実績を把握するとともに、学校、公園等への貯留機能確保について事業手法や対象施設の検討を行った。  |      |     |
| ④抽水場は老朽化に伴う応急措置を行いつつ、又兵衛抽水場の改築更新詳細設計を実施した。  |      |     |
| ⑤雨水貯留管の整備にあたり、当初計画案に加え新たに3つの候補地を選定し、説明会を複数回実施し比較検討の上、有力候補地として武庫荘総合高校に絞り込んだ。   |      |     |
| (課題)①都市計画道路の未整備路線については、ボトルネック等の交通問題をはじめとする様々な課題を抱えているため、優先順位をつけて健全な都市の発展へ向けた、着実な都市計画道路整備を進める必要がある。  |      |     |
| ②治水上必要な水路や農業用に利用している水路について、関係機関との協議を継続していくとともに、残りの要補修箇所についても優先順位の高いものから順次補修を行う必要がある。また、水路の売却を含めた検討については、水路網再編計画を策定したうえで判断する必要がある。                         |      |     |
| ③総合治水について、学校、公園等への貯留機能確保に向けては、各施設管理者と連携し、進めていく必要がある。また、総合治水に係る取組について協力を仰ぐため市民へ広く周知を行う必要がある。   |      |     |
| ④又兵衛抽水場の更新は排水を継続しつつ実施し、各種ハザードマップの浸水深以上の位置に電気設備等を配置する必要がある。  |      |     |
| ⑤総合治水としての雨水貯留管の必要性や工事実施時の影響について、住民への説明及びその対策を行う必要がある。   |      |     |

### 【総合的な交通政策の推進】

|   |      |     |
|---|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減   | 総合戦略 | (⑥) |
| <b>【道路等の適切な維持管理】</b>  |      |     |
| (目的)適切な維持管理を継続的に行うために、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新・補修を行う。   |      |     |
| (成果)⑦自動車から公共交通などへの自発的な転換を促すモビリティ・マネジメントの推進に向け、「エコ通勤トライアルウィーク」を実施し、新規2事業所を含め6事業所79人の参加があった。(目標指標C)                 |      |     |
| ⑧サイクルアンドバスライトの取組として、船出地区への通勤者を対象とした駐輪スペースをクリーンセンター第2工場バス停付近に試験的に設置した。(目標指標C)                                      |      |     |
| (課題)⑦「エコ通勤トライアルウィーク」は、参加事業所数は増加したものの、参加者数が減少しており、市民の行動変容につなげていくためには、事業の認知度の向上やモビリティ・マネジメントの考え方などの啓発に取り組んでいく必要がある。 |      |     |

|   |      |     |
|---|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減   | 総合戦略 | (⑥) |
| <b>【道路等の適切な維持管理】</b>  |      |     |
| (目的)適切な維持管理を継続的に行うために、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新・補修を行う。   |      |     |
| (成果)⑨道路の舗装について、令和元年度は路面損傷状態に重点を置いた「尼崎市舗装維持管理計画」の更新を行い、優先順位の高いものから9路線の舗装工事を実施した。(目標指標A)                                  |      |     |
| ⑩令和元年5月末に街路灯LED化が完了し、これにより市内のLED化が可能な街路灯は全て取替を行った(市管理灯10,986基、リース灯17,257基)。(目標指標A)                                      |      |     |
| ⑪令和元年度から直営作業の一部(西地区)を民間委託し、日常、緊急対応業務に係る執行体制の見直しを実施している。   |      |     |
| (課題)⑫労務単価の上昇等により工事価格が増加しており、計画に基づいた予防保全型の補修工事が実施できていない。また、未就学児の移動経路や通学路における交通安全対策については、エリア的な対策に必要な教育関連部署、警察などと連携が課題である。 |      |     |
| ⑬業務執行体制の見直しは、1年間の実績を踏まえ発注方法の費用対効果が課題である。  |      |     |

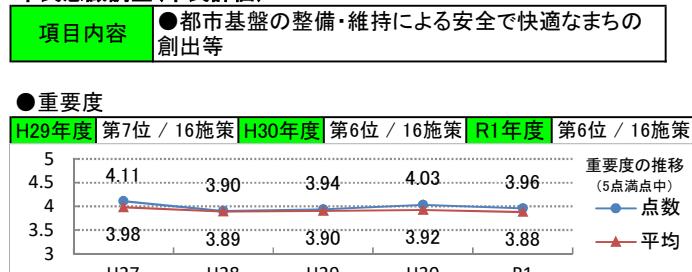
### 【橋りょう等の適切な維持管理】

|   |      |     |
|---|------|-----|
| 行政が取り組んでいくこと ■適切な維持管理を継続的に行うために、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新・補修を行う。   | 総合戦略 | (⑥) |
| <b>【橋りょう等の適切な維持管理】</b>  |      |     |
| (目的)適切な維持管理を継続的に行うために、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新・補修を行う。   |      |     |
| (成果)⑭令和元年度は予防保全型と対処療法型をあわせて21橋の補修工事を実施した。これにより道路橋定期点検で5年以内の補修が必要と判定された69橋の内40橋(58%)は完了した。また、道路橋定期点検は、令和元年度から2巡目となるが、コスト縮減ならびに若手職員の技術力向上を図るために対象橋梁237橋のうち比較的容易な構造の129橋を職員で点検を実施した。 |      |     |
| (課題)⑮2巡目の道路橋定期点検において、5年以内に補修が必要な橋りょうが新たに3橋発生しており、今後も老朽化が進んでいく傾向があるが、「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」を確実に実施していくため、国庫支出金の財源確保を図り効率的かつ確実に補修工事を行っていく必要がある。港橋の耐震補強工事が完了した後には、他の重要橋りょうの耐震補強を進めていく必要がある。  |      |     |

### 3 主要事業一覧

| 令和2年度 主要事業名         |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1                   | 市民協働型道路等維持管理事業        |
| 2                   |                       |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |
| 令和元年度(平成31年度) 主要事業名 |                       |
| 1                   | 交通政策推進事業              |
| 2                   | 道路橋りょう維持管理業務の執行体制の見直し |
| 3                   |                       |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |
| 平成30年度 主要事業名        |                       |
| 1                   | 交通政策推進事業              |
| 2                   | 街路灯維持管理事業の見直し         |
| 3                   | 抽水場の保守点検業務等の執行体制の見直し  |
| 4                   |                       |
| 5                   |                       |

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

| 令和2年度の取組   |
|--|
| 【都市基盤の整備・維持】   |
| ①未整備区間のうち優先順位をつけ計画的かつ効率的に都市計画道路を整備し、災害に強い道路網を構築するため、喫緊の課題のある猪名寺椎堂線(上園橋)、五合橋線と尼崎伊丹線との接続について検討する。                                      |
| ②一般水路の現況調査を行い、壳戸も含めた水路の存廃方針の検討を進める。また、優先順位の高い2箇所の補修を行う。  |
| ③学校、公園等への貯留機能確保のため、各施設管理者と連携を強化し、市民周知に向けてパンフレット等を作成する。   |
| ④又兵衛抽水場改築更新について、排水を継続しながら改修工事を行う。  |
| ⑤有力候補地関係者との調整及び周辺住民への説明を行い、発進立抗用地を確定し、事業計画手続きを進める。   |
| ⑥新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和2年度以降に実施予定の投資的事業の時期等を見直す。  |
| 【総合的な交通政策の推進】  |
| ⑦「エコ通勤トライアルウィーク」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止とし、令和3年度以降の参加事業所及び参加者数の拡大に向けた取組を検討する。   |
| 【道路等の適切な維持管理】  |
| ⑨計画的な舗装補修工事(9路線)を実施する。   |
| ⑩ICT技術を用いた市民協働型の通報システム「あまレボ」を導入し、対応状況等の「見える化」を行い市民満足度の向上を図るとともに、業務改善に向けた研究を進める。  |
| ⑪緊急点検に基づき、未就学児の移動経路の安全対策を実施する。   |
| ⑫業務執行体制の見直しについては、市民満足度の向上及びコスト削減の観点をもって、契約手法等の検討を行う。   |
| 【橋梁等の適切な維持管理】  |
| ⑬道路橋定期点検108橋(委託分82橋、直営分26橋)と、5年以内の補修が必要と判定され補修未実施の29橋の内11橋の補修工事を着実に実施する。また、横断歩道橋については、必要性の高い横断歩道橋の補修工事(1橋)を実施し、低いものは撤去等に向けた調整を行っていく。 |

| 主要事業の提案につながる項目   |
|--|
| 【道路等の適切な維持管理】  |
| ⑨更なる都市魅力向上のため、ウォーカブルな都市を目指し、歩道のリニューアル化を計画し、戦略的に実施していく。 |
| ⑪道路維持管理業務の更なる効率化を目指して包括民間委託の検討を進めいく。                   |

### 6 評価結果

- ・モビリティ・マネジメントの推進に向けては、新型コロナウイルス感染対策の機を捉え、公共交通などへの誘導のみならず、密閉、密集、密接を防ぐための取組として、自転車やウォーキングへの転換についても検討を進めていく。
- ・都市の整備に関する個々の計画に基づく事業については、各計画間での整合性などを点検していくことで、持続可能なまちづくりにつなげていく。
- ・また、「あまレボ」については、道路の維持管理業務の改善につながるよう運用していくこととしているが、今後は災害情報を収集するツールとしても関係部局と活用に向けて検討を進める。

(このページは白紙です。)

## 6 行政運営の評価

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためには、効率的・効果的にまちづくりに取り組む必要があります。また、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能な行財政基盤を確立し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態を目指していかなければなりません。そのため、公共施設の再配置を含めた、行政サービスや支援についても、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

さらに、地域課題が複雑多様化するなかで、今後のまちづくりには、これまで以上に市民、事業者、行政がともになって進めていく必要があります。地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をより一層進めていく必要があることや、行政の役割が「公共サービスの主たる担い手」であることにあわせて、「コーディネーター的な役割」も求められてきていること等を踏まえ、職員一人ひとりの資質向上を図っていく必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、各施策の評価に加え、この「行政運営」についても評価を行っています。

### ○ 行政運営項目

- (1) ともにまちづくりを進めるために
  - まちづくり情報の共有化と参画の促進
  - 自治に向けた視点の醸成
- (2) 市民生活を支え続けるために
  - 持続可能な行財政基盤の確立
  - 公共施設マネジメントの着実な推進
- (3) 行政運営の実効力を高めていくために
  - 職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備

## 【行政運営評価表の見方】

### 1 基本情報

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 項目名    | 1 |  |
| 取組の方向性 |   |  |

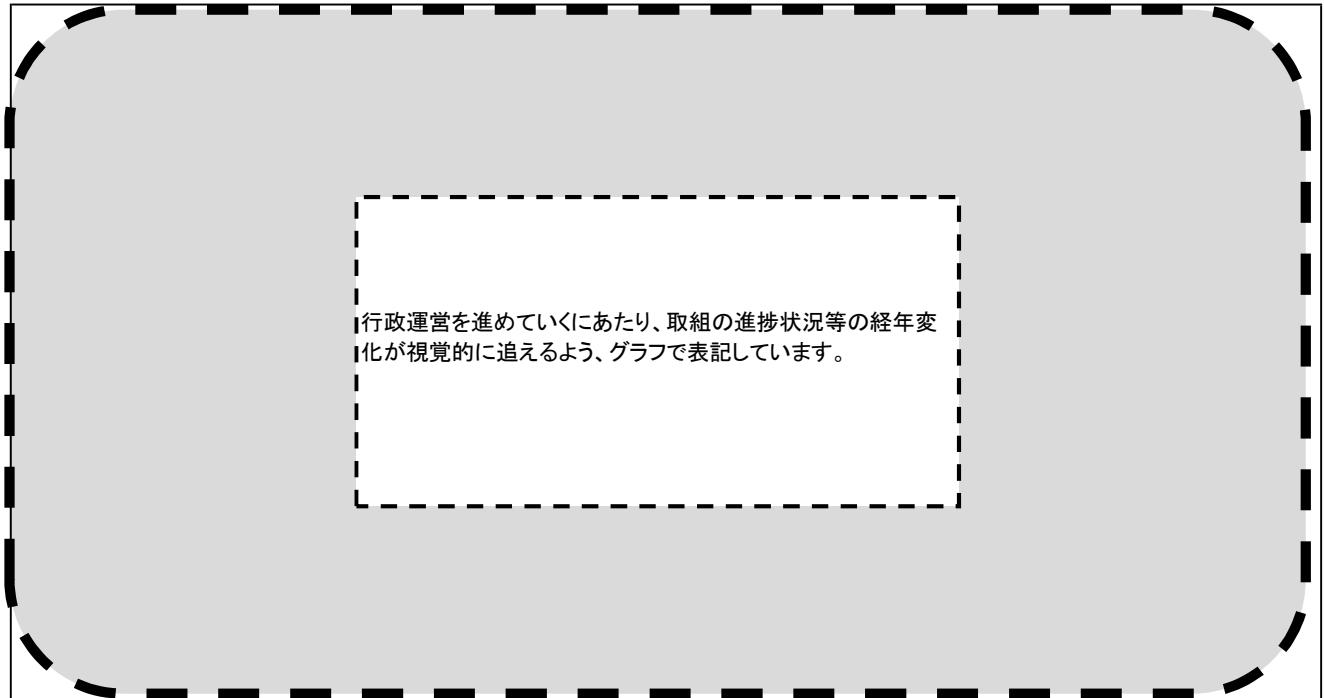
### 2-1 目標指標

| 指 標 名 | 方向 | 目標値<br>(R4) | 実績値 |     |     |     |     |     |    |       | 進捗率<br>(R1) |
|-------|----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|-------------|
|       |    |             | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2～R4 |             |
| A     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| B     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| C     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| D     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| E     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| F     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| G     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |
| H     |    |             |     |     |     |     |     |     |    |       |             |

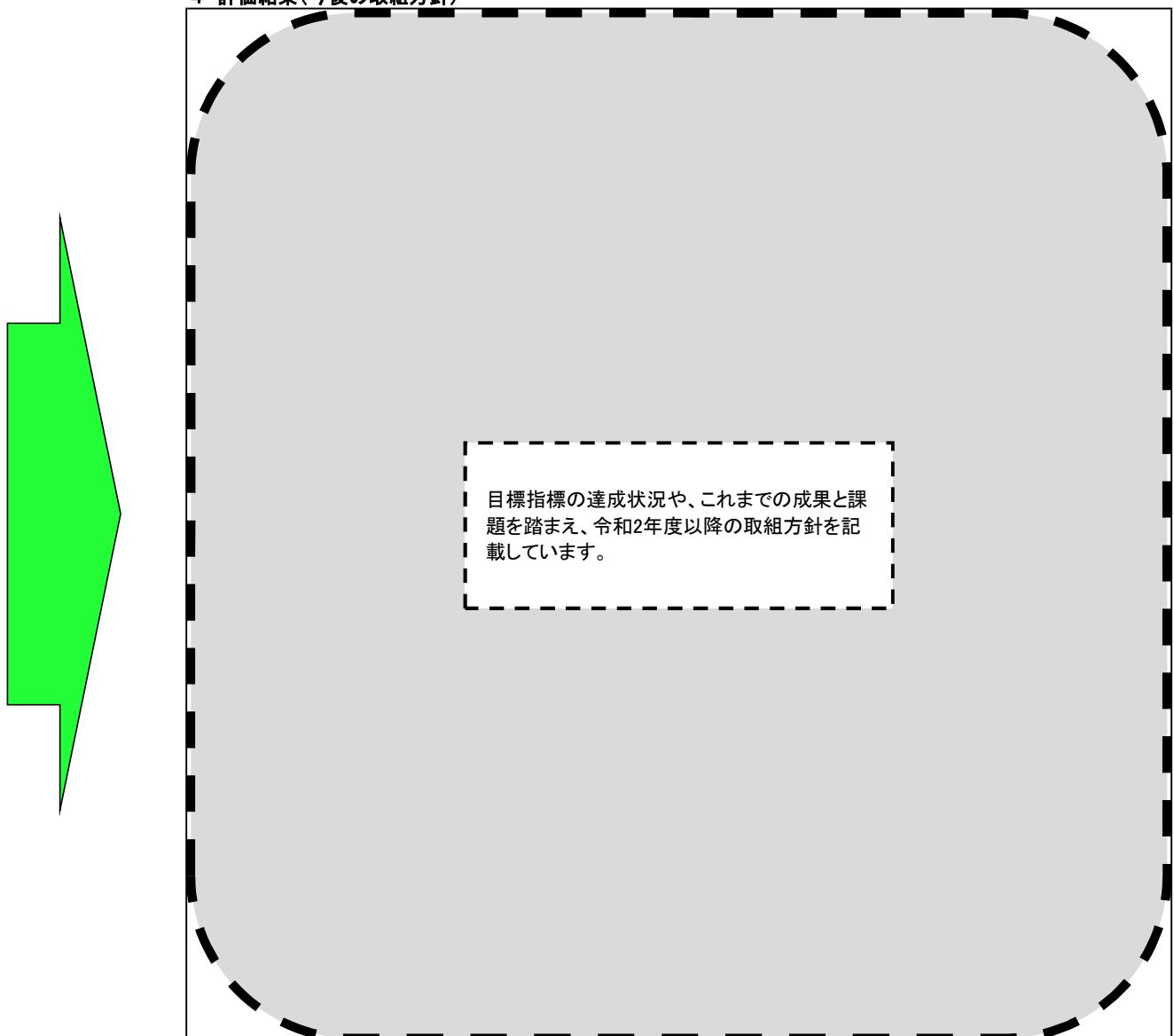
### 3 これまでの取組の成果と課題(令和元年度実績内容を記載)

|   |      |
|---|------|
| 取組の方向性  | 主担当局 |
| <p>総合計画に定める「行政運営」の「取組の方向性」の分類別に、平成31年4月から令和2年3月末までの主な取組内容の成果や課題についてを主担当局が記載しています。</p> |      |

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



## 4 評価結果(今後の取組方針)



# 令和2年度 行政運営評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|        |   |                                    |
|--------|---|------------------------------------|
| 項目名    | 1 | ともにまちづくりを進めるために                    |
| 取組の方向性 |   | ■まちづくり情報の共有化と参画の促進<br>■自治に向けた視点の醸成 |

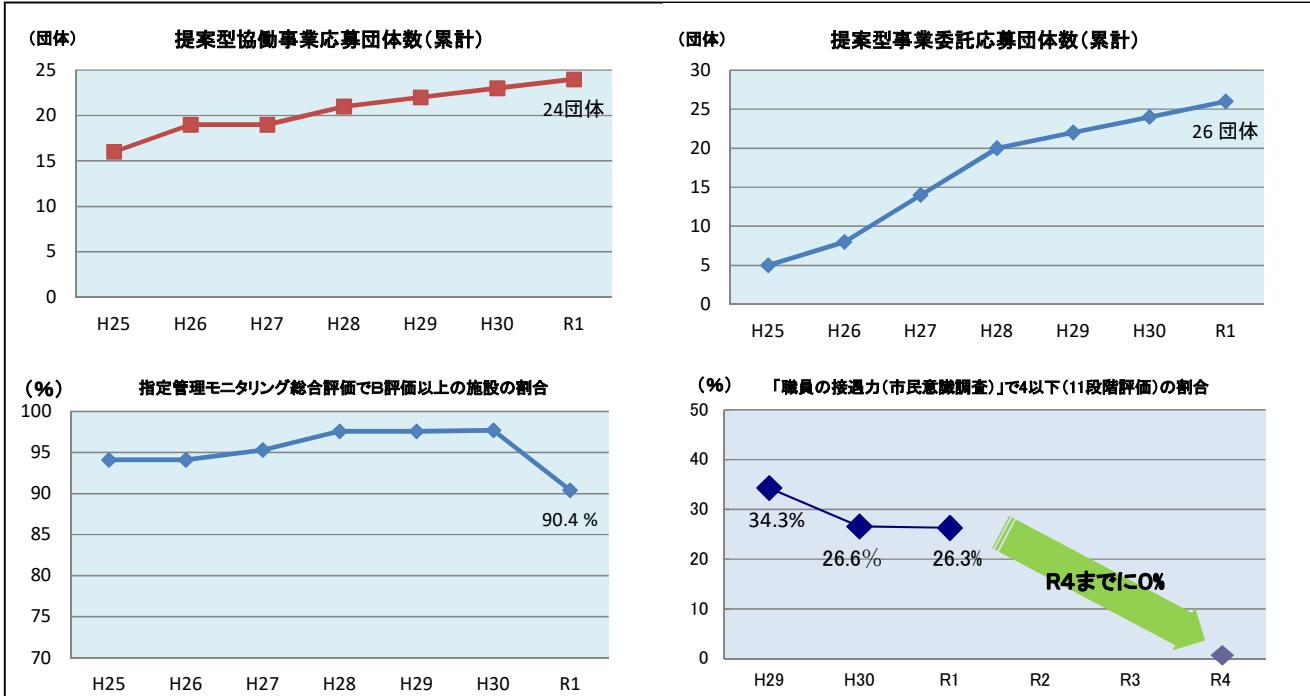
## 2-1 目標指標

| 指 標 名                             | 方 向 | 目標値<br>(R4) | 実績値 |      |      |      |      |      |      |       | 進捗率<br>(R1) |
|-----------------------------------|-----|-------------|-----|------|------|------|------|------|------|-------|-------------|
|                                   |     |             | H25 | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |             |
| A 提案型協働事業の応募団体数(累計)               | ↑   | 32          | 団体  | 16   | 19   | 19   | 21   | 22   | 23   | 24    | 75.0%       |
| B 提案型事業委託の応募団体数(累計)               | ↑   | 47          | 団体  | 5    | 8    | 14   | 20   | 22   | 24   | 26    | 55.3%       |
| C 指定管理モニタリング総合評価でB評価以上の施設の割合      | ↑   | 100         | %   | 94.1 | 94.1 | 95.3 | 97.6 | 97.6 | 97.7 | 90.4  | 90.4%       |
| D 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合 | ↓   | 0           | %   | —    | —    | —    | —    | 34.3 | 26.6 | 26.3  | —           |
| E                                 |     |             |     |      |      |      |      |      |      |       |             |
| F                                 |     |             |     |      |      |      |      |      |      |       |             |
| G                                 |     |             |     |      |      |      |      |      |      |       |             |
| H                                 |     |             |     |      |      |      |      |      |      |       |             |

## 3 これまでの取組の成果と課題(令和元年度実績内容を記載)

|   |                    |      |       |
|---|--------------------|------|-------|
| 取組の方向性  | ■まちづくり情報の共有化と参画の促進 | 主担当局 | 総合政策局 |
| <b>【協働の取組による事業等の効果的な実施】</b>   |                    |      |       |
| (目的)市民提案型制度の運用を通じ、市民等の市政への参画の推進と政策提案機会の拡大を図り、協働の取組を推進する。  |                    |      |       |
| (成果)①提案型協働事業制度は、1件の新規提案があり、協議は成立しなかったが、これを機会として協働関係を継続している。提案型事業委託制度は、2件の新規提案のうち1件が採択となった。また、両制度を一本化するとともに提案支援の強化等の改善を施した「市民提案制度」を構築した。(目標指標A・B)                        |                    |      |       |
| ②官民の対等な関係や相互理解、適切な役割及び責任の分担を契約行為によって明らかにし、互いに協働しやすく、協働の相乗効果が発揮されやすくなるための環境整備の手法として、協働契約を構築した。   |                    |      |       |
| ③包括連携協定の締結に当たり、市の窓口を一本化し全庁横断的にコーディネートすることで、円滑な連携及び協働の取組の推進を図った。   |                    |      |       |
| (課題)①制度が一層活用されるには、効果的な周知及び運用とともに、地域社会の課題や事業構築等の手法等の学びの機会の提供など、公益的な活動に興味・関心のある方々を具体的な提案につなげるための取組が必要である。   |                    |      |       |
| ②協働契約についての周知等を行い、積極的に活用されるよう取り組むとともに、事例を積み重ねる中で、検証を行っていく必要がある。  |                    |      |       |
| <b>【指定管理者制度】</b>  |                    |      |       |
| (目的)公の施設の管理について、民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上とより効果的・効率的な運営を図る。(目標指標C)  |                    |      |       |
| (成果)④官民協働の視点を踏まえた制度運用の推進に向けて、市と指定管理者との相互理解や目的の共有を図るために、モニタリング評価において、指定管理者側からの評価を評価表に反映させるなどの見直しを行うとともに、設置目的や特性に応じて施設を分類し、それに応じた評価基準を設定した。                               |                    |      |       |
| ⑤災害時等における市と指定管理者との役割や費用負担等について、具体的な対応方針が示された特約の検討に着手した。   |                    |      |       |
| ⑥指定管理者の責めに帰す理由で指定処分の取消を行った際に、新たに生じる費用負担への対策や指定管理者による改善措置の猶予を与えるため、違約金の徴収や選定への参加制限について設定した。  |                    |      |       |
| (課題)④市と指定管理者が円滑にコミュニケーションを取り、パートナーシップを構築するため、市内部の意識改革を図っていく必要がある。   |                    |      |       |
| ⑤各施設ごとに事務的なマニュアルを作成しているものの、昨今の災害等の教訓から、市と指定管理者の役割や費用負担等についてより明確にした取り決めが必要である。   |                    |      |       |
| ⑥自然災害に限らず、感染症の拡大防止等により施設の休館等を余儀なくされた場合の費用負担の考え方についても整理が必要である。   |                    |      |       |
| <b>【市民意見聴取プロセス】</b>   |                    |      |       |
| (目的)本市の施策の立案過程において市民等の市政への参加機会を拡大させるとともに、行政としての説明責任を果たすことにより、透明で開かれた市政運営を目指す。   |                    |      |       |
| (成果)⑦市民へ示す情報に意見募集のポイント等を追加するなど、公表様式の改訂を実施した。  |                    |      |       |
| ⑧研修等を通じて、庁内における制度運用の理解を深めるとともに、改訂部分も含めて制度に対する所管課からの各種相談に対応した。   |                    |      |       |
| (課題)⑧所管課からの相談は、実務的な相談は多く寄せられたが、施策に応じた戦略的な市民説明の手法などの相談はあまりなかったため、施策の立案段階における市民説明や意見聴取の必要性について、庁内における意識をさらに向上させる必要がある。  |                    |      |       |
| 取組の方向性  | ■自治に向けた視点の醸成       | 主担当局 | 総合政策局 |
| <b>【コーディネーター的な役割を担う職員の育成】</b>   |                    |      |       |
| (目的)担当業務以外にも市全体の取組を知るよう努め、適宜庁内外につなぐ意識を持ち、広い視野と視点から市民活動を支援する。(目標指標D)   |                    |      |       |
| (成果)⑨主に地域担当職員を対象とし、事例や課題等を話し合うグループ学習(地域担当職員研修)を毎月開催するとともに、合意形成のためのスキルを学ぶファシリテーション研修を実施したほか、地域担当職員が1年間地域とともに行動した中の気づきを市政課題研修として庁内に発信し、自治のまちづくりを進めるための視点を庁内で共有した。(受講者66名) |                    |      |       |
| ⑩地域で活動している人や団体と出会い「市民活動図鑑」を3年目職員必修研修兼市政課題研修(参加:18団体、3年目職員131名、その他職員延べ5名)として開催した。  |                    |      |       |
| (課題)⑨日常業務もある中で、事前準備を含めて、集合研修として実施するための時間確保が難しい面がある。また、研修で得た知識等については、参加者を通じて所属内により共有を進めるとともに、地域担当職員の職務について、庁内へさらに発信する必要がある。  |                    |      |       |

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



### 4 評価結果(今後の取組方針)

#### 【協働の取組による事業等の効果的な実施】

- ①制度の魅力の積極的なPRや、新型コロナウイルス感染症に対応した提案テーマ設定等の適時性を意識した募集、提案者との丁寧な協議及び調整に努めるなど、効果的な運用を行う。
- ①地域社会の課題や事業構築の手法についての学びの機会の提供といった、提案の促進を図るための方策について、検討を行う。
- ②協働契約の趣旨及び有用性等について、あらゆる機会を捉えて府内・府外への周知を行い、積極的な活用を促す。

#### 【指定管理者制度】

- ④令和2年度については、モニタリング評価の見直しの施行初年度であることから、各施設の運用の経過や新たに生じた課題を把握とともに、改訂内容等についての説明会の実施や、施設所管課からの相談に随時対応する。
- ④協働の相手方が、市とのパートナーシップの状況をどのように評価しているかを指標化し、着実にパートナーシップの構築を進めていく。(指標はR3記載予定)
- ⑤各施設における災害時等における具体的な対応方針が示された特約を市と指定管理者の間で締結するなど、互いの役割、対応方法、費用負担を明確に示していく。
- ⑤感染症の拡大防止等により、施設の休館や事業を中止した場合における指定管理料の精算や損失補填の考え方について、市と指定管理者とのパートナーシップを念頭に整理を行う。

#### 【市民意見聴取プロセス】

- ⑧制度をさらに活用するため、本市のワークショップなどによる取組や他都市の事例を検証するとともに、共有する。
- ⑧効果的に市民からの意見を聴取するため、一方的な説明とならないような手法の推進に取り組むとともに、さらなる活性化のために取組の検討を行う。

#### 【コーディネーター的な役割を担う職員の育成】

- ⑨⑩引き続き、新規採用職員研修や3年目職員研修をはじめとした階層別研修等において、地域振興の取組の趣旨やコミュニティの歴史などについて理解が深まるよう内容を工夫するほか、多様な人と出会い、対話し、共に考え行動する職員を増やしていくよう地域活動を知る研修を実施するとともに、そこでの取組を全庁的に共有していく。
- ⑨⑩地域担当職員の研修については、新型コロナウイルス感染症対策として開始したWeb会議の推進や動画配信の活用も行いつつ、効率的な実施に努める。

# 令和2年度 行政運営評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|        |   |                                     |
|--------|---|-------------------------------------|
| 項目名    | 2 | 市民生活を支え続けるために                       |
| 取組の方向性 |   | ■持続可能な行財政基盤の確立<br>■公共施設マネジメントの着実な推進 |

## 2-1 目標指標

| 指 標 名                       | 方 向 | 目標値<br>(R4) | 実績値             |            |            |           |           |          |                |       | 進捗率<br>(R1) |
|-----------------------------|-----|-------------|-----------------|------------|------------|-----------|-----------|----------|----------------|-------|-------------|
|                             |     |             | H25             | H26        | H27        | H28       | H29       | H30      | R1             | R2～R4 |             |
| A 当初予算における收支不足額(先行会計繰出金を除く) | →   | 0 億円        | 15 (H26当初)      | 29 (H27当初) | 29 (H28当初) | 0 (H29当初) | 0 (H30当初) | 0 (R1当初) | 0 (R2当初)       |       | 100%        |
| B 個人市民税収入率                  | ↑   | 95.0 %      | 88.9            | 89.9       | 91.0       | 92.0      | 92.7      | 93.5     | 94.4           |       | 99.3%       |
| C 市税収入未済額                   | ↓   | 30 億円       | 59              | 51         | 45         | 39        | 34        | 28       | 25             |       | 100%        |
| D 財政調整基金の残高(交付税清算対応分を除く)    | ↑   | 100 億円      | 37              | 39         | 40         | 63        | 62        | 68       | 70             |       | 69.5%       |
| E 交付税措置を加味した目標管理対象将来負担      | ↓   | 1,100 億円    | 2,005           | 1,848      | 1,717      | 1,590     | 1,492     | 1,399    | 1,275 (R2.2時点) |       | 86.3%       |
| F 公共施設の床面積の削減(累積)           | ↓   | △193 (R8末)  | 千m <sup>2</sup> | 10         | 3          | △ 54      | △ 16      | △ 34     | 8              | △ 30  | 15.5%       |
| G 電気料金抑制実施施設の割合(高圧区分)       | ↑   | 100 %       | -               | -          | 62.5       | 75.8      | 93.8      | 99.2     | 100            |       | 100%        |
| H                           |     |             |                 |            |            |           |           |          |                |       |             |

## 3 これまでの取組の成果と課題(令和元年度実績内容を記載)

|        |                |      |       |
|--------|----------------|------|-------|
| 取組の方向性 | ■持続可能な行財政基盤の確立 | 主担当局 | 資産統括局 |
|--------|----------------|------|-------|

### 【財政規律・財政目標の進行管理】

(目的)本市の行財政改革計画である、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの中間総括(以下「中間総括」という。)において掲げた財政規律と財政目標の適切な進行管理を図る中で、最終目標である持続可能な行財政基盤の確立を目指す。

(成果)①収支面では、令和2年度当初予算で、3.3億円の構造改善効果額(平成30年度から令和2年度まで累計13.7億円)を計上し、4年連続で「先行会計繰出金を除いて実質的な収支均衡」を確保した。(目標指標A)また、市税徴収体制を強化するとともに、進捗管理の徹底を図ったことなどにより、個人市民税収入率が上昇し、市税収入未済額が縮減したことが収支改善に寄与している。(目標指標B・C)

②基金については、次の通り取組を進めた。

- ・財政調整基金は収支剩余を積み立てたことなどにより、67.7億円から69.5億円へ残高が増加した。(目標指標D)
- ・減債基金(通常分)は東警察署跡地の土地売払収入などで46.9億円を積み立てた一方、退職手当債及び行政改革推進債等の借換可能額を全て早期償還するため23.6億円を取り崩すなど、計画的・戦略的な活用を行った結果、残高は50.4億円から73.8億円へ増加した。

③プライマリーバランス黒字の維持とともに、41.6億円の退職手当債等の早期償還を行うことで、将来負担の抑制を図った。(目標指標E)

(課題)①高い水準で推移する公債費(過去に財源対策として発行した市債の償還を含む。)や扶助費等に加え、高齢化に伴う社会保障関係費の増、中学校給食開始に係るランニングコストの増等により、令和4年度には6億円の収支不足が見込まれることへの対応が必要である。

②③景気減速が懸念される中においても、実質的な収支均衡を維持しつつ、市民の安全・安心や公共施設マネジメント等の政策的に必要な投資的事業の実施と、将来負担抑制の両立を引き続き図る必要がある。

④令和4年度末でプロジェクトが計画期間の終了を迎えることから、令和5年度以降の取組について検討を進める必要がある。

|        |                   |      |       |
|--------|-------------------|------|-------|
| 取組の方向性 | ■公共施設マネジメントの着実な推進 | 主担当局 | 資産統括局 |
|--------|-------------------|------|-------|

平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。

### 【方針1: 圧縮と再編】

(目的)施設の圧縮と再編を図り、「量の最適化」を目指す。(数値目標:公共施設保有量をH26～R30年度で30%以上削減)

(成果)⑤市民・利用者の公共施設マネジメントの取組の必要性・意義について理解を深めるためシンポジウムを開催した(参加者数:120人)。「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」に係る「今後の具体的な取組」を令和元年7月に立案化し、タウンミーティング形式による説明会を13回開催(参加者数:340人)するなど取組を推進し、令和2年度に関係予算の計上を行った。(目標指標F)

<参考 令和元年度の主な公共施設の増減>

[減少] 旧若草中、旧若葉小、西昆陽住宅(集約建替)、宮ノ北住宅(集約建替)、旧大庄支所、旧中央公民館

[増加] 園田南小(増築)、園田北児童ホーム

(課題)⑤公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるようこれまで以上に努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう施設の集約化や統廃合などの取組を丁寧に進めていく必要がある。また、市民・利用者との協議状況や入札不調などにより、スケジュールどおり取組が進まない場合がある。

### 【方針2: 予防保全による長寿命化】

(目的)これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。

(成果)⑥計画的な保全の実施を図るため、「第1次保全計画」に基づき現状の劣化状況を把握するための詳細調査を実施し、令和2年度に関係予算の計上を行った。また、施設情報の一元化を行うための「保全システム」の運用開始や、施設管理者が適切な維持管理を行うための「公共施設保全マニュアル」の作成などの技術的支援を行った。

(課題)⑥施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。

### 【方針3: 効率的・効果的な運営】

(目的)施設運営にかかるコスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。

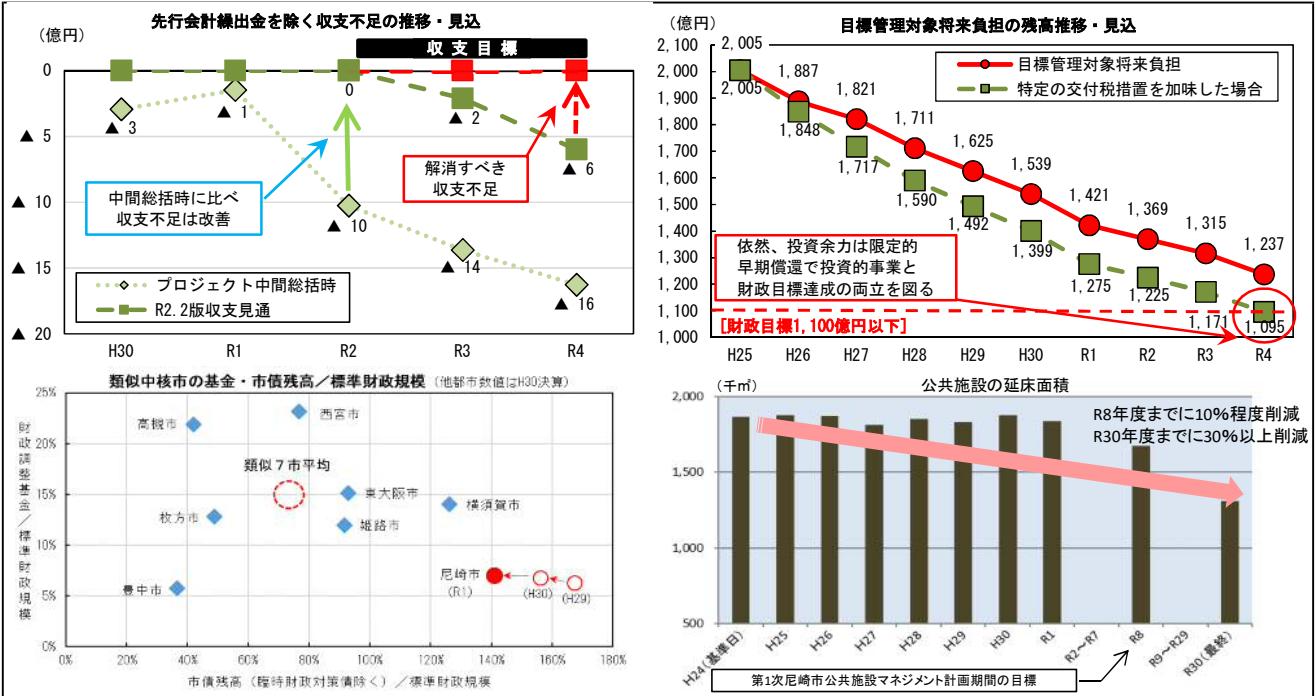
(成果)⑦電力調達の自由化を踏まえた高圧区分施設の入札による電気調達の取組を完了させるとともに、低圧区分についても、入札の取組を行った。(目標指標G) <参考 低圧区分の電気料金抑制の取組実績> 市長部局分:268施設の入札を実施(効果額△16,900千円)

⑧公共施設予約システムについては、施設整備に対応した改修を行った。

(課題)⑦都市ガスの自由化を踏まえた取組など、さらなる効率的・効果的な施設の運営に向けた対応を今後行う必要がある。

⑧公共施設の利用促進を目指し、利便性向上に資する取組を進めてきたが、施設の稼働率向上の観点から、引き続き取組を推進する必要がある。

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



### 4 評価結果(今後の取組方針)

#### ■持続可能な行政財政基盤の確立

##### 【財政規律・財政目標の進行管理】

あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの最終目標である「持続可能な行政財政基盤の確立」に向け、中間総括に示す「財政規律」を踏まえた財政運営・予算編成を行うため、以下の取組を推進する。

①今後も社会保障関係費の増加が見込まれることに加え、新型コロナウイルスの影響による市税収入等の減少が見込まれることから、さらなる構造改善を進め、令和3年度当初予算における公共用地先行取得事業費会計繰出金を除いた実質的な収支均衡の確保を目指す。

・新型コロナウイルスによる景気影響等を注視しながら、市民ニーズに対応した補助、単独事業について、予備費の活用等も含め、迅速かつ適切な予算措置を行う。また、税収の減により、収支不足が拡大する可能性があることを勘案し、ハード・ソフト両事業において、収支改善につながる調整を行うことを検討する。

・令和元年度に変更した市税徴収体制の効果検証を行うとともに、異なる収入率の向上及び収入未済額の縮減に向かた取組を検討する。

②基金については、中間総括での整理等を踏まえ、次の通り取組を進める。

・財政調整基金は収支剩余金を積み立てる一方、新型コロナウイルス感染症対策に伴い見込まれる経費の財源として活用する。

・減債基金及び公共施設整備保全基金は今後も継続的に公共施設マネジメントの取組の財源として取崩を行っていく予定であることから、今後の活用財源として、令和2年度に見込まれる土地売払収入の確保に努める。

③令和4年度の将来負担の財政目標を見据え、引き続き投資余力が限定的な状況である中、市債の早期償還の実施を検討する。

<当初予算編成にあたって注視すべき動向>

上記の財政目標・財政規律の適正な進行管理とともに、下記の動向等に注視する。

・新型コロナウイルス感染症による景気影響等に伴う本市への影響

・国の経済対策補正予算、令和3年度向け地方財政対策

・緊急防災・減災事業債の制度延長の有無

④令和5年度以降の収支見通しを策定し、プロジェクト期間終了後の財政規律・財政目標の検討を進める。

#### ■公共施設マネジメントの着実な推進

##### 【方針1:圧縮と再編】

⑤新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組を優先する中で、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」における見直し対象施設に係る施設規模、場所、スケジュールなどを示す「今後の具体的な取組」の具体化を図るために、施設の安全性や事業運営への影響を勘案しながら、スケジュールの見直しなどを含めて、進め方を検討する。

##### 【方針2:予防保全による長寿命化】

⑥「尼崎市公共施設マネジメント計画(方針2:予防保全による長寿命化の取組)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、長寿命化改修による予防保全への転換に重点を置いて取組を進める。

・新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する取組スケジュールの見直しなどを検討するため、第1次保全計画対象施設の詳細調査についても、計画全体の状況にあわせて、実施時期を調整していく。

##### 【方針3:効率的・効果的な運営】

⑦電力調達の自由化を踏まえた高圧・低圧区分に係る取組を継続するとともに、都市ガスの自由化の動向を踏まえた検討を進めるなど、施設の効率的・効果的な運営の更なる推進に向けた検討を進める。また、施設照明のLED化については、方針1・2の取組のなかで、順次進めていく。

⑧各施設管理者等を通じた市民ニーズの把握や、これまでの取組の検証を行い、効率的な施設利用に向けて検討を進めしていく。

# 令和2年度 行政運営評価表(令和元年度決算評価)

## 1 基本情報

|        |   |                        |
|--------|---|------------------------|
| 項目名    | 3 | 行政運営の実効力を高めていくために      |
| 取組の方向性 |   | ■職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備 |

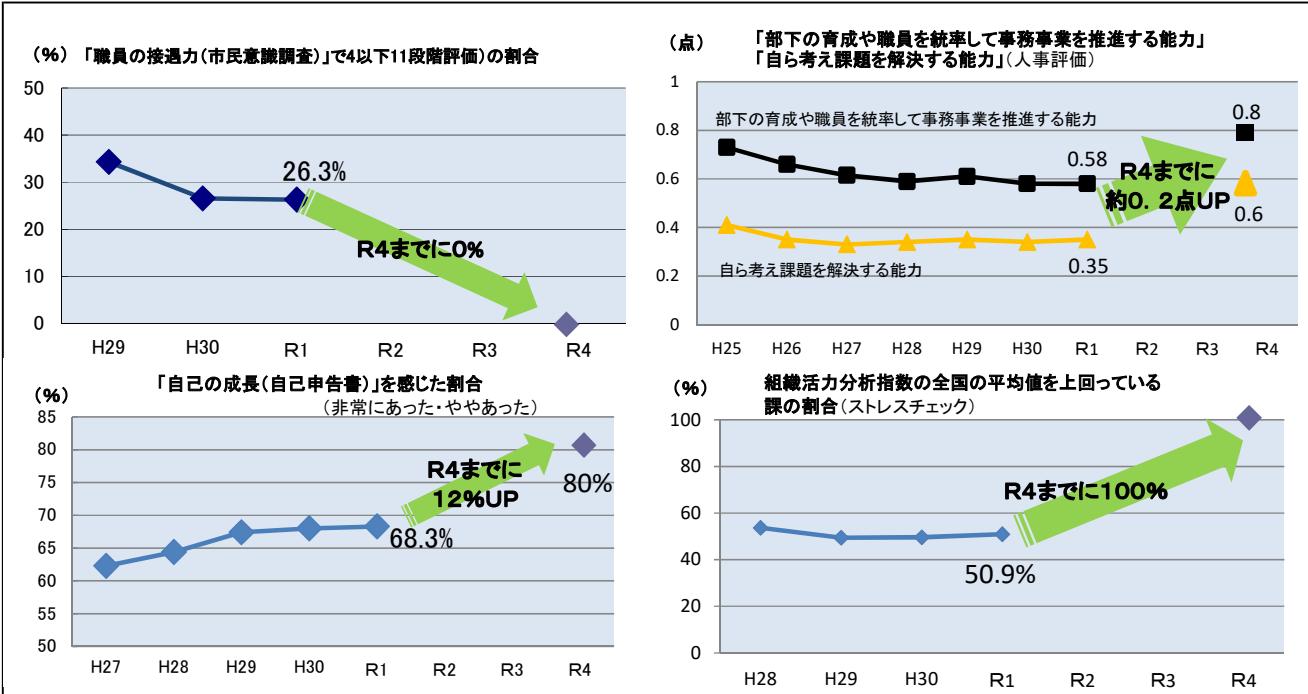
## 2-1 目標指標

| 指 標 名                                 | 方 向 | 目標値<br>(R4) | 実績値  |      |      |      |      |      |      |       | 進捗率<br>(R1) |
|---------------------------------------|-----|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------------|
|                                       |     |             | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2～R4 |             |
| A 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合     | ↓   | 0 %         | -    | -    | -    | -    | 34.3 | 26.6 | 26.3 |       | -           |
| B 「自己の成長(自己申告書)」が「非常にあった」「やややややった」の割合 | ↑   | 80.0 %      | -    | -    | 62.3 | 64.4 | 67.4 | 68.0 | 68.3 |       | 85.4%       |
| C 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価)      | ↑   | 0.8 点       | 0.73 | 0.66 | 0.62 | 0.59 | 0.61 | 0.58 | 0.58 |       | 72.5%       |
| D 自ら考え課題を解決する能力(人事評価)                 | ↑   | 0.6 点       | 0.41 | 0.35 | 0.33 | 0.34 | 0.35 | 0.34 | 0.35 |       | 58.3%       |
| E 人事評価のフィードバック面談に対する満足度               | ↑   | 100 %       | -    | -    | -    | 72.4 | 88.9 | 81.0 | 88.9 |       | 88.9%       |
| F 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合          | ↓   | 0 %         | -    | -    | 12.5 | 12.6 | 12.3 | 13.5 | 12.8 |       | -           |
| G 組織活力分析指数(ストレスチェックに基づく組織の活性化を図る指標)   | ↑   | 50.0 ポイント   | -    | -    | -    | 50.4 | 50.2 | 50.2 | 50.3 |       | 100%        |
| H 組織活力分析指数の全国の平均値を上回っている課の割合          | ↑   | 100 %       | -    | -    | -    | 54.3 | 49.4 | 49.7 | 50.9 |       | 50.9%       |

## 3 これまでの取組の成果と課題(令和元年度実績内容を記載)

|   |                        |      |     |
|---|------------------------|------|-----|
| 取組の方向性  | ■職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備 | 主担当局 | 総務局 |
| <b>【職員の資質向上】</b>  |                        |      |     |
| (目的)公権力の行使に係る業務や市民とともに学び、考え、互いに力を出し合いながら課題解決に向けた政策立案に取り組む業務など、高度な専門性を有する業務に対して果敢に取り組んでいくよう、人事評価制度の効果的な運用、各種研修の充実を図る。  |                        |      |     |
| (成果)①(ア)人材育成基本方針「はたらきガイド」で示す人事評価項目である「職員に求める能力」と「望ましい行動事例」が職員に浸透し活用されるよう、所属長研修と新規採用職員研修にて周知を図った。(イ)人材育成面談や日々の業務での「望ましい行動事例」等の活用方法について、評価者研修(部課長級)で共有し面談やマネジメントの質の向上に取り組んだ。この結果、指標E(面談満足度)の向上につながった。               |                        |      |     |
| (②協力・連携・協働に必要なコミュニケーション能力、政策力の向上をはじめとした階層別研修を実施するとともに、市民まつり企画参加型研修を実施するなど、自発的な取組の活性化を図った。(ア)階層別必修研修21種、(イ)自治体法務検定の団体受験、(ウ)法務ゼミ(6回)や職員育成ゼミ(9回)、(エ)自主研修グループ12団体、(オ)市政課題研修37種、(カ)研修派遣7団体[総務省、文部科学省など](目標指標A・B・C・D・E) |                        |      |     |
| (課題)①指標E(面談満足度)は向上しているが、アンケートでは「義務的に感じた」「説明が不十分」といった声も依然として見受けられる。  |                        |      |     |
| ②職員が主体的な成長に努めるとともに、自己啓発を奨励する風土の醸成が必要である中、ゼミ形式の研修や市民まつり企画参加型研修の取組について「地方公務員月報」で掲載されるなど外部からの評価を得たものの、庁内での周知が不十分であった。  |                        |      |     |
| <b>【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】</b>  |                        |      |     |
| (目的)職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組み、家庭でも自己啓発・育児・介護等に取り組めるよう、WLBを推進する。   |                        |      |     |
| (成果)③職員のWLBの実現等を図るための特定事業主行動計画(第3期計画が令和元年度末で満了)について、これまでの取組の成果や新たな国への動向等も踏まえる中で、第4期計画を策定し、施策体系の再構築や数値目標の見直し等を行った。   |                        |      |     |
| ④国や民間企業で超過勤務の上限規制が導入される中、本市も導入に向けた協議・検討を進め、令和2年度から運用を始めることとした。  |                        |      |     |
| ⑤男性の育児に関する情報発信を様々に行い、男性職員育児休業取得者数が増加(市長事務部局…H30:5人→R1:6人)し、また、男性版産休(出産補助休暇・男性職員の育児のための休暇)取得率が向上(市長事務部局…H30:53.7%→R1:72.1%)した。   |                        |      |     |
| ⑥1日の業務予定の共有等を行う朝会に関するアンケートを行い、実施状況や効果について検証を行った。(目標指標F)   |                        |      |     |
| (課題)③④第4期計画の趣旨や目標等について職員への周知徹底を図り、長時間勤務の是正など職員一人ひとりが働き方を見直し、WLBの実現等に向けた更なる取組を推進していく必要がある。   |                        |      |     |
| ⑤目標値(市長事務部局…同取得者数:8人、同取得率:100%)には至っておらず、男性の育児を後押しする取組が引き続き必要である。  |                        |      |     |
| ⑥アンケートの結果、お互いの事情や業務の進捗状況の共有に役立つといった意見が多かった一方、未実施の部署も見受けられた。   |                        |      |     |
| <b>【持続可能な執行体制の構築】</b>   |                        |      |     |
| (目的)住民ニーズの拡大と多様化に対応するために、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、効率的かつ質の高い行政サービスを提供できる持続可能な執行体制を構築する。   |                        |      |     |
| (成果)⑦令和2年度に向けては、令和2年10月に開館予定の歴史博物館の設置に向けた体制整備や、充実した子ども・子育て支援を行っていくことができるようこども青少年局の執行体制の整備を行った。また、令和2年度向け組織改正に伴う職員定数については、組織の新設などにより12人の増員を行いつつ、組織の見直しなどにより5人の減員を行い、職員定数の増加の抑制を図った。                                |                        |      |     |
| ⑧アウトソーシング導入など今後の見直しの方向性を決定した93業務中、令和2年度に見直す6業務を含め21業務(一部実施を含む)の見直しを実施した。(目標指標G・H)   |                        |      |     |
| ⑨令和2年12月末までにオープン系システム(介護・税務)の導入を完了させるべく作業を進め、連動する「クラウド化と共通基盤導入の方向性」についても最終決定した。また『尼崎市官民データ活用推進計画』の推進の一環として府内事務の効率化策であるRPAの導入により4事務を中心に1,371時間/年の効率化を図った。加えて隔地間で会議を開催できるWeb会議システムを導入し府内での利用も浸透しつつある。               |                        |      |     |
| (課題)⑦持続可能性に配慮しながら組織の簡素化をさらに進めるとともに、組織機能を十分に発揮できるよう、職員の能力開発にも留意しつつ、職員定数の増加の抑制を図っていく必要がある。  |                        |      |     |
| ⑩オープン系システムの導入の完了に向け適切な進捗管理が必要である。また同計画に基づき的確なICT化を推進する必要がある。  |                        |      |     |
| ⑪国や他の自治体の公文書管理を取り巻く情勢を踏まえ、本市においても歴史的に重要な公文書も含め、公文書管理制度のあり方について検討を始める必要がある。併せて職員の文書作成能力の向上等についても取組を進める必要がある。   |                        |      |     |

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



### 4 評価結果(今後の取組方針)

#### 【職員の資質向上】

- ①⑥コンピテンシーの浸透度も確認できるよう職員アンケートの内容を拡充する。そして評価者研修において、面談や日々のマネジメントの質の向上につながるようアンケートで把握した事例を共有する。また、面談や朝会が未実施などの事例に対して、個別にサポートする体制も充実させる。
- ②(ア)(イ)若手職員を対象に自らの法務能力を確認する機会を設けるとともに、令和3年度からの法務能力向上研修を企画するなど、自己成長できる仕組みを構築する。(ウ)(エ)若手職員の企画参加型研修として、職員として身につけておくべき知識などを全庁的に共有するためのツールとして、「(仮称)尼崎検定」を作成するとともに、ゼミ形式の研修参加者の増や自主研修グループの活性化を図るために、活動の様子などを掲載した「(仮称)人材育成通信」を発行する。
- ⑩公文書管理等が適正になされるよう、職員の文書作成能力の向上及び意識改革について取組を進める。

#### 【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

- ③第4期計画の趣旨等の周知徹底、数値目標の進捗確認、更なる取組の推進を図っていく。
- ④超過勤務の適正管理・縮減に向けて、超過勤務の発生理由を把握・分析した上で、新たに導入した上限遵守の状況を定期的・継続的に確認し適宜注意喚起を図るとともに、朝会等も有効に活用しながら事前命令を徹底するなど、意識改革を図る中で縮減に向けた更なる取組を推進していく。
- ⑤男性版産休7日間の完全取得や、男性版産休と育児休業計1か月以上の取得を推奨するなど取組を進める。

#### 【持続可能な執行体制の構築】

- ⑦⑧アウトソーシング実施後の検証手法やアウトソーシング実施に向けた導入手法について作成したマニュアルに基づき、個別の業務において取組を進める中で、より詳細な課題の抽出や整理を行う。併せて、見直しの方向性を決定した93業務については、今後の検討に際し、アウトソーシングの導入及び会計年度任用職員の任用範囲拡大のほか、ICT化の利活用の観点もより踏まえて検討を進める。
- ⑨オーブン系システムは、令和2年10月に新介護・令和3年1月に新税務システムの稼働を予定している。関連するクラウド化と共通基盤の導入については、対象システムの詳細把握と関連ベンダー等との意見交換やRFIによる情報収集を行い、一定の費用対効果の算出等令和5年度の実現に向けて作業を進める。「尼崎市官民データ活用推進計画」に基づくICTの推進として、庁内事務へ更なるRPAの適用を進めると共に、AIなどの導入に取り組んでいく。他自治体とのシステムの共同化や連携による事務の効率化と費用低減を検討する手始めとして、西宮市と財務会計システムの共同化について具体的に進める。
- ⑦⑨多様化する専門的課題に対応するため、急速に進展するICTなど、専門的知識を有する職員の採用について検討する。
- ⑩庁内検討会議を設置し、重要文書の管理運用に関する文書規程の見直し等を行うほか、歴史的公文書を市民が利用する仕組みの検討を進める。また、有識者を構成員とする「(仮称)公文書管理制度審議会」を設置し、公文書管理制度のあり方について諮問を行なうなど、(仮称)公文書管理条例の制定に向けた取組を進める。

#### 【ポストコロナを見据えた取組】

- 「新しい生活様式」を捉え、感染症対策で顕在化した行政運営上の課題を分析し、改善を推進する。
- ②研修へWeb会議システムや動画配信の活用を進めるなど、働き方改革に資するよう取り組む。
- ③感染拡大防止策として特例的に実施した在宅勤務制度などについて、効果や課題などを検証し、その結果を基に、多様な働き方の実現に資する制度や仕組みの構築について検討していく。
- ⑦⑧業務委託のリスク管理手法についての取組を進めるとともに、各業務における正副担当の仕組みを活用すること等により、災害等非常時における在宅勤務等柔軟な勤務体制の実現性を高めるほか、必要な業務の継続のため、事業の中止等により捻出できる人員を把握し、必要な部署へ円滑に配置できる体制を構築する。
- ⑨窓口業務の改善として、マイナンバー等を活用したオンライン申請を推進する。

(このページは白紙です。)

**《參考資料》**

**市民意識調查結果**

# 市民意識調査結果

## (1) 調査の目的

後期計画の16の施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民にアンケート調査を行っており、施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

|     |          |    |     |            |    |
|-----|----------|----|-----|------------|----|
| 重要度 | 重要       | 5点 | 満足度 | 満足         | 5点 |
|     | まあ重要     | 4点 |     | どちらかといえば満足 | 4点 |
|     | ふつう      | 3点 |     | ふつう        | 3点 |
|     | あまり重要でない | 2点 |     | どちらかといえば不満 | 2点 |
|     | 重要でない    | 1点 |     | 不満         | 1点 |

## (2) 実施概要

- ① 調査対象 満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出
- ② 調査方法 郵送によるアンケート用紙の発送・回収
- ③ 調査期間 令和2年2月21日から令和2年3月13日
- ④ 回収結果

| 発送数   | 未着数 | 実発送数  | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 3,000 | 37  | 2,963 | 960   | 32.4% |

## (3) 調査結果

### 結果概要

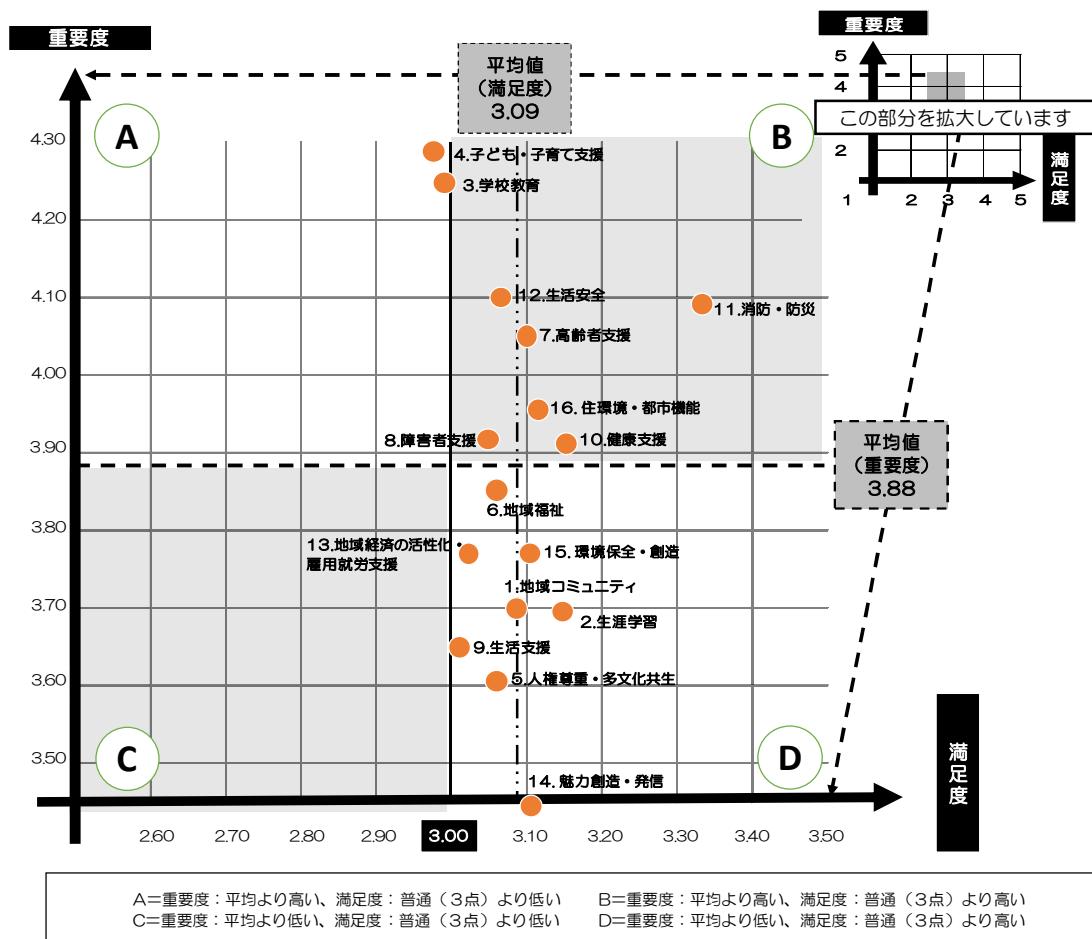
|                    |  |
|--------------------|--|
| 全16施策の平均値          | 重要度 3.88(前年3.92)、満足度 3.09(前年2.99)              |
| 重要度と満足度の乖離が大きい主な施策 | 子ども・子育て支援(乖離幅1.31)、学校教育(乖離幅1.25)、生活安全(乖離幅1.03) |

「重要度」はすべての施策について普通(3点)以上、「満足度」の平均値は、普通をやや上回る3.09点という結果となっています。

## (4) 傾向区分

市民意識調査の結果から、全16施策を重要度の平均点（3.88点）と満足度の普通（3点）を軸として、4つの傾向（A～D）に区分しています。

【市民意識調査における16施策の分布と傾向区分】



| 施策名 |            | 重要度  | 満足度  | 施策名  |                 | 重要度  | 満足度  |
|-----|------------|------|------|------|-----------------|------|------|
| 施策1 | 地域コミュニティ   | 3.70 | 3.09 | 施策9  | 生活支援            | 3.65 | 3.02 |
| 施策2 | 生涯学習       | 3.69 | 3.15 | 施策10 | 健康支援            | 3.92 | 3.16 |
| 施策3 | 学校教育       | 4.24 | 2.99 | 施策11 | 消防・防災           | 4.09 | 3.33 |
| 施策4 | 子ども・子育て支援  | 4.28 | 2.97 | 施策12 | 生活安全            | 4.10 | 3.07 |
| 施策5 | 人権尊重・多文化共生 | 3.61 | 3.07 | 施策13 | 地域経済の活性化・雇用就労支援 | 3.77 | 3.03 |
| 施策6 | 地域福祉       | 3.85 | 3.07 | 施策14 | 魅力創造・発信         | 3.44 | 3.11 |
| 施策7 | 高齢者支援      | 4.05 | 3.10 | 施策15 | 環境保全・創造         | 3.77 | 3.11 |
| 施策8 | 障害者支援      | 3.92 | 3.05 | 施策16 | 住環境・都市機能        | 3.96 | 3.12 |

(このページは白紙です。)

**《參考資料》**  
**施策別事務事業一覽表**

## 【施策別事務事業一覧表の見方】

### 施策01 【地域コミュニティ】

| 施策の展開方向                                | 総合戦略<br>の該当 | No. | 中事業<br>CD | 事業名                      | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|--|-------------|-----|-----------|--------------------------|-------|----------------------|
| 1 多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。     | ②・⑤         | 1   | 1E2K      | 中央地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 6                    |
|  |             | 2   | 1E2L      | 小田地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 7                    |
|  |             | 3   | 1E2M      | 大庄地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 8                    |
|  |             | 4   | 1E2N      | 立花地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 9                    |
|  |             | 5   | 1E2O      | 武庫地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 10                   |
|  |             | 6   | 1E2P      | 園田地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 11                   |
|  |             | 7   | 1E1Q      | 地域とともにある職員研修事業費          | 総合政策局 | —                    |
| 2 地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。 | ②・⑤         | 8   | 1E1D      | コミュニティ助成事業費              | 総合政策局 | 12                   |
|  |             | 9   | 1E1F      | 車座集会事業費                  | 総合政策局 | 13                   |
|  |             | 10  | 1E1H      | 市民提案型制度推進事業費             | 総合政策局 | 14                   |
|  |             | 11  | 1E1M      | 市民運動推進事業費                | 総合政策局 | 15                   |
|  |             | 12  | 1E1O      | 市民活動情報発信事業費              | 総合政策局 | 16                   |
|  |             | 13  | 1E1P      | あまがさきチャレンジまちづくり事業費       | 総合政策局 | 17                   |
|  |             | 14  | 1E1R      | あまがさき市民まつり事業補助金          | 総合政策局 | 18                   |
|  |             | 15  | 1E1W      | 尼崎市社会福祉協議会補助金            | 総合政策局 | 19                   |
|  |             | 16  | 1E30      | 武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 17  | 1E31      | 園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 18  | 1E32      | 中央生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 19  | 1E33      | 小田生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 20  | 1E34      | 大庄生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 21  | 1E35      | 立花生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 22  | 1E36      | 武庫生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 23  | 1E37      | 園田生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 24  | 1E38      | 旧支所等管理運営事業費              | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 25  | 1E39      | 地域学習館関係事業費               | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 26  | 1E1L      | コミュニティ連絡板維持管理事業費         | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 27  | 1E1U      | 園田東会館指定管理者管理運営事業費        | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 28  | 1E1V      | 集会施設関係事業費                | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 29  | 1E2W      | 中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 30  | 1E2X      | 小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 31  | 1E2Y      | 大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 32  | 1E2Z      | 立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 33  | 1E3B      | 生涯学習プラザ等整備事業費(債務負担分を含む。) | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 34  | C03K      | 施設整備事業費                  | 総合政策局 | —                    |
|  |             | 35  | 1E1I      | みんなの尼崎大学事業費              | 総合政策局 | 20                   |

総合戦略(6つの政策分野)の該当番号を記載しています。

当該施策に関連する事業を展開方向ごとに記載しています。

事務事業シートの掲載ページを示しています。「—」の事業は事務事業シートを作成していない事業です。詳細は「事務事業シート」の「事務事業シートの概要」をご確認ください。)

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目          |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|------------|
| 858               | 131                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 593               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 261               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 378               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 913               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 456               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,250             | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,500             | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 42                | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 303               | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 7,868             | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 427               | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 4,766             | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,500             | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 114,397           | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 41,079            | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 37,118            | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,495             | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 6,434             | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 6,496             | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 173               | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 12,316            | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 238               | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 20,529            | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 1,191             | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 1,287             | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 10,646            | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 14,907            | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 64,152            | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 44,995            | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 43,522            | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 40,515            | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 863,124           | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 3,961             | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 10 公民館費    |
| 9,930             | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |

令和元年度の事業費  
(決算額)を記載して  
います。(人件費を除  
く。)

当該事業の決算事  
項別明細書における  
記載ページを示して  
います。

## 施策別事務事業一覧表

### 施策01 【地域コミュニティ】

| 施策の展開方向                                | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                      | 局名    | 事務事業シート記載ページ |
|--|---------|----|-------|--------------------------|-------|--------------|
| 1 多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。     | ②・⑤     | 1  | 1E2K  | 中央地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 6            |
|  |         | 2  | 1E2L  | 小田地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 7            |
|  |         | 3  | 1E2M  | 大庄地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 8            |
|  |         | 4  | 1E2N  | 立花地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 9            |
|  |         | 5  | 1E2O  | 武庫地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 10           |
|  |         | 6  | 1E2P  | 園田地区特色ある地域活動推進事業費        | 総合政策局 | 11           |
|  |         | 7  | 1E1Q  | 地域とともにある職員研修事業費          | 総合政策局 | —            |
| 2 地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。 | ②・⑤     | 8  | 1E1D  | コミュニティ助成事業費              | 総合政策局 | 12           |
|  |         | 9  | 1E1F  | 車座集会事業費                  | 総合政策局 | 13           |
|  |         | 10 | 1E1H  | 市民提案型制度推進事業費             | 総合政策局 | 14           |
|  |         | 11 | 1E1M  | 市民運動推進事業費                | 総合政策局 | 15           |
|  |         | 12 | 1E1O  | 市民活動情報発信事業費              | 総合政策局 | 16           |
|  |         | 13 | 1E1P  | あまがさきチャレンジまちづくり事業費       | 総合政策局 | 17           |
|  |         | 14 | 1E1R  | あまがさき市民まつり事業補助金          | 総合政策局 | 18           |
|  |         | 15 | 1E1W  | 尼崎市社会福祉協議会補助金            | 総合政策局 | 19           |
|  |         | 16 | 1E30  | 武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —            |
|  |         | 17 | 1E31  | 園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —            |
|  |         | 18 | 1E32  | 中央生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —            |
|  |         | 19 | 1E33  | 小田生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —            |
|  |         | 20 | 1E34  | 大庄生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —            |
|  |         | 21 | 1E35  | 立花生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —            |
|  |         | 22 | 1E36  | 武庫生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —            |
|  |         | 23 | 1E37  | 園田生涯学習プラザ管理運営事業費         | 総合政策局 | —            |
|  |         | 24 | 1E38  | 旧支所等管理運営事業費              | 総合政策局 | —            |
|  |         | 25 | 1E39  | 地域学習館関係事業費               | 総合政策局 | —            |
|  |         | 26 | 1E1L  | コミュニティ連絡板維持管理事業費         | 総合政策局 | —            |
|  |         | 27 | 1E1U  | 園田東会館指定管理者管理運営事業費        | 総合政策局 | —            |
|  |         | 28 | 1E1V  | 集会施設関係事業費                | 総合政策局 | —            |
|  |         | 29 | 1E2W  | 中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —            |
|  |         | 30 | 1E2X  | 小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —            |
|  |         | 31 | 1E2Y  | 大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —            |
|  |         | 32 | 1E2Z  | 立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局 | —            |
|  |         | 33 | 1E3B  | 生涯学習プラザ等整備事業費(債務負担分を含む。) | 総合政策局 | —            |
|  |         | 34 | C03K  | 施設整備事業費                  | 総合政策局 | —            |
|  |         | 35 | 1E1I  | みんなの尼崎大学事業費              | 総合政策局 | 20           |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目          |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|------------|
| 858               | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 593               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 261               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 378               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 913               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 456               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,250             | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,500             | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 42                | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 303               | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 7,868             | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 427               | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 4,766             | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,500             | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 114,397           | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 41,079            | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 37,118            | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 2,495             | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 6,434             | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 6,496             | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 173               | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 12,316            | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 238               | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 20,529            | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 1,191             | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 1,287             | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 10,646            | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 14,907            | 137                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 64,152            | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 44,995            | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 43,522            | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 40,515            | 143                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 863,124           | 145                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 3,961             | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 10 公民館費    |
| 9,930             | 135                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策O2【生涯学習】

| 施策の展開方向   | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                | 局名       | 事務事業シート記載ページ |
|---|---------|----|-------|--------------------|----------|--------------|
| 1 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。 | ②       | 1  | 1E2Q  | 中央地区生涯学習推進事業費      | 総合政策局    | 22           |
|   |         | 2  | 1E2R  | 小田地区生涯学習推進事業費      | 総合政策局    | 23           |
|   |         | 3  | 1E2S  | 大庄地区生涯学習推進事業費      | 総合政策局    | 24           |
|   |         | 4  | 1E2T  | 立花地区生涯学習推進事業費      | 総合政策局    | 25           |
|   |         | 5  | 1E2U  | 武庫地区生涯学習推進事業費      | 総合政策局    | 26           |
|   |         | 6  | 1E2V  | 園田地区生涯学習推進事業費      | 総合政策局    | 27           |
|   |         | 7  | BZ25  | 学社連携推進事業費          | 教育委員会事務局 | 28           |
|   |         | 8  | BZ41  | 成人教育事業費            | 教育委員会事務局 | 29           |
|   |         | 9  | BZ5K  | PTA連合会等補助金         | 教育委員会事務局 | 30           |
|   |         | 10 | C11A  | 図書館行事事業費           | 教育委員会事務局 | 31           |
|   |         | 11 | BZ21  | 尼崎学びのサポート事業費       | 教育委員会事務局 | 32           |
|   |         | 12 | C11K  | 障がい者等サービス事業費       | 教育委員会事務局 | 33           |
|   |         | 13 | C121  | 図書等購入事業費           | 教育委員会事務局 | 34           |
|   |         | 14 | C12A  | 図書館サービス網関係事業費      | 教育委員会事務局 | 35           |
|   |         | 15 | C12K  | 資料整理事業費            | 教育委員会事務局 | 36           |
|   |         | 16 | C12V  | 北図書館指定管理者管理運営事業費   | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 17 | C131  | 施設整備事業費            | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 18 | C13F  | 施設維持管理事業費          | 教育委員会事務局 | —            |
| 2 健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。                | ④       | 19 | CA1A  | 「スポーツのまち尼崎」促進事業費   | 教育委員会事務局 | 37           |
|   |         | 20 | CA2A  | ふれあいスポーツ推進事業費      | 教育委員会事務局 | 38           |
|   |         | 21 | CA31  | 生涯スポーツ・レクリエーション事業費 | 教育委員会事務局 | 39           |
|   |         | 22 | CA3K  | 市民スポーツ振興事業費        | 教育委員会事務局 | 40           |
|   |         | 23 | CA41  | スポーツ大会事業費          | 教育委員会事務局 | 41           |
|   |         | 24 | CA4K  | 学校開放事業費            | 教育委員会事務局 | 42           |
|   |         | 25 | CA4N  | 学校プール開放事業費         | 教育委員会事務局 | 43           |
|   |         | 26 | CA5K  | 体育協会等補助金           | 教育委員会事務局 | 44           |
|   |         | 27 | CA4V  | 地区体育館等指定管理者管理運営事業費 | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 28 | CA4W  | 指定管理関係経費           | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 29 | CA51  | 地区体育館等施設運営事業費      | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 30 | CA5A  | 地区体育館等整備事業費        | 教育委員会事務局 | —            |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目          |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|------------|
| 1,486             | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 945               | 139                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 838               | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 722               | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 1,057             | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 656               | 141                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 61 市民活動推進費 |
| 5,068             | 403                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費 |
| 74                | 405                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費 |
| 340               | 407                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費 |
| 645               | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 22                | 403                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費 |
| 151               | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 32,981            | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 34,000            | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 372               | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 97,793            | 409                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 1,008             | 411                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 67,557            | 411                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 15 図書館費    |
| 9,208             | 419                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 35,284            | 419                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 570               | 419                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 2,551             | 419                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 10,695            | 421                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 75,446            | 421                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 3,134             | 421                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 1,655             | 423                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 263,164           | 421                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 447               | 421                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 9,130             | 421                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |
| 3,392             | 423                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費 | 15 社会体育費   |

## 施策別事業事業一覧表

### 施策03 【学校教育】

| 施策の展開方向                       | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                      | 局名       | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|-------------------------------|-------------|----|-----------|--------------------------|----------|----------------------|
| ② 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。 | ②           | 1  | 1912      | 学びと育ち研究所運営事業費            | こども青少年局  | 47                   |
|                               |             | 2  | B21B      | あまっ子ステップ・アップ調査事業費        | 教育委員会事務局 | 48                   |
|                               |             | 3  | B22A      | 児童生徒文化充実支援事業費            | 教育委員会事務局 | 49                   |
|                               |             | 4  | B22K      | 多文化共生支援員派遣事業費            | 教育委員会事務局 | 50                   |
|                               |             | 5  | B23P      | 小学校体験活動事業費               | 教育委員会事務局 | 51                   |
|                               |             | 6  | B24A      | 課外クラブ関係事業費               | 教育委員会事務局 | 52                   |
|                               |             | 7  | B24K      | 尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費      | 教育委員会事務局 | 53                   |
|                               |             | 8  | B25I      | 尼崎高等学校体育科野外活動等事業費        | 教育委員会事務局 | 54                   |
|                               |             | 9  | B25Z      | 尼崎高等学校特色づくり推進事業費         | 教育委員会事務局 | 55                   |
|                               |             | 10 | B25K      | キャリア教育推進事業費              | 教育委員会事務局 | 56                   |
|                               |             | 11 | B25L      | 尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費       | 教育委員会事務局 | 57                   |
|                               |             | 12 | B25R      | 琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業費        | 教育委員会事務局 | 58                   |
|                               |             | 13 | B26I      | 特別支援教育推進事業費              | 教育委員会事務局 | 59                   |
|                               |             | 14 | B27I      | トライやる・ワーク推進事業費           | 教育委員会事務局 | 60                   |
|                               |             | 15 | B27Z      | 授業改善推進事業費                | 教育委員会事務局 | 61                   |
|                               |             | 16 | B273      | 学力定着支援事業費                | 教育委員会事務局 | 62                   |
|                               |             | 17 | B276      | 英語教育推進事業費                | 教育委員会事務局 | 63                   |
|                               |             | 18 | B277      | 英語学習トップ・ステップ・ジャンプ事業費     | 教育委員会事務局 | 64                   |
|                               |             | 19 | B278      | 理数探求事業費                  | 教育委員会事務局 | 65                   |
|                               |             | 20 | B279      | 読書力向上事業費                 | 教育委員会事務局 | 66                   |
|                               |             | 21 | B27E      | 計算力向上事業費                 | 教育委員会事務局 | 67                   |
|                               |             | 22 | B27O      | 特別支援教育サポートシステム事業費        | 教育委員会事務局 | 68                   |
|                               |             | 23 | B31A      | 教職員研修事業費                 | 教育委員会事務局 | 69                   |
|                               |             | 24 | B31N      | アクティブ・ラーニング学習モデル研究事業費    | 教育委員会事務局 | 70                   |
|                               |             | 25 | B32K      | 教育情報収集・提供事業費             | 教育委員会事務局 | 71                   |
|                               |             | 26 | B33I      | 調査研究・教材開発事業費             | 教育委員会事務局 | 72                   |
|                               |             | 27 | B34K      | 学校情報通信ネットワークシステム関係事業費    | 教育委員会事務局 | 73                   |
|                               |             | 28 | B34L      | 教育ICT環境整備推進事業費           | 教育委員会事務局 | 74                   |
|                               |             | 29 | B41K      | 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費    | 教育委員会事務局 | 75                   |
|                               |             | 30 | B43A      | 修学援助金交付金                 | 教育委員会事務局 | 76                   |
|                               |             | 31 | BA21      | 情報教育推進事業費                | 教育委員会事務局 | 77                   |
|                               |             | 32 | BF21      | 情報教育推進事業費                | 教育委員会事務局 | 78                   |
|                               |             | 33 | BG61      | 中学校給食準備事業費(債務負担分を含む。)    | 教育委員会事務局 | 79                   |
|                               |             | 34 | BL1N      | 情報教育推進事業費                | 教育委員会事務局 | 80                   |
|                               |             | 35 | BL21      | 尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費  | 教育委員会事務局 | 81                   |
|                               |             | 36 | BM1K      | 情報教育推進事業費                | 教育委員会事務局 | 82                   |
|                               |             | 37 | BV21      | 情報教育推進事業費                | 教育委員会事務局 | 83                   |
|                               |             | 38 | BV2A      | スクールバス運転業務委託等事業費         | 教育委員会事務局 | 84                   |
|                               |             | 39 | BV2B      | 看護師派遣業務委託事業費             | 教育委員会事務局 | 85                   |
|                               |             | 40 | C91A      | 学校保健関係事業費                | 教育委員会事務局 | 86                   |
|                               |             | 41 | C91K      | 児童生徒幼児健康診断事業費            | 教育委員会事務局 | 87                   |
|                               |             | 42 | C92I      | 小学校給食関係事業費               | 教育委員会事務局 | 88                   |
|                               |             | 43 | C925      | 給食調理業務委託関係事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | 89                   |
|                               |             | 44 | C928      | 中学校弁当推進事業費               | 教育委員会事務局 | 90                   |
|                               |             | 45 | C92A      | 定時制高等学校等給食事業費            | 教育委員会事務局 | 91                   |
|                               |             | 46 | C92F      | 食育フェア開催事業費               | 教育委員会事務局 | 92                   |
|                               |             | 47 | C93I      | 学校体育関係事業費                | 教育委員会事務局 | 93                   |
|                               |             | 48 | C93K      | 準要保護児童給食費等扶助費            | 教育委員会事務局 | 94                   |
|                               |             | 49 | K01A      | 大学生奖学金 17人               | 総務局      | 95                   |
|                               |             | 50 | K01K      | 大学院生奖学金 4人               | 総務局      | 96                   |
|                               |             | 51 | B138      | 教育振興基本計画策定事業費            | 教育委員会事務局 | —                    |
|                               |             | 52 | BA1A      | 教材費                      | 教育委員会事務局 | —                    |
|                               |             | 53 | BA2K      | 給食用備品購入等事業費              | 教育委員会事務局 | —                    |
|                               |             | 54 | BA31      | 施設維持管理事業費                | 教育委員会事務局 | —                    |
|                               |             | 55 | BF1A      | 教材費                      | 教育委員会事務局 | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計       | 款        | 項          | 目             |
|-------------------|------------------------|----------|----------|------------|---------------|
| 1,651             | 131                    | 01 一般会計  | 10 総務費   | 05 総務管理費   | 60 企画費        |
| 32,802            | 365                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 5,871             | 367                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,865             | 367                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 85,085            | 367                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 22,585            | 367                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 11,399            | 367                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,262             | 367                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 809               | 369                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 10,116            | 369                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 6,515             | 371                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,566             | 371                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 3,615             | 371                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 14,276            | 371                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 6,460             | 371                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 57,419            | 373                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 9,794             | 373                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 3,664             | 373                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,833             | 373                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 3,033             | 373                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,919             | 373                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 2,655             | 375                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 3,647             | 375                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 20 教育総合センター費  |
| 603               | 377                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 20 教育総合センター費  |
| 609               | 377                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 20 教育総合センター費  |
| 3,587             | 377                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 20 教育総合センター費  |
| 69,623            | 377                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 20 教育総合センター費  |
| 9,723             | 377                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 20 教育総合センター費  |
| 200,224           | 379                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 25 教育諸費       |
| 7,899             | 381                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 25 教育諸費       |
| 114,666           | 381                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 10 小学校費    | 05 学校管理費      |
| 25,409            | 385                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 15 中学校費    | 05 学校管理費      |
| 48,560            | 389                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 15 中学校費    | 10 学校建設費      |
| 16,791            | 391                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 20 高等学校費   | 10 全日制高等学校管理費 |
| 15,958            | 391                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 20 高等学校費   | 10 全日制高等学校管理費 |
| 2,830             | 393                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 20 高等学校費   | 15 定時制高等学校管理費 |
| 1,327             | 399                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 30 特別支援学校費 | 05 特別支援学校費    |
| 30,612            | 399                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 30 特別支援学校費 | 05 特別支援学校費    |
| 28,781            | 401                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 30 特別支援学校費 | 05 特別支援学校費    |
| 1,104             | 415                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 40,060            | 415                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 8,019             | 415                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 871,296           | 415                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 10,478            | 415                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 8,261             | 417                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 291               | 417                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 2,482             | 417                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 143,086           | 417                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 5,760             | 485                    | 25 育英事業費 | 05 育英事業費 | 05 育英事業費   | 05 育英事業費      |
| 1,440             | 485                    | 25 育英事業費 | 05 育英事業費 | 05 育英事業費   | 05 育英事業費      |
| 357               | 363                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 05 教育総務費   | 10 事務局費       |
| 234,363           | 381                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 10 小学校費    | 05 学校管理費      |
| 17,850            | 383                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 10 小学校費    | 05 学校管理費      |
| 664,130           | 383                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 10 小学校費    | 05 学校管理費      |
| 137,791           | 385                    | 01 一般会計  | 50 教育費   | 15 中学校費    | 05 学校管理費      |

**施策03 【学校教育】(つづき)**

| 施策の展開方向                                 | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                         | 局名       | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|---|-------------|----|-----------|-----------------------------|----------|----------------------|
| 1 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。           | ②           | 56 | BF2A      | 施設維持管理事業費                   | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 57 | BL1A      | 教材費                         | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 58 | BL2A      | 施設維持管理事業費                   | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 59 | BM1A      | 教材費                         | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 60 | BM21      | 施設維持管理事業費                   | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 61 | BR1A      | 教材費                         | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 62 | BR2K      | 施設維持管理事業費                   | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 63 | BV1A      | 教材費                         | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 64 | BV2H      | 給食用備品購入事業費                  | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 65 | BV31      | 施設維持管理事業費                   | 教育委員会事務局 | —                    |
| 2 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。        | ②           | 66 | B25G      | 不登校対策事業費                    | 教育委員会事務局 | 97                   |
|   |             | 67 | B25H      | 教育支援室運営事業費                  | 教育委員会事務局 | 98                   |
|   |             | 68 | B25I      | 学校支援専門家派遣事業費                | 教育委員会事務局 | 99                   |
|   |             | 69 | B27L      | こころの教育推進事業費                 | 教育委員会事務局 | 100                  |
|   |             | 70 | B27M      | 心の教育相談事業費                   | 教育委員会事務局 | 101                  |
|   |             | 71 | 3D9O      | 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営事業費        | こども青少年局  | —                    |
| 3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。 | ②           | 72 | B23V      | 幼稚園教育振興事業費                  | 教育委員会事務局 | 102                  |
|   |             | 73 | B23W      | すこやか子育て支援事業費                | 教育委員会事務局 | 103                  |
|   |             | 74 | B25A      | のびよ尼っ子健全育成事業費               | 教育委員会事務局 | 104                  |
|   |             | 75 | B27J      | 社会力育成事業費                    | 教育委員会事務局 | 105                  |
|   |             | 76 | B336      | 育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業費         | 教育委員会事務局 | 106                  |
|   |             | 77 | B42K      | 私立幼稚園就園奨励等補助金               | 教育委員会事務局 | 107                  |
|   |             | 78 | BR1L      | 市立幼稚園一時預かり事業費               | 教育委員会事務局 | 108                  |
|   |             | 79 | BR1N      | 市立幼稚園通園対策事業費                | 教育委員会事務局 | 109                  |
|   |             | 80 | B42M      | 子育て支援施設等利用給付費               | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 81 | C92K      | 学校安全関係事業費                   | 教育委員会事務局 | 110                  |
| 4 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。    | ②           | 82 | C94A      | 学校災害見舞金                     | 教育委員会事務局 | 111                  |
|   |             | 83 | BB1A      | 学校施設玄関スロープ等整備事業費            | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 84 | BB1K      | 特別支援学級教室整備事業費               | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 85 | BB21      | 各種施設整備事業費(債務負担分を含む。)        | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 86 | BB53      | 給食室整備事業費                    | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 87 | BG1A      | 学校施設玄関スロープ等整備事業費            | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 88 | BG21      | 各種施設整備事業費                   | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 89 | BG4A      | 学校適正規模・適正配置推進事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 90 | BG5A      | 城内まちづくり整備事業費(債務負担分を含む。)     | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 91 | BN1A      | 各種施設整備事業費                   | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 92 | BR1B      | 空調整備事業費                     | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 93 | BR1K      | 施設整備事業費                     | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 94 | C93A      | 学校環境衛生管理関係事業費               | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |             | 95 | C94K      | 日本スポーツ振興センター共済掛金負担金         | 教育委員会事務局 | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項          | 目             |
|-------------------|------------------------|---------|--------|------------|---------------|
| 290,518           | 387                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 15 中学校費    | 05 学校管理費      |
| 48,362            | 391                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 20 高等学校費   | 10 全日制高等学校管理費 |
| 143,381           | 393                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 20 高等学校費   | 10 全日制高等学校管理費 |
| 15,576            | 393                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 20 高等学校費   | 15 定時制高等学校管理費 |
| 15,015            | 393                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 20 高等学校費   | 15 定時制高等学校管理費 |
| 16,647            | 397                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 25 幼稚園費    | 05 幼稚園費       |
| 30,367            | 397                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 25 幼稚園費    | 05 幼稚園費       |
| 8,623             | 399                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 30 特別支援学校費 | 05 特別支援学校費    |
| 235               | 401                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 30 特別支援学校費 | 05 特別支援学校費    |
| 17,523            | 401                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 30 特別支援学校費 | 05 特別支援学校費    |
| 1,367             | 369                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 7,747             | 369                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,332             | 369                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,270             | 373                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 8,025             | 375                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 8                 | 215                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費   | 05 児童福祉総務費    |
| 4,164             | 367                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 276               | 367                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 2,538             | 369                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 1,554             | 373                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 15 学校指導費      |
| 6,072             | 377                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 20 教育総合センター費  |
| 141,244           | 379                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 25 教育諸費       |
| 97                | 397                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 25 幼稚園費    | 05 幼稚園費       |
| 270               | 397                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 25 幼稚園費    | 05 幼稚園費       |
| 311,856           | 379                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 05 教育総務費   | 25 教育諸費       |
| 53,035            | 417                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 180               | 417                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 2,374             | 383                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 10 小学校費    | 10 学校建設費      |
| 9,382             | 383                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 10 小学校費    | 10 学校建設費      |
| 325,198           | 383                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 10 小学校費    | 10 学校建設費      |
| 33,975            | 385                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 10 小学校費    | 10 学校建設費      |
| 1,843             | 387                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 15 中学校費    | 10 学校建設費      |
| 141,110           | 387                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 15 中学校費    | 10 学校建設費      |
| 142,767           | 387                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 15 中学校費    | 10 学校建設費      |
| 233,733           | 389                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 15 中学校費    | 10 学校建設費      |
| 82,889            | 395                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 20 高等学校費   | 20 学校建設費      |
| 16,109            | 397                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 25 幼稚園費    | 05 幼稚園費       |
| 11,691            | 397                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 25 幼稚園費    | 05 幼稚園費       |
| 57,063            | 417                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |
| 32,095            | 419                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 40 保健体育費   | 10 学校保健体育費    |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策04 【子ども・子育て支援】

| 施策の展開方向                                    | 総合戦略の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                                | 局名      | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|--|---------|----|-----------|------------------------------------|---------|----------------------|
| ①<br>1 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。    | ①       | 1  | 4515      | 乳幼児健康診査事業費                         | 健康福祉局   | 115                  |
|  |         | 2  | 4518      | 幼児精密健康診査事業費                        | 健康福祉局   | 116                  |
|  |         | 3  | 4521      | 母子保健相談指導事業費                        | 健康福祉局   | 117                  |
|  |         | 4  | 4522      | 妊婦健診事業費                            | 健康福祉局   | 118                  |
|  |         | 5  | 4524      | 特定不妊治療費助成事業費                       | 健康福祉局   | 119                  |
|  |         | 6  | 4526      | こんにちは赤ちゃん事業費                       | 健康福祉局   | 120                  |
|  |         | 7  | 4527      | 育児支援専門員派遣事業費                       | 健康福祉局   | 121                  |
|  |         | 8  | 4531      | 母子健康手帳作成事業費                        | 健康福祉局   | 122                  |
|  |         | 9  | 3D2K      | 病児病後児保育事業費                         | こども青少年局 | 123                  |
|  |         | 10 | 3D48      | 母子家庭等自立支援給付金事業費                    | こども青少年局 | 124                  |
|  |         | 11 | 3D4A      | 乳幼児等医療費助成事業費                       | 健康福祉局   | 125                  |
|  |         | 12 | 3D4K      | 母子家庭等医療費助成事業費                      | 健康福祉局   | 126                  |
|  |         | 13 | 3D4M      | こども医療費助成事業費                        | 健康福祉局   | 127                  |
|  |         | 14 | 3D6K      | 神戸婦人同情会等補助金                        | こども青少年局 | 128                  |
|  |         | 15 | 3D7I      | 交通遺児激励事業費                          | こども青少年局 | 129                  |
|  |         | 16 | 3D78      | 地域社会の子育て機能向上支援事業費                  | こども青少年局 | 130                  |
|  |         | 17 | 3D7D      | 子育てサークル育成事業費                       | こども青少年局 | 131                  |
|  |         | 18 | 3D7G      | ファミリーサポートセンター運営事業費                 | こども青少年局 | 132                  |
|  |         | 19 | 3D87      | あまがさきキッズサポートーズ支援事業費                | こども青少年局 | 133                  |
|  |         | 20 | 3D88      | 「こども安全・安心・便利」情報提供事業費               | こども青少年局 | 134                  |
|  |         | 21 | 3D90      | 赤ちゃんの駅事業費                          | こども青少年局 | 135                  |
|  |         | 22 | 3D9M      | ティーンズミーティング開催事業費                   | こども青少年局 | 136                  |
|  |         | 23 | 3F1E      | 母子家庭等地域生活支援事業費                     | こども青少年局 | 137                  |
|  |         | 24 | 3Z1S      | 地域組織活動育成事業補助金                      | こども青少年局 | 138                  |
|  |         | 25 | 452R      | 母子歯科保健対策事業費                        | 健康福祉局   | 139                  |
|  |         | 26 | R03D      | 子ども会連絡協議会等補助金                      | こども青少年局 | 140                  |
|  |         | 27 | 303K      | すこやかプラザ指定管理者管理運営事業費                | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 28 | 303M      | すこやかプラザ指定管理関係経費                    | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 29 | 3D4I      | 児童手当給付関係事業費(債務負担分を含む。)             | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 30 | 3D45      | 児童扶養手当給付関係事業費                      | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 31 | 3D8J      | 子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策推進行動計画策定事業費 | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 32 | 3D9V      | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金               | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 33 | 3I1A      | 指定管理者管理運営事業費                       | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 34 | 452A      | 養育医療給付事業費                          | 健康福祉局   | —                    |
|  |         | 35 | U52A      | 貸付関係事務経費                           | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 36 | U54A      | 母子父子寡婦貸付システム運用事業費                  | こども青少年局 | —                    |
|  |         | 37 | UA2A      | 母子父子福祉資金貸付金                        | こども青少年局 | —                    |
| ②<br>2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。 | ②       | 38 | 3D80      | 地域型保育事業従事者研修等事業費                   | こども青少年局 | 141                  |
|  |         | 39 | 3D8H      | 保育の質の向上事業費                         | こども青少年局 | 142                  |
|  |         | 40 | 3DA6      | 新型コロナウイルス感染症対策事業費                  | こども青少年局 | 143                  |
|  |         | 41 | 3G1K      | 公立保育所運営事業費                         | こども青少年局 | 144                  |
|  |         | 42 | 3G2I      | 公立保育所地域子育て支援事業費                    | こども青少年局 | 145                  |
|  |         | 43 | 3G23      | 一時預かり事業費(公立分)                      | こども青少年局 | 146                  |
|  |         | 44 | 3G2A      | 延長保育事業費(公立分)                       | こども青少年局 | 147                  |
|  |         | 45 | 3G2K      | 公立保育所地域活動事業費                       | こども青少年局 | 148                  |
|  |         | 46 | 3G2Q      | 食育推進事業費                            | こども青少年局 | 149                  |
|  |         | 47 | 3L1C      | 一時預かり事業補助金                         | こども青少年局 | 150                  |
|  |         | 48 | 3L1D      | 法人保育施設等特別保育事業等補助金                  | こども青少年局 | 151                  |
|  |         | 49 | 3L1E      | 法人保育施設等児童検診助成事業補助金                 | こども青少年局 | 152                  |
|  |         | 50 | 3L1F      | 経験ある保育士配置促進事業補助金                   | こども青少年局 | 153                  |
|  |         | 51 | 3L1G      | 民間社会福祉施設運営支援事業補助金                  | こども青少年局 | 154                  |
|  |         | 52 | 3L1H      | 産休等代替職員費補助金                        | こども青少年局 | 155                  |
|  |         | 53 | 3L1I      | 備品及び施設改修費等補助事業費                    | こども青少年局 | 156                  |
|  |         | 54 | 3L1J      | 保育の量確保事業費                          | こども青少年局 | 157                  |
|  |         | 55 | 3L1K      | 保育環境改善事業費                          | こども青少年局 | 158                  |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計                 | 款        | 項        | 目          |
|-------------------|------------------------|--------------------|----------|----------|------------|
| 25,860            | 253                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 938               | 253                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 5,438             | 253                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 303,967           | 253                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 108,654           | 253                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 547               | 255                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 4,976             | 255                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 1,296             | 255                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 41,841            | 209                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 28,190            | 209                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 884,682           | 207                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 139,503           | 207                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 114,645           | 207                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 1,010             | 209                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 667               | 209                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 323               | 211                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 770               | 211                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 10,651            | 211                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 61,433            | 213                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 1,036             | 213                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 83                | 215                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 48                | 215                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 229               | 217                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 15 母子福祉費   |
| 936               | 239                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 25 青少年費  | 15 児童育成費   |
| 5,862             | 255                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 1,089             | 537                    | 55 青少年健全育成事業費      | 05 育成事業費 | 05 育成事業費 | 05 育成事業費   |
| 53,470            | 183                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 135               | 183                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 6,938,765         | 209                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 2,727,604         | 209                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 3,953             | 215                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 1,059             | 215                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 210,376           | 225                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 30 尼崎学園費   |
| 47,372            | 255                    | 01 一般会計            | 20 衛生費   | 05 保健衛生費 | 30 母子保健対策費 |
| 203               | 527                    | 53 母子父子扶助福祉資金貸付事業費 | 05 貸付事業費 | 05 貸付事業費 | 05 一般管理費   |
| 856               | 527                    | 53 母子父子扶助福祉資金貸付事業費 | 05 貸付事業費 | 05 貸付事業費 | 05 一般管理費   |
| 20,862            | 527                    | 53 母子父子扶助福祉資金貸付事業費 | 05 貸付事業費 | 05 貸付事業費 | 10 貸付費     |
| 137               | 213                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 6,573             | 215                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 21,469            | 215                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 136,925           | 223                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費    |
| 193               | 223                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費    |
| 926               | 223                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費    |
| 1,796             | 223                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費    |
| 384               | 223                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費    |
| 95                | 225                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費    |
| 65,627            | 219                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 324,818           | 219                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 14,302            | 219                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 4,700             | 219                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 29,477            | 219                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 122               | 219                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 7,296             | 219                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 458,531           | 221                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |
| 668,933           | 221                    | 01 一般会計            | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費   |

## 施策04 【子ども・子育て支援】(つづき)

| 施策の展開方向                                   | 総合戦略の該当 | No  | 中事業<br>CD | 事業名                     | 局名       | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|---|---------|-----|-----------|-------------------------|----------|----------------------|
| 2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。     | ①       | 56  | 3L1M      | 実費徴収に係る補足給付事業費          | こども青少年局  | 159                  |
|   |         | 57  | 3L1N      | 新卒保育士確保事業費              | こども青少年局  | 160                  |
|   |         | 58  | 3L1O      | 保育士宿舎借り上げ支援事業費          | こども青少年局  | 161                  |
|   |         | 59  | 3L1P      | 賃貸物件による保育所等整備支援事業費      | こども青少年局  | 162                  |
|   |         | 60  | 3L1Q      | 保育士奨学金返済支援事業補助金         | こども青少年局  | 163                  |
|   |         | 61  | 3Z1A      | 児童ホーム運営事業費              | こども青少年局  | 164                  |
|   |         | 62  | 3Z1M      | 児童育成環境整備事業費             | こども青少年局  | 165                  |
|   |         | 63  | 3Z1Q      | 放課後児童健全育成事業所運営費補助金      | こども青少年局  | 166                  |
|   |         | 64  | B42R      | 児童検診助成事業費               | 教育委員会事務局 | 167                  |
|   |         | 65  | B42T      | 実費徴収に係る補足給付事業費          | 教育委員会事務局 | 168                  |
|   |         | 66  | B42X      | 幼稚園型一時預かり事業費補助金         | 教育委員会事務局 | 169                  |
|   |         | 67  | B430      | 認定こども園特別支援教育経費補助金       | 教育委員会事務局 | 170                  |
|   |         | 68  | 3D9K      | 子ども・子育て支援制度システム運用事業費    | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 69  | 3G1A      | 公立保育所維持管理事業費            | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 70  | 3G2V      | 公立保育所施設整備事業費            | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 71  | 3G3K      | 日本スポーツ振興センター共済掛金負担金     | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 72  | 3L1A      | 施設型給付費                  | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 73  | 3L1B      | 地域型保育給付費                | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 74  | 3L1L      | 子育て支援施設等利用給付費           | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 75  | 3Z1J      | 児童ホーム整備事業費              | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 76  | 3Z1P      | 児童ホーム維持管理事業費            | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 77  | B132      | 子ども・子育て支援制度関係事業費        | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |         | 78  | B42Q      | 施設型給付費                  | 教育委員会事務局 | —                    |
| 3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。        | ①       | 79  | 3D72      | 子どもの育ち支援センター開設運営事業費     | こども青少年局  | 171                  |
|   |         | 80  | 3D7B      | 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費    | こども青少年局  | 172                  |
|   |         | 81  | 3D7F      | 子ども・子育て総合相談事業費          | こども青少年局  | 173                  |
|   |         | 82  | 3D7H      | 発達相談支援事業費               | こども青少年局  | 174                  |
|   |         | 83  | 3D7I      | 支援者サポート事業費              | こども青少年局  | 175                  |
|   |         | 84  | 3E3I      | 子育て家庭ショートステイ事業費         | こども青少年局  | 176                  |
|   |         | 85  | 3Y37      | ユース相談支援事業費              | こども青少年局  | 177                  |
|   |         | 86  | BZ5E      | 青少年健全育成啓発事業費            | 教育委員会事務局 | 178                  |
|   |         | 87  | BZ5H      | 少年補導活動事業費               | 教育委員会事務局 | 179                  |
|   |         | 88  | 3Y17      | 成人の日のつどい事業費             | こども青少年局  | 180                  |
| 4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。 | ①       | 89  | 3Y1A      | 少年音楽隊事業費                | こども青少年局  | 181                  |
|   |         | 90  | 3Y1K      | 青少年指導者養成事業費             | こども青少年局  | 182                  |
|   |         | 91  | 3Y21      | 青少年活動事業費                | こども青少年局  | 183                  |
|   |         | 92  | 3Y33      | ユースワーク推進事業費             | こども青少年局  | 184                  |
|   |         | 93  | 3Y34      | ユース交流センター開館記念事業費        | こども青少年局  | 185                  |
|   |         | 94  | 3Z1G      | 子ども会活動事業費               | こども青少年局  | 186                  |
|   |         | 95  | R01C      | 青少年団体活動事業費              | こども青少年局  | 187                  |
|   |         | 96  | R03A      | スポーツ少年団等補助金             | こども青少年局  | 188                  |
|   |         | 97  | 3Y31      | 青少年センター管理運営事業費          | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 98  | 3Y32      | 青少年センター解体事業費(債務負担分を含む。) | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 99  | 3Y35      | ユース交流センター指定管理者管理運営事業費   | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 100 | 3Y36      | ユース交流センター整備事業費          | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 101 | 3Y3A      | 青少年いこいの家指定管理者管理運営事業費    | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 102 | 3Y4A      | 青少年体育道場指定管理者管理運営事業費     | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 103 | 3Y4K      | 青少年体育道場指定管理関係経費         | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 104 | B43K      | 丹波少年自然の家事務組合負担金         | 教育委員会事務局 | —                    |
|   |         | 105 | C41A      | 指定管理者管理運営事業費            | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 106 | C41D      | 指定管理関係経費                | こども青少年局  | —                    |
|   |         | 107 | R21A      | 青少年健全育成基金積立金            | こども青少年局  | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計            | 款        | 項        | 目               |
|-------------------|------------------------|---------------|----------|----------|-----------------|
| 598               | 221                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 11,019            | 221                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 38,758            | 221                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 352               | 221                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 2,075             | 221                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 6,404             | 237                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 15 児童育成費        |
| 24,668            | 239                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 15 児童育成費        |
| 180,213           | 239                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 15 児童育成費        |
| 142               | 379                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 05 教育総務費 | 25 教育諸費         |
| 7,411             | 379                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 05 教育総務費 | 25 教育諸費         |
| 28,927            | 379                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 05 教育総務費 | 25 教育諸費         |
| 392               | 379                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 05 教育総務費 | 25 教育諸費         |
| 52,599            | 215                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費      |
| 136,907           | 223                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費         |
| 152,175           | 225                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費         |
| 590               | 225                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 20 保育所費         |
| 8,018,410         | 219                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 1,258,994         | 219                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 20,608            | 221                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 17 児童保育費        |
| 59,809            | 237                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 15 児童育成費        |
| 25,476            | 239                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 15 児童育成費        |
| 175               | 363                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 05 教育総務費 | 10 事務局費         |
| 1,498,796         | 379                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 05 教育総務費 | 25 教育諸費         |
| 62,328            | 209                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費      |
| 562               | 211                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費      |
| 235               | 211                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費      |
| 9,379             | 213                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費      |
| 208               | 213                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費      |
| 925               | 217                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 10 児童福祉費 | 10 児童措置費        |
| 1,312             | 235                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 138               | 407                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費      |
| 17,239            | 407                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費      |
| 3,066             | 233                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 2,585             | 233                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 7                 | 233                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 302               | 233                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 2                 | 235                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 94                | 235                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 2,397             | 237                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 15 児童育成費        |
| 2,070             | 537                    | 55 青少年健全育成事業費 | 05 育成事業費 | 05 育成事業費 | 05 育成事業費        |
| 1,776             | 537                    | 55 青少年健全育成事業費 | 05 育成事業費 | 05 育成事業費 | 05 育成事業費        |
| 7,474             | 233                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 177,495           | 235                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 27,335            | 235                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 7,397             | 235                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 27,433            | 237                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 1,634             | 237                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 606               | 237                    | 01 一般会計       | 15 民生費   | 25 青少年費  | 10 青少年費         |
| 31,332            | 381                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 05 教育総務費 | 25 教育諸費         |
| 130,640           | 413                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 35 社会教育費 | 30 美方高原自然の家費    |
| 1,132             | 413                    | 01 一般会計       | 50 教育費   | 35 社会教育費 | 30 美方高原自然の家費    |
| 2,100             | 537                    | 55 青少年健全育成事業費 | 10 基金積立金 | 05 基金積立金 | 05 青少年健全育成基金積立金 |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策05【人権尊重・多文化共生】

| 施策の展開方向                                    | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                       | 局名       | 事務事業シート記載ページ |
|--|---------|----|-------|---------------------------|----------|--------------|
| 1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。 | ①・③     | 1  | 1B21  | 朝鮮人学校就学補助金                | 総合政策局    | 190          |
|  |         | 2  | 3937  | 平和啓発推進事業費                 | 総合政策局    | 191          |
|  |         | 3  | 393N  | 多文化共生社会推進事業費              | 総合政策局    | 192          |
|  |         | 4  | 1D1S  | 男女共同参画社会づくり関係事業費          | 総合政策局    | 193          |
|  |         | 5  | 1D1A  | 女性・勤労婦人センター運営委員会関係事業費     | 総合政策局    | —            |
|  |         | 6  | 1D48  | 女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費   | 総合政策局    | —            |
| 2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。  | —       | 7  | 3925  | 人権教育・啓発推進事業費              | 総合政策局    | 194          |
|  |         | 8  | 3935  | 人権啓発事業費                   | 総合政策局    | 195          |
|  |         | 9  | 393A  | じんけんを考える市民のつどい事業費         | 総合政策局    | 196          |
|  |         | 10 | 394A  | 尼崎人権啓発協会補助金               | 総合政策局    | 197          |
|  |         | 11 | BZ4A  | 人権啓発活動事業費                 | 教育委員会事務局 | 198          |
|  |         | 12 | BZ4K  | 人権啓発リーダー育成事業費             | 教育委員会事務局 | 199          |
|  |         | 13 | 382M  | 地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費   | 総合政策局    | —            |
|  |         | 14 | 382N  | 地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局    | —            |
|  |         | 15 | 382P  | 地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局    | —            |
|  |         | 16 | 382Q  | 地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局    | —            |
|  |         | 17 | 382R  | 地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費 | 総合政策局    | —            |
|  |         | 18 | 382S  | 地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費    | 総合政策局    | —            |
|  |         | 19 | 383A  | 地域総合センター整備事業費             | 総合政策局    | —            |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策06【地域福祉】

| 施策の展開方向                                    | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                        | 局名    | 事務事業シート記載ページ |
|--|---------|----|-------|----------------------------|-------|--------------|
| 1 地域の課題に関心を持ち、行動し、「支え合い」をはぐくむ人づくりを進めます。    | ②・④     | 1  | 301A  | 社会福祉功労者顕彰事業費               | 健康福祉局 | 202          |
|  |         | 2  | 302C  | 支え合いの人づくり支援事業費             | 健康福祉局 | 203          |
|  |         | 3  | 30BA  | 社会福祉関係団体補助金                | 健康福祉局 | 204          |
|  |         | 4  | 331F  | 地域高齢者福祉活動推進事業費             | 健康福祉局 | 205          |
| 2 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。 | ④       | 5  | 3043  | 更生保護活動促進事業費                | 健康福祉局 | 206          |
|  |         | 6  | 302B  | 地域福祉推進事業費                  | 健康福祉局 | 207          |
|  |         | 7  | 338M  | 高齢者等見守り安心事業費               | 健康福祉局 | 208          |
|  |         | 8  | 3044  | 更生保護施設整備事業費                | 健康福祉局 | —            |
| 3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。               | ④       | 9  | 3021  | 民生児童委員関係事業費                | 健康福祉局 | 209          |
|  |         | 10 | 301K  | 民生児童協力委員関係事業費              | 健康福祉局 | 210          |
|  |         | 11 | 302D  | 権利擁護推進事業費                  | 健康福祉局 | 211          |
|  |         | 12 | 30CA  | 小災害見舞金                     | 健康福祉局 | 212          |
|  |         | 13 | 30CC  | 被災者生活再建支援金                 | 健康福祉局 | 213          |
|  |         | 14 | TJ2Q  | 権利擁護推進事業費                  | 健康福祉局 | 214          |
|  |         | 15 | 30A1  | 阪神福祉事業団負担金                 | 健康福祉局 | —            |
|  |         | 16 | 30CB  | 被災者生活復興資金貸付金利子補給負担金(債務負担分) | 健康福祉局 | —            |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目            |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|--------------|
| 7,480             | 149                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 70 諸費        |
| 508               | 205                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 55 人権啓発費     |
| 32                | 205                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 55 人権啓発費     |
| 175               | 149                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 80 女性センター費   |
| 2                 | 149                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 80 女性センター費   |
| 44,334            | 149                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 80 女性センター費   |
| 2,322             | 203                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 55 人権啓発費     |
| 10,696            | 203                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 55 人権啓発費     |
| 478               | 205                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 55 人権啓発費     |
| 36,453            | 205                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 55 人権啓発費     |
| 3,312             | 405                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費   |
| 892               | 405                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費   |
| 42,223            | 201                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 50 地域総合センター費 |
| 34,201            | 201                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 50 地域総合センター費 |
| 39,670            | 201                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 50 地域総合センター費 |
| 42,112            | 201                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 50 地域総合センター費 |
| 40,154            | 203                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 50 地域総合センター費 |
| 38,420            | 203                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 50 地域総合センター費 |
| 44,160            | 203                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 50 地域総合センター費 |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計         | 款          | 項          | 目            |
|-------------------|------------------------|------------|------------|------------|--------------|
| 270               | 171                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 3,162             | 173                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 66,640            | 175                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 45,721            | 195                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 20 老人福祉費     |
| 4,095             | 173                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 37,809            | 171                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 10,560            | 199                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 20 老人福祉費     |
| 3,135             | 173                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 77,048            | 171                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 1,527             | 171                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 11,317            | 173                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 333               | 175                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 5,912             | 175                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 14,686            | 565                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費 | 10 包括的支援等事業費 |
| 44,267            | 175                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |
| 9                 | 175                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費   | 05 社会福祉総務費   |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策07【高齢者支援】

| 施策の展開方向                                     | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                    | 局名    | 事務事業シート記載ページ |
|---|---------|----|-------|------------------------|-------|--------------|
| ④<br>1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわるよう支援します。 | ④       | 1  | 3326  | 高齢者ふれあいサロン推進運営費補助金     | 健康福祉局 | 216          |
|   |         | 2  | 331A  | 敬老関係事業費                | 健康福祉局 | 217          |
|   |         | 3  | 333A  | 老人クラブ関係事業費             | 健康福祉局 | 218          |
|   |         | 4  | 334B  | 高齢者バス運賃助成事業費           | 健康福祉局 | 219          |
|   |         | 5  | TI1A  | 栄養・口腔機能低下予防事業費         | 健康福祉局 | 220          |
|   |         | 6  | TI1G  | 介護予防対策事業費              | 健康福祉局 | 221          |
|   |         | 7  | TI25  | 介護予防普及啓発事業費            | 健康福祉局 | 222          |
|   |         | 8  | TI2A  | いきいき健康づくり事業費           | 健康福祉局 | 223          |
|   |         | 9  | TI31  | 高齢者ふれあいサロン運営費補助金       | 健康福祉局 | 224          |
|   |         | 10 | TJ1D  | 生活支援サービス体制整備事業費        | 健康福祉局 | 225          |
|   |         | 11 | 3321  | 老人福祉工場指定管理者管理運営事業費     | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 12 | 351A  | 指定管理者管理運営事業費           | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 13 | 351F  | 指定管理関係経費               | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 14 | 351K  | 施設整備事業費                | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 15 | T75I  | 介護予防サービス給付費            | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 16 | T75A  | 地域密着型介護予防サービス給付費       | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 17 | T76I  | 介護予防福祉用具購入費            | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 18 | T76A  | 介護予防住宅改修費              | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 19 | T76K  | 介護予防サービス計画給付費          | 健康福祉局 | —            |
| ④<br>2 福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。  | ④       | 20 | 3342  | 特別養護老人ホーム等整備事業費(債務負担分) | 健康福祉局 | 226          |
|   |         | 21 | 3345  | 地域介護・福祉空間整備等事業費        | 健康福祉局 | 227          |
|   |         | 22 | 3371  | 徘徊高齢者等家族支援サービス事業費      | 健康福祉局 | 228          |
|   |         | 23 | 30BK  | 住宅改造支援事業費              | 健康福祉局 | 229          |
|   |         | 24 | 30BQ  | 緊急通報システム普及促進等事業費       | 健康福祉局 | 230          |
|   |         | 25 | 30EB  | 介護保険サービス事業者指定等事業費      | 健康福祉局 | 231          |
|   |         | 26 | 335A  | ねたきり老人理美容サービス事業費       | 健康福祉局 | 232          |
|   |         | 27 | 335K  | 老人福祉施設措置費              | 健康福祉局 | 233          |
|   |         | 28 | 336K  | 日常生活用具給付事業費            | 健康福祉局 | 234          |
|   |         | 29 | 337A  | 高齢期移行助成事業費             | 健康福祉局 | 235          |
|   |         | 30 | 337N  | 高齢者軽度生活援助事業費           | 健康福祉局 | 236          |
|   |         | 31 | 338K  | 高齢者移送サービス事業費           | 健康福祉局 | 237          |
|   |         | 32 | 338Q  | 軽費老人ホーム運営費補助金          | 健康福祉局 | 238          |
|   |         | 33 | 33B7  | 新型コロナウイルス感染症対策事業費      | 健康福祉局 | 239          |
|   |         | 34 | 44AN  | 認知症確定診断体制整備事業費         | 健康福祉局 | 240          |
|   |         | 35 | T021  | 介護保険制度普及啓発事業費          | 健康福祉局 | 241          |
|   |         | 36 | T21A  | 賦課徴収関係事務経費             | 健康福祉局 | 242          |
|   |         | 37 | TI32  | 訪問型サービス事業費             | 健康福祉局 | 243          |
|   |         | 38 | TI33  | 通所型サービス事業費             | 健康福祉局 | 244          |
|   |         | 39 | TJ15  | 地域包括支援センター運営事業費        | 健康福祉局 | 245          |
|   |         | 40 | TJ16  | 在宅医療・介護連携推進事業費         | 健康福祉局 | 246          |
|   |         | 41 | TJ1B  | 認知症対策推進事業費             | 健康福祉局 | 247          |
|   |         | 42 | TJ1E  | 生活支援センター養成事業費          | 健康福祉局 | 248          |
|   |         | 43 | TJ1L  | シルバーハウジング生活援助員派遣事業費    | 健康福祉局 | 249          |
|   |         | 44 | TJ1R  | 徘徊高齢者等家族支援サービス事業費      | 健康福祉局 | 250          |
|   |         | 45 | TJ21  | 高齢者向けグループハウス運営事業費      | 健康福祉局 | 251          |
|   |         | 46 | TJ23  | 高齢者自立支援型食事サービス事業費      | 健康福祉局 | 252          |
|   |         | 47 | TJ25  | 住宅改造相談事業費              | 健康福祉局 | 253          |
|   |         | 48 | TJ2A  | 家族介護用品支給事業費            | 健康福祉局 | 254          |
|   |         | 49 | TJ2F  | 住宅改修支援事業費              | 健康福祉局 | 255          |
|   |         | 50 | TJ2L  | 介護相談員派遣事業費             | 健康福祉局 | 256          |
|   |         | 51 | TJ2P  | 介護給付適正化事業費             | 健康福祉局 | 257          |
|   |         | 52 | TJ2R  | 成年後見制度利用支援事業費          | 健康福祉局 | 258          |
|   |         | 53 | TJ2T  | 高齢者緊急一時保護事業費           | 健康福祉局 | 259          |
|   |         | 54 | 30F1  | 介護保険事業費会計繰出金           | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 55 | 339K  | 介護保険利用者負担軽減対策事業費       | 健康福祉局 | —            |
|   |         | 56 | T01A  | 給付関係事務経費               | 健康福祉局 | —            |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計         | 款          | 項            | 目                   |
|-------------------|------------------------|------------|------------|--------------|---------------------|
| 656               | 195                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 2,845             | 195                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 33,854            | 195                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 366,560           | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 1,013             | 557                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 4,063             | 557                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 1,876             | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 5,707             | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 11,420            | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 36,892            | 561                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 13,118            | 195                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 212,989           | 199                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 30 老人福祉センター費        |
| 666               | 199                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 30 老人福祉センター費        |
| 2,452             | 199                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 30 老人福祉センター費        |
| 896,989           | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 25,171            | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 16,660            | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 65,956            | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 226,492           | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 102,551           | 195                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 14,540            | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 248               | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 31,997            | 175                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 05 社会福祉総務費          |
| 14,933            | 175                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 05 社会福祉総務費          |
| 1,485             | 181                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 05 社会福祉総務費          |
| 24                | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 144,515           | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 138               | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 14,789            | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 3,134             | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 9,957             | 197                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 61,893            | 199                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 99                | 199                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 10,457            | 251                    | 01 一般会計    | 20 衛生費     | 05 保健衛生費     | 25 予防衛生費            |
| 3,485             | 551                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 05 一般管理費            |
| 27,874            | 551                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 15 賦課徴収費            |
| 670,337           | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 928,110           | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 377,586           | 561                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 23,129            | 561                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 12,935            | 561                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 9,260             | 561                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 42,687            | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 99                | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 13,576            | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 3,622             | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 13,935            | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 9,919             | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 160               | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 5,087             | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 3,386             | 563                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 24,916            | 565                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 1,728             | 565                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 10 包括の支援等事業費        |
| 6,548,301         | 181                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 05 社会福祉総務費          |
| 883               | 199                    | 01 一般会計    | 15 民生費     | 05 社会福祉費     | 20 老人福祉費            |
| 14,165            | 549                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 05 一般管理費            |

**施策07 【高齢者支援】(つづき)**

| 施策の展開方向  | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名               | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|--|-------------|----|-----------|-------------------|-------|----------------------|
| ④<br>2 福祉サービスの充実と、<br>地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。 | ④           | 57 | T01K      | 資格関係事務経費          | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 58 | T11A      | 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 59 | T31A      | 主治医意見書支払費         | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 60 | T31K      | 認定調査委託料           | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 61 | T321      | 認定関係事務経費          | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 62 | T71A      | 居宅介護サービス給付費       | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 63 | T71F      | 地域密着型介護サービス給付費    | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 64 | T71K      | 施設介護サービス給付費       | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 65 | T71S      | 特定入所者介護サービス費      | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 66 | T721      | 居宅介護福祉用具購入費       | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 67 | T72A      | 居宅介護住宅改修費         | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 68 | T72K      | 居宅介護サービス計画給付費     | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 69 | T75K      | 特定入所者介護予防サービス費    | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 70 | T81A      | 審査支払手数料           | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 71 | TC1A      | 高額介護サービス費         | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 72 | TC1R      | 高額医療合算介護サービス費     | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 73 | TI34      | 介護予防ケアマネジメント事業費   | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 74 | TI35      | 高額介護予防サービス費等相当事業費 | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 75 | TI36      | 審査支払手数料           | 健康福祉局 | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計         | 款          | 項            | 目                   |
|-------------------|------------------------|------------|------------|--------------|---------------------|
| 1,962             | 549                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 05 一般管理費            |
| 2,356             | 551                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 10 連合会負担金           |
| 125,839           | 553                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 20 介護認定費            |
| 79,420            | 553                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 20 介護認定費            |
| 16,695            | 553                    | 60 介護保険事業費 | 05 総務費     | 05 総務管理費     | 20 介護認定費            |
| 19,116,351        | 553                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 4,921,115         | 553                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 9,477,080         | 553                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 1,087,031         | 553                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 43,107            | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 80,854            | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 2,193,318         | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 892               | 555                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 05 介護サービス等給付費       |
| 41,238            | 557                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 05 介護サービス等諸費 | 10 審査支払手数料          |
| 1,061,373         | 557                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 10 高齢介護サービス費 | 05 高齢介護サービス費        |
| 169,365           | 557                    | 60 介護保険事業費 | 10 保険給付費   | 10 高齢介護サービス費 | 05 高齢介護サービス費        |
| 166,479           | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 4,027             | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |
| 5,873             | 559                    | 60 介護保険事業費 | 17 地域支援事業費 | 05 地域支援事業費   | 05 介護予防・日常生活支援総合事業費 |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策08 【障害者支援】

| 施策の展開方向                                       | 総合戦略の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                          | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|---|---------|----|-----------|------------------------------|-------|----------------------|
| ④<br>1 障害のある人への日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。  | ④       | 1  | 3A1Q      | 障害者虐待防止対策事業費                 | 健康福祉局 | 262                  |
|   |         | 2  | 3A1S      | 成年後見制度利用支援事業費                | 健康福祉局 | 263                  |
|   |         | 3  | 3A1U      | 重症心身障害者通園事業体制維持補助金           | 健康福祉局 | 264                  |
|   |         | 4  | 3A3I      | 重度身体障害者訪問入浴サービス事業費           | 健康福祉局 | 265                  |
|   |         | 5  | 3A3B      | 障害者(児)日中一時支援事業費              | 健康福祉局 | 266                  |
|   |         | 6  | 3A5K      | 障害者(児)医療費助成事業費               | 健康福祉局 | 267                  |
|   |         | 7  | 3A6I      | 心身障害者(児)対策事業費                | 健康福祉局 | 268                  |
|   |         | 8  | 3A6P      | 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費        | 健康福祉局 | 269                  |
|   |         | 9  | 3A6X      | 障害福祉サービス事業者指定等事業費            | 健康福祉局 | 270                  |
|   |         | 10 | 3A7I      | 障害者自立支援制度支給関係事業費             | 健康福祉局 | 271                  |
|   |         | 11 | 3A9B      | グループホーム等新規開設サポート事業費          | 健康福祉局 | 272                  |
|   |         | 12 | 3A9R      | 障害者福祉ホーム事業補助金                | 健康福祉局 | 273                  |
|   |         | 13 | 3AB1      | 児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金        | 健康福祉局 | 274                  |
|   |         | 14 | 3ABU      | 新型コロナウイルス感染症対策事業費            | 健康福祉局 | 275                  |
|   |         | 15 | 3A11      | 障害者(児)自立支援事業費                | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 16 | 3A1A      | 自立支援医療等事業費                   | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 17 | 3A6W      | 身体障害者手帳交付事業費                 | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 18 | 3D6I      | 障害児通所支援等給付費                  | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 19 | 3J1K      | 指定管理者管理運営事業費                 | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 20 | 3J1P      | 指定管理関係経費                     | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 21 | 3K1A      | 指定管理者管理運営事業費                 | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 22 | 3K1G      | 指定管理関係経費                     | 健康福祉局 | —                    |
| ④<br>2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。   | ④       | 23 | 3A1B      | 障害者安心生活支援事業費                 | 健康福祉局 | 276                  |
|   |         | 24 | 3A1R      | 障害者(児)相談支援事業費                | 健康福祉局 | 277                  |
|   |         | 25 | 3A5T      | 心身障害者相談事業費                   | 健康福祉局 | 278                  |
|   |         | 26 | 3A6A      | 障害者計画等策定事業費                  | 健康福祉局 | —                    |
| —<br>3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。 | —       | 27 | 3A3V      | 自発的活動支援事業費                   | 健康福祉局 | 279                  |
|   |         | 28 | 3A6T      | 心身障害者(児)対策啓発事業費              | 健康福祉局 | 280                  |
|   |         | 29 | 3A1V      | 手話言語普及啓発事業費                  | 健康福祉局 | 281                  |
|   |         | 30 | 3A2O      | 意思疎通支援事業費                    | 健康福祉局 | 282                  |
|   |         | 31 | 3A2A      | 日常生活用具給付等事業費                 | 健康福祉局 | 283                  |
|   |         | 32 | 3A2K      | 障害者(児)移動支援事業費                | 健康福祉局 | 284                  |
|   |         | 33 | 3A2T      | 重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費       | 健康福祉局 | 285                  |
|   |         | 34 | 3A3A      | 身体障害者更生訓練費給付事業費              | 健康福祉局 | 286                  |
|   |         | 35 | 3A3K      | 心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費          | 健康福祉局 | 287                  |
|   |         | 36 | 3A4I      | 自動車運転免許取得・改造助成事業費            | 健康福祉局 | 288                  |
|   |         | 37 | 3A6B      | 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費       | 健康福祉局 | 289                  |
|   |         | 38 | 3A6K      | 重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費     | 健康福祉局 | 290                  |
|   |         | 39 | 3A9D      | 乗合自動車特別乗車証交付事業費              | 健康福祉局 | 291                  |
|   |         | 40 | 3A9Q      | 地域活動支援センター事業補助金              | 健康福祉局 | 292                  |
|   |         | 41 | 3A9T      | 障害者小規模作業所運営費等補助金             | 健康福祉局 | 293                  |
|   |         | 42 | 3D69      | 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費          | 健康福祉局 | 294                  |
|   |         | 43 | 3A1K      | 補装具交付・修理事業費                  | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 44 | 3A7S      | 身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費      | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 45 | 3A7U      | 身体障害者福祉センター指定管理関係経費          | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 46 | 3A8I      | 身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費        | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 47 | 3A8A      | 身体障害者ティーサービスセンター指定管理者管理運営事業費 | 健康福祉局 | —                    |
|   |         | 48 | 3AAT      | 障害者就労支援事業費                   | 健康福祉局 | 295                  |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目          |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|------------|
| 2,580             | 183                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 5,328             | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 2,240             | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 6,811             | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 11,276            | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 1,818,237         | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 207,006           | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 1,168             | 189                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 2,343             | 189                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 19,965            | 191                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 3,050             | 191                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 978               | 193                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 2,192             | 193                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 1,493             | 193                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 9,323,524         | 183                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 1,453,465         | 183                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 603               | 189                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 2,158,103         | 207                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 147,493           | 225                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 35 あこや学園費  |
| 173               | 225                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 35 あこや学園費  |
| 153,650           | 227                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 40 たじかの園費  |
| 6,853             | 227                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 40 たじかの園費  |
| 14,229            | 183                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 109,031           | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 1,018             | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 3,782             | 189                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 214               | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 2,010             | 189                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 256               | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 12,877            | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 118,522           | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 678,664           | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 29,359            | 185                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 362               | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 459               | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 1,188             | 187                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 744               | 189                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 35,501            | 189                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 311,215           | 193                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 245,568           | 193                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 33,504            | 193                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 144               | 207                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 05 児童福祉総務費 |
| 136,024           | 183                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 68,822            | 191                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 6,848             | 191                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 5,619             | 191                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 80,677            | 191                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |
| 34,791            | 193                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 07 障害福祉費   |

## 施策別事業事業一覧表

### 施策09 【生活支援】

| 施策の展開方向                                    | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名              | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|--|-------------|----|-----------|------------------|-------|----------------------|
| 1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。 | ②・③         | 1  | 30CN      | 配偶者等暴力に関する支援事業費  | 健康福祉局 | 298                  |
|  |             | 2  | 3E2A      | 助産施設措置費          | 健康福祉局 | 299                  |
|  |             | 3  | 30CL      | 中国残留邦人等生活支援給付事業費 | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 4  | 30CM      | 中国残留邦人等地域生活支援事業費 | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 5  | 3E2K      | 母子生活支援施設措置費      | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 6  | 30CE      | 生活困窮者自立相談支援事業費   | 健康福祉局 | 300                  |
| 2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。                  | ②・③         | 7  | 30CF      | 生活困窮者等就労準備支援事業費  | 健康福祉局 | 301                  |
|  |             | 8  | 30CG      | 生活困窮者学習支援事業費     | 健康福祉局 | 302                  |
|  |             | 9  | 301K      | 生活保護安定運営対策等事業費   | 健康福祉局 | 303                  |
|  |             | 10 | 3P1A      | 医療費等審査支払事務費      | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 11 | 3P1K      | 要介護認定調査事務費       | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 12 | 3P21      | 救護施設措置費          | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 13 | 3P2A      | 生活扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 14 | 3P2K      | 住宅扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 15 | 3P31      | 教育扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 16 | 3P3A      | 医療扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 17 | 3P3K      | 介護扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 18 | 3P41      | 出産扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 19 | 3P4A      | 生業扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 20 | 3P4K      | 葬祭扶助費            | 健康福祉局 | —                    |
|  |             | 21 | 3P4Q      | 就労自立等給付金費        | 健康福祉局 | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目          |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|------------|
| 2,387             | 177                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 13,240            | 217                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 10 児童措置費   |
| 71,204            | 177                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 3,764             | 177                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 143,264           | 217                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 10 児童福祉費 | 10 児童措置費   |
| 6,412             | 175                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 14,175            | 177                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 12,897            | 177                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費 |
| 19,972            | 227                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 05 生活保護総務費 |
| 32,996            | 229                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 1,214             | 229                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 412,743           | 229                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 9,909,883         | 229                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 5,740,596         | 229                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 104,218           | 229                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 16,082,769        | 231                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 655,730           | 231                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 2,687             | 231                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 44,530            | 231                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 59,230            | 231                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |
| 11,281            | 231                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 15 生活保護費 | 10 扶助費     |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策10 【健康支援】

| 施策の展開方向   | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                         | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|---|-------------|----|-----------|-----------------------------|-------|----------------------|
| 1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。<br><br>①・②・④  |             | 1  | 44C1      | 生活習慣病予防ガイドライン推進事業費          | 健康福祉局 | 307                  |
|   |             | 2  | 4421      | 健康づくり事業費                    | 健康福祉局 | 308                  |
|   |             | 3  | 4431      | がん検診事業費                     | 健康福祉局 | 309                  |
|   |             | 4  | 441F      | 健康サポート事業費                   | 健康福祉局 | 310                  |
|   |             | 5  | 448A      | 歯周疾患検診事業費                   | 健康福祉局 | 311                  |
|   |             | 6  | 44BB      | たばこ対策推進事業費                  | 健康福祉局 | 312                  |
|   |             | 7  | 452K      | 口腔衛生事業費                     | 健康福祉局 | 313                  |
|   |             | 8  | 4E1K      | 保健所等事業費                     | 健康福祉局 | 314                  |
|   |             | 9  | 4E2W      | 食育推進事業費                     | 健康福祉局 | 315                  |
|   |             | 10 | HD12      | まちの健康経営推進事業費                | 健康福祉局 | 316                  |
|   |             | 11 | 402I      | 保健関係等事務協力負担金                | 健康福祉局 | —                    |
|   |             | 12 | 4E1A      | 施設維持管理事業費                   | 健康福祉局 | —                    |
| 2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。<br><br>④       |             | 13 | 411A      | 感染症対策事業費                    | 健康福祉局 | 317                  |
|   |             | 14 | 411K      | 特定感染症検査等事業費                 | 健康福祉局 | 318                  |
|   |             | 15 | 421A      | 予防接種事業費                     | 健康福祉局 | 319                  |
|   |             | 16 | 421B      | 風しん予防接種推進事業費                | 健康福祉局 | 320                  |
|   |             | 17 | 431B      | 結核対策事業費                     | 健康福祉局 | 321                  |
|   |             | 18 | 448B      | 肝炎ウイルス検診事業費                 | 健康福祉局 | 322                  |
|   |             | 19 | 471A      | 狂犬病予防対策事業費                  | 健康福祉局 | 323                  |
|   |             | 20 | 481A      | そ族昆虫駆除事業費                   | 健康福祉局 | 324                  |
|   |             | 21 | 432I      | 結核医療事業費                     | 健康福祉局 | —                    |
|   |             | 22 | 421K      | 予防接種事故医療費負担金                | 健康福祉局 | —                    |
|   |             | 23 | 471K      | 施設維持管理事業費                   | 健康福祉局 | —                    |
|   |             | 24 | 444I      | 難病対策事業費                     | 健康福祉局 | 325                  |
|   |             | 25 | 444F      | 小児慢性特定疾病対策事業費               | 健康福祉局 | 326                  |
|   |             | 26 | 444K      | 健康相談事業費                     | 健康福祉局 | 327                  |
|   |             | 27 | 445A      | 健康診査等事業費                    | 健康福祉局 | 328                  |
|   |             | 28 | 446I      | せん息児童水泳訓練事業費                | 健康福祉局 | 329                  |
|   |             | 29 | 4E3K      | 精神保健事業費                     | 健康福祉局 | 330                  |
|   |             | 30 | Q12I      | 在宅酸素助成事業費                   | 健康福祉局 | 331                  |
|   |             | 31 | Q12A      | 転地保養事業費                     | 健康福祉局 | 332                  |
|   |             | 32 | Q12B      | 短期滞在型療養事業費                  | 健康福祉局 | 333                  |
|   |             | 33 | Q12C      | 家庭療養指導事業費                   | 健康福祉局 | 334                  |
|   |             | 34 | Q13I      | 療養器具貸与事業費                   | 健康福祉局 | 335                  |
|   |             | 35 | Q13K      | 呼吸器教室事業費                    | 健康福祉局 | 336                  |
|   |             | 36 | Q13P      | リフレッシュ事業費                   | 健康福祉局 | 337                  |
|   |             | 37 | Q148      | インフルエンザ予防接種助成事業費            | 健康福祉局 | 338                  |
|   |             | 38 | Q14A      | 水泳鍛錬奨励事業費                   | 健康福祉局 | 339                  |
|   |             | 39 | 4A1A      | 公害病補償事業費                    | 健康福祉局 | —                    |
| 3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。<br><br>①・④ |             | 40 | 401A      | 尼崎健康医療財団補助金                 | 健康福祉局 | 340                  |
|   |             | 41 | 401K      | 尼崎口腔衛生センター補助金               | 健康福祉局 | 341                  |
|   |             | 42 | 448I      | 医薬品備蓄事業費                    | 健康福祉局 | 342                  |
|   |             | 43 | 44A0      | 医務業務事業費                     | 健康福祉局 | 343                  |
|   |             | 44 | 44A1      | 在宅当番医制運営補助金                 | 健康福祉局 | 344                  |
|   |             | 45 | 44AA      | 第2次救急医療補助金                  | 健康福祉局 | 345                  |
|   |             | 46 | 401C      | 初期救急医療対策事業費                 | 健康福祉局 | —                    |
|   |             | 47 | 44AK      | 兵庫県救急医療情報システム運営費分担金         | 健康福祉局 | —                    |
|   |             | 48 | 461A      | 環境衛生対策事業費                   | 健康福祉局 | 346                  |
|   |             | 49 | 462I      | 食品衛生対策事業費                   | 健康福祉局 | 347                  |
|   |             | 50 | 4623      | ハサップ推進事業費                   | 健康福祉局 | 348                  |
|   |             | 51 | 4626      | 食の安全・安心コミュニケーション事業費         | 健康福祉局 | 349                  |
|   |             | 52 | 462K      | 尼崎市環境衛生協会委託料                | 健康福祉局 | 350                  |
|   |             | 53 | 463I      | 尼崎市食品衛生協会委託料                | 健康福祉局 | 351                  |
|   |             | 54 | 4722      | 動物愛護対策事業費                   | 健康福祉局 | 352                  |
|   |             | 55 | 4725      | 地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費 | 健康福祉局 | 353                  |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計              | 款          | 項             | 目             |
|-------------------|------------------------|-----------------|------------|---------------|---------------|
| 2,416             | 251                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 942               | 247                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 148,335           | 247                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 15,568            | 247                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 8,069             | 249                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 910               | 251                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 3,531             | 255                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 30 母子保健対策費    |
| 409               | 265                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 10 保健所費       | 05 保健所費       |
| 657               | 265                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 10 保健所費       | 05 保健所費       |
| 549               | 463                    | 10 国民健康保険事業費    | 25 保健事業費   | 03 特定健康診査等事業費 | 05 特定健康診査等事業費 |
| 49,799            | 243                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 05 保健衛生総務費    |
| 44,870            | 265                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 10 保健所費       | 05 保健所費       |
| 6,511             | 243                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 10 感染症対策費     |
| 2,085             | 243                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 10 感染症対策費     |
| 1,055,483         | 243                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 15 予防接種費      |
| 524               | 245                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 15 予防接種費      |
| 7,593             | 245                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 20 結核予防費      |
| 23,026            | 249                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 2,654             | 259                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 40 動物愛護センター費  |
| 9,457             | 261                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 45 ぞ族昆虫駆除費    |
| 21,664            | 245                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 20 結核予防費      |
| 3,751             | 245                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 15 予防接種費      |
| 3,648             | 259                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 40 動物愛護センター費  |
| 1,430             | 247                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 188,878           | 247                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 2,727             | 249                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 4,382             | 249                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 27,839            | 249                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 5,253             | 265                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 10 保健所費       | 05 保健所費       |
| 2,175             | 515                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 189               | 515                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 1,638             | 515                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 19                | 515                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 32                | 517                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 562               | 517                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 861               | 517                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 1,768             | 517                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 91                | 517                    | 50 公害病認定患者救済事業費 | 05 公害救済事業費 | 05 公害救済事業費    | 10 救済事業費      |
| 2,779,545         | 263                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 55 公害病補償費     |
| 139,066           | 241                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 05 保健衛生総務費    |
| 52,230            | 241                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 05 保健衛生総務費    |
| 516               | 249                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 4,025             | 249                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 20,538            | 251                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 34,937            | 251                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 46,848            | 241                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 05 保健衛生総務費    |
| 2,694             | 251                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 25 予防衛生費      |
| 1,001             | 255                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 35 公衆衛生費      |
| 2,926             | 257                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 35 公衆衛生費      |
| 891               | 257                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 35 公衆衛生費      |
| 50                | 257                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 35 公衆衛生費      |
| 504               | 257                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 35 公衆衛生費      |
| 750               | 259                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 35 公衆衛生費      |
| 976               | 259                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 40 動物愛護センター費  |
| 1,000             | 259                    | 01 一般会計         | 20 衛生費     | 05 保健衛生費      | 40 動物愛護センター費  |

**施策10 【健康支援】(つづき)**

| 施策の展開方向                              | 総合戦略の該当 | No  | 中事業CD | 事業名                             | 局名    | 事務事業シート記載ページ |
|--------------------------------------|---------|-----|-------|---------------------------------|-------|--------------|
| 3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。 | ①・④     | 56  | 4727  | 動物愛護推進強化事業費                     | 健康福祉局 | 354          |
|                                      |         | 57  | 411K  | 衛生研究所事業費                        | 健康福祉局 | 355          |
|                                      |         | 58  | 4726  | 動物愛護基金積立金                       | 健康福祉局 | —            |
|                                      |         | 59  | 4921  | 斎場整備事業費                         | 健康福祉局 | —            |
|                                      |         | 60  | 462A  | 地方卸売市場食品検査所維持管理事業費              | 健康福祉局 | —            |
|                                      |         | 61  | 492K  | 墓園整備事業費                         | 健康福祉局 | —            |
|                                      |         | 62  | 4I1A  | 施設維持管理事業費                       | 健康福祉局 | —            |
|                                      |         | 63  | 337D  | 後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費 | 総務局   | 356          |
| 4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。        | ②・④     | 64  | 337E  | 後期高齢者歯科健診事業費                    | 総務局   | 357          |
|                                      |         | 65  | 3651  | 重度障害者等特別給付金支給事業費                | 総務局   | 358          |
|                                      |         | 66  | 365A  | 高齢者特別給付金支給事業費                   | 総務局   | 359          |
|                                      |         | 67  | G021  | 保険料収納関係事務経費                     | 総務局   | 360          |
|                                      |         | 68  | G31A  | 収納率向上特別対策事業費                    | 総務局   | 361          |
|                                      |         | 69  | GX1A  | 結核・精神医療付加金                      | 総務局   | 362          |
|                                      |         | 70  | HD11  | ヘルスアップ尼崎戦略事業費(債務負担分を含む。)        | 健康福祉局 | 363          |
|                                      |         | 71  | HF21  | あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費             | 総務局   | 364          |
|                                      |         | 72  | HH1A  | 尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金                | 総務局   | 365          |
|                                      |         | 73  | S515  | 徴収関係事務経費                        | 総務局   | 366          |
|                                      |         | 74  | 3621  | 国民年金事務関係事業費(債務負担分を含む。)          | 総務局   | —            |
|                                      |         | 75  | 30IE  | 国民健康保険事業費会計繰出金                  | 総務局   | —            |
|                                      |         | 76  | 30IF  | 後期高齢者医療療養給付費負担金                 | 総務局   | —            |
|                                      |         | 77  | 30IG  | 兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金               | 総務局   | —            |
|                                      |         | 78  | 30IH  | 後期高齢者医療事業費会計繰出金                 | 総務局   | —            |
|                                      |         | 79  | G01A  | 給付関係事務経費                        | 総務局   | —            |
|                                      |         | 80  | G01K  | 資格賦課関係事務経費                      | 総務局   | —            |
|                                      |         | 81  | G02A  | 電算入力委託事業費                       | 総務局   | —            |
|                                      |         | 82  | G02E  | 国民健康保険システム関係事業費(債務負担分を含む。)      | 総務局   | —            |
|                                      |         | 83  | G11A  | 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金               | 総務局   | —            |
|                                      |         | 84  | G91A  | 滞納処分経費                          | 総務局   | —            |
|                                      |         | 85  | GD1A  | 一般被保険者療養給付費                     | 総務局   | —            |
|                                      |         | 86  | GE1A  | 退職被保険者等療養給付費                    | 総務局   | —            |
|                                      |         | 87  | GF1A  | 一般被保険者療養費                       | 総務局   | —            |
|                                      |         | 88  | GG1A  | 退職被保険者等療養費                      | 総務局   | —            |
|                                      |         | 89  | GH1A  | 審査支払手数料等                        | 総務局   | —            |
|                                      |         | 90  | GL1A  | 一般被保険者高額療養費                     | 総務局   | —            |
|                                      |         | 91  | GM1A  | 退職被保険者等高額療養費                    | 総務局   | —            |
|                                      |         | 92  | GN1A  | 一般被保険者高額介護合算療養費                 | 総務局   | —            |
|                                      |         | 93  | GO1A  | 退職被保険者等高額介護合算療養費                | 総務局   | —            |
|                                      |         | 94  | GV1A  | 出産育児一時金                         | 総務局   | —            |
|                                      |         | 95  | GW1A  | 葬祭費                             | 総務局   | —            |
|                                      |         | 96  | HF1K  | 重複・頻回受診者訪問指導事業費                 | 健康福祉局 | —            |
|                                      |         | 97  | HF2K  | 医療費通知経費                         | 総務局   | —            |
|                                      |         | 98  | HG20  | 国民健康保険事業基金積立金                   | 総務局   | —            |
|                                      |         | 99  | HI1A  | 一般被保険者保険料過誤納金還付金                | 総務局   | —            |
|                                      |         | 100 | HI1E  | 保険給付費等交付金償還金                    | 総務局   | —            |
|                                      |         | 101 | HI1E  | 保険給付費等交付金償還金                    | 健康福祉局 | —            |
|                                      |         | 102 | HJ1A  | 退職被保険者等保険料過誤納金還付金               | 総務局   | —            |
|                                      |         | 103 | HR1A  | 一般被保険者医療給付費分納付金                 | 総務局   | —            |
|                                      |         | 104 | HS1A  | 退職被保険者等医療給付費分納付金                | 総務局   | —            |
|                                      |         | 105 | HT1A  | 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金             | 総務局   | —            |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計            | 款             | 項             | 目                     |
|-------------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 5,654             | 261                    | 01 一般会計       | 20 衛生費        | 05 保健衛生費      | 40 動物愛護センター費          |
| 10,022            | 269                    | 01 一般会計       | 20 衛生費        | 15 衛生研究所費     | 05 衛生研究所費             |
| 13,374            | 261                    | 01 一般会計       | 20 衛生費        | 05 保健衛生費      | 40 動物愛護センター費          |
| 39,392            | 261                    | 01 一般会計       | 20 衛生費        | 05 保健衛生費      | 50 墓地、斎場費             |
| 1,684             | 257                    | 01 一般会計       | 20 衛生費        | 05 保健衛生費      | 35 公衆衛生費              |
| 1,200             | 261                    | 01 一般会計       | 20 衛生費        | 05 保健衛生費      | 50 墓地、斎場費             |
| 53,787            | 267                    | 01 一般会計       | 20 衛生費        | 15 衛生研究所費     | 05 衛生研究所費             |
| 13,695            | 195                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 20 老人福祉費              |
| 577               | 195                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 20 老人福祉費              |
| 9,511             | 201                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 40 年金費                |
| 7,327             | 201                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 40 年金費                |
| 118,254           | 449                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 05 総務管理費      | 05 一般管理費              |
| 2,655             | 453                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 05 総務管理費      | 20 収納率向上特別対策費         |
| 31,021            | 459                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 15 給付諸費       | 15 結核・精神医療付加金         |
| 427,015           | 461                    | 10 国民健康保険事業費  | 25 保健事業費      | 03 特定健康診査等事業費 | 05 特定健康診査等事業費         |
| 14,046            | 463                    | 10 国民健康保険事業費  | 25 保健事業費      | 05 保健事業費      | 05 保健事業費              |
| 576               | 463                    | 10 国民健康保険事業費  | 60 諸支出金       | 10 諸費         | 05 分担金及び負担金           |
| 13,910            | 577                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 05 総務費        | 10 賦課徴収費      | 05 賦課徴収費              |
| 25,366            | 201                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 40 年金費                |
| 4,865,467         | 169                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 05 社会福祉総務費            |
| 5,386,971         | 171                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 05 社会福祉総務費            |
| 90,508            | 171                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 05 社会福祉総務費            |
| 1,296,773         | 171                    | 01 一般会計       | 15 民生費        | 05 社会福祉費      | 05 社会福祉総務費            |
| 30,131            | 449                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 05 総務管理費      | 05 一般管理費              |
| 43,529            | 449                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 05 総務管理費      | 05 一般管理費              |
| 7,768             | 451                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 05 総務管理費      | 05 一般管理費              |
| 143,390           | 451                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 05 総務管理費      | 05 一般管理費              |
| 11,921            | 451                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 05 総務管理費      | 10 連合会負担金             |
| 7,316             | 453                    | 10 国民健康保険事業費  | 05 総務費        | 10 徴収費        | 15 溝納処分費              |
| 27,626,451        | 453                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 05 療養諸費       | 05 一般被保険者療養給付費        |
| 29,077            | 455                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 05 療養諸費       | 10 退職被保険者等療養給付費       |
| 446,722           | 455                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 05 療養諸費       | 15 一般被保険者療養費          |
| 465               | 455                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 05 療養諸費       | 20 退職被保険者等療養費         |
| 86,395            | 455                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 05 療養諸費       | 25 審査支払手数料等           |
| 4,057,711         | 457                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 10 高額療養費      | 05 一般被保険者高額療養費        |
| 9,683             | 457                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 10 高額療養費      | 10 退職被保険者等高額療養費       |
| 7,296             | 457                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 10 高額療養費      | 15 一般被保険者高額介護合算療養費    |
| 157               | 457                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 10 高額療養費      | 20 退職被保険者等高額介護合算療養費   |
| 154,105           | 459                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 15 給付諸費       | 05 出産育児一時金            |
| 17,340            | 459                    | 10 国民健康保険事業費  | 10 保険給付費      | 15 給付諸費       | 10 葬祭費                |
| 79                | 463                    | 10 国民健康保険事業費  | 25 保健事業費      | 05 保健事業費      | 05 保健事業費              |
| 28,223            | 463                    | 10 国民健康保険事業費  | 25 保健事業費      | 05 保健事業費      | 05 保健事業費              |
| 3,610,733         | 463                    | 10 国民健康保険事業費  | 30 基金積立金      | 05 基金積立金      | 05 国民健康保険事業基金積立金      |
| 40,174            | 465                    | 10 国民健康保険事業費  | 60 諸支出金       | 10 諸費         | 10 一般被保険者償還金及び運付加算金   |
| 350,476           | 465                    | 10 国民健康保険事業費  | 60 諸支出金       | 10 諸費         | 10 一般被保険者償還金及び運付加算金   |
| 50,235            | 465                    | 10 国民健康保険事業費  | 60 諸支出金       | 10 諸費         | 10 一般被保険者償還金及び運付加算金   |
| 1                 | 465                    | 10 国民健康保険事業費  | 60 諸支出金       | 10 諸費         | 15 退職被保険者等償還金及び運付加算金  |
| 9,319,955         | 459                    | 10 国民健康保険事業費  | 18 国民健康保険事業費納 | 05 医療給付費分納付金  | 05 一般被保険者医療給付費分納付金    |
| 5,438             | 461                    | 10 国民健康保険事業費  | 18 国民健康保険事業費納 | 05 医療給付費分納付金  | 10 退職被保険者等医療給付費分納付金   |
| 2,580,661         | 461                    | 10 国民健康保険事業費  | 18 国民健康保険事業費納 | 10 後期高齢者支援金等分 | 05 新被保険者後期高齢者支援金等分納付金 |

## 施策10 【健康支援】(つづき)

| 施策の展開方向                       | 総合戦略の該当 | No  | 中事業CD | 事業名                          | 局名  | 事務事業シート記載ページ |
|-------------------------------|---------|-----|-------|------------------------------|-----|--------------|
| 4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。 | ②・④     | 106 | HU1A  | 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金         | 総務局 | —            |
|                               |         | 107 | HV1A  | 介護納付金分納付金                    | 総務局 | —            |
|                               |         | 108 | S018  | 資格給付関係事業経費                   | 総務局 | —            |
|                               |         | 109 | S01K  | 後期高齢者医療制度システム関係経費(債務負担分を含む。) | 総務局 | —            |
|                               |         | 110 | S511  | 賦課関係事業経費                     | 総務局 | —            |
|                               |         | 111 | S911  | 保険料等負担金                      | 総務局 | —            |
|                               |         | 112 | S91A  | 保険基盤安定拠出金                    | 総務局 | —            |
|                               |         | 113 | SK11  | 保険料過誤納金還付金                   | 総務局 | —            |
|                               |         | 114 | SK12  | 特別対策補助金返還金                   | 総務局 | —            |
|                               |         | 115 | SK13  | 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金         | 総務局 | —            |
|                               |         | 116 | SP11  | 保険料還付加算金                     | 総務局 | —            |

## 施策別事業事業一覧表

### 施策11 【消防・防災】

| 施策の展開方向                                    | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                           | 局名      | 事務事業シート記載ページ |
|--|---------|----|-------|-------------------------------|---------|--------------|
| 1 火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。      | ⑤       | 1  | A02K  | 消防活動事業費                       | 消防局     | 368          |
|  |         | 2  | A031  | 救助隊整備事業費                      | 消防局     | 369          |
|  |         | 3  | A03A  | 救急活動事業費                       | 消防局     | 370          |
|  |         | 4  | A05K  | 消防学校研修事業費                     | 消防局     | 371          |
|  |         | 5  | A11A  | 消防団活動事業費                      | 消防局     | 372          |
|  |         | 6  | A12K  | 消防団等交付金                       | 消防局     | 373          |
|  |         | 7  | A061  | 職員被服事業費                       | 消防局     | —            |
|  |         | 8  | A03K  | 通信活動事業費                       | 消防局     | 374          |
|  |         | 9  | A051  | 車両維持整備事業費                     | 消防局     | —            |
|  |         | 10 | A05A  | 施設維持管理事業費                     | 消防局     | —            |
|  |         | 11 | A11K  | 車両維持整備事業費                     | 消防局     | —            |
|  |         | 12 | A121  | 施設維持管理事業費                     | 消防局     | —            |
|  |         | 13 | A21A  | 消防設備整備事業費                     | 消防局     | —            |
|  |         | 14 | A221  | 消防庁舎等整備事業費                    | 消防局     | —            |
|  |         | 15 | A22F  | 尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業費(債務負担分) | 消防局     | —            |
|  |         | 16 | A22K  | 消火栓設置及び補修費負担金                 | 消防局     | —            |
| 2 地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。    | ⑤       | 17 | 1G1A  | 防災対策等事業費                      | 危機管理安全局 | 375          |
|  |         | 18 | 1G1F  | 防災情報通信事業費                     | 危機管理安全局 | —            |
|  |         | 19 | 811A  | 水防システム関係事業費                   | 危機管理安全局 | —            |
|  |         | 20 | 811K  | 水防用資材等整備事業費                   | 都市整備局   | —            |
| 3 地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。 | ⑤       | 21 | A02A  | 防災センター研修事業費                   | 消防局     | 376          |
|  |         | 22 | A04K  | 予防活動事業費                       | 消防局     | 377          |
|  |         | 23 | 1G1T  | 地域の防災力向上事業費                   | 危機管理安全局 | 378          |
|  |         | 24 | 1G1U  | 災害時要援護者支援事業費                  | 健康福祉局   | 379          |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計            | 款             | 項                 | 目                      |
|-------------------|------------------------|---------------|---------------|-------------------|------------------------|
| 1,820             | 461                    | 10 国民健康保険事業費  | 18 国民健康保険事業費納 | 10 後期高齢者支援金等分     | 10 後期高齢者等後期高齢者支援金等分納付金 |
| 1,129,185         | 461                    | 10 国民健康保険事業費  | 18 国民健康保険事業費納 | 15 介護納付金分納付金      | 05 介護納付金分納付金           |
| 8,986             | 577                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 05 総務費        | 05 総務管理費          | 05 一般管理費               |
| 37,940            | 577                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 05 総務費        | 05 総務管理費          | 05 一般管理費               |
| 9,833             | 577                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 05 総務費        | 10 賦課徴収費          | 05 賦課徴収費               |
| 4,910,763         | 579                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 10 後期高齢者医療広域連 | 05 後期高齢者医療広域連合納付金 | 05 後期高齢者医療広域連合納付金      |
| 1,227,797         | 579                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 10 後期高齢者医療広域連 | 05 後期高齢者医療広域連合納付金 | 05 後期高齢者医療広域連合納付金      |
| 8,965             | 579                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 60 諸支出金       | 05 償還金及び還付加算金     | 05 保険料還付金              |
| 228               | 579                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 60 諸支出金       | 05 償還金及び還付加算金     | 05 保険料還付金              |
| 584               | 579                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 60 諸支出金       | 05 償還金及び還付加算金     | 05 保険料還付金              |
| 1                 | 579                    | 63 後期高齢者医療事業費 | 60 諸支出金       | 05 償還金及び還付加算金     | 10 還付加算金               |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目         |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|-----------|
| 26,256            | 351                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 6,391             | 351                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 41,841            | 353                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 9,216             | 355                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 39,462            | 357                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 10 非常備消防費 |
| 9,649             | 357                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 10 非常備消防費 |
| 15,617            | 355                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 110,573           | 353                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 9,107             | 353                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 122,537           | 355                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 4,252             | 357                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 10 非常備消防費 |
| 2,732             | 357                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 10 非常備消防費 |
| 309,544           | 357                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 15 消防施設費  |
| 39,868            | 359                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 15 消防施設費  |
| 8,586             | 359                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 15 消防施設費  |
| 28,371            | 359                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 15 消防施設費  |
| 14,895            | 151                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 85 防災対策費  |
| 141,373           | 151                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 85 防災対策費  |
| 2,615             | 307                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 05 土木管理費 | 10 水防費    |
| 2,346             | 307                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 05 土木管理費 | 10 水防費    |
| 1,000             | 351                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 1,516             | 353                    | 01 一般会計 | 45 消防費 | 05 消防費   | 05 常備消防費  |
| 14,105            | 151                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 85 防災対策費  |
| 451               | 153                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 85 防災対策費  |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策12 【生活安全】

| 施策の展開方向                                    | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名            | 局名      | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|--|-------------|----|-----------|----------------|---------|----------------------|
| 1 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。 | ⑤           | 1  | 1E13      | 街頭犯罪防止等事業費     | 危機管理安全局 | 382                  |
|  |             | 2  | 1E15      | 暴力団排除条例関係事業費   | 危機管理安全局 | 383                  |
|  |             | 3  | 1E16      | 犯罪被害者等支援事業費    | 危機管理安全局 | 384                  |
|  |             | 4  | 1E17      | 防犯協会等補助金       | 危機管理安全局 | 385                  |
|  |             | 5  | 1E20      | 暴力団排除活動支援基金積立金 | 危機管理安全局 | —                    |
|  |             | 6  | 10AY      | 交通安全推進事業費      | 危機管理安全局 | 386                  |
|  |             | 7  | 10BR      | 交通安全協会補助金      | 危機管理安全局 | 387                  |
| 2 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。     | ⑤・⑥         | 8  | 8921      | 駐輪施設等維持管理事業費   | 都市整備局   | 388                  |
|  |             | 9  | 10BB      | 自転車のまちづくり推進事業費 | 危機管理安全局 | 389                  |
|  |             | 10 | 891E      | 駅周辺放置自転車対策事業費  | 都市整備局   | 390                  |
| 3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。    | —           | 11 | 7425      | 消費生活安全推進事業費    | 危機管理安全局 | 391                  |
|  |             | 12 | 7439      | 消費者行政活性化事業費    | 危機管理安全局 | 392                  |
|  |             | 13 | 731R      | 計量検査関係事業費      | 危機管理安全局 | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項          | 目            |
|-------------------|------------------------|---------|--------|------------|--------------|
| 9,087             | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 61 市民活動推進費   |
| 2,053             | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 61 市民活動推進費   |
| 705               | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 61 市民活動推進費   |
| 720               | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 61 市民活動推進費   |
| 3,901             | 133                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 61 市民活動推進費   |
| 2,319             | 103                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 05 一般管理費     |
| 576               | 103                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 05 一般管理費     |
| 35,668            | 313                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 20 自転車対策費    |
| 872               | 103                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費   | 05 一般管理費     |
| 357,178           | 313                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 20 自転車対策費    |
| 22,159            | 299                    | 01 一般会計 | 35 商工費 | 05 商工費     | 25 消費生活センター費 |
| 3,781             | 299                    | 01 一般会計 | 35 商工費 | 05 商工費     | 25 消費生活センター費 |
| 5,494             | 299                    | 01 一般会計 | 35 商工費 | 05 商工費     | 20 計量検査費     |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策13 【地域経済の活性化・雇用就労支援】

| 施策の展開方向  | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                  | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|--|-------------|----|-----------|----------------------|-------|----------------------|
| 1 製造業やサービス業そ<br>れぞれの強みを活かし、<br>競争力を高めます。           | ③           | 1  | 711A      | リサーチコア推進事業費          | 経済環境局 | 394                  |
|  |             | 2  | 711G      | イノベーション促進総合支援事業費     | 経済環境局 | 395                  |
|  |             | 3  | 715D      | 企業の環境・健康活動推進事業費      | 経済環境局 | 396                  |
|  |             | 4  | 718K      | 事業所景況調査等事業費          | 経済環境局 | 397                  |
|  |             | 5  | 71CH      | 産業振興基本条例関係事業費        | 経済環境局 | 398                  |
| 2 本市産業の特長を活か<br>すべく、地域に根ざす産業<br>を支援します。            | ②・③         | 6  | 611A      | 水田営農活性化対策事業費         | 経済環境局 | 399                  |
|  |             | 7  | 611B      | 経営所得安定対策等推進事業費補助金    | 経済環境局 | 400                  |
|  |             | 8  | 621A      | 農業振興対策事業費            | 経済環境局 | 401                  |
|  |             | 9  | 621F      | 有害鳥獣対策事業費            | 経渀環境局 | 402                  |
|  |             | 10 | 623B      | 新規就農者支援事業費           | 経済環境局 | 403                  |
|  |             | 11 | 716S      | 企業立地関係事業費            | 経済環境局 | 404                  |
|  |             | 12 | 717H      | 尼崎市商業活性化対策事業費        | 経済環境局 | 405                  |
|  |             | 13 | 717R      | 尼崎市市場・商店街等安全・安心事業費   | 経済環境局 | 406                  |
|  |             | 14 | 71CK      | 尼崎地域産業活性化機構等補助金      | 経済環境局 | 407                  |
|  |             | 15 | 71CN      | プレミアム付商品券関係事業費       | 経済環境局 | 408                  |
|  |             | 16 | I01A      | 市場運営委員会等関係事業費        | 経済環境局 | 409                  |
|  |             | 17 | I01K      | 市場活性化対策事業費           | 経済環境局 | 410                  |
|  |             | 18 | 611K      | 農業共済事業費会計繰出金         | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 19 | 641A      | 農業施設管理事業費            | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 20 | 641K      | 農業施設整備事業費            | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 21 | 6421      | 猪名川水利施設維持管理費補助金      | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 22 | 701A      | 地方卸売市場事業費会計繰出金       | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 23 | 8V1K      | 市街地再開発施設維持管理事業費      | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 24 | I021      | 施設整備事業費              | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 25 | I02K      | 施設維持管理事業費            | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 26 | L11A      | 水稻保険料                | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 27 | L81A      | 業務勘定繰出金              | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 28 | L11K      | 農業共済一般管理事業費          | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 29 | LI21      | 農業共済ネットワーク化情報システム事業費 | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 30 | LM1A      | 損害評価会運営事業費           | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 31 | LQ1A      | 損害防止事業費              | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 32 | LU1A      | 兵庫県農業共済組合連合会支払賦課金    | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 33 | 7151      | 営業力強化支援事業費           | 経済環境局 | 411                  |
|  |             | 34 | 715F      | 実践型インターンシップ推進事業費     | 経済環境局 | 412                  |
| 3 働きやすさ・スキルアップ<br>による定着促進と人材<br>活用を支援します。          | ②・③・④       | 35 | 502A      | 企業内人権研修推進事業費         | 経済環境局 | 413                  |
|  |             | 36 | 504K      | 技能功労者等表彰事業費          | 経済環境局 | 414                  |
|  |             | 37 | 505A      | 労働者福祉推進事業費           | 経済環境局 | 415                  |
|  |             | 38 | 505T      | 雇用創造支援事業費            | 経済環境局 | 416                  |
|  |             | 39 | 505U      | キャリアアップ支援事業費         | 経済環境局 | 417                  |
|  |             | 40 | 505V      | 地域雇用・就労支援事業費         | 経済環境局 | 418                  |
|  |             | 41 | 507A      | 尼崎市シルバーパーソンセンター等補助金  | 経済環境局 | 419                  |
|  |             | 42 | 5043      | 中小企業勤労者福祉共済事業預託金     | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 43 | 505W      | 中小企業就業者確保支援事業費       | 経済環境局 | —                    |
|  |             | 44 | 506E      | しごと支援施設維持管理事業費       | 経済環境局 | —                    |
| 4 起業の促進・社会的企<br>業の活躍に向け、資金面<br>や情報提供などの支援を<br>します。 | ②・③         | 45 | 715B      | 創業支援事業費              | 経済環境局 | 420                  |
|  |             | 46 | 721A      | 中小企業資金融資制度関係事業費      | 経済環境局 | 421                  |
|  |             | 47 | 721B      | サポートファイナンス事業費        | 経済環境局 | 422                  |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計                  | 款         | 項           | 目           |
|-------------------|------------------------|---------------------|-----------|-------------|-------------|
| 642,729           | 295                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 53,668            | 295                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 6,263             | 295                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 7,029             | 297                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 68                | 297                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 171               | 287                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 10 農業総務費    |
| 320               | 287                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 10 農業総務費    |
| 19,906            | 289                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 15 農業振興費    |
| 557               | 289                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 15 農業振興費    |
| 1,500             | 289                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 15 農業振興費    |
| 27,838            | 295                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 15,168            | 297                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 5,453             | 297                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 15,744            | 297                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 386,613           | 297                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 2,941             | 475                    | 15 地方卸売市場事業費        | 05 地方市場費  | 05 市場管理費    | 05 市場総務費    |
| 11,568            | 475                    | 15 地方卸売市場事業費        | 05 地方市場費  | 05 市場管理費    | 05 市場総務費    |
| 10,646            | 287                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 10 農業総務費    |
| 2,203             | 289                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 25 農地費      |
| 1,939             | 289                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 25 農地費      |
| 900               | 289                    | 01 一般会計             | 30 農林水産業費 | 05 農業費      | 25 農地費      |
| 38,377            | 293                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 05 商工総務費    |
| 97,540            | 327                    | 01 一般会計             | 40 土木費    | 30 都市計画費    | 20 都市再開発事業費 |
| 9,159             | 475                    | 15 地方卸売市場事業費        | 05 地方市場費  | 05 市場管理費    | 05 市場総務費    |
| 164,262           | 475                    | 15 地方卸売市場事業費        | 05 地方市場費  | 05 市場管理費    | 05 市場総務費    |
| 1                 | 493                    | 30 農業共済事業費(農作物共済勘定) | 04 保険料    | 05 保険料      | 05 水稲保険料    |
| 189               | 493                    | 30 農業共済事業費(農作物共済勘定) | 60 緑出金    | 15 緑出金      | 05 業務勘定緑出金  |
| 176               | 497                    | 32 農業共済事業費(業務勘定)    | 05 総務費    | 05 総務管理費    | 05 一般管理費    |
| 395               | 497                    | 32 農業共済事業費(業務勘定)    | 05 総務費    | 05 総務管理費    | 05 一般管理費    |
| 8                 | 497                    | 32 農業共済事業費(業務勘定)    | 10 業務費    | 05 損害評価費    | 05 損害評価費    |
| 252               | 497                    | 32 農業共済事業費(業務勘定)    | 10 業務費    | 10 損害防止費    | 05 損害防止費    |
| 5                 | 499                    | 32 農業共済事業費(業務勘定)    | 15 連合会支出金 | 05 連合会支払賦課金 | 05 支払事務費賦課金 |
| 6,124             | 295                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 2,460             | 295                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 149               | 283                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 73                | 283                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 2,259             | 283                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 4,323             | 283                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 6,052             | 285                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 3,499             | 285                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 33,211            | 285                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 690               | 283                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 509               | 285                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 19,450            | 285                    | 01 一般会計             | 25 労働費    | 10 労働諸費     | 05 労政費      |
| 19,784            | 295                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 10 商工業振興費   |
| 102,047           | 299                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 15 金融対策費    |
| 1,845             | 299                    | 01 一般会計             | 35 商工費    | 05 商工費      | 15 金融対策費    |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策14【魅力創造・発信】

| 施策の展開方向   | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                     | 局名       | 事務事業シート記載ページ |
|---|---------|----|-------|-------------------------|----------|--------------|
| 1 まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。       | ⑤       | 1  | 192Q  | 都市イメージ向上推進事業費           | 総合政策局    | 424          |
|   |         | 2  | BZ33  | 歴史遺産を活かしたまちの魅力再発見事業費    | 教育委員会事務局 | 425          |
|   |         | 3  | C21A  | 特別展事業費                  | 教育委員会事務局 | 426          |
|   |         | 4  | C21K  | 古代のくらし体験学習会事業費          | 教育委員会事務局 | 427          |
|   |         | 5  | 124B  | 情報発信推進事業費               | 総合政策局    | —            |
|   |         | 6  | C22A  | 施設維持管理事業費               | 教育委員会事務局 | —            |
| 2 尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人の交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。  | ⑤       | 7  | 102F  | 姉妹・友好都市交流関係事業費          | 総合政策局    | 428          |
|   |         | 8  | 102J  | 国際交流事業補助金               | 総合政策局    | 429          |
|   |         | 9  | 1932  | まちの魅力発信事業費              | 総合政策局    | 430          |
|   |         | 10 | 761A  | あまがさき観光局補助金             | 経済環境局    | 431          |
|   |         | 11 | 761B  | 観光地域づくり推進事業費            | 経済環境局    | 432          |
|   |         | 12 | 761C  | 城内まちづくり整備事業費            | 経済環境局    | —            |
|   |         | 13 | 762A  | みんなの尼崎城基金積立金            | 経済環境局    | —            |
|   |         | 14 | 8W2L  | 尼崎城址公園整備事業費             | 都市整備局    | —            |
|   |         | 15 | 8W52  | 尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費      | 経済環境局    | —            |
|   |         | 16 | 1930  | 若者の夢創造・発信事業費            | 総合政策局    | 433          |
|   |         | 17 | 1F1A  | 尼崎市文化振興財団補助金等           | 総合政策局    | 434          |
|   |         | 18 | 1F1C  | 郷土画家「白髪一雄」発信プロジェクト事業費   | 総合政策局    | 435          |
|   |         | 19 | 1F1D  | 文化団体育成補助金               | 総合政策局    | 436          |
|   |         | 20 | 181U  | 文化振興基金積立金               | 総合政策局    | —            |
|   |         | 21 | 1F14  | 文化ビジョン推進事業費             | 総合政策局    | —            |
| 3 まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促進するとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。 | ⑤       | 22 | 161K  | 史料館紀要発行事業費              | 教育委員会事務局 | 437          |
|   |         | 23 | 162A  | 史料等整備事業費                | 教育委員会事務局 | 438          |
|   |         | 24 | BZ31  | 文化財保護啓発事業費              | 教育委員会事務局 | 439          |
|   |         | 25 | BZ35  | 文化財収蔵庫企画展事業費            | 教育委員会事務局 | 440          |
|   |         | 26 | BZ3N  | 歴史資料保存公開事業費             | 教育委員会事務局 | 441          |
|   |         | 27 | C21P  | 田能遺跡サポーター養成事業費          | 教育委員会事務局 | 442          |
|   |         | 28 | 1621  | 史料館管理事業費                | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 29 | BZ52  | 城内まちづくり整備事業費(債務負担分を含む。) | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 30 | BZ5A  | 文化財収蔵庫維持管理事業費           | 教育委員会事務局 | —            |
|   |         | 31 | C221  | 施設整備事業費                 | 教育委員会事務局 | —            |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目           |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|-------------|
| 4,056             | 129                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 60 企画費      |
| 151,040           | 403                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費  |
| 710               | 411                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 20 資料館費     |
| 121               | 411                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 20 資料館費     |
| 12,812            | 121                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 15 広報費      |
| 3,648             | 411                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 20 資料館費     |
| 5,549             | 105                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 05 一般管理費    |
| 567               | 105                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 05 一般管理費    |
| 3,353             | 131                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 60 企画費      |
| 72,126            | 301                    | 01 一般会計 | 35 商工費 | 05 商工費   | 35 観光費      |
| 4,540             | 301                    | 01 一般会計 | 35 商工費 | 05 商工費   | 35 観光費      |
| 11,915            | 301                    | 01 一般会計 | 35 商工費 | 05 商工費   | 35 観光費      |
| 4,925             | 301                    | 01 一般会計 | 35 商工費 | 05 商工費   | 35 観光費      |
| 72,131            | 331                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 111,250           | 329                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 22,103            | 129                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 60 企画費      |
| 294,891           | 147                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 63 文化振興費    |
| 2,996             | 147                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 63 文化振興費    |
| 67                | 147                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 63 文化振興費    |
| 2,883             | 127                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 55 財産管理費    |
| 287               | 147                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 63 文化振興費    |
| 474               | 125                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 40 地域研究史料館費 |
| 338               | 125                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 40 地域研究史料館費 |
| 5,057             | 403                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費  |
| 846               | 405                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費  |
| 151,616           | 405                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費  |
| 200               | 411                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 20 資料館費     |
| 10,790            | 125                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 40 地域研究史料館費 |
| 1,224,205         | 405                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費  |
| 3,139             | 407                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 05 社会教育総務費  |
| 1,431             | 411                    | 01 一般会計 | 50 教育費 | 35 社会教育費 | 20 資料館費     |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策15 【環境保全・創造】

| 施策の展開方向                                    | 総合戦略の該当 | No | 中事業CD | 事業名                  | 局名    | 事務事業シート記載ページ |
|--|---------|----|-------|----------------------|-------|--------------|
| 1 環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。 | -       | 1  | 4N2K  | 環境保全の啓発・活動支援事業費      | 経済環境局 | 444          |
|  |         | 2  | 4S2K  | ごみのないまちづくり事業費        | 経済環境局 | 445          |
|  |         | 3  | 8K1K  | 河川愛護運動推進事業費          | 都市整備局 | 446          |
|  |         | 4  | 8P15  | 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費 | 都市整備局 | 447          |
|  |         | 5  | 8U29  | 尼崎21世紀の森構想推進事業費      | 都市整備局 | 448          |
| 2 市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしきみへと転換する取組を進めます。 | ⑥       | 6  | 4N31  | 温暖化対策推進事業費           | 経済環境局 | 449          |
|  |         | 7  | 4N4D  | 環境基金積立金              | 経済環境局 | —            |
|  |         | 8  | 4R3K  | 尼崎環境財団補助金            | 経済環境局 | 450          |
|  |         | 9  | 4S1A  | ごみ減量・リサイクル推進事業費      | 経済環境局 | 451          |
|  |         | 10 | 4S1K  | 資源集団回収運動奨励金交付事業費     | 経済環境局 | 452          |
|  |         | 11 | 4S2A  | さわやか指導員制度事業費         | 経済環境局 | 453          |
|  |         | 12 | 4S3K  | じんかい収集事業費            | 経済環境局 | 454          |
|  |         | 13 | 4S3N  | 大型ごみ収集等事業費           | 経済環境局 | 455          |
|  |         | 14 | 4S4A  | じんかい収集等委託事業費         | 経済環境局 | 456          |
|  |         | 15 | 4T1A  | し尿収集委託事業費            | 経済環境局 | 457          |
|  |         | 16 | 4R1A  | 職員安全衛生事業費            | 経済環境局 | —            |
|  |         | 17 | 4R1N  | 次期焼却施設等整備事業費         | 経済環境局 | —            |
|  |         | 18 | 4R21  | 施設管理事業費              | 経済環境局 | —            |
|  |         | 19 | 4R2K  | 車両整備事業費              | 経済環境局 | —            |
|  |         | 20 | 4R3A  | 広域廃棄物処分場建設委託事業費      | 経済環境局 | —            |
|  |         | 21 | 4S1F  | 一般廃棄物処理基本計画等策定事業費    | 経済環境局 | —            |
|  |         | 22 | 4T1K  | 公衆便所維持管理事業費          | 経済環境局 | —            |
|  |         | 23 | 4U1A  | 施設維持管理事業費            | 経済環境局 | —            |
|  |         | 24 | 4U1K  | 第1工場管理事業費            | 経済環境局 | —            |
|  |         | 25 | 4U1P  | 第2工場管理事業費            | 経済環境局 | —            |
|  |         | 26 | 4U2A  | し尿処理施設管理事業費          | 経済環境局 | —            |
|  |         | 27 | 4U2K  | 資源リサイクルセンター管理事業費     | 経済環境局 | —            |
|  |         | 28 | 4U3A  | 焼却施設等整備事業費           | 経済環境局 | —            |
|  |         | 29 | 4U3B  | 焼却施設等延命化事業費          | 経済環境局 | —            |
|  |         | 30 | 4U41  | 汚染負荷量賦課金             | 経済環境局 | —            |
|  |         | 31 | 4N1A  | 自動車公害対策事業費           | 経済環境局 | 458          |
|  |         | 32 | 4N1K  | 大気汚染対策事業費            | 経済環境局 | 459          |
|  |         | 33 | 4N21  | 水質汚濁・土壤汚染対策事業費       | 経済環境局 | 460          |
|  |         | 34 | 4N2A  | 騒音振動対策事業費            | 経済環境局 | 461          |
|  |         | 35 | 4R1K  | 産業廃棄物対策事業費           | 経済環境局 | 462          |
|  |         | 36 | 803W  | 地盤沈下測量事業費            | 都市整備局 | 463          |
| 3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。      | -       | 37 | 6221  | 市民農園等運営事業費           | 経済環境局 | 464          |
|  |         | 38 | 651A  | 農業公園管理事業費            | 経済環境局 | —            |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款         | 項        | 目            |
|-------------------|------------------------|---------|-----------|----------|--------------|
| 11,163            | 271                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 20 環境保全費 | 10 環境対策費     |
| 102,491           | 277                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 29                | 315                    | 01 一般会計 | 40 土木費    | 20 河川水路費 | 10 河川費       |
| 1,867             | 319                    | 01 一般会計 | 40 土木費    | 25 港湾費   | 05 港湾費       |
| 2,348             | 325                    | 01 一般会計 | 40 土木費    | 30 都市計画費 | 10 調査費       |
| 22,891            | 271                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 20 環境保全費 | 10 環境対策費     |
| 32,916            | 273                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 20 環境保全費 | 10 環境対策費     |
| 7,698             | 275                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 05 清掃総務費     |
| 13,472            | 277                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 16,506            | 277                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 2,269             | 277                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 18,893            | 277                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 48,381            | 279                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 882,345           | 279                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 38,475            | 279                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 15 し尿処理費     |
| 2,827             | 273                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 05 清掃総務費     |
| 33,263            | 275                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 05 清掃総務費     |
| 26,337            | 275                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 05 清掃総務費     |
| 29,466            | 275                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 05 清掃総務費     |
| 32,511            | 275                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 05 清掃総務費     |
| 2,684             | 277                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 10 じんかい処理費   |
| 12,480            | 279                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 15 し尿処理費     |
| 81,291            | 279                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 359,447           | 279                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 802,800           | 279                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 34,056            | 281                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 322,610           | 281                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 587,215           | 281                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 360,461           | 281                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 6,379             | 281                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 20 クリーンセンター費 |
| 19,264            | 269                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 20 環境保全費 | 10 環境対策費     |
| 31,975            | 271                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 20 環境保全費 | 10 環境対策費     |
| 5,694             | 271                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 20 環境保全費 | 10 環境対策費     |
| 353               | 271                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 20 環境保全費 | 10 環境対策費     |
| 3,188             | 275                    | 01 一般会計 | 20 衛生費    | 25 清掃費   | 05 清掃総務費     |
| 1,686             | 305                    | 01 一般会計 | 40 土木費    | 05 土木管理費 | 05 土木総務費     |
| 35                | 289                    | 01 一般会計 | 30 農林水産業費 | 05 農業費   | 15 農業振興費     |
| 29,386            | 291                    | 01 一般会計 | 30 農林水産業費 | 05 農業費   | 30 農業公園費     |

## 施策別事務事業一覧表

### 施策16【住環境・都市機能】

| 施策の展開方向   | 総合戦略の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                         | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|---|---------|----|-----------|-----------------------------|-------|----------------------|
| 1 市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりを進めます。       | ⑥       | 1  | 8T1A      | 都市計画関係事業費                   | 都市整備局 | 466                  |
|   |         | 2  | 8T1G      | 都市計画市民参画促進事業費               | 都市整備局 | 467                  |
|   |         | 3  | 8U1K      | すまい・まちづくり促進事業費              | 都市整備局 | 468                  |
|   |         | 4  | 9J1A      | 密集住宅市街地整備促進事業費              | 都市整備局 | 469                  |
|   |         | 5  | 9J1B      | 密集住宅市街地道路空間整備事業費            | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 6  | 8T21      | 都市美形成関係事業費                  | 都市整備局 | 470                  |
|   |         | 7  | 8T2A      | 屋外広告物関係事業費                  | 都市整備局 | 471                  |
|   |         | 8  | 8W2A      | 花と緑のまちづくり推進事業費              | 都市整備局 | 472                  |
|   |         | 9  | 8W51      | 尼崎緑化公園協会補助金                 | 都市整備局 | 473                  |
|   |         | 10 | 9H3T      | すまいづくり支援・情報提供事業費            | 都市整備局 | 474                  |
|   |         | 11 | 8W3A      | 緑化基金積立金                     | 都市整備局 | —                    |
| 2 住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。        | ⑥       | 12 | 8T1K      | 開発指導関係事業費                   | 都市整備局 | 475                  |
|   |         | 13 | 8T33      | 建築物耐震化促進事業費                 | 都市整備局 | 476                  |
|   |         | 14 | 8T37      | 空家対策推進事業費                   | 都市整備局 | 477                  |
|   |         | 15 | 9H3H      | 分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費     | 都市整備局 | 478                  |
|   |         | 16 | 9H3M      | 空家利活用推進事業費                  | 都市整備局 | 479                  |
|   |         | 17 | 30CY      | 鉄道駅舎エレベーター等設置事業費(債務負担分を含む。) | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 18 | 8T2K      | 建築指導関係事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 19 | 9G2I      | 住宅マスターPLAN改定事業費             | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 20 | 9G2J      | 住宅貸付金収納事業費                  | 都市整備局 | 480                  |
|   |         | 21 | 8W1A      | 公園整備事業費(債務負担分を含む。)          | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 22 | 8W25      | 臨海西部地区公園整備事業費               | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 23 | 8W31      | 公園維持管理事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 24 | 8W31      | 公園維持管理事業費                   | 経済環境局 | —                    |
|   |         | 25 | 8W41      | 有料公園施設管理運営事業費               | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 26 | 8W45      | 特定公園等指定管理者管理運営事業費           | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 27 | 8W4A      | 有料公園施設整備事業費                 | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 28 | 9G1A      | 市営住宅維持管理事業費                 | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 29 | 9G1K      | 市営住宅維持整備事業費                 | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 30 | 9G2A      | 訴訟関係経費                      | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 31 | 9G2F      | 市営住宅指定管理者管理運営事業費            | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 32 | 9G2G      | 指定管理関係経費                    | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 33 | 9I1U      | 市営住宅建替等事業費(債務負担分を含む。)       | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 34 | 9L1B      | 富松住宅維持管理事業費                 | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 35 | 9L1F      | 富松住宅指定管理者管理運営事業費            | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 36 | 9L1M      | 富松住宅管理基金積立金                 | 都市整備局 | —                    |
| 3 都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。 | ⑥       | 37 | 1916      | 交通政策推進事業費                   | 総合政策局 | 481                  |
|   |         | 38 | 801A      | 官民境界明示事業費                   | 都市整備局 | 482                  |
|   |         | 39 | 803K      | 公共土木施設情報整備事業費               | 都市整備局 | 483                  |
|   |         | 40 | 8041      | 下水道事業会計補助金                  | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 41 | 802A      | 土木工事積算システム関係事業費             | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 42 | 802K      | 土木管理関係事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 43 | 8K11      | 庄下川都市基盤河川改修事業費              | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 44 | 8K2A      | 庄下川浄化施設維持管理事業費              | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 45 | 8K31      | 市内河川維持管理事業費                 | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 46 | 8M1A      | 水路維持管理事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 47 | 8M1E      | 水路整備事業費                     | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 48 | 8N1A      | 抽水場維持管理事業費                  | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 49 | 8N1K      | 抽水場整備事業費                    | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 50 | 8P23      | 港湾用地整備事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 51 | 8V1A      | JR尼崎駅北地区駐車場取得事業費(債務負担分)     | 経済環境局 | —                    |
|   |         | 52 | 8V2K      | 市街地再開発事業等融資あつ旋事業費           | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 53 | 8Y1A      | 競馬場周辺道路整備事業費                | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 54 | 8Y2K      | 市内一円都市計画道路整備事業費             | 都市整備局 | —                    |
|   |         | 55 | 8Y3A      | 尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金      | 都市整備局 | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項        | 目           |
|-------------------|------------------------|---------|--------|----------|-------------|
| 8,804             | 321                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 855               | 321                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 150               | 325                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 10 調査費      |
| 2,650             | 345                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 20 住環境整備事業費 |
| 6,122             | 347                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 20 住環境整備事業費 |
| 535               | 323                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 1,841             | 323                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 83,720            | 331                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 11,853            | 333                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 555               | 343                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 10 民間住宅対策費  |
| 1,204             | 331                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 165               | 321                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 19,677            | 323                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 2,138             | 325                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 400               | 343                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 10 民間住宅対策費  |
| 3,010             | 343                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 10 民間住宅対策費  |
| 34,926            | 183                    | 01 一般会計 | 15 民生費 | 05 社会福祉費 | 05 社会福祉総務費  |
| 2,876             | 323                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 05 都市計画総務費  |
| 6,945             | 341                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 05 住宅管理費    |
| 2,747             | 341                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 05 住宅管理費    |
| 38,022            | 329                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 86,301            | 329                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 1,063,779         | 331                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 402               | 329                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 43,569            | 331                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 373,198           | 333                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 2,096             | 333                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 25 公園費      |
| 80,874            | 339                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 05 住宅管理費    |
| 326,102           | 339                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 05 住宅管理費    |
| 165               | 341                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 05 住宅管理費    |
| 903,511           | 341                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 05 住宅管理費    |
| 14,548            | 341                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 05 住宅管理費    |
| 1,567,615         | 345                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 15 住宅建設費    |
| 50                | 347                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 35 富松住宅管理費  |
| 9,617             | 347                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 35 富松住宅管理費  |
| 4,094             | 347                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費   | 35 富松住宅管理費  |
| 180,954           | 129                    | 01 一般会計 | 10 総務費 | 05 総務管理費 | 60 企画費      |
| 7,375             | 303                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 05 土木管理費 | 05 土木総務費    |
| 53,338            | 305                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 05 土木管理費 | 05 土木総務費    |
| 4,538,716         | 305                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 05 土木管理費 | 05 土木総務費    |
| 10,142            | 303                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 05 土木管理費 | 05 土木総務費    |
| 1,376             | 305                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 05 土木管理費 | 05 土木総務費    |
| 166,660           | 315                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 20 河川水路費 | 10 河川費      |
| 47,675            | 317                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 20 河川水路費 | 10 河川費      |
| 40,490            | 317                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 20 河川水路費 | 10 河川費      |
| 151,893           | 317                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 20 河川水路費 | 20 水路費      |
| 43,826            | 317                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 20 河川水路費 | 20 水路費      |
| 32,566            | 319                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 20 河川水路費 | 25 抽水場費     |
| 47,080            | 319                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 20 河川水路費 | 25 抽水場費     |
| 498               | 319                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 25 港湾費   | 05 港湾費      |
| 53,024            | 327                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 20 都市再開発事業費 |
| 100               | 327                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 20 都市再開発事業費 |
| 137,631           | 335                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 35 街路事業費    |
| 7,784             | 335                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 35 街路事業費    |
| 765,312           | 335                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費 | 35 街路事業費    |

**施策16 【住環境・都市機能】(つづき)**

| 施策の展開方向  | 総合戦略<br>の該当 | No | 中事業<br>CD | 事業名                            | 局名    | 事務事業<br>シート<br>記載ページ |
|--|-------------|----|-----------|--------------------------------|-------|----------------------|
| ⑥<br>3 都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。 | ⑥           | 56 | 8Y3D      | 長洲久々知線等道路整備事業費                 | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 57 | 941A      | あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業費(債務負担分を含む。) | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 58 | 9J1M      | 戸ノ内地区整備事業費                     | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 59 | 9K1K      | 住宅市街地総合整備事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 60 | 8721      | 街路灯電気料金に対する交付金                 | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 61 | 871A      | 道路橋りょう維持管理事業費                  | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 62 | 871E      | 臨海西部地区道路整備事業費                  | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 63 | 871H      | 交通安全施設等整備事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 64 | 871K      | 街路灯維持管理事業費(債務負担分を含む。)          | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 65 | 881A      | 道路橋りょう新設改良事業費(債務負担分を含む。)       | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 66 | 8A1A      | 指定管理者管理運営事業費                   | 都市整備局 | —                    |
|  |             | 67 | 8A7A      | 駐車場施設維持管理事業費                   | 都市整備局 | —                    |

| R1<br>事業費<br>(千円) | 決算事項別<br>明細書の記<br>載ページ | 会計      | 款      | 項          | 目               |
|-------------------|------------------------|---------|--------|------------|-----------------|
| 384,399           | 335                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費   | 35 街路事業費        |
| 230,240           | 337                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 30 都市計画費   | 55 土地区画整理費      |
| 223,260           | 347                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費     | 20 住環境整備事業費     |
| 4,006             | 347                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 40 住宅費     | 30 戸内地区整備事業費    |
| 542               | 311                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 10 道路橋りょう維持費    |
| 570,662           | 309                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 10 道路橋りょう維持費    |
| 151,497           | 309                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 10 道路橋りょう維持費    |
| 71,419            | 311                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 10 道路橋りょう維持費    |
| 271,775           | 311                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 10 道路橋りょう維持費    |
| 580,052           | 311                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 15 道路橋りょう新設改良費  |
| 29,164            | 313                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 25 阪神尼崎駅前駐車場事業費 |
| 15                | 313                    | 01 一般会計 | 40 土木費 | 10 道路橋りょう費 | 25 阪神尼崎駅前駐車場事業費 |





みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 総合政策局 政策部 政策推進課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階

電話番号 06-6489-6124

ファックス 06-6489-6793

Eメール ama-gyosui@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>